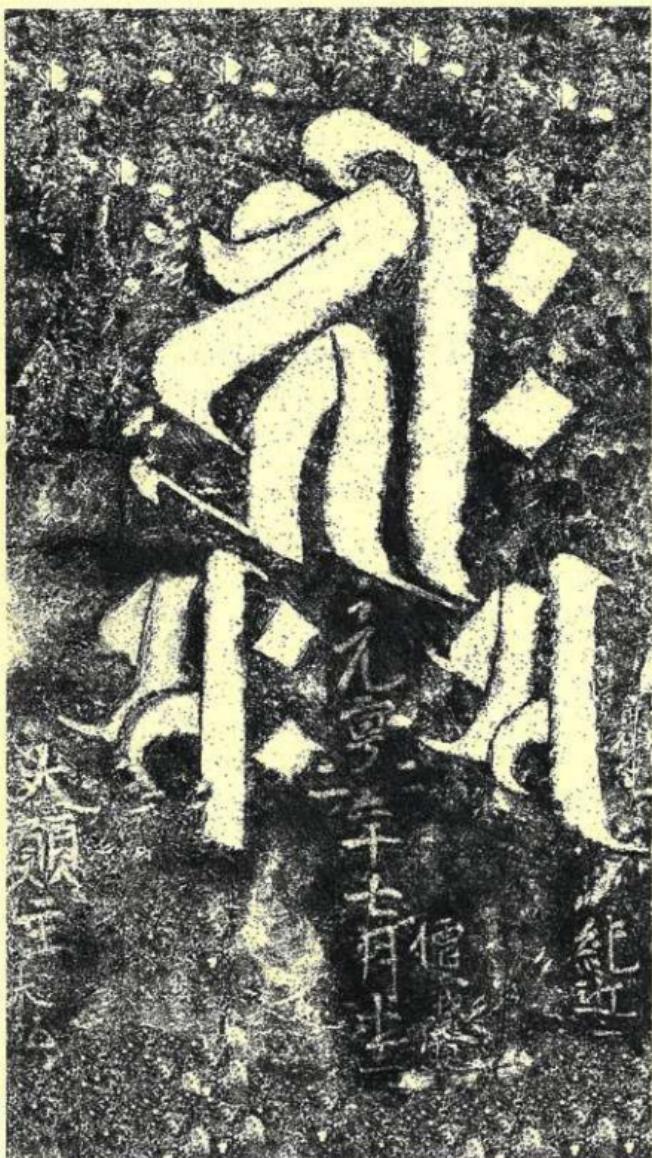


# 豊後國安岐郷の調査

資料編



大分県立歴史博物館

2003

## はじめに

国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査は、昭和五六年に当館の前身である大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館が開館して以来、実施してきている調査です。昭和五六年からは田染莊の調査、昭和六二年からは都甲莊の調査、統いて平成五年からは香々地莊の調査、そして平成一一年から宇佐八幡宮の根本所領の一つである安岐郷の調査を進めてまいりました。

これらの調査では、現在私たちの目の前に広がる景観自体が過去の人々の生活の痕跡をとどめた「遺跡」とし、地域に残る様々な情報の収集・記録と過去の景観の復元を行ってまいりました。しかしながら、国東半島では園場整備などの開発だけでなく、過疎による人口の減少により、ムラが大きく変貌しようとしています。「莊園村落遺跡」としてムラを捉えた時、このような調査は必要かつ急務の作業であることを実感いたします。

この資料編は、これまで四年にわたって東国東郡安岐町において歴史・考古・地理・民俗・美術史などの各分野から調査してまいりました諸調査の基礎データを整理したものです。これらの資料をもとに、来年度の報告書では過去の景観の復原を行います。

最後になりましたが、本調査に御協力いただいた地域の方々、安岐町教育委員会をはじめとする諸機関の関係者、種々有益な御助言を賜った調査委員および調査員の諸先生方に厚くお礼申し上げます。

平成一五年三月

大分県立歴史博物館

館長 岩井 宏實

## 目 次

I	近世史料	1
II	近代史料	.....
III	寺社関係資料	.....
IV	小社小堂資料	.....
V	石造文化財実測図	.....
VI	小字・シコナ一覧	.....
		119
		96
		52
		21
		1

## 付 図

A-1	明治期安岐町域土地利用図(1)
A-2	明治期安岐町域土地利用図(2)
A-3	安岐町域寺社小堂分布図(1)
A-4	安岐町域寺社小堂分布図(2)
A-5	安岐町域灌漑概況図(1)

## 挿図目次

1	金ヶ迫国東塔実測図	120	金剛院板碑実測図	20
2	西福寺国東塔実測図	121	中ノ川板碑実測図	21
3	大吉堂国東塔実測図	121	実際寺開山堂無縫塔実測図	22
4	木野国東塔実測図	121	報恩寺無縫塔（二号）実測図	23
5	恵良國東塔実測図	121	報恩寺無縫塔（一号）実測図	24
6	桂徳寺宝鏡印塔実測図	122	七郎一石五輪塔実測図	25
7	中ノ川宝鏡印塔実測図	122	報恩寺石殿実測図	26
8	西子歳神社宝鏡印塔実測図	123	七郎一石五輪塔実測図	27
9	護聖寺宝鏡印塔実測図	123	報恩寺石殿実測図	28
10	泉正寺宝鏡印塔実測図	123	報恩寺無縫塔（三号）実測図	29
11	報恩寺宝鏡印塔（一号）実測図	123	報恩寺無縫塔（二号）実測図	30
12	報恩寺宝鏡印塔（二号）実測図	123	報恩寺無縫塔（三号）実測図	31
13	実際寺寶鏡印塔実測図	123	報恩寺無縫塔（一号）実測図	32
14	奈多宮宝鏡印塔実測図	124	柳井田板碑	33
15	護聖寺板碑（一号）実測図	124	奈多宮宝鏡印塔	34
16	柳井田板碑実測図	125	護聖寺板碑（二号）	35
17	岩尾板碑実測図	125	柳井田板碑	36
18	護聖寺板碑（二号）実測図	125	奈多宮宝鏡印塔	37
19	弁分八坂社板碑実測図	125	護聖寺板碑（三号）	38

## 写真目次

1	金ヶ迫国東塔	129	中ノ川板碑	21	金剛院板碑	20
2	西福寺国東塔	129	実際寺開山堂無縫塔	22	実際寺開山堂無縫塔	23
3	大吉堂国東塔	129	報恩寺無縫塔（二号）	24	報恩寺無縫塔（二号）	25
4	木野国東塔	129	報恩寺無縫塔（一号）	23	報恩寺無縫塔（一号）	24
5	恵良國東塔	130	七郎一石五輪塔	26	七郎一石五輪塔	27
6	桂徳寺宝鏡印塔	130	報恩寺石殿	27	報恩寺石殿	28
7	中ノ川宝鏡印塔	130	報恩寺無縫塔（三号）	28	報恩寺無縫塔（三号）	29
8	西子歳神社宝鏡印塔	130	七郎一石五輪塔	29	七郎一石五輪塔	30
9	泉正寺宝鏡印塔	130	報恩寺石殿	30	報恩寺石殿	31
10		130	報恩寺無縫塔（二号）	31	報恩寺無縫塔（二号）	32
11		130	報恩寺無縫塔（三号）	32	報恩寺無縫塔（三号）	33
12		130	柳井田板碑	33	柳井田板碑	34
13		130	奈多宮宝鏡印塔	34	奈多宮宝鏡印塔	35
14		130	護聖寺板碑（二号）	35	護聖寺板碑（二号）	36
15		130	柳井田板碑	36	柳井田板碑	37
16		130	岩尾板碑	37	岩尾板碑	38
17		130	護聖寺板碑（一号）	38	護聖寺板碑（一号）	39
18		130	弁分八坂社板碑	39	弁分八坂社板碑	40
19		130	西子歳神社	40	西子歳神社	41
20		130	泉正寺	41	泉正寺	42

# 凡例

4 本書の執筆は以下のように分担した。

平川 裕

櫻井成昭

堀内宣士・中野昭純・櫻井成昭

渡辺文雄・宮内克己・山田拓伸

菅野剛宏・櫻井成昭・平川 裕

櫻井成昭・平川 裕

## 付図

櫻井成昭

- 1 本報告書は、平成二年度から開始した国東半島莊園村落遺跡詳細  
分布調査（調査地区大分県東国東郡安岐町）の報告書資料編である。  
本調査は、豊後高田市田染地区の調査（昭和六二年度～昭和六一年  
度）、同市都甲地区の調査（昭和六二年度～平成四年度）、西国東郡香々  
地町の調査（平成五年度～一〇年度）に統いて実施したもので、第四  
次調査と位置付けられる。

2 調査地区的東国東郡安岐町は、宇佐宮の莊園安岐郷の故地として種々  
の歴史資料にめぐまれ、莊園遺跡がのこされている。安岐町は大字下  
原・塩屋・馬場・瀬戸田・西本・中國・成久・吉松・掛掘・油留木・  
下山口・山口・大添・糸永・富清・西子・山浦・矢川・朝来・明治か  
ら成る。このうち、大字西子には六都山寺院の一つである両子寺領が  
あり、大字糸永・富清は武藏郷に属するともいわれる。しかし、安岐  
郷に隣接し深い関係を有することから調査対象地区とした。

- 3 本書では、学術調査の立場に立ち、可能な限りの事実を明らかにし  
ている。しかし、人権問題などの配慮を行った箇所もある。閲覧利用  
にあたっては、差別の解消、人権問題の眞の解決につながる視点を要  
望したい。

- 4 本報告書の編集は櫻井成昭が担当した。
- 5 図版・資料の作成にあたっては、安倍佳子・堀 優子・光田智美・  
永岡充沙子などの協力を得た。

- 6 図版・資料の作成にあたっては、安倍佳子・堀 優子・光田智美・  
永岡充沙子などの協力を得た。
- 7 調査にあたっては、多くの地元の方々に御協力いただいた。また、  
資料の探訪では大分県公文書館・大分県立図書館・安岐町役場・安岐  
町教育委員会に便宜を図つていただいた。

- 8 史料の翻刻にあたっては、できる限り常用漢字に直したが、執筆者  
や印刷上の問題で統一していない所もある。また、宛字や省略などは  
逐一指摘していない。なお虫食いなど、判読できなかつた文字は□で  
表現し、適宜読み点や並列点を付した。

# I 近世史料

天明四年から文化十一戌年迄

一 三拾七年

忠右衛門役中

拾七ヶ年

用水出来不申迄  
御損米平均拾武石程

用水後

御奉免

と年平均の損米高を書き上げているが、この記載から二ヶ免用水の築造は享和元（一八〇一）年頃に決定される。なお、紙幅等の都合により、史料①は今回翻刻をおこなつてない。

史料② この史料は、忠右衛門が文化一二年五月の水論発生から、翌同一年三月の代官藤四郎右衛門の仲裁による水論解決までの経過を詳細に記録したものである。これをもとに、以下その経過について簡単にまとめておきたい。

先に述べた唐味井手は、後述するように本来は成久村（付図A-3参照）へ水を供給する井堰であったと考えられるが、二ヶ免用水の設置により瀬戸田村へも配水するようになる。これに関して、忠右衛門は「新溝少しも參り不申様相成候而ハ実際寺など甚難波」（六月三日条）と述べており、瀬戸田村に所在する実際寺が二ヶ免用水の築造に何らかの関わりをもつていたことを推測させる。この二ヶ免用水の設置にともなう水論の内容は、「瀬戸田（近年新溝出来、過分水取越候付下方甚難波」（六月一七日条）という中國村（付図A-3参照）庄屋役小侯為助の言葉が示している。すなわち、二ヶ免用水の新設により「成久・中國井手も獨敷せき立」（五月二九日条）てようになり、そのため現安岐川下流域に位置する馬場村・下馬場村では、「去年も日損二相成、當年などハ根付も出

さされているように、当該期に庄屋役をつとめていた中嶋忠右衛門である。六九年からなる整頓の形態をとり、法量は概二四・六四、横一七・二四をはかる。作成者は、表紙に「瀬戸田村 忠右衛門」と記表記にしたがっているが、じつは文化一一（一八一四）年は戊午で翌同二年が亥年となる。後述のことく、記事内容の上層が文化一二年二月である点をふまえれば、「文化十一年」は誤記であり、この史料の作成年次は文化一二年五月と考えるのが妥当であろう。それでは次に、史料の概要について解説しておきたい。なお、以下の記述の中で「井手」は井堰を意味するものとする。

この史料は、現安岐川に設置されていたと思われる「唐味井手」に瀬戸田村が築造した「二ヶ免用水」（別に「新溝」とも表記する）をめぐり、同村と馬場村・下馬場村（付図A-3参照）との間に生じた水論の顛末を記録したものである。記事内容は上層が文化一二年二月、下限が文政六年（一八二三）年六月であり、次の三件の史料から構成される。

史料① 水論発生の原因となった二ヶ免用水に関する史料で、「文化十二年亥年二月御代官より御取調見」との標題がある。これは、二ヶ免用水の築造以前および築造後の瀬戸田村における損米高について、忠右衛門がその「平均之処荒々取調」べた上で代官藤四郎右衛門へ報告したのである。忠右衛門は史料の中で、

いたのである。

この問題は、瀬戸田・馬場・下馬場三カ村はもちろん、成久村や中國村なども加わりくり返し協議されたものの不調に終り、文化一三年三月、代官衛藤四郎右衛門の仲裁により唐味井手の井手口に「箱樋」を設置することでようやく解決した。

さて、史料②には水論の経過とともに、現安岐川下流域の近世後期における灌漑体系についての情報が数多く記されている。今後、ある地域の過去の灌漑体系を復元する上で、こうした水論史料がもつ情報の有用性には注目していく必要がある。

史料③ この史料は、文政六年の「前代未聞之日照」にともない、瀬戸田村と馬場村・下馬場村との間に再び生じた二ヶ免用水をめぐる水論に関するものである。その内容は、「瀬戸田の方江水分ケ橋居ハ村々申談四寸角之穴ニ承及居候處、當時四寸二五寸之縫居リ居水過分參り候者双方共難渋」という馬場・下馬場二カ村の訴えが示しており、前述の文化一三年三月に設置された箱樋の寸法が争点となっている。結局、この問題は從来の箱樋を「堅横四寸角之穴、丸木長七尺之樋」に変更することで解決し、瀬戸田村と成久・中國・馬場・下馬場四カ村との間で文書が交わされている。

さて、両者の間で交わされた文書によると、瀬戸田村から提出されたものは、「唐味井手当村へ水分方之儀」とあり、一方で成久村ほか三カ村からのものには、「唐味井手水其御村分分ケ方之儀」と記されている。これをふまえれば、先に述べたように唐味井手はもとと成久村へ水を供給する井樋であったと考えられる。この点を含め、これまでに述べてきた内容から、唐味井手は現在安岐川に設置されている成久イゼ（付図A-5参照）ではないかと推測される。

## 凡例

体裁は、左記の場合を除いて、基本的に原史料にしたがつた。

\*訂正箇所については、すべて訂正後の文言を表記した。

\*開字については、とくにこれを示さなかつた。

用字は常用漢字を原則としたが、人名・地名等については原史料の表記にしたがつた。

一 略字については、とくにこれを示さなかつた。

一 用字は常用漢字を原則としたが、人名・地名等については原史料の表記にしたがつた。

文化十一年亥五月 水一件懸合覚 (抄出)

文化十一年亥五月

当年も四月中潤雨無之、無程五月中旬も過候へ共田根付出来兼候二付、左之通小門申談致候

五月十四日晚、下役人・組頭組内老人ツ、召つれ罷出候様打寄申触候、右根付評儀致候処、恵良分ハ油留木井手ニて漸苗代七嶋間合兼候仕合植付等出来不申、榜分も池水も減候へハ先廿日過迄ハ根付八見合其節ニ至り評儀可致、乍然春田向者何卒植付候様致度申談候、本村分過半水取候へ共相残り居候分ハ不残春田水過分入可申候へハ池水ニ而いかゝ問合候程も難計、尤川筋殊之外水相減潤雨無之候而ハ成久・中國田<sup>田畠</sup>付も出来兼可申と相考へハ川水之處少も心当ニ相成不申、乍然用水致極も懸ケ置可申、池水を以少ツ・根付も致度段申談候

十六日、本村分用水致候処川水減少しも上り不申候へハ、又々於實際寺役人・組頭評儀致候処今老町程擴付為致度分有之、池水を以右之分植付其上申談取計可申、川水ハ先心當段間敷段申談致候而十六日七時池貢申候

十七日、成久村<sup>木</sup>井手せき夫申來、人夫遣候處七時過る水渡り候而廿一日曉迄池も二番上り、小川井手三本相加へ都合三町五反四畝程根付出来申候而、相申中町程有之候へ共延引可致候申談候

廿一日早朝、役人・組頭召寄根付も先相止メ候而、中國・成久も根付不相濟儀ニ有之候へハ川水も今日も廿五日迄五日程、屋分西ノ原<sup>木</sup>落し夜分ハ此方へ取越可申、明ヶ暮共六ツ時限リ取計候様申談候

尤右兩村<sup>木</sup>懸合等有之候而之儀ニ無之、此方<sup>木</sup>も水落し候段届も不致候

廿二日、人夫式<sup>式</sup>拾人虫石衛門召つれ恵良ノ下より山浦迄瀬<sup>瀬</sup>堤ニ<sup>ニ</sup>漸暮六時三罷<sup>三</sup>候<sup>候</sup>堤岸<sup>岸</sup>道々有之、瀬<sup>瀬</sup>堤致候へハ水殊之外相增候、何

辛いか様ニ成共致成久・中國植付も早々相濟候様致度心得を以罪越候儀ニ有之候

廿三日、村中門主郷七社參詣、八幡宮へ參籠、雨乞祈願致候、今日未明少し潤雨有之候而川水ハ大分相増候

廿四日、塩屋村<sup>塩屋</sup>ヘ用<sup>用</sup>有之罷<sup>三</sup>候<sup>候</sup>、成久・中國ハ水取仕運馬場、下馬場昨今水取懸候様ニ有之、川水ハ日々相増候へハ兩三日ニハ

根付可相済と申越ニ有之、尤本村分も右潤雨ニテ小川も相増今日切<sup>切</sup>二種付相済申候

廿五日<sup>木</sup>川水福正寺井手ニ落し候、是又馬場・下馬場<sup>木</sup>懸合も無之、尚此方<sup>木</sup>及沙汰候程之儀ニモ無之候へ共水番之者<sup>木</sup>馬場<sup>木</sup>相連候由

廿七日、馬場廣慶殿<sup>廣慶殿</sup>見廻、私申候川水相増井手懸りハ根付も相濟候處、大田ニ不根付相見候間水差遣候而ハいかゝ可有之哉之段相

ぬ候處、成程大田ニ不根付有之候へ共御村水大田ニ貲候様近年相成候付、成程大田ニ不根付有之候へ當年柄下方夫是申分有之、御

候付小尾・下堀田甚難波ニ有之候へハ當年柄下方夫是申分有之、御

心御申候甚いかゝ被<sup>被</sup>候<sup>候</sup>、共無余儀御懸合ニモ及可申哉ニ有之、下屬

場共申談候居由、右之<sup>之</sup>第二候へハ大田ハ先根付も見合可申と申事<sup>事</sup>有之候、右二付私申候者當年柄川筋植付出来兼候時節本村分疾相

濟候段甚不都合其可<sup>可</sup>被<sup>被</sup>候<sup>候</sup>、十日頃迄二過半水取、十六日後取計方之儀前文之通相斬、尚又此上とても於拙者ハ被及御懸合候而御答可申趣意無之、成程新溝仕御双方御差障ニ相成氣之毒無限候へ共今

更致方も無之、馬場・下馬場通迫ニ而間合申候節ハ拙者方ハいか  
様共不及御相感、成久・中國より水遣候ハ、一両日之儀者川水ハ落し  
候而も差可申、既ニ去年も中關より御賀節村方ハ落し差遣候、右  
之心服ニ有之候へハ御懸合者有之候而も御答可申詫無之と申候處、  
廣蔵殿御咄ハ近年瀬戸田村へ水取候ニ付成久・中國井手ノせき方稱  
敷、就中當年ハにし本ハ成久へ參り中國ニ者塙屋大勢罷越開候由、  
尚当年ハ土も持込候而川下ニハ少モり不申、村方申出候も成久・  
中國右様井手閑方稱敷有之候儀者近來瀬戸田村へ川水取候付せき方稱  
強御座候由、左候而ハ大川筋之儀ニ有之候へ其去年も日捐ニ相成當  
年などハ根付も出来不申候へハ、いつれ御懸合を以にし本・塙屋ハ  
不行届と申年柄ニも本川懸り之儀行届候様ニ有之度、此段懸合候  
様申二付大田ニ水所望致候儀も先見合候段廣蔵殿御咄ニ有之、何分  
右様心配筋ニ相成候段之毒候へ共致方も無之、心服ハ右之通ニ兼  
々相心得罷在候段御咄申罷帰候

廿八日、役人中同様八時分良へ罷越候處、廿七日迄ニ小野分水取  
仕舞今日ハ根付も可相済趣ニテ水少レツ、渡り候而、次兵衛・庄作  
小野鼻ニ当テ有之候ニ三付小野江罷越弁差八百歳出会咄合致候處一両  
日中ニハ水も悪良分へ通り可申、村方根付相済ニ第一双方罷出世話致  
惠良分根付も出来候様取計度候者々申談も致候様ニ有之、甚深切之  
儀共乍此上得と出作面々多候へハ申談致與候様相頼置候、尤役人  
申談毫人ツ、日々相詰居候付若用誠も有之候ハ、申談致候様相頼置  
罷帰候

廿九日、下馬場市兵衛殿被見、御咄ハ兼而御承知も有之候通下馬場  
分年々水行届不申候付中國ニも御相談申候而地原海老や田番下ヶ去  
冬村方も加勢いたし余水少ニ而も流れ可申哉、尚又所望之節勝手二

も可宣取計仕向も致候候處当年ハ早魃根付も出来兼去ル廿三日迄中  
間分ハ荒水も行届、馬場・下馬場ハ廿三日より川水も少々相増候而荒  
水取懸り候處、石磯ノ下地原へせき懸ケも廿四日ニハにし本・塙屋  
之方へ為介殿御差因を以落し候由、勿論西本・塙屋も中國より余水有  
之故水行届候方ニハ可有之候へ其共瀬戸兩村共根付も今少しニ相  
成、大川水増中國荒水取渡し候ニ付而ハ追々余水落井手も相増居候  
處、右様村方出情仕向も仕置候へとも右石磯ノ下せき懸ケも落し馬  
場・下馬場者本川懸り昨今根付ニも可取懸と申頃、為介殿御差因を  
以落し塙屋・西本へ遣候儀者甚以いかゝ敷、畢竟近年中國・成久  
井手せきかた不一通川下之村々根付ハ出来候而も水行届不申候付小  
門歛出も有之、何分難捨置及懸合候心得ニ有之、拙者存者も可有之  
哉之段御咄有之候、右ニ付前文廣蔵殿江御咄申候拙者心服者當年  
柄別而御心配出来候段何共御返答可申、第二も無之、十七日夕方の廿  
日晚迄川水池相加三町余根付も致候へ共、廿一日より水も落シ廿二日  
ニハ人夫式給人拙者召つれ山浦迄瀬戸ニも罷越、其後馬場・下馬場  
根付御取懸り候砌る福正寺へ水落し置候心得ニ罷在、尤近年当村へ  
水取候ニ付成久・中國井手も標敷せき立下辺御迷惑之段廣蔵殿御咄  
ニ承之、畢竟當村より御心配發り候段返々不相濟儀共相考候へ共今  
更拙者了簡ニていかゝ共可致様も無之、中國・成久より御貴候節者  
當村之所へ何ヶ時も不及御懸合ニも水落し候而も川筋融通候様仕度、  
右御咄之儀者當村へ水取候故兩村井手せきかた標敷御經済と相成候  
段ニ相間候へハ、拙者より中國へ懸合候様ニとの思召ニ可有之哉之段  
六月三日、中國為介殿方へ罷越候處、昨朝日馬場弁差称作、下馬場

弁差吉右衛門・組頭寅蔵石為懸合中國へ罷越候由、下馬場分年々水も御所望申候處免角不行届二付去冬御相談申候而地原海老や田畠下も致仕向致置候處、当年根付も出来兼候時節石橋之下せき懸ケもにし本・塩屋へ御差団を以落し被遣候由、尚又塩屋村大勢井手せき夫罷越候よし、近年中國井手御敷御せき留被成候村下辺者甚難渡仕候、尤にし本・塩屋ハ山口川筋ニ有之本川余水第一之村方ニハ可有之候へ共本川筋根付も不相済事ニ候へハ御勘弁も可被下処余り敷被成方ニ有之、両村甚難敷致候付小門申出も有之及御懸合候、委細ハ此上御面倒之儀も御懸合可申との儀ニ有之候由為介殿御咄三承之、擇々氣之毒千万之御儀共右及御懸合候儀も近年拙村へ川水參り候ニ付御村方井手も獨敷御せき留被成候様双方共申候由、勿論新溝之儀ニ有之候へ於拙方少も申条ハ無御座、廣蔵殿・一兵衛殿御咄合も承知致候者心服も御咄申置候へ乍此上何卒程克御相談被下候様御頼申度、拙方へ水取候付右井御双方御心配出來候段甚以氣之毒不相濟程ニ存候へ共今更仕方も無之、下辺水不廻り二付中国・成久御相談之上水被遣候節ハ何時も新溝ハはしき候而差違度、去夏も右心得ニ而取計候儀も有之候間何分御考合ニ過不申御任せ申上候心得ニ罷在候間宜被仰請被下候様御頼申度段申候處、いづれ内分ハ漁戸田新溝出来候故右様不融通と相成候趣ニ有之候得ハ、貴様御差除ケ成久・中園・馬場・下馬場・塩屋・にし本六ヶ村出会申談候様ニ也可致哉、新溝少も參り不申様相成候而ハ実際寺など甚難済も有之、尚又漁引等も出來候ニ候へハ右六ヶ村井手口計り石少し上ケ候様ニも致不申候而ハ居り合いかゝ敷、漁戸田ハ織大川懸り八反之之儀ニ有之候へハからみ北ノ溝崩シ候而右八反之免相并候様ニも相顧度と申者も有之候へ共、是ハ法外之儀ニ候へハ取上ケ候儀ニ無之、い

つれ共右六ヶ村出会申談と為助殿御咄有之、何分宜様御相談接下一度段申置候、御挨拶申置候  
一同日、成久へ罷越重右衛門殿へ右之趣相咄御挨拶申候處成久村ニハ兩村々今以懸合無之、重右衛門殿ニも拙者心服相咄何分宜様御評儀も被下候様ニと申置候處、重右衛門殿被申候者當村之儀ハ井手口二度候へ共何分双方水之差路ハ出来不申不殘中國へ落候而し本・塩屋へ落候儀ニ有之、尤井手口計り石直し候様之儀有之候共塩屋・にし本御立会ハいかゝ可有之哉、馬場・下馬場とも御立会もいかゝ敷、是ハ成久・中國・漁戸田立会ニて可相濟儀共相考候、乍然新役之儀万端中國氏心得も可有之、水ハ兎角中國村より双方能通差路不致候而ハ相叶不申村ニ有之候へ追々申談も有之候ハ、唯合可致、成久井手ハにし本ニハ出作も過分有之候へ共終ニ井手せき出夫申遣候儀無之との儀ニ御座候

一 六月八日、心願之儀も有之、大神宮江參籠致候間先根付も相済候儀ニ有之、少々相咄度儀も有之候間下役人・組頭中是る社參致候様申聞賜出申候付前文之<sup>(1)</sup>第二内々一通り相咄聞候、當村余水ハ近年之儀就惠良分など御領分ニも相聞候日損傷根付ニ大川水相用根川筋差路ニ不相成候返答無之、於拙者ハ幾重ニも双方程克相談相頼川筋差路ニ不相成候到來之儀、鄉中村々夫是不融通之段申候儀者尤千万之儀共無余儀事ニ有之候間於當村少も申条無之、此上いか様及懸合候而も趣意立候儀も右之心得ニ有之候へハ、下方決而夫是と水一件ニ付而ハ勿論時分取越、逼迫ニ付成久・中國近々馬場・下馬場へ水質候節ハ何ケ時も落し候心得ニ罷在、先日水ハ廿一日落し、廿二日漁場ニ罷起事ニ有之候間於當村少も申条無之、此上いか様及懸合候而も趣意立候儀も右之心得ニ有之候へハ、下方決而夫是と水一件ニ付而ハ勿論何事ニよらず、意論ケ間敷心得等決而無之様万事穩ニ申談可仕旨申聞候、後年ニ至り候而も用水之儀ニ付於當村夫是趣意達申儀有之候而

八甚不為之儀ニ有之候間若輩者迄常々心得方美林ニ申聞置候様致度段申談候

但、下馬場去冬海老や田畠下ヶ致候付而ハ塙屋村より余水北ニ落候而ハ可及迷惑旨每々寿八郎殿御嘗て有之候へ共、当村ハ右林様双方差障共相成候程之儀仕置候へハ兎角不被申、右之場所相考候處中園余水地原ノ溝より塙屋へ落候へたとへ番下ヶよけ溝等いたし候

共壱升之処毫、武合も北ノ方へ落可申哉、塙屋之方格別不為と申程之儀も覺間敷哉三相考候へハ、先當年之處を以相考られ其上二て中園・下馬場御詰合いかゝ可有之哉ニ御咄申候儀ニ有之候處、拙者心得不承知ニ思召中園へ毎々及懸合右地原余水決而北ノ方ニ落し呉不申様御頼申遣由、折節下馬場根付取懸り候時節兩三石樋ノ下落道候付余り御無能之被成方と中園へ及懸合候趣、於拙者塙屋も余り申分強中園より馬場・下馬場根付取懸り候時節にし本・塙屋も不根付少しつゝ有之候へ共、右林中園荒水行届候へハ程なぐ両村へハ水も落、塙屋も水増候付人夫出井手縛いたし候程之儀ニ候へハ追々根付も済可申、石樋ノ下せき縣ヶ落し不申下馬場へ少々ニ而も水參り候様有之候へハ右林之儀も及懸合候程ニ也有之間敷哉、乍然ケ様之儀者全時節到来ニテ庄屋中互ニ如才有之儀ニ而ハ無之候へ共村方申出二付而ハ前役之儀双方も無之候

右之二、第横木鹿藏殿、山口寿右衛門殿ニハ心服御咄申便御考合も可被下段御頼申候處、拙者存寄無之御双方御相談、第二御双方差障ニ不相成節ハ取越可申、通達之時節ハいか様共落し可申、其第二至り候ハ、成久・中國も申談馬場・下馬場へ水差遣日損出来不申談致度、中國氏御引受御差略被成候思召ニテ村々被申談候ハ、總分融通ハ可致哉ニ相考候段御咄有之候

六月五日頃、馬場・下馬場へ罷越、右水一件ニ付大三御心記差發儀甚以御笑止ニ相考候へ共今更何分拙者も兎角可申筋も無之、兼而

心服御咄審申候通之儀いつれ其宜様被御合可被下旨一通御詔移可申ため罷越候處両所共他出ニ不得御意候

六月八日、心願も有之、大神宮へ致參籠候ニ付下役・組頭疊時分らため罷越候處両所共他出ニ不得御意候

六月八日、心願も有之、大神宮へ致參籠候ニ付下役・組頭疊時分らため罷越候處両所共他出ニ不得御意候

当村水之儀ニ付而ハ夫是異論ケ間敷相心得候而ハ宜ケ間敷候付、得と下役人・組頭相はまり大勢之儀ニ候へハ心得違之者も有之候へ、情々申聞致候様申談候、誠ニ下辺不行居、於当村へ可成ニ行届候儀双方右枝及懸合候段尤千万之儀ニ相考候へハ此□ニても何卒少々ニ而も右余水參り候而相助候様仕度、當時之處少し相減候段申分無御座下方迄も得と相はまり候様情々可申談旨申候、役人・組頭左之通不參無之候

弥右衛門、忠助、永蔵、組頭十兵衛、升右衛門、基右衛門、伊右衛門、利平、段平、米蔵、市蔵、永助、次兵衛、肝煎常助、宮懸り文助、実際寺御長老、拙者徒然可有之と參被成候而咄合御聞被成候、是ハ寺ニモ門前過分有之候へハ御心得ニも相成候儀ニ有之候

六月十七日、年番所為助殿方へ當人助給銀之儀ニ付庄屋中打寄有之、相濟候上左之面々右水一件御咄合有之候

下馬場一兵衛殿

馬場廣藏殿

忠之九殿

成久重右衛門殿

中國為助殿

日本五郎殿

浦下原七助殿

横木鹿藏殿是八年番懸り

塙屋寿八郎殿御不參

右御面々御捕中關氏被申候者、先日以來馬場・下馬場・水一件御懸合筋有之、右趣意之元ハ瀬戸田へ近年新溝出來過分水取敷被申候へ承知有之間數、當春以來塙屋之懸合ぶりニ准し取計候越候付下方甚難済之<sup>ハシタ</sup>第、右二付当村も井手せきかた強可有之哉、しかし井手も無用ニハせき不申、何卒御双方御出会之儀ニ有之候へいかゝ致可然哉御評儀申度、右二付為助殿存寄之處瀬戸田の方も過分相減し、にし本落水・塙屋落水少レツ、相減し候而馬場・下馬場の方江少し落し申度、瀬戸田の方ハいつれ共可相成段心服承候候へ共塙屋ハ當春以來毎々懸合有之何分承知可致種難計、にし本ニハ兩所る落候へ共是ハにし本計ニ無之、塙屋ニも隨分懸り候へハせき揚ケ候儀も出來兼可申候へ共、塙屋へ落候専少相減下馬場へ落候様致度御双方いかゝ可被思召哉、たゞ瀬戸田新溝少も不造候而も井手ニてもらし下辺融通候様ニハ難相成候へ此處いかゝ可有之哉、先村々申分之趣意も瀬戸田より発り候儀ニ有之候間瀬戸田の方何ほど相減し可然哉、其處御談申候上ハ村々下方ニも中間方も可有之哉之段被申出、御双方格別申分も無御座候へ共第一「」小門申出ハ不一通儀ニ有之、右之段も組廣藏殿<sup>ハシタ</sup>被申候へ共不承知ニ有之候へいかゝ可有之哉、村方申分之儀者当年柄之儀ニ無之、昨年下塙田ハ殊之外日損ニ相成御毛見へ出来不申候へ共、利田も地主へ差返漸疎合之毛上ニ有之候へたとへ「」井手分ケもらひ候様之儀ニ而ハ行届不申候得ハ、大川懸り先年八日損ハ無之候間瀬戸田を漬し候共成久・中國より井手を勘弁致候而せき候共日損相成不申様世話致良候様、其儀不相候ハ、御免下ヶ御願可被下哉、左無之候而ハ御百<sup>ハシタ</sup>不相勤と一統概敷申候候由、双方相減候而之処ニて下方承知可致哉難計、右二付而ハ第一庄屋勤方不宜段色々申出も有之候へハ難甚押相考候由、にし本も落水相減候儀ハ不仕得と申候へ共い

かゝ可有之「」中國氏被申候處今日不參ニも有之、塙屋の方甚獨數被申候へ承知有之間數、當時瀬戸田よりニ准し取計候へハ疾下馬場とも不安懸合も可有之候へ共中國へ何角引受居候儀故先其分ニ有之、中國氏<sup>ハシタ</sup>塙屋ニハ右「」難相毗鄰ニ有之段為助殿被申候、且<sup>ハシタ</sup>瀬戸氏被申候も兼而惠良分へ余水遣候儀も甚不宜と忠之允殿ニも塙屋<sup>ハシタ</sup>被申候由、誠小野分出作過分有之候付差遣候儀と返答被致候由御咄ニ有之、右二付拙者「」者瀬戸田之方水減し方にかゝ致可然哉於拙者いかゝ共差路難相成、此儀御双方御評儀<sup>ハシタ</sup>第二と申候处、鹿藏殿被申候者先年之處武歩、近來八歩相増候といたし、右八歩半減ニして六歩還四歩相減し候者いかゝ可有之哉と被申候、中國思召<sup>ハシタ</sup>石撻ニいたし「」四寸角位<sup>ハシタ</sup>種塙込候へいかゝと中、馬場ハ四寸角ハ過分ニ可有之と申決候儀ハ無之、當時之水を十歩として何歩之計いと申儀筆紙<sup>ハシタ</sup>も言語ニも尽かたく、右二付いか様只御評儀宣御頼申度、此度御双方御心配も<sup>ハシタ</sup>村々発り候儀此上御代官様御厄介ニも相成候而ハ重疊恐入罷在、右御咄申候通之心服ニハ罷在候へ共此上拙者心得方也可有之哉、一通り御賢智も御頼申候而も御双方穗ニ相成候様致度相考候儀も有之候へ共、此時節拙者<sup>ハシタ</sup>御内々申上候儀とも有之候而ハ御双方思召ハ御内々御代官様へ罷出御敷ケ間敷儀申上候様とも成行可申哉と應と差扣罷在候段申置候、中國氏思召も尤之儀當時瀬戸田より乍内分も御代官様へ申上候へ却而申分ハ暮リ候儀ニ可有之、幾重ニも往々迄も申分「」相談いたし規定致度申度と被申候事ニ御座候儀者まより候儀無之、今日ハ皆々引取申候

但、當村へ新溝出來候而ハ村々差障ハ可有之、右様御懸合下方申分も尤至極之儀ニ相考候、乍然馬場村ハ大田者水之場所有之用水

加勢夫も参り年々水不遣年ハ無之、就中去年ハ毎々中来候付差遣御毛見も一坪□者出来七嶋損も無之、式拾人余も当村水ニて相助り候面々も有之候へ共当年ハ大田ヘ貢候而ハ下堀田不為と申貢不申、右隣ニ御免下ケ等も順度一円当村新溝清し候存と申ハアマリした申分共相考、尤大田作りと下堀田作りハ不残人も替り居可申哉ニ候へ共一隣ニ處三面ハ勘弁もからく候様相考候、尚塗屋村ニハ三拾ヶ年余之処荒々相競井手懸り白干等出来候段終ニ承不申村ニ候へ共、此度之申分甚手強く兼而懸種る水遣候儀甚不宜とも申趣ニ候由、當時相考候付右新溝ハいかゝ我存立□早損付ハいつ迄も日損ニ相成候共飢死散離も致間敷全我分之徳用計相考候儀ニも無之、不存寄□者御賞しニも預り當時ハ御厄介も可差発哉甚恐入候次第、右用水懸り之心配いたし候ハ、外道ニも何成共出来も可致上ニ御願申様可有御座事と存甚以不行届後悔不少心痛罷在候、物事向かたニハ成られ不申候ものニ有之候へ共馬場・下馬場申分御尤之儀ニ有之、何品とても日損之心痛ニハ増候概有之間敷、役用内証共生涯之心痛不少候ハ共皆々無用ニ相成候儀せひもなく候へ共致方無之、我分不行届とのミ相考候、只々此上ハ天道ニ任せ置候外無之、乍然心痛ハ不得止事候

十八日、下役人永藏、組頭十兵衛・升右衛門召つれ候而早朝出立、西子走り水祭礼致參詣候

十九日朝飯後、水番伊兵衛・米蔵召呼議候儀有之候間からみまつ井手ニて木半分川ニ落し、半分を以今日より五日程随分出情間合せ候様行届聞敷候へハ幾日より二池抜候様可相成候、右之通世話致候様申聞候

聞候

廿日早朝、役人中召呼本村分今日より水不残落シ池抜間合候様可致、

御毛見も一坪□者出来七嶋損も無之、式拾人余も当村水ニて相助り候面々も有之候へ共当年ハ大田ヘ貢候而ハ下堀田不為と申貢不申、右隣ニ御免下ケ等も順度一円当村新溝清し候存と申ハアマリした申分共相考、尤大田作りと下堀田作りハ不残人も替り居可申哉ニ候へ共一隣ニ處三面ハ勘弁もからく候様相考候、尚塗屋村ニハ三拾ヶ年余之処荒々相競井手懸り白干等出来候段終ニ承不申村ニ候へ共、此度之申分甚手強く兼而懸種る水遣候儀甚不宜とも申趣ニ候由、當時相考候付右新溝ハいかゝ我存立□早損付ハいつ迄も日損ニ相成候共飢死散離も致間敷全我分之徳用計相考候儀ニも無之、不存寄□者御賞しニも預り當時ハ御厄介も可差発哉甚恐入候次第、右用水懸り之心配いたし候ハ、外道ニも何成共出来も可致上ニ御願申様可有御座事と存甚以不行届後悔不少心痛罷在候、物事向かたニハ成られ不申候ものニ有之候へ共馬場・下馬場申分御尤之儀ニ有之、何品とても日損之心痛ニハ増候概有之間敷、役用内証共生涯之心痛不少候ハ共皆々無用ニ相成候儀せひもなく候へ共致方無之、我分不行届とのミ相考候、只々此上ハ天道ニ任せ置候外無之、乍然心痛ハ不得止事候

椿分今晚打寄評儀致御毛見出来不申様可申候旨申談候、川水落候段中國「」

成久井手せき申來、人夫差遣、井手祭り神酒造ス

今日為介殿飯後ニ御出、御晤合之儀者今日より川水落し候段尤千万

之儀中國井手せき候付馬場役人も參り居付當村落し候へ、中國も水分ケ可達、先兩三日ハ池ニ而相弁候様いつれ中國より村々水差略不致候而ハ不相叶候間拙者引受候而成たけ申談可申段御有之、勿

論拙者存候處も外村も差略難相成候へ兼而左様希罷在、折節羽田方伊右衛門殿被見先ケ様之節後々規定ニモ□儀様之儀も出来兼候儀ニ有之候へハ何卒當時柄之儀ニ也可有之、いか様とも中國より御差

略を以双方融通候様御取計可被下旨御晤合申候儀ニ有之候、下馬場ニも昨十九日より地原少しつ落し道候由ニ有之、何卒馬場・下馬

場ニも昨日より地原少しつ落し道候由ニ有之、何卒馬場・下馬場不行届ニ付苦々敷儀共馬場・下馬場不行届ニ御座候由、昨日より川水も半減ニ致今朝ハ不残落し候間其段中國へ申遣候、追々中國も差略御取計可有之、於此方者何時も下邊不行届ニ付申國より水遣候節ハ不及御相談御沙汰、第二落し差遣候心得ニ罷在候、乍然水々新溝不用ニいたし候儀者拙者之了簡を以ハ出来不申段申置候

今日中圓井手せき、出作罷出候内ニ為介殿水落し有之候間馬場・下馬場一兩人ツツ、罷越見届候様申候よし、兩村□者罷登新潤之上より落候由、石垣も損「」候へ共先其保ニ差置候

廿二日、今日雨乞・虫折持村中參籠、是時分より兩度ほこり沈ニ降候、

懸種迄ハ兩度共坪水流シ上潤十分ニ有之由川水も相増候、尤役人中

中國へ罷越役人中へ挨拶致置候様申談罷越候

廿三日、中國祭礼二付中國へ罷越候処、水も余程相増今晩中二ハ馬場・下馬場行届可申趣、成久氏被見御詫申候者水相増候上ハ又々取越候而ハいかゝ五、三日之内水減可申、其節ハ又々落し可申申談候處中國アキラカ一通り懸合可申と申候付任其意、尤兩村ニも段々心配も有之候へハ拙者役人召つれ一通り罷越候而挨拶致置可申、其上御懸合被下候様中國氏申談候

成久村小門申分八実際寺西二て水落し候様相成候ハ、本井手口取揚申度、重右衛門殿方へ申出も有之「」伝言も有之候へ共誠此度之儀者當時愈難相凌候事故其通致置候

廿四日、永藏召つれ馬場・下馬場へ罷越、川水も相増追々行届候半、其上ハ又々当村ニも通し申度、万端水之儀者中國氏御取計ニ無之候而ハ融通不致候付乍此上にいづれ共御相談致度段申置候、昨廿三日夕迄二大牀行届候ニ有之、今日成久へハ役人中方へ弥右衛門・忠助差遣、況かけ長次郎方へ永藏差遣

一 水増候付中國弁差良兵衛心付を以実際寺分一付居候付相当申度、下馬場田地見廻り一兵衛方へ立寄候而水増余程行届候間実際寺分へ當させ申度段申談候處隨分可宣旨申候由、馬場ニも立寄候へ共留主ニ有之由、拙者も居合不申直ニ実際寺へ參り致差図當させ申候、右段申圖アキラカ申來□□今晩中國へ參り実際寺分計ニ可致哉、下辺も大牀行届候上ハ極も渡し申度いかゝ御考可有之哉と申候處、此度落し候儀者試ニ当難波兩三日位水増居可申候間通し候様可然、丁兵衛も召呼申談一兩日ハ中國井手もはね置可申、瀬戸田へ通し候段為助駕アシタク馬場・下馬場へ御状□遣候而懸合候筈、又々不行届之節ハ何ケ

時も落し中國らも融通取計可申段ニ懸合候等、御相談申候而廿五日

早朝迄寺分相濟種を渡り申候

廿六日九時分、馬場廣蔵殿御出有之、去ル廿三日潤候而水少々相増一通りハ行届候へ共もしや両村共水畠不申候付中國へ罷越候處、

為介駕御出役二付下役人良兵衛方へ懸合置候付水落貞候様被申候間隨分落し可申段申置、廣蔵殿被帰候間即刻水番へ可申聞候處良兵衛越右之段申候付、下役人永藏へ申聞良兵衛同道致にしノ原より

落し申候

廿八日、潤雨有之、此辺漸雨落少し溜り候位十分之ほこり沈之御届致候處田口ハ十分之降ニ有之由、川水殊之外相増双方井手口越し候様相成候ニ付廿九日朝る本村へ取下し申候、尤此段廿九日御代官様

御廻村ニ付為介駕御付廻り御出二付御詫申候

七月朔日、御代官中國年番元へ御溝、庄屋中相寄罷出候付去冬小門歛納人御貢し有之、尚又小門高縣り歛納も差出候付御酒三合ツ、被下置候段被仰付候、御毛免狀今日被仰渡候

一 右打寄「」御中川懸り庄屋中一通り御評儀も可有之趣ニ有之候開心服兼而中國・成久江御詫申置候、尚今日も御相談可被下段千万悉何分宜様御唱合可被下、出会候而ハ馬場・下馬場心服も難相分儀然井手口計り石ハ急度規定致置申度段御詫有之、於拙者後□申分無之様規定相立候上ハ無比上多分之義可申様無之段申置罷帰候

朔日夕、中國へ罷越候處為介駕アキラカ被申聞候第二第

一 打寄後、中國・成久・懸種・馬場・下馬場・にし本・塙屋・浦下原御桶右水一件御評儀も御座候處、馬場・下馬場申条先年アキラカ之川懸り八反之外新溝一円相用不申様致度被申候由、右ニ而ハ乍内分実際寺

甚迷惑之段成久・中國二者且<sup>ニ</sup>過分有之相歎候段為介駁・十右衛門  
殿より被申候處、寺之儀ニ有之候へハ其處ハいか様共可致候へ共小  
川ニも<sup>シ</sup>し候儀も不相成段ニ被申候由、右ニ付數年来右様成行候儀  
成久・中國趣意も申談色々手段御融合も御座候處多少ニよらず極ヲ  
渡候様之儀者一円出来不中、乍然池も仕廻候上川水も相増候間少し  
遣與候様之儀者其節之時宜、第二可致御兩村申分ニ有之候ニ付、中  
國ニ被申候者左様之儀ニ付、是迄御取計も致度心得ニ罷在候へ共  
中國・成久ハ相除り申度段被申候處いづれ水之儀者右御兩村ノ御達  
略被下度、尚又此度之取締御中人ニハ御標不申候而ハ不相成候付御  
頼申度、御加役之御約合を以も此段源田ト御達被下候様被申候由  
為介駁<sup>ト</sup>委細被申聞候へ共筆紙ニ難尽、右ニ付拙者申候者毎々不一  
通御辛勞被下御双方御捕御評儀被下候上御手段も御尽被成候處、馬  
場・下馬場居り合不申段仕方も無御座承知仕候段御返答ハ兼而御帖  
申候通私了簡ニてハ出来不仕候間、乍恐御代官様御伺申上候而返答  
仕度少し延引候段も直く被仰渡被下候様申體候、然處為介駁思召  
も幸御出之儀乍御内々右申談候<sup>ト</sup>第一通り御嘲申上候様致度、も  
しや御休ミ被成候得共為介駁<sup>ト</sup>御咄被仰上候處甚苦々數被忌召上御  
心配被成下候由、先達内々鹿羣<sup>ト</sup>も承候處表立候而ハ甚不安儀ニ思  
召候付成たけ内証申候候て居り合候様ニ<sup>ト</sup>存候處、右御評儀有之  
候上兩村不居り合と有之候而ハ忠右衛門<sup>ト</sup>相伺候上返答可致候段尤  
之儀ニ有之、數年來兩村川懸り御毛見等も出来候段終承り不中、漸  
戸田ハ先年ハ極<sup>ト</sup>日損場ニ有之候處、近年御毛見も出来不申候へハ  
一円<sup>ト</sup>新漢相用不申様ニと申儀も甚いか<sup>ト</sup>ニも有之、市兵衛・廣藏  
ム下方申解方ハ不行届共候而ハ有之<sup>ト</sup>敷哉、今一応中沢氏可差遣候  
間年番方も申談候面兩村組頭中<sup>ト</sup>得と訟合申聞候様ニとの思召ニ御

座候へハ、明二日ニ罷越承認可申候間先御伺出府之儀見合候様為介  
殿<sup>ト</sup>被申聞候、横木氏不快ニ付出来役無之少し快候ハ、押而モ御出發  
候様懸合候而兩村組頭心得承候上沙汰可致旨為介駁<sup>ト</sup>被申聞候

右御内々為介駁<sup>ト</sup>被仰上候へハ、明朝罷出一通り拙者<sup>ト</sup>も御申  
上御捕御評儀可申哉之段申談候處可然旨被申候

一 七月二日早朝、中國へ罷出御代官様へ申上候者は迄態と御咄も不申  
上候處、為介駁<sup>ト</sup>御承知被成下候通当年柄水一件殊之外六ヶ敷開合ニ  
罷成、昨日鄉中村々庄屋中評儀ニも及候處免角馬場・下馬場不居り  
合ニ御座候段甚以恐入候儀ニ御座候へ共、私返答筋此上御御申上差

因<sup>ト</sup>第三仕候外愚案無御座重疊恐入罷在候段申上候處、御代官様被  
仰聞候も追<sup>ト</sup>御聞及甚苦々敷成たけ鹿羣・為介申談内<sup>ト</sup>議居り合候様  
相置候處、兩村不居り合ニ付右跡返答も御差園<sup>ト</sup>第二可被申出旨

尤ニ之儀ニ有之候へ共、数年川懸り御毛見出来候儀も不承成久・中國  
之趣意ニ成害申談居り合候様致度、其元も數年世話致候儀<sup>ト</sup>無甲斐  
相成候儀も甚不相濟候へハ、今一応拙者<sup>ト</sup>乍内分中沢<sup>ト</sup>申談年番方

同道致兩村組頭中心得も承り理害も申聞候様申談可為致、其上居り  
合不申節<sup>ト</sup>相伺候外有之間敷、左候而ハ其元數年之世話も無甲斐能  
成下辺兩村申条も甚以いか<sup>ト</sup>敷可被忌召上敢不安事ニ相成候へ共致  
方も無之段被仰聞候、右之通今更不居り合之儀申上候段重疊奉恐入  
候へ共何分仕方も無御座、左も相成候ハ<sup>ト</sup>初発<sup>ト</sup>之<sup>ト</sup>第一通り御咄  
不申上候而ハ難相分、追々罷出万々可申上段申上置中沢氏ニも右換

移致罷帰候

一 七月三日飯後、弁差忠助中國へ差遣、昨夕兩村御調御出来御引取  
候承り合ニ差遣候處々御引取候由ニ有之候間、即刻忠右衛門中  
國へ罷越中沢氏年番衆へ右御捕御評儀可申上段申上置中沢氏ニも右換

置被成候由、今日明朝迄之御返答可申出有之候間明朝否之儀  
沙汰可致との御事ニ有之候間直ニ引取申候、横木氏も昨日下馬場迄  
御出役、中沢氏・為助殿・廣藏殿御一同ニ西村口<sup>ノ</sup>設置被下候事ニ有  
之候

今日壇屋八郎殿被見、一時朝日打寄評儀候<sup>ノ</sup>、第二承知候半、もしや  
此上内談候時宜有之間敷、無撫右之<sup>ノ</sup>、第一御代官様へ御同申上御差因  
<sup>ノ</sup>、第二返答致可然旨御咄有之候間、乍御内々右之通御代官様<sup>ノ</sup>之御趣  
意も有之否明朝迄可申來、其上之儀ニ可仕、いつれ内証居り合出來  
申間敷趣三<sup>ノ</sup>者可有之と相歎候

四日飯後、中國<sup>ヲ</sup>米狀、水一件三付申談候儀有之候間<sup>ノ</sup>、役人中・組  
頭老兩人間遣出候様申候付役人中・組頭ハ利平・十兵衛召つれ  
罷出候處、中澤氏御逗留為介殿<sup>ル</sup>被申候者馬場・下馬場<sup>ヲ</sup>申三日夜  
役人・組頭罷出候處、一昨夜申談置候通右八反水立会之上規定相極  
候上八反之分黒干二も相成候位之儀<sup>ノ</sup>、致融通下邊機も渡し候共  
強而苦ケ間敷、いつれ中國・成久御取計二御申候付宜様御評儀可  
被下旨申出有之、先内濟二而居合可申趣ニ有之候由、右二付中國・  
成久役人・組頭も中國<sup>ヘ</sup>御召呼存寄も可有之故御聞調被成候處御双  
方御立会之上規定御立被成候儀ハ隨分可宜、水之儀者は迄之處せト  
田之方免角御減し可被成御評儀と承候へ下方へ申談ニモ及申間敷、  
たとへ是迄之通ニ而も御立会之上御擬被成候事御座候へ中分も無  
御座段申候由、左候へ<sup>ハ</sup>瀬戸田下方存寄ハいかゝ可有之哉、免角減  
少可相減候へ万一下方夫是不居り合共有之候而ハ相濟不申存寄申  
出候様為介殿・中澤氏御二付御咄有之候、右二付<sup>ノ</sup>申候者段々  
不一通御心配被成下候段千万悉、馬場・下馬場申出中國・成久御取  
計ニ任内濟居り合可申趣ニ御座候得者於当村毛頭申分無御座、右兩

村不居り合ニ候へ無追已來新溝難相用候付御同申上候上之返答不  
致候而ハ村役人存寄て返答出来不仕、全以公刃相望候儀ニ有之無御  
座、何分水御差陸候居等之儀者別而御卒旨之儀ニ有之甚恐入候得共  
此上之處いか様共御取計を以居り合候様一向ニ御類中度、於小門も  
心得方情々申聞置候間少も異変ニ存候者無御座段申候處、左候ハ、  
殿<sup>ノ</sup>右之<sup>ノ</sup>第二御咄有之候處、廣藏殿被申候者小門申出候趣直ニ役人・  
組頭<sup>ノ</sup>御承知被下皮候付夕差出候通之儀いつれ中國・成久御取計  
被下旨申出有之、廣藏殿七時過中國<sup>ヘ</sup>罷出られ候、右二付中澤氏・為介  
殿<sup>ノ</sup>右之<sup>ノ</sup>第二御咄有之候處、廣藏殿被申候者小門申出候趣直ニ役人・  
組頭<sup>ノ</sup>御承知被下皮候付夕差出候通之儀いつれ中國・成久御取計  
候付規定ハ相立候様致度、乍然櫛居之節ハ西村役人・組頭老人ツ、  
召つれ見分為致置候様致度候間其段ニ御承知御取計被下候様ニと被  
申候、右二付中澤氏・為介殿御咄も確と申も近辺ニ右様之類無之  
何程之極ニ致可然哉、左候へ<sup>ハ</sup>同地も池懸り同様ニ相成川水相増候  
とても撫<sup>ル</sup>水者增不申根付等ニハ右八反之處も迷惑可有之候へハ、  
攝<sup>ノ</sup>上ニ計<sup>ハ</sup>二而も致水増候上ハ瀬戸田之方ニモ沢山ニ參り候様致  
不申候而ハ川之甲斐も不相分、右八反と申もの之新溝も御免有之候  
得者差略不致候而ハ甚迷惑ニ及可申、右八反切之事ニ候得者夫是申  
論候儀ニ有之段御咄有之、廣藏殿ニも御拗升も有之と御咄有之、  
御心服も先相分候へハ此上一兵衛殿御心服<sup>ノ</sup>、第近々立会も御極可被  
成段ニ相成候、右二付拙者申候者何分御双方御評儀を以御規定相立  
候而内濟御居合被下候上ハ、於瀬戸田ハ毛頭御厄介筋中上候心服無  
之確居ニ而も随分承知ハ仕候、乍然右廣藏殿御心服も御咄被成候上  
於拙者も有解御咄申度池も有之候へハ、丸水之節ハいか様少分ニ有

之候而も不苦候へ共潤後川水相増候節ハ外村御障リニも相成間敷候  
ハ沢山ニ參り候様致度、是ハ勝手強申共思可思召候へ共誠肌水之  
弱者池ニ而相凌申度、乍然居ニ而も承知難仕とハ決而存不申候間  
御存分御取計被下候様、此上之儀ハ唯御勘弁之處希候左右否候段申  
之、廣蔵殿ハ御引取市兵衛殿右之趣御聯合被成候等ニ有之候、尤廣  
蔵殿被申候も右様御相談之上攝居ニも及間敷、拙者書付等出来候  
上ハ小門ニ就聞置候様致度、左候ハ、攝迄ニも及間敷段被申候付い  
か様共御相談、第於拙者ハ存寄毛頭無御座候間宣御頼申候段中置候、  
右ニ付拙者・為助殿御相合申候者四日右之趣御代官様大二御心配被  
思召上候ニ付市兵衛殿心服も相分候へ共小門申分ハ役人・組頭も  
申出有之、廣蔵殿御相合也致候へハ拙者心服市兵衛殿ニも為助殿も  
御達可被下・外用も有之候へハ明五日ニ出府御心配を以内凌成寄  
居候段御咄申上度、中添御氏ニも明日御引取委細ハ被仰上可被下候  
へ共於拙者早々御安被下候様中上度段相談候処、明朝一兵衛殿可  
被罷出候へ共御相合可被下間出府候様被申ニ付五日早朝罷出候  
五日早朝出府、右之趣御代官へ罷出御咄申上委ハ御奉行今日御引取  
御承知も可被下・先内凌成寄居中候へハ此上之儀著いか様共申沢御  
氏御立会〔 〕中闇・成久も水之規定ハ相立候様相頼置候、乍此  
上御考合被成下候様ニと申上置候、御咄二者増田様ニも追々御聞及  
も御座候由御嘆も有之、いつれニも差立候而ハ甚不安儀ニ候へハ成  
たけ乍此上内凌申置候様被仰聞、尚為助殿方ニも御伝言有之  
中沢御氏今朝御引取無之、毎々御見舞申候處不懶御自候段申置候  
五日夜出府帰、中闇へ立寄御奉行ニも可懸御目、尚又為介駕御嘆も  
承度立寄候處中添御氏七時分より御引取候由、いかゝ間違候哉御出  
会不申、為助殿御咄ニ今早朝下馬場・馬場役人毫人・組頭毫人ツ、

罷候處昨日廣蔵殿被引取いかゞ被相弁候哉甚趣意違之申分、昨日  
御咄合之處廣蔵殿も承候處小門存寄ニハ大ニ相違仕規定計い等も出  
來申間敷趣ニ承之、中々左様之事ニ而ハ居り合候儀ニハ無之段申  
出候ニ付御奉行ニも為介駕も被申候者夫ハ廣蔵殿いかゞ被相候哉  
決而左様之儀ニハ無之、瀬戸田存寄ニハケ様ノ双方心得ハケ様と  
唔合致決而計いすへ之儀ニ及間敷と申候而ハ無之、罷候處而廣蔵殿  
同道被罷出候様申差返候処、飯後ニ右庄屋中・役人・組頭被罷出  
日被申談、第二御咄合も有之候處廣蔵殿少し趣意違も有之趣、右ニ付  
為介駕被申候者右之通被申候上ハ何分取扱も難致、何程之趣居い  
たし候而宜候哉下辺る取扱御持參可然段被申候處差渡三寸角之六ニ  
て可宜申候由御分可宣、先心見三居へ置候而一両日も相立候而其上  
見趣り差因可致、〔被申候而右面々被引取、追々両面組頭老人ツ、右  
攝持參候ニ付中國も弁差良兵衛被差遣成久ハ重右衛門駿御立会〔 捷  
居致候よし御咄ニ有之候、昨日廣蔵殿御咄合とハ大ニ相違有之候へ  
共隨分右之通可宣御取計御差略ハ中國・成久ハ相類候段ハ毎々被相  
咄候へ共決而左様ニても無之、先右種水ニて暫く相凌見候上ならて  
ハいかゝ共難相分段御咄合罷候、廣蔵殿・一兵衛殿被申候も中國  
小門内心ハ馬場・下馬場司様之趣意ニ有之候由ニ相咄候由、左様有  
之間敷儀とハ兼而相考不申候

但、昨四日、大添ハ市兵衛殿越候付廣蔵殿御老仁迄ニ御咄合申  
候而被罷出候段中國ニて御咄ニ有之候処、大添も疾被罷帰平八郎  
殿方へ被相扣同所ニて御両所御相談之上被罷出候而、廣蔵殿右之  
通市兵衛儀者大乘病人大造ニ有之難難候段被申候儀ニ有之、平  
八郎殿方ニハ昨四日森之連御入候善御延引ニ相成〔 〕御間  
合候付拙者・為助殿ニも相扣れ候へ共、右申談しも有之不參致候

處市兵衛・廣藏殿と罷越、下馬場ハ右一件兼而法外も申候由承付  
も有之候へ共其儀ハ免角不申候へ共、彼ノ地ニテ申談も有之被施  
出候而ハ「」隱居迄ニハ出会候由廣藏殿中分甚偽談之儀ニ相  
聞、尚四日二中談候<sup>二</sup>第下方ニ相弁候<sup>一</sup>第二大間違有之甚いかゝ  
敷兩人之趣意難相分候へ共右通水三にか様ニも行届候哉、議候  
上ならハ難相分段中國氏「」御融合申候儀ニ有之、御同人被  
申候も何事も不申下辺存寄ニ任せ置候様可然御考ニ有之、於拙者  
も左様相心得候段申罷越候

但、四九日時前、市兵衛殿大添<sup>ル</sup>被施候由、大道ニテ重右衛門  
殿出会候由、岡氏同道被致候由、廣藏殿被申候へ共岡ハ罷越不  
申、色々廣藏殿申候有之候

七月十九日、成久江罷越候、右水一件も盆前日大雨ニテ多少不相分  
何事も懸合不申、尤極居之節重右衛門殿被立合候聞其段及挨拶候處、  
同人申候者右極居之節中國氏反別取立二付罷提出、立会候中來候  
付良兵衛同道下馬場組頭請助人夫三人罷越候而極居致候處、いか様  
之詫合ニテ下馬場<sup>ル</sup>右極持來り候哉不承知ニモ有之候へ共先議と有  
之中闇<sup>ル</sup>申来候付居置候由、尤清ニためし寸致見候處右「」

ハ深毫尺<sup>寸</sup>有之候處<sup>ノ</sup>水二てハ式寸五歩<sup>口</sup>者有之候由、是ハ重  
右衛門殿・良兵衛心覚ニ致候よしニ御座候、尤其節瀬戸田立会之儀  
ハ懸合も無之候付立会不申候

一 七月末日限不相覺中圓<sup>ル</sup>罷越、為助殿<sup>ル</sup>懸御目候而右敷補之水廻り  
方相考候處、安官八反之處も昼夜夜話致候ハ行届可申哉八反之内  
ニ八畝ほどあけ水之坪有之、此坪ニハ上り不申趣ニ候へハ寺内之處  
ニハ中<sup>ル</sup>參り不申ニ付、寺分ニハ池水両度差置候位之儀誠心見之  
極と有之候儀ニ候へハ此段御出置候、此上御見廻りも被下候ハ、

御頻申度、近日杵築ニも罷出立石ニも罷越度候付一通り御代官様ニ  
も御啗申上候心組ニ罷在候段申置候

一 七月廿三日、出府、御代官様<sup>ル</sup>罷出右水一件御<sup>レ</sup>被成下候段御挨  
拶申上、何分乍此上當年中ニハ何れ共道付候様御差因被下度、先達  
而ハ内分申致し居り合可中越ニ有之、右之段上候處其後市兵衛殿・  
廣藏殿趣意相考候而ハ存分内証申談出來可申趣ニ而無之甚恐入候<sup>二</sup>  
第二候へ共当年御道付之處御差因御願申上度、於私最初申談し方不  
行届と御座候而いか御詔被仰付候共、以來水之儀者漁引等も御免  
被成下候儀ニ御座候ハ多少ニカヽわらず參り候様ニ御差因被下候  
ハ、水々御毛見も出来仕間敷、村方も弥出情農業等も仕度御考合被  
成下御差因奉願候段申上候、尤最初取懸り候時分<sup>ル</sup>覺省、去ル未年  
長日黒ニ付馬場・下馬場申談候<sup>二</sup>第留候、尚又別段取立方前改小候、  
取立米受私帳、此度懸合一件前文手扣乍御内々御一覽被成下候様御  
願申上度、尤右極面御投場三而御披見被成下候様ニハ罷申上候へ共  
私心服之處一通り御内々御咄中上度候へ共、口演ニ申上候段不都避  
ニモ有之候ハハ御役外ニ而右極面御披見被成下候ハ誠心服御咄中  
上候段ニ相心得得罷在候段申上候處、御内々御披見被成下旨被仰聞候  
付右候面も差上置其日ハ御履申上立石表へ罷越候

廿四日九ツ時、立石出立、暮時杵築迄罷越候

一 廿五日既後、御代官様<sup>ル</sup>罷出候處右手扣候面夫々御一覽被成下候處  
最初<sup>ル</sup>取計方懸合一件心得方も一通り相分り、尚別段取立受私<sup>二</sup>、  
委敷相分り尤之儀有之候間追々誓詞廻勘定御出鄉之筋井手口御見分  
付右候處<sup>一</sup>、御代官様<sup>ル</sup>罷出候處右手扣候面夫々御一覽被成下候處  
も可被成下、馬場・下馬場役人・小門前之處中沢政助年番中承調候  
趣意と市兵衛・廣藏殿趣意ハ相違有之候ハ、とくと敢調出鄉之上御  
差因可被下段被仰聞候

一 八月十九日、中國為助殿御出御咄有之、近々誓詞廻し勘定御代官様御出鄉可被成、其筋井手口御覽も可被成趣ニ御沙汰も有之候、尤出府之節右一件とくと御咄も申上度候へ共御城下ニ而ハ御用多有之候へハ行届兼候付、追々御出鄉之上同役中申合得と御咄可申上段御咄ニ有之候、且又近頃成久重右衛門門申出も有之候儀者、先達而役人・組頭中國へ被召呼候節ハ井手口御計之儀ハ於村方ニ申分無之と申出候處、馬場・下馬場・箱籠を併同村より持參居へ込候儀者甚いかゝ敷、一林成久村引受候井手二て有之候へハ中國・瀬戸田二も井手せき出夫成久より申遣候上差出、中國ハ歎可広く候へハ行届不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>も成久へ相属候上出夫教候儀ニ有之、此度之極すへ馬場・下馬場より持參計い致候村方ニおいては不承知ニ心得候、ケ様之儀者後年ニ至リ夫是規定ニモ相成候儀、尤瀬戸田之方へ水過分參り候而迷惑もあり之候へハ其段成久へ懸合可致老仁も有之候へ已前之儀も見覚候者も有之、井手口計らひ之儀者成久より差詔致候事ニ可有之處此度馬場・下馬場致し方甚不承知ニ存候段小門より申出ニ有之、此儀者御代官様ニも御咄申上候様可致、先右申出之趣御沙汰申候段ニ被申出候よし為助殿御咄ニ承之、為助殿ニモ村方申出尤至極之儀ニ思召候由御咄ニ御座候

一 八月廿四日、中國庄屋本ニおいて郷中誓詞廻し勘定被仰付、廿五日灘目筋村々被仰付候

一 廿五日ニ中國へ罷出、廿六日無余儀用事ニ付田深表へ罷越申度、右水一件井手口御<sup>レ</sup>也可被下段兼而御導も有之、明日拙者御用筋も可有之哉之段御伺申上候始日帰ニ罷越候儀不苦、明飯後井手口御<sup>レ</sup>分可有之候へ共成久より御出之方御順道も宜、馬場・下馬場御取調之上此方二者御沙汰可被下趣ニ有之、廿六日田深へ罷越候

一 廿七日、中國へ罷出、年番衆より承候處昨廿六日成久村小門申出之趣御代官様ニも申上候御尤至極ニ被召候由馬場・下馬場役人中、組頭兩三人ツ・御召呼思召附候御膳被仰聞候處、一兵衛殿病氣・廣瀬殿ニモ病氣三不被罷出村々共引取候上得と申該御返答可申上段御上引取候由、然起今日下馬場・下原・浦下原盆中俄等有之候御<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>畢竟村役人不行雇と相成庄屋・下役人中迄遣込被仰付候へハ御免之上御返答申出候儀ニ可有之、左候へハ御引取之上御沙汰可有之候、昨日ハ雨天ニ付井手口御見分も無之段承之候、段々用事も有之、

一 廿八日飯後、御代官様より被仰聞候者昨日迄雨天ニ付御見分も不被成下、一昨日馬場・下馬場役人・組頭へ思召之御趣意被仰聞候處引取庄屋初申候而御返答可申上段申出有之、尚益申候等も致候者有之候付一兵衛追込被仰付候へハ御免<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>申出可有之、其上御沙汰可被仰聞候<sup>レ</sup>何分乍恐御考合御差団御膳申上候段申上候而引取候

一 誓詞御出張、兩天ニ付御逗留、御湯候節井手口膳居も御代官様見分年番衆・成久重右衛門殿罷出候よし、此方ニ有之御沙汰無之故不罷出、何分同村より極すへ寸法等相極罷越候段いかゝ敷趣被思召上候由、追々御立会御方承之候

一 九月四日、右御見分被成下候御挨拶并差水藏御代官御宅へ差出、中國・成久二八忠右衛門罷越挨拶いたし候

一 警訓後、市兵衛殿・廣瀬殿不快旁ニ付右一件御詳儀延引ニ相成候ニ付留置候程之儀無之押移候

一 翌子三月廿八日、大添村池普請御出張、村々山之口御用筋罷出御法度向相ゆるみ候段御聞及候村重豊念入候様被仰付相濟候處、瀬戸田御山之口<sup>レ</sup>右衛門・成久村山之口喜介御用有之被召出被仰付候趣左

之通被仰聞候

瀬戸田村唐味井手水一件、去夏以來馬場村・下馬場夫是申分有之  
候二付乍内分御都奉行乗中迄御伺之上候處井手口號掲いたし候

尤横五寸・高四寸之穴二相極差因致候付瀬戸田村より箱籠持成久村  
立会井手口二居へ込候様可致、馬場・下馬場・中國村ニハ御代言  
御方より右之趣被仰付被下候段被仰聞候

御代官 衛藤四郎右衛門殿

年番中國村莊屋

為 助殿

同断横木村莊屋

鹿 藏殿

同断懸樋村莊屋

忠之丞殿

右御面々大森村池普請場へ□□被仰付候

成久村莊屋

重右衛門殿

同村山之口

喜 助殿

同村弁差

半右衛門殿

同村弁差

番 介殿

中國村莊屋

為 助殿

同村弁差

友 介殿

同村弁差 良兵衛殿

同村弁差 滅次郎殿

馬場村莊屋 廣 藏殿

同村山之口 亦 作殿

同村弁差 政 藏殿

同村弁差 勝 介殿

下馬場莊屋 一兵衛殿

同村弁差 忠 藏殿

同村弁差 吉右衛門殿

同村弁差 仁兵衛殿

瀬戸田御莊屋

忠右衛門

同村山之口

□右衛門

同村弁達

忠 助

同村弁差

永 藏

右面々役中也

右之通寸法高四寸・横五寸之箱籠いたし成久村庄屋本へ役人持參会之上居へ込候、中國・馬場・下馬場三ハ御代官様より之趣被仰聞

□、当村より別段通達いたし不申候  
右之通御差圖被成下双方内済相成村方大安心仕、右二付御代官様初御当役御面々忠右衛門役人召つれ御礼罷出候

衛藤四郎右衛門殿

御年番

為 助 略

同

鹿 藏 略

同

忠 之 允 略

成 久 村

重 右 衛 門 略

同

忠 之 允 略

同

忠 之 允 略

同

忠 之 允 略

文政六年未年八前代未聞之日照、四月十八、九日頃□□川水相増候程之雨降、其後五月五日夕立、根付八五月十日頃少しつゝ植かけ五月廿五、六日迄郷中田根付致候處、殊之外川水相減下馬場など御

敷事共中園・成久も番引二相成、高原辺四日ぶり地原八五日、六日振ニモ水廻り候様有之、左候へ八誠ニ馬場・下馬場へ稱敷事共有之、

然處當村池水ニテ本村分樋付ハ五月中ニハ漸相済唐味余水池水も少し有之候わん、全井手下りる水汲候而五日、六日ぶりニハ水も廻り

候様有之候處、六月四日中國・成久・馬場・下馬場中出も有之候處意ハ潮戸田の方江水分ヶ桶居ハ村々申談四寸角之穴ニ承及居候處、

當時四寸二五寸之桶居リ居水過分參り候者双方共難波ニ相成候段申出候由、四口夕成久へ罷越候処為介殿・十右衛門殿相咲候、右者子

三月善介・弥右衛門・御代官様大添御普請場ニ而御差圖ニテ右之桶取捨十右衛門殿御見分被成御立会御居へ込被成、其後候付桶も仕

替候而弁差思助・組頭米蔵持奉御見分之上茂左衛門殿御同道御立会すへ替、右桶ハ成久へ御預り被成候段□□衛門殿いかゞ亡却候或大

悉村ニテ御代官様善介・弥右衛門被仰付次第少も覺不申、其後すへ

替候儀ハ承及候得共何事も存不申と有之取調候へ右桶ハ成久□有

之四寸・五寸ニテ有之候、右御差圖之次第<sup>ノ</sup>衛門殿いかゞも寸法しかと竟

不申何と扣候儀も無之、村々小門迄も承及候者四寸角と申候由、左

候へ八四寸・五寸と申ハ當村計申儀ニ相成甚いかゞ敷、尤川筋右様

之時第二候へハ尤之儀共以來之処へいか様共當村水御減候而も申分

無之御取計次第御差略可被下、於此儀ハ申分ハ無之候へ共子三月御

差圖候付右之桶ハ成立會之上居込有之候處、十右衛門殿少も不相

覺村々共御承知無之と有之候而ハ是迄御者心得を以寸法も相増御及方及迷惑候段上<sup>ノ</sup>下ニ對し候而ハ何共難相済、先年夫是御評儀之節も

何と確之大小、水之多少ハ少も拙着申条無之御取計次第と申程之心

程之雨降、其後五月五日夕立、根付八五月十日頃少しつゝ植かけ五月廿五、六日迄郷中田根付致候處、殊之外川水相減下馬場など御

御裁許蒙り不申而ハ拙者役場相済不申段相嘗候處尤之事共と有之、

翌五日にし本ハ横木・塙屋・下馬場・馬場出合申候由ニ有之候處

拙者取計方御差圖と有之候へハ尤ニも有之候へ共成久十右衛門殿

一円存不申と有之段いかゞ敷儀と心得極居立会へいたし候哉甚不都

合、尤弥右衛門退役候へ共存生承調候處相違無之、喜助死後中國友

助も立会候由卯右衛門申候へ共、是以向方之役人ニ候へハ不相覺段

可申出儀共成久・中國とても趣意有之事ニ候へハいたし方も無之、

乍心外此度も中國より双方申渡差略も致候様相頼候、右ニ付六月八日

成久村二て丸木ニ四寸之六種拵いたし中國・馬場・下馬場役人・組

頭立会居込候而先相済候、是迄とハ水ハ兎角相減候へ共少レツ、參

り候ハ、夫だけ助ニも相成可申、尤為後託川筋四ヶ村より一通、當村

より一通書替取變し置候處左之通

## 党

唐味井手当村ハ水分方之儀、古來より石居を以計來候處當村兼而干損

村ニて為用水先年新澆普請致候處、水上り過川下も村々井手水不廻

リニ相成差支小門難波之段色々々申分有之候處、各様御評儀之上御代

官衛廉四郎右衛門殿迄御伺被成文化十三年奉金尺整四寸・横五寸之

樋居候而御計い被下、當年迄右寸法之箱桶相用來候處當年至而之早

越二付已前ハ安旨前八反程之水分方之場所ニ候へハ、右之計い二而

ハ兎角水行過其御村々日損出來候程難計、當年又々各様御立會御評

儀之上水分方金尺四寸角之穴長七尺九木桶二居ニ御桶被下、然上ハ

向後右之場所水分方於當村少も申分無御座、仍為後日一札如件

文政六年未六月

瀬戸田村百姓代

同村同断

升右衛門

同村弁差

愛助

同村間断

永藏

同村同断

忠助

同村庄屋

孫三郎

同村後見

忠右衛門

成久村御庄屋  
藤兵衛殿

同村後見  
十右衛門殿

中國村御庄屋

為助殿

馬場村御庄屋

廣藏殿

下馬場御兼常塙屋村御庄屋

寿八郎殿

前書之通相認書替取替候事、尤此書付ハ成久村藤兵衛殿方へ差遣候様為助殿より申來候付調印之上中國へ相頼遣候

成久村藤兵衛殿方へ差遣

唐味井手水其御村分分ヶ方之儀、先年者安旨前水懸り田畠八反稟之  
處計ヒ石居候而有之候處、先年新講普請出来候付水行過川下井手懸  
り村々水不廻り二付小門頗有之候處、文化戊年・亥年早魃ニ而新  
溝相止メ古來之通り安旨前八反限被成下候様申出候處、御代官衛  
藤四郎右衛門殿迄御向之上文化十三子奉々堅金尺四寸・横五寸之箱  
桶を以計い相渡來候處、兎角新溝二行過下辺難波之段申出候付又々  
立会之上堅横四寸角之穴丸木長七尺之桶居ニ相極水分ヶ方致候處、  
双方申分無之候付我々共立會之上印形致相渡覺之候 尚又御村小門  
迄水分ヶ方申分無之候付別紙書附健數落手藤兵衛方へ預り置之候、  
依而為後證如件

文政六年未六月

成久村百姓代

嘉治

同村弁差

為右衛門

同村同断

寛兵衛

同村山之口

茂左衛門

同村庄屋

藤兵衛

同村後見

重右衛門

中國村百姓代

政蔵

同村弁差

良兵衛

同村庄屋

為助

馬場百姓代

達蔵

同村山之口

弥作

同村庄屋

廣蔵

下馬場百姓代

平蔵

同村弁差

善助

同村庄屋塙屋村

寿八郎

表1 慶長・元和期における安岐郷の村高

村名	慶長6(1601)年	元和8(1622)年
1) 安岐手永	石 339.8280	石 339.5640
横城村	339.8280	339.5640
大源村	540.5543	538.4163
下原村	445.40801	461.6991
吉松村	760.0389	753.8161
掛塙村	330.4896	327.2166
中園村	-	831.9037
西本村	919.3063	500.0000
豊原村	-	383.6467
山口村	1,113.1267	1,113.1267
瀬戸田村	397.8720	395.0900
馬場村	743.3853	787.1753
守江村	201.01333	200.43093
狩宿村	319.0449	316.5040
野辺村	138.2253	132.7527
奈多村	948.2270	948.2275
成久村	375.0000	374.8400
合計	7,571.52014	8,404.40963
2) 両子手永	石	石
白木原村	199.09657	199.0965
岡子村	347.2790	345.4055
富永村	257.9282	257.9282
恒清村	243.9181	236.9046
糸永村	335.0359	329.4430
杉山村	41.0452	39.5010
油留木村	260.6973	260.6973
弁分村	868.06016	833.9878
中野村	237.7368	232.7780
小俣村	381.9450	338.7375
諸田村	175.7727	173.3372
久末村	376.1489	389.5500
侯見村	1,496.4110	1,469.41116
中野川村	159.3646	159.3646
矢川村	140.5778	138.5145
山浦村	507.8851	505.0741
合計	6,028.90233	5,909.73096

【出典】慶長6年の村高は「知行所付日記」(八代市立博物館蔵)「松井文庫所蔵古文書調査報告書」五、2001年、P93-94)。元和8年の村高は「小倉藩人畜改帳」四(東京大学出版会、1957年)P71~133による。

【註1】安岐郷は調査対象としているため、表中に掲げた各村が近世安岐手永および両子手永の全容ではない。

【註2】元和8年における中園村の村高は上中園村、下中園村の2ヵ村分を、同じく成久村の村高は成久村、下成久村の2ヵ村分を合計したものである。

【註3】慶長6年における塙屋村の村高は西本村に含まれる。中園村の村高については未詳。また、表2にみえる古城村は安岐城故地で、本表中の下原村に含まれる。

表2 近世安岐郷における村高の推移

村名	正保4(1647)年	元禄5(1710)年	天保5(1834)年	明治元(1868)年
1) 安岐手永	石 242.5000	石 242.5000	石 352.6072	石 352.9032
横城村	242.5000	242.5000	352.6072	352.9032
大源村	393.4250	329.3000	492.7710	493.7068
鍋金村	-	64.1250	85.6884	85.6884
下原村	344.9000	344.9000	640.5780	643.5090
吉城村	36.3750	36.3750	71.0060	71.0060
吉松村	543.7000	543.7000	824.7100	699.9943
掛塙村	269.0800	269.0800	422.6000	422.6000
中園村	675.8000	675.8000	890.9227	890.9227
西本村	684.0600	375.8000	639.5197	639.5197
塙屋村	-	308.2600	579.9624	580.5724
山口村	792.7000	792.7000	1,117.2556	1,117.2556
瀬戸田村	311.4200	311.4200	448.0564	448.0564
馬場村	546.0200	546.0200	940.8128	943.9908
守江村	140.3200	140.3200	238.8696	242.7210
狩宿村	229.6000	229.6000	398.1681	398.2331
野辺村	92.7700	92.7700	148.0287	150.8802
奈多村	672.0300	672.0300	913.0988	917.4993
成久村	303.3700	303.3700	425.4597	425.4597
合計	6,278.0700	6,278.0700	9,630.1461	9,524.5586
2) 両子手永	石	石	石	石
白木原村	140.1090	140.1090	266.7787	266.8551
岡子村	284.2000	284.2000	851.0997	851.0997
富永村	195.0700	195.0700	445.0040	445.0040
恒清村	193.2000	193.2000	481.0365	481.2045
糸永村	221.0080	221.0080	592.2454	594.4742
杉山村	30.8420	30.8420	53.8382	53.8382
油留木村	174.0500	174.0500	313.9490	438.7967
弁分村	558.0300	558.0300	912.0202	912.0339
中野村	184.0070	184.0070	365.0144	365.0144
小俣村	244.0100	244.0100	467.4057	468.3285
諸田村	129.0200	129.0200	285.6452	285.6452
久末村	276.1000	276.1000	458.5243	458.5243
侯見村	1,010.1210	1,010.1210	1,499.9426	1,314.5710
中野川村	108.3800	108.3800	168.7728	-
矢川村	110.0630	110.0630	170.5395	482.9309
山浦村	351.8000	351.8000	570.9814	435.3425
合計	4,210.0100	4,210.0100	7,902.7976	7,853.6815

【出典】正保4年・元禄14年・天保5年の各村高は、それぞれ「正保郡帳」「元禄郷帳」「天保帳帳」(いずれも内閣文庫所蔵)による。明治元年の村高は、木村聰校訂「日高古印鑑取調集」九州編(近藤出版社、1979年)P82-83による。

【註1】安岐郷は調査対象としているため、表中に掲げた各村が近世安岐手永および両子手永の全容ではない。

【註2】明治元年における山口村の村高は山口村、下山口村の2ヵ村分を、同じく油留木村の村高は油留木村・掛塙村内油留木分の各村高を合計したものである。

【註3】正保4年における舗塙村の村高は大添村に、塙屋村の村高は西本村に含まれる。また、明治元年における中野川村の村高は矢川村に含まれる。

## II 近代史料

豊後国國東郡村誌（明治一一年） ○大分県立図書館蔵

「ここには、近代初頭のムラの概況を示す史料として、「最後國國東郡村誌」を収載した。収載した地域は、安岐町域の他に沿革の項に「古来安岐郷ニ属ス」と記された地（現杵築市の一帯）も含めた。

さて、奥書によると、本記録は明治一一年一二月に「編輯卒業」とあり、当時の大分県令香川真一の名とともに高取成章（大分県六等属）・藤賀成（大分県十等属）・相島緑彦（大分県等外三等）の名が編集担当として記述されている。大分県当局の編纂になる本記録は在地の実態をそのまま等身大に記録化したものではないにしても、近代初頭の概況を知ることができることで重要な記録といえる。今後、様々な側面からさらなる検討を加えるべきであろう。

収載にあたっては、原本の書式・体裁を尊重したが、削注については活字を小さくすることを表現することとした。文字については、基本的には常用漢字に直している。

最後に、本記録において判読しがたい記述について触れておきたい。特産品の項にある「茹主席」は七島籠のことであり、蘭麻は「いちび」と訓じ、これは疊表の縫糸や繩に使用するアオイ科の一年草である。また、地名に登場する率川は「ふたごがわ」と訓む。

○糸永村

本村古ヨリ武藏郷ニ属ス

古時糸永杉山ノ二村タリ、明治八年三月杉山村ヲ本村ニ合ス

東南千兒松ヶ迫油原ノ諸山野背筋ヲ界トシ掛通村ト接シ西ハ朝

来村ト山林ヲ境トシ北ハ富清村ト田畔ヲ界トシ

東西拾三町拾間南北貳拾町面積

沿革 本村ノ内元杉山村ハ被間村ニ同シ元糸永村ハ矢川村ノ条ニ出ス

大分県厅元標大分郡大分町被間村中央ニアリヨリ北方拾武里三拾三町

三間毫尺桂住本村子孫ノ木百八拾六番地平畠田作屋前百方貳拾間ノ心ニアリ、西方朝來村ヘ拾六町拾五間貳尺、南方掛通村ヘ三拾三町六

間、北方富清村ヘ貳拾巷四拾八間四尺

地勢 東南山嶺ヲ負ヒ運輸便ナラス薪炭用ニ贈ル

地味 其色黑黄質美ニシテ稲梁茶ニ宜シ水利便ナリ

税地 田四拾九町九反九畝貳拾貳歩、烟四拾六町西必重歩、宅地七町貳拾貳拾七步

内三反三畝貳歩九丈地、山林三拾六町三反五畝歩、芝地七町三反四畝拾九步、原野拾町三反九畝歩、總計百七拾貳町壹反九畝貳拾九步

無税地 埋葬地九反零數步

完用地 山林七町七反零九步

貢租 地租金三円四七拾壹錢八厘、酒類稅金五拾三円六錢三厘、牛馬光賣稅全免

門 総計十五拾八円七拾八錢七厘

戸数 本籍百三拾三戸平民、社貳戸小姓、寺三戸僧侶宗老宇天台宗初宇莫宗

名字、総計百三拾八戸

人數 男貳百九拾六口平民、女貳百八拾八口平民、總計五百八拾四口  
牛馬 牡牛拾七頭牝牛九頭頭總計百七頭、牡馬三拾四頭牝馬拾匹頭、  
總計四拾五頭

川 梅川二等河二尺深五尺淺老尺底沿間廣五尺長或第三町七間淺レ縫タ木石ク朱  
該ノ源ヲ西子村西子山上ニ多シ南流至清浦村ヲ經テ本村ノ字某字號名リ村ノ中央  
ヲ別キ南流字兒井二至リ掛橋村二入り下流安岐川トナリ海二入ル

道路 安岐道三等道路ニ及ス北富清村界宇中西ヨリ南ハ掛橋村界字兒井ニ至ル長武  
拾八町拾武間萬福寺間敷地間五尺字川原田ヨリ西ニ折レ支道アリ朝来駅ニ通ス、  
朝来道三等道路ニ及ス村ノ中央字川原田ヨリ朝来村界字越一ノ二至ル長武

老間 八坂社社社、社地東西武七間南北武五間余面積武反三武四半村北字小久保ニアリ、  
造須佐之別尊・大己貴神名尊其坐四十五柱ノ神ノ祭社、天承二年六月十日勅諭明治五年村社二列ス祭日七月廿八日

寺 瑞穂光寺天台宗、東西九間余面積武四間余面積武以故祇捨寺、西子村西子寺未  
村兩子寺未

臨濟宗東武拾七間余面積武五步、齊藤村宝光寺東、村東字袖ノ木ニアリ、應永十六年六月僧文謙開基創建文化十四年四月僧田中興ス、光  
連寺真宗、東西約三間余面積武四間面積武反七尺、山麓園野町本願寺東村北字  
小久保ニアリ永正五年三月僧蓮開基創建、承德五年僧雲門中興ス

学校 公立小学校老ヶ所村ノ中央字袖ノ木ニアリ、先生房西治人、女九人  
物産 芝生席質中千七百四十束大坂二輪ス、穀實質中千貳百七拾六斤

民業 男鳥ヲ養トスル者三百二十户

古時富永恒清ノ一村タリ、明治八年三月合シテ本村ノ称ニ改ム  
東ハ吉広掛種ノ二村ト山ノ背筋ヲ以テ界トシ、西ハ明治朝來ノ  
二村ト相接シ中尾山ヲ以テ境トシ、南ハ糸永村北ハ西子村ニ接  
シ耕地域ハ山樂ヲ以テ境トス

区域 大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾三里三拾貳町貳  
拾間四尺標住木村字坪井三拾貳町南面積武當定前南北方拾間ノ矩ニアリ、  
東方吉広村ヘ三拾三町拾老間老尺、西方明治村ヘ三拾町五拾五  
間貳尺、南方朝米村ヘ貳拾八町拾七間貳尺、糸永村ヘ貳拾老町  
四拾八間四尺、掛橋村ヘ里貳拾九町四拾八間三尺、北方西子  
村ヘ貳拾七町三拾貳間貳尺

沿革 本村ノ内元富清村ハ掛間村二同シ、元恒清村ハ矢川村ノ条ニ合  
東西拾六町貳拾間、南北拾六町貳拾貳間面積  
幅員 東西拾六町貳拾間、南北拾六町貳拾貳間面積

里程 大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾三里三拾貳町貳  
拾間四尺標住木村字坪井三拾貳町南面積武當定前南北方拾間ノ矩ニアリ、  
東方吉広村ヘ三拾三町拾老間老尺、西方明治村ヘ三拾町五拾五  
間貳尺、南方朝米村ヘ貳拾八町拾七間貳尺、糸永村ヘ貳拾老町  
四拾八間四尺、掛橋村ヘ里貳拾九町四拾八間三尺、北方西子  
村ヘ貳拾七町三拾貳間貳尺

地勢 四面皆山嶺ヲ擁シ運輸便ナラス柴薪鮮トセス  
地味 糸永村二同シ

税地 田五拾町貳区三軒拾貳步、畠五拾四町三反六町八步、宅地九町五反五軒拾  
三歩内三反廿四歩寺院地、山林五拾老町壹反九町拾八步、芝地七町貳反九町拾  
八步、秩場拾四町壹反七町拾八步、原野六反步、總計百八拾八町三反八步七

無税地 埋葬地五町壹反七町拾五步  
官有地 山林七反九町拾七步

貢租 地租金半百三拾老町五十九拾三錢武屋、酒類稅金六拾武内四拾四錢武屋、銖銀稅  
金貳升、總計金百九拾六斗四升三毫七錢四厘

戶数 本籍百六拾戸平民、社三戸小社、寺三戸禪釋家武字真宗老平、總

○富清村 本村古ヨリ武藏郷三属ス

人 教 男三百八拾貳口平戸、女三百六拾五口平戸、總計七百四拾七口

逃出者零人

牛 馬 牡牛六拾五頭牝牛七拾老頭總計百三拾六頭、牡馬三拾四頭牝馬

八頭、總計四拾頭

摩川一等河二萬ス深三尺改巷尺広治間六尺開渠レ緩ク水消ク岐淡シ源ヲ西子村

三免シ村北字岡田ヨリ来り村ノ中央ヲ南走シ字野入ニテ糸永村ニイル長武治貳町下流安岐川トナリ安岐浦二注ク、夷橋安岐往還ニ属ス村北八町架シテ翠川ノ下

流字市堺ニアリ、水深底尺広七間幅共八間幅三尺木柵ナリ

池 沼 中山池東西桔南北皆水間西向花町村ノ東北二アリ村ノ用水トナス

道路 杆氣往還三等道路二属ス村北西子村界宇神ノ木ヨリ西向村界字長道ニ至ル

長谷九町武治老間馬路老間道數間三尺村ノ中央字松山ヨリ西北二折レ英浦道アリ南ニ折レ安岐通アリ東二折レ吉広通アリ、来浦道三等道路二属ス村ノ中央字

佐山ヨリ北ハ西子村界宇神ノ木ニ至ル長治五町老間、安岐道三等道路ニ属ス村ノ中央字佐山ヨリ南ハ糸永村界宇野入ニ至ル長治七町吉広通、吉広道村ノ中

丸子佐山ヨリ東吉広村界見迎ノ辻ニ至ル、長治六町吉広通

八坂社村社、社地東西三拾町南北辰信六間廣度信成八尺、村南字新宮二アリ須佐之男尊・大己貴尊・少彦名尊其他武治老村ノ神ヲ祭ル宝曆十三年十月勅請

祭日十二月十五日、官廟社村社、社地東西三拾町南北辰信五町余而替三反辰武

扶老母、村ノ西北字吉田ニアリ、大年神・音公ノ祭ル大年神ヘ古善村北字本吉ニ

頃配ス、元治十年六月十九日大年神ヘ此二合祀ス祭日七月十二日、以上二社前治五年村社ニ列ス

西迎寺神靈濟宗、東西治三間南北二間余基柱三級武治貳尺、善勝村宝陀寺東永村東

字西迎寺ニアリ蓋老三年備ノ間閉基創建ス、僧徒淡中興ス、西念寺真宗、東西治

字六井ニアリ、元治九年九月僧淨空開創創建ス、西福寺釋迦院、東西治四間南

北貳拾六間余面積を反貳前七步、善勝村宝陀寺東永村東ニアリ水十八年修造】

山開基創建ス

学 校 公立小学校巻ケ所村ノ中央字水吉ニアリ生徒四拾五人、女一人

物 産 花芝席貯申千六百七拾四束大坂二疊ス、穀实四千百四十斤

民 畜 男爵ヲ采トスル者貰百六拾隻

物 產 男爵ヲ采トスル者貰百六拾隻

○西子村 本村古ヨリ武藏郷ニ属シ、古來分合ナシ

張 城 東ハ吉広横手ノ二村ト弥彌嶽丸小野村トカヽラ山嶽ヲ以テ界ス、

西ハ都甲村ト両子山ノ麓、明治村トハ山林ヲ以て界ス、南ハ富

清村ト耕地ヲ接シ、北ハ成仏赤根ノ二村ト両子山嶽ヲ限リ境ト

ス

幅 員 東西貳拾町、南北毫里拾四町面積

里 程 换間村二出ス

大分県厅元標大分郡大分町領田橋中央ニアリヨリ北方拾四里貳拾毫町拾

貳間貳尺櫛桂木村字野代四百七拾貳拾武治林社三郎屋生前西方七間ノ矩アリ、

西方明治村ヘ三拾町七間三尺、南方富清村ヘ貳拾七町三拾貳間

貳尺、北方都甲村ヘ三里拾六町貳拾四間成佛村ヘ毫里拾三町拾

毫間三尺、東南吉庄村ヘ毫里拾四町五拾四間三尺、東方丸小野

村ヘ毫里九町八間貳尺

東ニ赤衛隊伽藍山ヲ負ヒ西北西子山ヲ據シ運輸便ナラス耕版之トセス

地 势 糸永村二同シ

税 地 田五百町三反七畝廿四歩、烟三拾四町七反四畝歩、宅地九町三反木敷廿三歩内七

町四反京拾吸水步寺院地、山林五百八町五反八畝歩、果野八町七反歩、總計

武百町九反三段拾七步

無税地  
官有地

埋葬地 老町貳反五畝拾八步

山林三町三反四畝步

地租金九百四十三拾五疊五厘、酒類税金一拾貳圓五毫錢、牛馬充賣税金一圓、

統稅金六圓、總計金九百四十九老口一拾五疊五厘

戶數  
本籍百三拾三戶平氏、社老戶小姓、寺四戶天台宗武字真言宗武字、總

計百三拾八戶

男貳百七拾七口平氏、女貳百七拾五口平氏、總計五百五拾貳口

牛馬  
牡牛三拾五頭牝牛七拾四頭總計百九頭、牡馬貳拾七頭化馬八頭、

總計三拾五頭

兩子山高百八拾丈南面草木繁茂、山脈東へ旁接支脈又山之連り西老村松

村西へ舊甲村南へ本村北へ赤根村三異ス、山脈東へ旁接支脈又山之連り西老村松

樹三接ス、北へ桃ノ木山ニ蓮池鉢形石臼台巖壁ノ數多也受シ仙巖橋尤モ高シ、

崇寛本郡二冠タリ三面樹木被セス草苔茂茂古リ南方老木繁立竹樹青苔被タリ、半旗

寺アリ丙子寺ト称ス、景致古美村字下り松ヨリ登リ八町丙子寺ニ至リ左旗シテ

桃源口付石ヲ種テ仙巖ノ頂上三重ル、長三拾八町横メテ奇峻峰々、溪水三条ア

リ一ハ仙巖ヨリ湧出シ、一ハ目付石湧出シ丙子寺前御前橋ニ至リ、合流東下シ

山下敷村ノ田ニ灌漑ス、乃チ安能川ノ源也アリ、水深三寸広莫間、彷彿甚高八拾

丈丈立柱立ヨリ倒ス、周回武治四町ノ正北アリ安能川ノ横手村ニ風向南ハ本

村ニ異ス、山脈西南丙子山ニ連樹木生セス草苔茂茂古跡老矣、兌字赤雲標ヨリ

左二回リ字追田漢ヲ蘇テ上ル第三町接メテ陰接木老朱根ノ年華ヨリ倒ス、深

五寸漢標志丙子立ニ至リ學川二合入、御藍山高一拾丈字川原前ヨリ倒ス、周

面九町村ノ正南ニアリ、東北ハ吉庄村ニ異シ、西南ハ本村ニ異ス、樹木茂生性々々

大木アリ、聲路帶余字德光ヨリ登長九町拾筒、溪水苦參水深三寸洪幅を衝下流字

米丸ニ至リ學川二入ル、高尾山高四十丈貳尺字川原ノ前ヨリ倒ス、周回不詳村ノ

東南ニアリ瀧上ヨリ二分シ、東南北へ吉庄村ニ異シ西本村ニ属ス、山脈南面百字  
山ニ連樹木生セス、標三尺浅老尺広八間表西同流レ緩ク水清ク味淡シテ寒冷

並ル、高拾町三拾間

李川二等河ニ属ス、標三尺浅老尺広八間表西同流レ緩ク水清ク味淡シテ寒冷

ナリ、水深二フハ村北西子山宇仙巖橋及日付石ノ通渠ニ免シ、毎年閏年拾三町

一ハ西山ノ西麓字走水ヨリ發シ、幅八間表長八町三十丈字夫邊源ニ至リ一水合流シ、

村ノ中央ヲ南流シ、字中川原ニ至リ二等川トナリ、字岡田ニ至リ有清村界ニ入ル、

此間老母拾八町下流安岐川トナリ安岐港ニ注ク、久保田橋杵津性源ニ属ス、村南

拾老母架シテ摩川ノ下流久保田ニアリ、水広六間深足月橋長五間半老母橋土橋、

中園橋大分性源ニ属ス、村北六町架シテ摩川ノ上流字小國ニアリ、水深九尺広

四間、橋長四間幅老母橋土橋、杖立橋大分性源ニ属ス、村ノ西北字ホツカケニ

アリ、水深九尺広四間幅老母橋土橋、中園橋大分性源ニ属ス、村ノ西北字ホツカケニ

アリ、水深九尺広四間幅老母橋土橋、又同所ヨリ東三折レ、古市ニ通スル支流アリ、

并築在道三等道路ニ属ス、北へ成仮村界字御前橋足尾リ南ハ吉庄村界字神ノ木ニ

至ル、長老母拾五町馬糞田間通老母五尺村ノ中央老母橋ヨリ、西北武治町字西

ツ社ヨリ西三折レ高田性源アリ、又同所ヨリ東三折レ、古市ニ通スル支流アリ、

高田性源三等道路ニ属ス、村ノ中央老母橋足尾リ都甲村界字走水ノ社ニ至ル廿八

町道中老母、古市道三等道路ニ属ス、本村ノ中央老母橋ヨリ吉庄村界字御前橋

辻ニ至ル、長老母道中通老母、明治道三等道路ニ属ス、村ノ中央老母橋ヨリ引

治村界字高地至ル、長拾九町巾通尺、丸小町道三等道路ニ属ス、村ノ中央老

母橋ヨリ九小町村界字十九小町越ニ至ル、長拾五町巾四尺

南字都合ニアリ大年神・伊勢源岐尊ヲ祭ル、明治五年村社ニ列ス祭日十二月初

五ノ日

歲神社社主、社地東西四拾間南北北差七四公、面積三反六畠貳拾老母、村ノ東

南字都合ニアリ大年神・伊勢源岐尊ヲ祭ル、明治五年村社ニ列ス祭日十二月初

五ノ日

丙子寺天台宗、東西四拾八間南面北差七四公、面積三反六畠貳拾老母、村ノ東

南字都合ニアリ大年神・伊勢源岐尊ヲ祭ル、其後氏火

大木アリ、聲路帶余字德光ヨリ登長九町拾筒、溪水苦參水深三寸洪幅を衝下流字

米丸ニ至リ學川二入ル、高尾山高四十丈貳尺字川原ノ前ヨリ倒ス、周回不詳村ノ

## 道 路

寺

二保リ堂宇施設、鹿安中領地成中典ス、古ヘハ郡中ノ臣利タリ文房等字アリ

万坊ト称ス、円寿院真言寺、東屋八間余南北拾六間余西朝四畳拾五步、邊見郡

南井村生辰院村ノ南方字園田ニアリ、要安中領山中興ス、天保二年二月續

円海叟ニ再興ス、知福院真言宗、東西九間南北拾六間余西朝五畳拾步山善田字

治部三室院末村東字中泉敷ニアリ、元様中領某再興ス

公立小学校村ノ中央大台ニアリ、生徒男式者七人、女給四人

民業 芦生席賃第四拾東大坂ニ植ス、植家實美八千四百七十五石

男農ヲ業タル者百武拾四戸

## ○明治村

本村古ヨリ武藏經二属ス

古時諸田中野小保ノ三村タリ明治八年三月併セテ本村ノ称ニ改

ム

區域 東二益ノ原ノ原野井ノ鷄崎ノ諸山林ヲ界トシ、両子富清ノ一村

ト隣リ、西北ハ小野白木原ノ二村ト両子山及ヒ桃ノ木崎ヲ以テ

境トシ、南ハ山崎井ニ道路ヲ界トシ、朝来村ト接ス

幅員 東西貳拾巷町貳拾間南北毫里五町貳拾間面積

沿革 本村ノ内元諸田村ハ接間村ニ同シ、元中野・小保ノ二村へ矢川

村ノ条ニ出ス

里程 大分県庁元標大分郡大分町福田橋中矢ニアリヨリ北方拾四里五町四拾八

間四尺標柱本村中矢五百九十六尺通地持吉郎宿宅前頭直方五拾大間ノ延ニアリ、

東方富清村へ三拾町一拾五間貳尺、西方小野村へ毫里拾六町三

拾老間三尺、南方朝来村へ毫里毫町四拾五間貳尺、白木原村へ

三拾巷町五拾六間四尺、北方西子村へ三拾町七間三尺

## 地勢

東西北ノ三面諸山屏立運輸便ナラス薪炭之トセス

地味 其色黒其質惡水利便ナラス時々旱ニ苦ム桑茶二宜シ

税地 田六拾三町三反八畠六步、畑六拾四町九反毫九歩、薙畠六町九反或畠六步、

宅地 余町六反八畠廿三步、山林七拾六町三畠拾八步、原野四拾七町三反

五畠歩、芝地拾町貳反八畠拾六步、林場八拾巷町六反三畠拾七步、總計三

百五拾六町毫反九畠拾五步

無税地 墓葬地毫町六反七畠拾毫步

官有地 山林毫町貳反毫拾毫步

賃租 地租金一千九拾八円四拾五纏八厘、酒類稅金三拾八円六拾九纏四厘、牛馬亮

賣稅金一円、統領稅金三円、總計金一千四拾三円拾五纏貳厘

戶數 本籍百九拾五戸平戸、社六戸小社、總計貳百毫戸

人數 男四百四拾四口平戸、女四百三口平戸、總計八百四拾七口内也出番

貯蓄老頭、統計四拾三頭

牝牛七拾四頭牝牛六拾五頭統計百三拾九頭、牡馬貳拾貳頭牝馬

桃木山高百六十丈毫里毫町可余村西ニアリ、海上ヨリ二分シチ西ハ小野村ニ属

シ東北南ハ木村ニ属ス、山駿北ハ両子山ニ通リ草木茂生藤路、久村西字新田ヨリ

南ニ折レ、字ジル路ヨリ聚落拾五町浜水河彌山ノ半腹ニ湧出ス、一八字前田ニ至

リ朝来野川ニ注ク長拾町標石間五尺、一八字中田ニ下走シ拂面川ニ注ク長八町

標頭川

朝来野川ニ河ニ属ス、深底尺浅五寸広八間表三間流レ継ク水道ク味波シ、水波

村ノ西北字諸木高瀬源池ヨリ派出シ、村ノ中央ヲ南走シ子母ノ木ノドニ至リ小狭

川ヲ合ス、其頭毫町一拾五間貳尺通地持吉郎宿宅前頭直方五拾大間ノ延ニアリ、

風ス、深底尺浅五寸広老間三尺通地持吉郎宿宅前頭直方五拾大間ノ延ニアリ、

ヨリ湧出シ村北ノ南流シテ字袖ノ木ノ下ニ至リ朝来野川ニ注ク其長拾五町、標木

橋大分往還ニ属ス、村西三町接シテ朝来野川上流ナ中田ニアリ、水深七尺広五尺間

橋共二箇巾着開闢ノ面、小中橋古市道ニ属ス、村南七町架シテ朝来野川ノ中流

字前川ニアリ、水深五尺五寸三間幅長四間幅左間橋モ土橋、落合橋六往還ニ属ス、

村南八町架シテ小供川下流字青合ニアリ、水深五尺五寸三間幅左間橋モ土橋

## 池沼

高地池東西武拾三間余南北武拾九間合周延武町三拾六間村ノ西北ニアリ、村ノ用  
水トス

## 道路

大分往還三等道路ニ属ス、村北西子村界字高尾ヨリ南ハ朝来村界半成蓋ニ至ル、

長武里馬踏老間道敷宅間二尺字前田ヨリ西三折レ高田往還アリ、宇袖ノ木ヨリ

東ニ折レ古市村道アリ、前川ヨリ西三折レ資掛駅道アリ、高田往還村ノ中

央中烟波ヨリ西方八町ノ島西ニ折レ小野村界字袖ノ木ノ頂上ニ至ル、長武治町

道市志間古市道村東字袖ノ木ヨリ東三折レ高村界字袖ニ至ル、長拾八町

毎五間、資掛駅道東前川ヨリ西ハ白木原村界字谷山ニ至ル、長拾五町船老

大御神社村北、社地東西百畝合三間南北武拾八步村西字西ヶ平ニア

リ、大日暮女尊・金山蓬尊・磐公ノ祭ル、文政二年四月勅諭祭日十一月二十五日、

山神社村北、社地東西武拾九間、面積反貳畠武拾九歩、村西字

諸田ニアリ大山祇神・諏津山津見神・奥山津見神ヲ祭ル、祭日七月二

十八日、日吉社村社、社地東西武拾七間余南北拾四間、面積反貳畠武拾九歩、

村西字中塙ニアリ、天御中主尊・忍穗耳尊・天山作命・伊弉諾尊・國狹命尊・伊

稚尊・大己貴尊ヲ祭ル、安政二年六月十八日勅諭祭日八月六日、日吉社村社

諸田尊・大己貴尊ヲ祭ル、嘉永元年四月十五日勅諭以上四社明

治五年村社ニ列ス、祭日十二月二十八日

学校公立小学校毫ケ所村ノ中央字ノ尾ニアリ、生徒男四拾六人女五人

民業男農夫衆トスル者百八拾四戸

## ○朝来村

本村古ヨリ武藏郷ニ属ス

古時争分久末ノ二村タリ明治八年三月合シテ本村ノ称ニ改ム

八山峯或ハ渓谷ヲ界トシ矢川俣水ノ二村ト隣ル、南ハ山浦村ト

原野道路ヲ界トス、北ハ耕地ヲ以テ明治村ニ接ス

東西拾七町拾五間南北毫里老町面積

## 里程

大分県界元標大分郡大分町頭老橋中央ニアリヨリ北方拾三里四町三間

貳尺、椎桂木村字唐木ノ八百四十拾七間地野野松ニ原野半面積南北四町ノ處ニア

リ、東方掛種村ヘ老里貳拾老町五拾間老尺、南方山浦村ヘ三拾

五町三拾老町老尺、北方富清村ヘ貳拾八町拾七間貳尺、西南矢

川村ヘ三拾老町拾九間三尺、西北明治村ヘ老里毫町四拾五間貳

尺

## 税地

東二長坂油原ノ原野山林ヲ負ヒ、西ハ耕地ニ連リ南原野ニ接シ

運輸便ナラス薪炭之シカラズ

其色黒其質美水利便ニシテ穀梁葉茶ニ宜シ

## 地味

田八拾六町七反三畝四歩、烟西拾五町五反四畝拾老歩、宅地拾三町五反七畝

七歩内三反宅歩寺院地、山林七拾五町八反畠武拾五步、芝地三町六反四畝拾

三步、棘場拾五町四反畠武拾廿九步、原野五拾七町八反三畝歩、總計武百九

若五町五反八畠武拾九步

## 無税地

埋葬地町貳拾老町拾六步

## 有地

山林毫町九反畠武拾七步

## 貢税

地租金千四百八拾三円貳拾七步三厘、酒類税金八拾円八拾老錢貳厘、牛馬

## 学校

公立小学校毫ケ所村ノ中央字ノ尾ニアリ、生徒男四拾六人女五人

## 学生

民業男農夫衆トスル者百八拾四戸

亮賣稅金五圓、鐵稅稅金八圓、總計金子五百七拾四圓八錢五分

戸數

本籍百八拾六戸平民、社貳戸小社、寺三戸無鹽家宅平元舊家宅平元

社

八坂社奉社、社地東西三拾畝貯尺四寸、南北武拾八間余、面積武九英七步、

人數

男三百九拾五口、附算者家口平民三百九拾四口、女三百九拾六口附算者

村ノ東南字井分ニアリ、遠須佐之男尊、櫛名川比老命、大己貴尊其他十四柱ノ神

人數

男三百九拾五口、附算者家口平民三百九拾四口、女三百九拾六口附算者

ヲ祭ル、明治五年社社二列祭日十二月十五日、護神社社社、社地東至武裕寺

人數

男三百九拾五口、附算者家口平民三百九拾四口、女三百九拾六口附算者

間余、南北武拾三間余、面積武反六畝拾八步、村北字久末ニアリ、大年神、天照

牛馬

牡牛百七頭牝牛三拾八頭總計百四拾五頭、社馬三拾九頭牝馬九頭、總計四拾八頭

皇大御神、月破尊、速須佐之男尊、大己貴尊、保食神ヲ祭ル、明治五年村社二列

池沼

朝来野川二等河二尾ス、深四尺淺七尺広拾間深五尺、流レ緩ク水清々味淡シ、

瀬戸ノ南所村半高地池ヨリ美シ、一ハ村西北字益ノ原三差ニ字海ノ木ノドニテ二水合

合流二等河トナリ、本村ノ西界ヨリ中央ヲ切キ東流シテ、山番村字大島ニテ矢川

ヲ分ミ安岐川ト称ス、其毛並無農村半成僅ニテ西字川字ヲ名シ東下シ、北ハ瀬戸田馬

場下原ノ三村、南ハ成久小高屋屋三村ノ間ヲ通シテ海ニはク長五里ナリ、度生

橋大分性延ニ尾ス、村南治佐町架シテ稻葉野川ノ下流字四方ニアリ、木深武尺八

六間橋長六間幅三尺石質、小星光源渡舟船架通三尾ス、村南來野川ノ下流字小

瀬光ニアリ水深咫尺広武拾八間歩

長迫池東面武拾九間南北四拾三間村居町居町拾三間北ニアリ、新池東西寺町拾

壇面南北武拾六間、周回三町也油田東三アリ、蓮池東西寺町武開南北三拾七町

園三町拾四間村東ニアリ、下油原池東源寺町拾三間南北武拾六間余四町

道路

大分往還三等道路二尾ス、村ノ西北明治村界字成道ヨリ南ハ山浦村界字境久二至

ル者吉武町馬路往還三尺通板武闘村ノ中央字者ノ本ヨリ東三折レ安岐御道アリ、村

南公ケ本ヨリ西二折レ通板御道アリ、安岐御道ノ中央字者ノ本ヨリ東方掛瀬村界

字懸瀬ニ至ル、長者吉武町を問、杵築往還北富清村界字長瀬ヨリ村ノ中央字者

ノ本ニ至リ大分往還合ス、長拾八町広武開松樹ノ並木アリ、杏掛駕道村ノ中

央字塔ノ本ヨリ、西由矢川村界子町ノ平ニ至ル、長八町広老間

彌城

本村古ヨリ武藏郡ニ属シ古來分合ナシ

沿革

東北山嶺ヲ分テ朝來村ト界ヲナシ、南ハ山浦村ト耕地ヲ境トシ

幅員

東西拾七町武拾五間南北三拾町面積

沿革

慶長五年豐前國小倉城主細川忠興之ヲ領シ、其臣有吉立行松井

民衆

康之ヲシテ速見郡杵築城ヨリ支配セシヲ、寛永九年細川氏肥後

へ転封ノ後小笠原忠知信州松本ヨリ徒封代テ之ヲ領ス、正保二

年同氏參州吉田へ転封ス、同年七月松平英親本郡高田城ヨリ引

築ヘ徒リ同氏ノ所領トナリ貞享一年弟松平重長ニ分治セシメ後

世襲松平貢一郎ニ至リ、王政革新明治三年上地ニテ日田県ノ所

轄トナリ同四年十一月同県属セラレテ大分県ノヲ管轄ス

大分県庁元老大分郡大分町福田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾貳町三

拾三間五尺舊住本村宇井九百五拾步益善地蘇原吉良宅原浦北方武然五間ノ

地ニアリ、西方侯水村へ老里六町五拾貳間三尺、南方山浦村へ拾

九町三拾貳間四尺、東北朝来村へ三拾老町九間三尺、西南岩屋

村へ貳拾七町貳拾四間

地勢 東二小越山林南ニ赤又タ大野ノ諸山野ヲ負ヒ運輸便ナラス薪炭

用ニ贋ル

其色黒其質美稱梁二宜シ、最毛乗茶ニ適ス泡池ヲ以テ燒ニ早ヲ

防ク

税地 田三六町六反六畝三歩、畠拾七町貳拾五步、宅地四町三反四畝拾步四畝

拾六步寺院地、山林三拾老町七反四畝歩、芝地七反六畝歩、秣場七町三反

拾六步寺院地、山林三拾老町七反四畝歩、芝地七反六畝歩、秣場七町三反

拾六步寺院地、山林三拾老町七反四畝歩、芝地七反六畝歩、秣場七町三反

拾六步、原野三拾町歩、總計百三拾老町六反瓜拾八步

官有地 山林老町三拾町歩、總計百三拾老町六反瓜拾八步

貢税 地租金五百六拾老町拾七錢六厘、酒類稅金三拾八円九拾九錢九厘、牛馬充

買稅金五厘、總計金六百兩四拾七錢五厘

戸數 本籍八拾老戸半民、社三戸小社、寺巷戸御座表所、總計八拾五戸

人數 男百五拾九口半民、女百八拾三口半民、總計三百四拾貳口

牛馬 牛拾貳頭牝牛六拾貳頭綫計七拾四頭、牡馬四頭牝馬七頭、綫

計拾老頭  
中ノ川三等河二萬石、乘者尺茂五寸庄武間装を問、流し縫タ水宿ク株張シ、源

川

池沼 上池東西三拾五間南北三拾四間周回底狭五間村北三アリ、下池東西三拾八

間南北瓜拾六間周回底狭五間村北二アリ、中野池東西四面拾四間南北町周回

三町五拾老町余村西二アリ、以上舊村ノ用トナス

道路 安岐道三等道路二萬石、村西侯水界半中野川ヨリ東ハ山浦村界字大橋ニ至ル。

長貳老八町馬路老道拾老間三尺、村ニ中丸字井坪ヨリ南二折レ井蓋鐵道アリ、字

岡ノ平越二通り後來駅ヨリ當駅三通スル支道アリ、井蓋駅道村二中央字井坪

ヨリ南方岩屋界字城ヶ谷社ニ至ル、長拾貳町瓜拾五尺、沓掛駅道村北字南ノ草

越ヨリ西ハ吳水村界半中野川ニ至ル、長五町広意間

山神社社社、社東西武拾貳間、南北八間余、面積六畝三歩、村ノ中央字上山浦

ニアリ、大山祇神、鹿島野北荒神、天之御土神、國之御土神、大山神ノ神、萬葉神

ヲ祭ル、明治五年社二例ス祭日十一月十四日

玉林寺釋迦堂、東西七間余、南北拾八間余、面積四畝余六歩、僧寮村西白寺

末村東字高地ニアリ、寛文四年僧五位開基創建ス

学校 公立小学校巷ヶ所有事高尾地ニアリ、生徒男拾九人女拾四人

物産 芦荳席賣中貳千貳百六拾三東大坂二輪ス

民業 男農ワ業トスル者七拾五戸

○山浦村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

臺城 東ハ耕地ヲ境トシテ掛橋村ニ接シ、西ハ字赤谷山ノ嶺ヲ以テ矢

川村ニ界ス、西南ハ早瀬原野ヲ以テ岩屋村ニ接ス、南ハ宇津野

女原野ヲ限リ山口村ニ隣リ、北ハ字上ノ平山山絶頂ヲ以テ朝来村

東西三拾四町貳拾六間七合南北貳拾町面積

二接ス

沿革 矢川村ニ出ス

里程 大分県厅元禄大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾貳町三

拾九間貳尺掛桂字井ノ上八禁官地八禁社井ヨリ北方貳尺八禁尺ノ處ニアリ、

東方山口村へ老里三町拾間貳尺掛橋村へ拾六町老尺、南方岩屋

村へ老里五町四拾九間三尺、北方矢川村へ拾九町三拾貳間四尺、

朝来村へ三拾五町三拾老間老尺。

南北鳥山上ノ平山対峙シ中三安岐川東流シ運輸便ナラス薪炭硃

等乏トセス

地味 其色黒其質稍粗梁二宜シ水利便ナリ

税地 田三拾三町六反五畝四歩、畠拾町四反四畝拾歩、高地貳町五反老里貳畝少内

杜地九畝貳拾七歩、壹敷貳拾三步、林治貳畝貳畝拾步、原野拾八町八畝貳拾

八步、藪九畝貳拾七歩、芝地八反三畝拾九步、林場老町老反歩、總計拾

七町七反七畝八步

飛地 本村ノ西方矢川村ノ内田貳反六畝老歩

無税地 堆葬地老町老反八畝拾六步

官有地 杜地老反老里拾六步、林四町九反五畝四歩、原野五畝四歩、溜池三町老反貳畝

歩、寺院地大畝三步、總計八町貳反九畝拾七步

地租 地租金四百九拾三円五拾八錢貳厘、牛馬充實稅金老四円、總計金四百九拾三

四五拾九錢貳厘

戸数 本籍七拾三戸平民、社四戸小社、寺毫戸僧曹酒業、總計七拾八戸

人數 男百五拾三口平民、女百四拾八口平民、總計三百老口

牛馬 牡牛貳拾四頭牝牛四拾頭鶴牛四拾頭鶴馬拾三頭、總計貳拾五頭

山 黒岩嶺高七拾六丈周西來詳村ノ西南ニアリ標上ヨリ三分シ、西南ハ岩屋村ニ属シ、東北ハ本村及ヒ山口村ニ属ス、山脈西ハ波多方堵ニ連ル往々大樹籠巻山上ニ

溜池アリ板木池ト云フ山間ノ田ニ准リ、登路ニ築シハ村ノ中央井ノヨリ南西ニ上ル三拾町尤険ナリ、一ハ村西半大橋ヨリ南ニ向ヒ暴尾道崎老間三尺餘ナリ、高爪

拾五町大分往還ナリ此山岩屋村ヨリ岩屋山ト稱ス

川 山浦川等河ニ属ス深瀬丈後度近江若狭越後高麗長良川等河ニ水清々味

淡シ、源ヲ明治村字小保及堵田二発シ朝来野川ト名ク東南ニ向ヒ朝来野二入リ源流

シ、本村ノ西半字野屋三茶リ山浦川ト称ス、東南ニ洩レ字大橋ニテ安岐川及村西舞

谷池ノ下流ヲ合シ北リ東流シ字或壁ニ至リ掛柳村三入り柳川ヲ合シ安岐川トナリ、

南ハ成久中腹北ハ御戸田馬場若村ノ間ヲ經テ原村字勝ニテ海ニ入ル、安岐川三等河ニ属ス、深西尺淺東尺広三拾間深秋成根五拾間深五拾間深レ急ニ水清キ味淡シ、源ヲ

白木原本村三発シ白木原川ト名ケ水付三至リ中流安岐川ト名ケ矢川ニ至リ矢川ヲ合シ

安岐川トナル、村西字大橋ニ未リ山浦川ヲ合シ村北リ東流シ字成根ニ至リ、掛柳村ニ入り空川ヲ合シ成久以後浦村ノ間ヲ經テ安岐港ニ注グ、大橋大分往還ニ属ス、

村南六町聚シテ山浦川ノ上流字大橋ニアリ、水深貳尺広拾四間、幅長拾四間五尺締

武岡石製

池沼 板木池東西北町貳拾町南北五拾武間西面三拾町村南ニアリ村ノ用水トス

大分往還三等道路ニ属ス、村ノ西側來村界字水口ヨリ南ハ岩屋村界字黑岩二至ル、

此貳拾六町四拾間深老間三尺、字品岩ヨリ字大橋ニ至ルマテ松樹苦木アリ長凡拾

八町、掛橋道三等道路ニ属ス、村ノ中央字井ノ上ヨリ東ヘ掛橋村界字井ノ森ニ

至ル、長拾三町六間三尺幅老闆、山口道三等道路ニ属ス、村ノ中央字井ノ上ヨリ

南ハ山口村界字ソノメニ至ル、長拾四町四拾五間幅老闆、矢川道三等道路ニ属ス、

村ノ中央字井ノ上ヨリ村北矢川村界字在過二至ル、長八町五拾老闆面積五丈、

山神社村社、社地東西拾六間南北拾九尺、村南字下ニアリ、大山

基母ヲ祭ル祭日十二月廿九日、八幡社村社、社地東西九間、南北拾六間、面積六

萬步、村ノ中央字井ノ上ニアリ、營田別命・高靈神ヲ祭ル、祭日十二月廿八日、

以上二社明治五年村社ニ属ス

密秉院尊寶洞主、南北拾七間余、面積六拾三步、横手村承福寺東

村ノ西南字密秉院ニアリ、元治二年二月僧幻空基創建ス

莊生屋質業貳千石北拾四東大坂ニ接ス、蘭麻質業千七拾四貫

民業 男鳥ヲ養トスル者六拾戸

問老尺系永村へ三拾三町六間富清村へ老里貳拾九町四拾八間三尺

地勢 南ニ大平山ヲ負ヒ安岐川其麓ヲ東流ス、村落南北二点居運輸便

ナク薪炭乏カラス

地味 其色黒南部其質美ニシテ水利アリ、北部其質惡ニシテ旱ニ苦ム

税地 田七拾六町七反五畝拾步、畑三拾町七反三畝拾步、宅地六町七反七畝拾

八步内社地五畝三步寺院地貳畝貳拾九步、林木拾九町七反三畝貳拾

九步、原野四拾町九反九畝貳拾八步、蔽五町八反五畝拾九步、芝地拾花町

九反貳畝武拾四步、秋場三町三反步、總計貳八町貳反九畝九步

無税地 墓葬地老町五反五畝拾七步、浦池五町老反九畝貳步、總計三町七反四畝拾九

步、原野四拾町九反九畝貳拾八步、蔽五町八反五畝拾九步、芝地拾花町

九反貳畝武拾八步、蔽五町八反五畝拾九步、芝地拾花町

九反貳畝武拾八步、秋場三町三反步、總計貳八町貳反九畝九步

官有地 地地老反西頭九步、浦池五町三反七畝四步、寺院地九畝拾五步、總計五町

六反貳拾八步

貴租 六反貳拾八步

地租金千百六拾八円五拾四錢老屋、牛馬亮賣稅金壹圓、總計金千百六拾九円

五拾四錢老屋

人數 本籍百六拾貳戶平氏、社四戶小社、寺貳戶押羽守半真吉宗半等、總

戶數 計百六拾八戶

人數 男三百三拾九口平氏、女三百四拾三口平氏、總計六百八拾貳口

牛馬 牡牛六拾八頭牝牛六拾九頭總計百三拾七頭、牡馬貳拾九頭牝馬

三頭、總計三拾貳頭

川 安岐川ニ等河ニ属ス、深五丈淺貳尺広四拾間共拾五間深レ急ニ木構ク染波シ、水

源ニ一ハ西子山ニ發シ蟹川ト名ケ西子富清矣水ノ三村ヲ羅テ本村ノ西界字長野二

水村ノ東南三流レ支流ニ通リ安岐川トナル、ハ深水村ニ先シ尖矢川ヲ羅テ

諸溪流ヲ合シ安岐川トナル山浦村ニ至リ山浦川ニ合ス、一ハ明治村字小保及諸田二

里程 大分県序元豊大分郡大分町領田舎ニアリヨリ北方拾貳里拾七町拾

沿革 東西貳拾七町四拾六間七合南北老里拾五町六間七合

本村ノ内元油留木村ハ矢川村ニ同シ元油留木村ハ換開村ニ同シ

ト夫婦木山ノ嫩ラ境トス又安岐川ヲ界トシ吉広村ニ接ス

帳員 東西貳拾七町四拾六間七合南北老里拾五町六間七合

本村ノ内元油留木村ハ矢川村ニ同シ元油留木村ハ換開村ニ同シ

武同姓柱木村字丸ヲシ百七拾老地開闢大神社鳥井中央ヨリ、南方四回各尺五寸ノ

處ニアリ、東方瀬戸田村へ三拾貳町老尺、西方山浦村へ拾六町老尺、南方山口村へ三拾貳町五尺北方朝來村へ老里貳拾老町五拾

発シ朝来野川ト名ケ山浦村ニ至リ山浦川ト名ケ安岐川ニ合シ木村ノ西字高木成澄二

至リ車川ト合ス、東波村南岸高瀬池ト下流ヲ孫シ字鳴川ニ至リ、油畠川ヲ合シ成久

橋戸田二村ノ間ニ入り中國鳥高ノ間ヲ切キ下原村ヲ孫テ字後ニテ海ノ入ル、宇長若

ヨリ成澄ニ至ル宇川長谷四町山浦川共三合開合流ヨリ村界ニ至ル兵威松町、油畠

木川三等河二尺八寸、深武尺五寸半六間張三間長三合町流レ急ニ水清タ候シ、

源ラ村北字高地池ニ発シ村ニ中央ヲ東南ニ流レ字鳴川ニ至リ安岐川ニ入ル、長野

渡安岐港道ニ異ス、村西八町櫻川ノ下流字長野ニアリ水深四尺庄拾間參渠、成澄

渡安岐港道ニ異ス、村西老町五合開闢川ノ下流ニアリ水深四尺庄拾間參渠、荒井

渡安岐港道ニ異ス、村西八町櫻川ノ下流ニアリ水深四尺庄拾五寸広拾間參渠

上讓リ葉池東西武治間南北北町四町三拾間開四町三拾間村北ニアリ、上水無池東西

老町拾八間南北四拾間開四町三拾九間村北ニアリ吉松村ノ用水トナス、中讓

リ葉池東西武治間南北北町四町三拾間村東ニアリ下讓リ葉池東西四町四拾間

南北老町武治主翁園回西町三拾開村東ニアリ吉松戸田村ノ用水トナス、藤ヶ谷池

東西老町五合開南北三合八門村南ニアリ中ノ迫池東西四町四拾間開村北町五

四拾八間南北四町五合武治村南北北町五

間開四町拾五間村北ニアリ、高地池東西三拾五間南北北町五

ニアリ、皆本村ノ用水トス

安岐港道三等道路ニ属ス、村ノ西北冬子村界字地名ヨリ村東高田村界字鳴川ニ

至ル、長三合三町成澄八間三尺広を間中央矢先ヲロシヨリ南折シ山口通アリ、山

口道村ノ中央矢先ヲロシヨリ村南山口村界字大庭木ニ至ル、長拾七町三拾六間三

尺五寸三尺、山浦道村西字成澄ヨリ山浦村界字船島ニ至ル、長三町石垣間、朝来

道村ノ中央矢先ヲロシヨリ村西朝来村界字船島ニ至ル、長拾町拾八間広三尺、

富清道村ノ中央矢先ヲロシヨリ村北富清村界字船島ニ至ル、長拾里九町四拾八間

武尺五寸三尺、吉松道村ノ中央矢先ヲロシヨリ村東吉松村界字長尾ノ上ニ至ル長三

町五拾三間五尺広三尺

## 社

大歳神社村社、社境東西四間余南北北四間余面積武拾九步參後國造見四合御生寺東村ノ

六年神・御年神・若年神・大己吉神・西日吉神・夷座北元神・豐受日女神命・埴

山比売神・祭ル祭日十二月十五日開太神社村社、社境東西六合南北北合面積

武歎神・村ノ中央宇鬼ヲロシニアリ天照皇大神・西落御天神・伊吹大神・速秋津

姫仲ツ祭ル祭日十二月十五日、山神社村社、社境東西四間余南北合面積四

武廿三歩村北字下神田ニアリ、大山惡神ヲ祭ル祭日十二月二十七日以上三社明治五

尔村社三列次

## 寺

不動院真言宗東西八間余南北拾間半面積武拾九步參後國造見四合御生寺東村ノ

南北ホクソニアリ弘化四年僧円法開基ス、泉正寺尊佛洞院、東西拾三町余南北北

拾餘間余面積九畝拾五步通戸田村光明寺東村北字盛塙ニアリ、初唐時此國莊院

宗ナリシカ必永年間頃現中興ニ、改メテ曹洞宗トナル

## 学校

公立小学校志ヶ志村南中ニアリ生徒男四百四女五百四坂二輪ス

## 物産

莊豆席農業千家百四東坂二輪ス

## 民業

男農ヲ業トスル者百六戸

## ○吉松村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古來分合ナシ

## 壇城

東ハ小城山ノ頂ヲ以テ小城村ニ界シ、西ハ鏡石山ヲ以テ掛幡村

ニ接シ、南ハ徑路ヲ界トシ瀬戸田村ニ隣ス、北ハ藤ヶ尾山嶺ヲ

限リ吉広志和利西村ニ界ス

## 沿革

挾間村三出ス

## 里程

大分県原大分郡大分町銀田橋中央ニアリヨリ北方拾三里貳町五拾九

間五尺經本村字泉坂底百八拾若善地川野志篠居毛病園東方第一間五尺八寸二ア

リ、東方小城村ヘ三拾武町五拾五間三尺、西方掛幡村ヘ毫里武拾

四町四拾五間、南方瀬戸田村へ拾三町六拾五間三尺

地勢  
南ニ鎌石山北二小城山ヲ負ヒ運輸便ニシテ薪炭用ニ勝ル

地味  
其色赤其質稍々美福梁二亘シ水利便ナラス

税地  
田七拾武町七反九歩、烟草稅六町九反九武拾老歩、宅地六町四反老歩内、

社地四畝貳拾步半地貳反貳拾五步、林五拾武町四反武町、原野武拾老町四

反歩、藪吉町老拾武拾九歩、芝地七町六反七武拾七步、林五拾武町四反武町、原野武拾老町四

反歩、計百九拾町老反七武拾七步

無税地  
埋葬地貳町五畝拾四步

膏肓地  
杜地貳反貳拾六步、林四反四武歩、溜池五町三反三武拾七步、營數重

畝拾貳歩、總計六可貳拾武拾七步

賃租  
地租金九拾八町八反四武拾四步、煙草稅金拾五円、牛馬賣賣稅金壹円、總

計金千百拾四町四武拾四步

人數  
本籍百四拾戸平民、杜四戸小姓、寺三戸貢三寺、總計百四拾七

戸数  
男三百四拾九口平民、女三百四拾三口平民、總計六百九拾武口

牛馬  
牡牛五拾六頭牝牛六拾頭總計百拾六頭、牡馬三拾七頭牝馬九頭、

總計四拾六頭

川  
吉松川三等河三等水深六尺浅老尺広八尺深老尺長三拾町流レ急ニ水深タク流洪シ、

源ノ村西字中二番シ村北ヲ東南二流レ字ニ王ニ至リ七郎川ヲ合向シ村ノ中央東南

二流レ、宇川林ニテ源戸田村二入り滝川ト称ス、同村宇小川二至リ安岐川ニ合ス、

七郎川三等河ニ異ス、源六尺浅老尺広急流洪シ源ノ長巻腹流レ急ニ水深タク流洪シ、

源ヲ村西七郎ニ至シ村南ラ東流シ字仁王ニ至リ吉松川ニ合ス、浦川橋大分住居

三屋ス、本村ヨリ拾老町梁シ村東吉松川ノ下流宇浦川ニアリ、水深老尺幅三間幅

池沼  
長岡巾老開墾土築

瀬葉ヶ谷池東西三拾七間南北老町貳拾開闢四町村北ニアリ、長迫池東西四

町八間南北貳拾八間周回三町村南ニアリ、田尾池東西老町貳拾開闢南北三拾七間周

ニアリ、皆村ノ用水トナス

道路  
大分往還ニ等道路ニ属ス、村北界至界字身辺ヨリ村南瀬戸田村界字川森ニ至ル、

長四町都老町三尺字瀬戸田村ニ通シ西ハ本村字草場ニ通ス、長余老町七間

東西二折チ支道アリ、東ハ瀬戸田村ニ通シ西ハ本村字草場ニ通ス、長余老町七間

広苦間、掛橋道ニ等道路ニ属ス、村ノ中央大坂橋ニリ村南掛橋村界字所ノ尾ニ至ル、

長武拾六町五拾七間三尺広三尺、小城道村ノ中央字草場ヨリ村ノ東北小城村

界字草場ニ至ル、長武拾老町四間広三尺

八坂社村社、杜地東西拾一町余南北拾五町余面積貳拾三步村南字一ノ郷ニアリ、兼善寺尊・大己貴神ヲ祭ル祭日十二月廿八日、山神社村社、杜地東西三拾四

間山神社、原山神社・正勝山神社・笠山神社・奥山神ヲ祭ル、祭日十二月十六日

以上二社明治五年村社ニ列ス

寺  
常覺院貞吉宗、東西八間余南北拾九間面積老反老拾六步、山家園宇拾都三室院

木村南字南教ニアリ正元年創建、福壽院貞吉宗、東西貳拾四町南北拾老間余面

積六武拾七步、山城國宇治郡三室院木村南字南教ニアリ応長十年創建、西宝院

真言宗、東西拾老間余南北拾老間余面積貳拾步山城國宇治郡三室院木村ノ東南字

立中ニアリ永正元年僧道南教ニアリ

本村古ヨリ安岐第二風シ古來分合ナシ

○瀬戸田村  
本村古ヨリ安岐第二風シ古來分合ナシ

シ、南ハ安岐川ヲ限り成久中國ノ一村ニ對ス、北ハ西ノ平山ヲ

以テ吉松村ニ界ス。

幅員 東西貳拾七町貳拾六間七合南北八町五拾三間三合面積

沿革 挿間村ニ出ス

里程 大分県厅元標大分郡大分町重田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里、貳拾四町四

拾五間五尺桂木村半小川三百七拾番地八町八百四尺面積西方六間三尺ノ處ニアリ、東方馬場村ヘ拾六町五拾八間五尺、西方成久村ヘ六町五拾

八間老尺掛種村ヘ三拾貳町巷尺、南方中蘭村ヘ八町四拾間老尺、

北方吉松村ヘ拾四町五間三尺

地勢 南二安岐川ヲ帶シ北二西ノ平山ヲ負ヒ運輸便アリ薪多シ炭乏シ

地味 其色亦其實稍ヤ美ニシテ稲葉桑茶二宜シ東半部水利アリ、西半

部旱二苦ム

税地 田三拾四町八反畠銀九歩、畠金玉町七反八畝貳拾五步、宅地三町五反西參四步

内寺院地貳反三畝貳拾五步、林三拾四町五反七畝拾六步、藪八反八畝貳拾三步、

芝地二反四畝貳拾八步、物干場九反九畝拾七步、總計九拾志町三反五畝步

荒地八反四畝拾五步、溜池老旱五步、埋葬地老町貳反貳拾五步、總計貳町六

拾五步

官有地 社地四反畠銀五步、寺院地五反畠銀拾五步、林九反畠銀貳拾步、總計老町

八反五畝拾七步

貢租 地租金六百八十拾八円三拾銀九厘、煙草稅金五円、牛馬光賣稅金七円、家

祿稅金六十円八拾五錢六厘、總計金六百八十拾六錢五厘

人數 本籍八拾七戸土族貳戸平民八拾五戸、社貳戸小姓、寺貳戸善書僧尼者

字合上原忍子、總計九拾老戸

牡牛拾四頭化牛貳拾六頭總計四拾頭、牡馬拾三頭牝馬六頭、總

計拾九頭

安岐川二等河二廣斯、渠水支流安岐川、渠水支流安岐川、渠水支流安岐川トナル山浦村

淡シ、水無三ツ一ヘ八戸子山二号シ御用川ト名ケ町子宮清本水ノ三村ヲ経テ御用川村ニ至リ

ニ至リ山浦川ニ合ス、一ハ保木村ニ發シ矢川村ヲ經テ諸漢流ヲ含シ安岐川トナル山浦村

山浦川トナル安岐川ニ合ス、淡シ朝来野川ト名ケ山浦村ニ至リ

淡ヲ帶レナ山浦川ニ至リ油木川ヲ發シ木村、西字新賀ニ至リ外村吳ヲ會流シ、

李小川ニテ浦川ワ合ス、一ハ明治村小幌伊賀諸田一ツシ朝来野川ト名ケ山浦村ニ至リ

浦川ニ等河ニ属ス、深六尺既一尺既三間三尺既東町貳拾間、淡急ニ水漲ク味淡シ、

水漲ニツク老松村ニ至リ油木川ヲ發シ木村、西字新賀ニ至リ外村吳ヲ會合

東南ニ流レ吉松川ト称シ同村界字川路ヨリ來リ、村毛平寺、東ワ稚子字川ニ至リ

安岐川ニ入ル、大道橋大分往還ニ属ス、村南五拾間渠シテ安岐川ノ中流字小川ニ

アリ水深貳尺巾拾七間、橋長拾八間巾老被石橋、小川橋當渠道ニ属ス、村ノ中

央橋シテ浦川ノ下流字小川ニアリ水深五寸巾老間老尺、橋長三間三尺巾老間老尺被

土橋、浦川橋大分往還ニ属ス、村ノ中央ヲ架シテ浦川ノ下流字寺ノ東ニアリ、水

深老尺巾老間三尺、橋長三間三尺山崩側坡十度

道路 大分往還二等道路ニ属ス、村北吉松村界字仁工ヨリ南ハ成久界字小川ニ至ル、長

三町広老間三尺字小川ヨリ東三折レ安岐道アリ、安岐港道三等道路ニ属ス、村

西掛種村界字鳴川ヨリ中央字小川ニ至リ大分往還ニ合シ又東ニ折レ西掛種村界字馬場

先二至ル、長貳町四拾步間老道

社会 八幡社社社、社殿東面拾八間余銀老拾七間奉幣貳反貳拾本村奉宇宮二ア

利善田別社、武内密林サ祭社、明治五年那社二列ス祭日十一月三十日

實際寺廟皆洞窟、東西三拾七間余南北八町五拾七間面積三反九畝拾六步、横手寺

計三百五拾六口

寺

社

大友氏ノ為兵發ニ罹り廢落セシヲ、以テ正保二年佛事中興シ以後普濟トナル、

淨國寺淨土宗、東西五反八間余南北三拾九間余面積三反七畝四歩、山號圓心郡

知風院村ノ東南宇山ヶ巖紫ニアリ延喜元年佛事無額基御建ス

公立小学校壱ヶ所村ノ中央字レンカンイアリ生後百百人女姓三人

莊主席官英千百石、東大坂ニ輪ス、蘭麻官夫四百四拾武貫

民業 男爵美・スル者ハ拾八戸、西ヲ業・スル者四戸

物産 茶葉貿易一千石、葛根一千石、葛根一千石

地主 男爵美・スル者ハ拾八戸、西ヲ業・スル者四戸

物産 茶葉貿易一千石、葛根一千石

## ○馬場村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古來分合ナシ

疆域 東ハ溝渠ヲ以テ下原村ニ界シ、西ハ徑路ヲ界トシ瀬戸田村ニ隣

ス、南ハ用水路ヲ境トシテ中岡村ニ対ス、北ハ妻邊山ヲ以テ

小城系原ノ二村ニ界ス

幅員 東西拾五町四拾間南北拾九町拾間面積

里程 大分原庄元領大分郡大分町福田橋中央ニアリヨリ北方拾三里四町四拾武

間五尺標柱本字中村五百六拾武番地水松仕三郎屋老前而中央ヨリ東方五而三尺  
ノ處ニアリ、東方下原村へ六町四拾七間三尺、西方瀬戸田村へ拾六  
町五拾八間五尺、中國村へ拾五町三拾三間四尺、糸原村へ貳拾  
九町五拾七間三尺、西北小城村へ貳拾町

地勢 土地平坦南ニ安岐川ヲ帶ヒ運輸便ナレトモ薪炭之シ

地味 其色黒其質南部ハ美ニシテ北部ハ惡稻梁集茶ニ宜シ水利アリ

稅地 田木治老町貳反八畝拾步、畠武若原町八畝四歩、宅地六町六反貳畝拾步、社地老若原八歩寺老宅反貳拾六步、林木除水町八反至五步、載貳反三畝拾  
步、芝地貳町三反七畝貳拾步、秋場原町九畝步、物干場を計反步、總  
計百拾八町七反四畝拾步

無税地 荒地七反四畝貳拾步、埋葬地九反四畝貳拾步、總計壱町六反九畝拾步

官有地 社地五反六畝拾步、寺院地五反五畝四歩、烟宅反五畝拾步、林九反四畝

地主 田主真言宗老手、總計百五拾四戸

地租 地租全三百五拾戸内六拾六錢五厘、松税奉内五拾四錢、酒類稅金拾九

三拾四錢、總計一千三百八拾三反五拾八錢五厘

貢租 戸數 本籍五百拾五戸、士族三口平民百四十口、社貳戸小社、寺貳戸雜役清潔

人數 男三百五十戸口、士族九口平民三百四十口、女三百貳拾口、士族七口平民三

百口

牛馬 牡牛貳拾頭牝牛拾頭頭總計三拾老頭、牡馬五拾三頭牝馬五頭、

人數 総計五拾八頭

日本形船底百石米俵五拾石以上總計貳艘

舟川 安岐川ニ尋河ニ萬ス、櫛五丈浅風足は老町を南陥西若瀬流レ急ニ水音ク殊哉シ。

水道三ツ一ハ西子山ニ発シ學川ト名ク、西子山湊水ノ三村ヲ經テ野瀬村ニ至ル、

一ハ保水村ニ発シ矢川ヲ經テ唐津流ツ合シ安岐川ニ入ル、一ハ明治村字小儀井ヒ

諸田ニ発シ朝霧野川ト名ク山浦村ニ至リ山浦川ト名ク安岐川ニ合シ野瀬村ニ至リ、

寧川ワ合シ安岐川トナリ瀬浦池ノ下流アレ、同村字鳴川ニ至リ油浦木川ヲ成レ、

成瀬浦田二村ノ間ヨリ本村ノ西界字宮ノ前ニ萊り村南中蘭村ト界シ東流更ニ本村

ニ入り子小川尻ヨリ下原付ニ入り、同村半港ニテ港ニ入ル本村ヲ通スル北九町貳拾

四間

池沼 蒜ノ辺池東西老町三拾四間南北老町治七間四十五町四拾武開村北ニアリ、谷池

東西老町治南南北三拾五反周回六開村北ニアリ、タ々ラ池東西老町治南北五拾步

周回四町村北ニアリ、當村ノ用水トス、赤上ノ池東西老町五拾步南北老町貳拾

四町村北ニアリ、赤下ノ池東西老町治南北五反南北老町貳拾

道 路

中國道三等村ノ中央字中村ヨリ西南中國村界字小屋二至ル、長丸町五拾七間四尺  
幅三尺、小城道三等村ノ中央字中村ヨリ村北小城村界字障山ニ至ル、吳凱村依町  
幅三尺、糸原道三等村ノ中央字中村ヨリ村北系原村界字二本松ニ至ル、長崎八町  
四拾間幅三尺、安岐港道三等道路二萬ス、村西湖田村界字大田ヨリ村東下

原村界字小川界ニ至ル、長九町三拾三間幅毫間

熊野社村比、社地東西四間余南北四拾四間余面積五反武藏宿田四家村ノ西側字敷

所二アリ、伊那郡美亭・天照皇大神・熊野久須比神ツ祭ル祭日十二月十五日、八

社社社社、社地東西三間余南北九間余面積一畝五分、御供奉主中村子ギテニアリ祭

奉幣等ツ祭ル、祭日十二月二十九日以上二社明治五年村社二列ス

大佛寺神靈濟宗、東西四拾三間南北東北本門寺開基釋迦堂及四步山地園鳥居等心

寺末村西字宇守字ナニアリ心靈開基創建ス、最廣寺莫奈東西試合堂開館年未拾

五間面積老反貳拾六步山地園鳥居釋迦堂等未村ノ中央字ヒロマツニアリ昭和二年

僧院内門甚創建ス

莊主席賣美千九百五拾八束大坂ニ桶ス、蘭麻賣美七百拾老賣三百日

男承ヲ業トスル者百四拾老戸、商ヲ業トスル者七戸、医ヲ業トスル者三戸

○下原村

本村古ヨリ安岐郷ニ属ス、古時下原古城ノ二村タリ明治八年三  
月古城村ヲ本村二合ス

張 城 東ハ海ニ瀕シ西ハ溝渠ヲ界トシテ馬場村ニ接ス、南ハ荒木川ヲ

以テ塙屋村ニ隣ル、北ハ耕地ヲ以テ中國村ニ接ス小径ヲ以テ系

原村ニ界ス

東西拾六町貰拾間南北拾町面積

幅間村二出ス

里程 大分県厅光緒大分郡大分町重田橋中央ニアリヨリ北方拾三里六町貰拾間

幅 員

沿革 東西拾六町貰拾間南北拾町面積

三尺、日本大分省八百石人役四番地役通人吉原七甲新中央ニアリ兩方並行開拓六武

寸ノ船ニアリ、南方塙屋村ヘ拾三町拾四間三尺、西方馬場村ヘ六町

四拾七間三尺、北方系原村ヘ三拾町四間三尺

土地平坦ニ属シ東へ海ニ而シ運輸便ニシテ薪炭之シ

地 味 其色赤或黒ニシテ其質南部ハ美北部ハ惡稻粱米茶ニ宣シ水利便

ナラス

稅 地

田五拾三町九畝拾四歩、烟四拾三町八反七畝貳拾四歩、宅地八町八反五畝拾四

步内社地石垣五步寺院地石垣三畝拾六步林三拾武反布政貳拾五步、藏三反五

畝六步、芝地三町壹反五畝六步、者干場四町九反九畝拾六步、總計百四拾六

町八皮四畝拾五步

無稅地

溜池三井拾步、埋葬地老町貳反六畝拾九步、總計老町三反歩

官有地

社地三反五畝拾五步、寺院地九畝拾七步、林拾武町三畝貳拾老步、芝地五畝

九步、溜池七反五畝貳拾老步、總計拾三町貳反九畝貳拾步

貢 稅

地租金七百七拾五円貯銀五厘、船稅金拾三円拾金、總計金七百八拾八円八

拾四錢五厘

戶 數

本籍百九拾三戸、土族貳戸平氏百九拾老戸、社老戸小社、寺三戸祥應寺

老宇宣宗老宇、總計百九拾六戸

人 數

男四百四拾四口、女四百四口、平氏四百拾老口、女四百五拾七口、土族貳戸平氏四

百五拾玉口、總計八百七拾老戸

牛 馬

牡牛拾三頭牝牛貳拾老頭總計三拾四頭、牡馬四拾四頭牝馬六頭、

總計五拾頭

日本形船貳拾六艘、瓦石五百石以上老船百石未滿者拾石以上四艘五拾石未滿者拾

老艘、總計貳拾六艘

川 舟

安岐川三等河二萬斯、深七尺浅貳尺広老町貳三拾間或レ緩々水清ク味淡シ、村西

字川原マテ潮汐逆流有性漁ス、水深三尺一ハ因子山ニ發シ學川ト名ケ因子山清水系

ノ三村ヲ經テ港村ニ至リ安岐川ニ合ス、一ハ伊木村三発ノ矢川村ヲ合テ諸流河

合シ山瀬村ニ至リ山瀬川ト名ケ若狭村ニ至リ琴川ヲ合シ同村瀬南池ノ下流ヲ寄レ同

字鳴川ニ至リ油木川ヲ穿テ馬場村ニ至リ安岐川ト名ケ西字小川尻ヨリ来り。

村南東支流シ字港ニテ荒木川ヲ合シ港ニ入ル、長岐郡主町、荒木川三等河二丈ス、

森内尺貳尺貳尺貳拾五間深拾長三町、流し緩ク水清々流シ、水深二尺一ハ山口

村中津尾山一ハ同村夷萬池ニ發シ字中津尾ニテ一木合シ、東流下山口西本中瀬村

界ヲ経テ村南字川原ヨリ来り、西本村字一本松ニテ大通寺川ノ流ヲ寄シ、南方塙屋

村ト界シ東流字港ニテ安岐川ニ合ス、港橋塙屋道ニ瓦斯、村南八間架シテ安岐川

ノ下流字港ニアリ、水深貳尺広四拾武間橋長四拾武間幅半土橋、塙屋橋塙谷

道ニ瓦斯、村南木町四拾間架シテ荒木川ノ下流字塙屋ニアリ、水深貳尺広五間幅

長廿間幅九尺半十橋

塙屋道三等通路ニ瓦斯、村ノ中央字港ヨリ村南塙屋村外字川原ニ至ル、長京町四

丈八間幅を問、馬場道三等通路ニ瓦斯、村ニ中央字港ヨリ村西馬場村外字小川尻ニ

至ル、長玉町四拾三尺幅を問、糸原道三等村ノ中央字港ヨリ村北糸原村外字赤二

至ル、長治八町幅を問

安岐港無等安岐川ノ末流東西七町南北四拾五間深泊八尺千湖四尺東方二側フ村

東方ニアリ東南風三宣シカラス、港名アレトモ其实ハ舟船投錨ノ便ナリ、商舟來

ラス唯小舟往復スルノミ修持費ハ民ニ賦ス

二ツ石礁東西五間南北三間一大石相双フ港深六尺千湖ニハ辟出スルコト凡

三尺村ノ東北ニアリ海行ヲ去八町安岐港ワ延尺拾三町、九石礁東西貳間南北貳間

廣瀬ニハ深六尺千湖ニハ辟出スルコト三尺村ノ東北ニアリ海行ヲ去八町安岐港ヲ

距ル若八町

加茂社村社、社地東西貳公頃余南北八尺人間面積者反三畝武合四步村東字港ニア

リ、加茂武角見命・伊加茂古北見命・王依劍命・加茂別御命・荒々井命・神日本靈

余比古尊・五十始姫命ヲ祭ル、明治五年村社ニ立ス祭日十二月十八日

## 寺

光明寺真宗、東西武拾四間余南北三拾六間面積貳反三畝拾六步山照日花野郡本領  
寺東村西字松尾ニアリ、安政五年六月僧祐祐基翁創建ス、管門寺寺藏清宗、京西

寺八間余南北拾六間余面積九畝拾七步、山被圓野野妙心寺天村ノ中央寺門田ニア

リ、造乾寶中滿ス

## 古跡

安岐城東西三町南北四町城壁已ニ残スルモ遺址尚木井スヘシ、大安岐城ノ二字事

広邑ヲ國賣郡ニ食シ耕メテ安岐城ヲ築キ居ル天正中泰弘十二世孫賣貢人友氏ニ反シ

為メニ討滅セラル、大友氏國除ノ後慶中公源谷直麻ヲ封シ比城ニ居ラシム、直麻非

ヲ東照公ニ得テ西除セラル、慶長五年石田三成ノ兵、若クルニ及テ直麻ノ旧封ヲ復

シ命シテ大垣城ヲ保セシム而直麻父直谷外記ヲシテ安岐祭奉守ラシム已ニシテ

黒田孝高ノ為ニ西除マル東夕幾ハタナラス、外記直麻ノ歿死ヲ聞キ城ヲ棄テ去リ城

遷ニ處ス

## 学校

公立小学校教ヶ所本村中央字港ニアリ生徒七拾三人女教員一人

## 物産

甘藷貢美五千石百四拾貫、商麻貢米七百六拾八貫、莊芝席貢萬千九百七拾七

## 工業

東以上大坂三輪ス

## ○中園村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

## 張城

東八田畠ヲ界トシ下原村ニ隣シ、西ハ道路ヲ以テ成久村ニ接シ

## 沿革

西南大通寺川ヲ以テ下山口ニ界シ、南ハ荒木川ヲ以テ西本村ニ

## 里程

界シ、北ハ安岐川ヲ限リ瀬戸田村ニ対シ用悪水路ヲ以テ馬場村

## 幅員

東西貳拾八町拾間南北六町五拾面積

## 沿革

大分県庁元原太郡大分町碩田村中央ニアリヨリ北方拾貳里貳拾九町毫

## 里程

間接本村字トボシ田七百九拾八番地大段社持前町中央ヨリ西ノ處ニアリ

拾四間四尺下山口村へ拾八町七間毫尺、南方西本村へ四町三拾四間三尺馬場村へ拾五町三拾三間四尺、北方瀬戸田村へ八町四拾間毫尺

### 地勢

南二荒木川北二安岐川ヲ蒂ヒ土地平坦ニ属シ運輸便ナルト雖トモ萩庚殊ニ乏シ

### 地味

東部ハ其色赤西部ハ其色黒其質共二美ニシテ稻梁糞茶ニ宜シ水利便ナリ

### 無税地

田七拾町を反九拾毫步、烟三町六反四拾毫步、宅地六町三反八拾毫步、林五反六毫七步、藪五百武拾五步、芝地四毫步、物干場三反四毫拾六步、總計八拾町を反四毫四步

### 貢租

社地税反三載九步  
地租金子五百六拾八門一錢毛屋

### 人數

男貳百六拾七口士滿三口平民貳百六拾四口、女貳百八拾口士滿五口平民百七拾五口、總計五百四拾七口

### 牛馬

牡牛七頭化牛四頭總計拾毫頭、牡馬七拾毫頭牝馬五頭、總計七拾六頭

### 川

安岐川二等河ニ属ス、深谷支流武氏左支流老町秋三拾間長拾町、流レ名ニ水清タ吹流シ、木蓮三ツ一ハ西子山ニ生シ安岐川ト名ケ西子山有清糸木ノ三村ヲ經テ掛岡村ニ至リ、一ハ保木村ニ生シ矢川村ヲ經テ猪俣流ヲ合シ安岐川トナル、山浦戸ニ至リ山浦川ト

ナリ一ハ明治村字小領及ヒ諾田ニ通シ、網來野川ト名ケ山浦村ニ至リ山浦川ト名ケ

掛岡村ニ至リ安岐川ト合シ抽留木川ヲ容レ、瀬戸田成久西村間ヲ過キ本村ノ西界字大

道ヨリ米リ村北瀬戸田村界ヲ東流シ北方馬場村ト界ヲナシ字中河原ニ至リ同村ニ

入ル同村又と下原村ヲ経テ海ニ入ル、荒木川三等河ニ属ス、源ハ六段石尺五段拾

橋梁四間安岐川町流レ急ク水清タ吹流シ、水篠二ツ一ハ山口村宇津井尾山一ハ齋村馬場寺三ツ一ハ山口村宇津尾二ツ一木合瀬シ本村ノ西南界下山口西本村ノ齋字荒木ヨリ来リ、村南西本村界ヲ青ニ流レ同村字一本松ニテ大通寺川ノ余流ヲ尊シ字向

原ニ至リ、東北二雨ヒ塗設焉也西村ノ朝ニ入り、馬場村字新屋ニ至リ安岐川ニ合ス、大通寺川三等河ニ属ス、深武尺浅五寸広底間架を間、額ヲ成久村字上野ニ至シ、

西方下山口或久村界ヲ經シ村南字大通寺ヨリ来リ村南東流字一本松ニ至リ荒

木川ニ入ル、長原町、大道橋大分能延ニ属ス、村西北七町底流開渠シテ安岐川ノ中流字大道ニアリ、水深尺八寸広底七間橋老翁渡土橋、山鼻橋西本道ニ

ニアリ、水深五寸七分半面三尺高木橋三尺幅西尺五寸石碑、中國溝安岐川ノ水鏡ヲ容レテ原ヨリ起リ字追ニ至リ二派ニ分レ字都田ニ至リ又二派トナヨリ木川ニ入ル、

云五町橋田間田拾武町五段拾五步ノ用水トナス

大分往還ニ等道路ニ属ス、村ノ北側山出雲郡大通橋リ西側下山口村界字大道寺ニ至ル、長西町広窓門三尺、西本道ニ等道路ニ属ス、村ノ中央寺田ヨリ宮西本村界字池田ニ至ル、長西町六間三尺広三尺、成久道三等道路ニ属ス、字ト

ボンヨリ村西成久村界字大道ニ至ル、長七町度拾武向橋花間

### 道路

郵便所

郵便局村西字山中ニアリ

### 物産

莊芸宿葉美千瓦百八拾七貫五百貫

### 民衆

男鳥フミトスル者百拾戸、逐フミトスル者百戸

### ○成久村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

### 張城

東ハ道路ヲ以テ中園村ニ接シ、西ハ夫婦木池ヲ境トシ掛岡村ニ

隣シ、南ハ茶畠山ヲ以テ山口村ニ界シ大通寺川ヲ以テ下山口村

界シ、北ハ安岐川ヲ限り瀬戸田揚幡村ニ対ス

轄員

東西貳拾九町貳拾間余七合、南北九町拾間余三合面積

沿革

挿間村二出ス

里程

大分県厅元確大分郡大分町宿屋中央ニアリヨリ北方拾貳里貳拾六町五

拾三間三尺標準本村字赤本九百石ヘ希賀利行ニ治管老農中央ヨリ北方拾四間

三尺ノ處ニアリ、東方中園村ヘ拾貳町貳拾四間四尺瀬戸田村ヘ六町

五拾八間老尺、南方下山口村ヘ拾五町五拾三間四尺、西南山口

村ヘ貳拾八町三拾三間

西南夫婦木山二対シ北ハ安岐川ニ沿ヒ運輸便ニシテ薪炭乏カラ

地勢

東部其色黒其質美ニシテ稲梁ニ宣シ水利便ナリ西部ハ之ニ及ス

田三拾三町七反七畝八歩、畑拾町七反五畝六歩、宅地三町六畝拾五歩、林拾

八町九反三畝八歩、原野拾三町七反五畝歩、藪拾町三反拾老尺、芝地風町七

反老尺五歩、物干場五畝拾歩、總計八拾三町七反四第三步

無税地

荒地三畝歩、埋葬地一町貳反五畝拾三歩、總計七町貳反八畝貳拾三歩

官有地

社地老反八畝貳拾九歩、溜池老町五反歩、當敷三畝拾歩、總計老町七反原紙

九歩

貢租

地租金六百八拾三町八拾四畝八歩、牛馬買賣稅金四門、家業稅金三町七拾

老屋、總計三百拾四口

戸數

本籍六拾四戸、土族戸平戸六拾戸、社老戸小社、總計六拾五戸

人數

男百五拾三口、土族五口、平戸百四拾八口、女百六拾老口、土族三口、平戸百五十

老屋、總計三百拾四口

牛馬

牡牛三頭牝牛五頭認計拾八頭、牡馬貳拾三頭牝馬貳頭、継計貳

拾五頭

川

安岐川ニ等ニ属ス、源武丈浅貳尺広五拾間紫三拾間長三治町流レ急ニ水消ク味淡シ、水溝三ツハ西子山ニ発シ御川ト名ケ西子溝糸水ノ三村ヲ經テ瀬戸村ニ至

リ安岐川ニ合ス、一ハ保水村ニ発シ矢川村ヲ經テ瀬戸村ニ至リ山瀬川ト

ト名ク、一ハ明治村字小保ミと唐田ニ発シ朝来野川ト名ケ、山瀬川ニ至リ山瀬川ト

名ケ安岐川ト合シ、瀬戸村ニ至リ瀬戸村合シ油畠木川容ニ本村ノ西北内ヶ海ニ來リ、

村北瀬戸田村界ヲ東流シ宇大連ニ至リ中國斯地ニ村ノ間ヲ越テ、下原村字瀬ニテ海

ニ入ル、大通寺川ニ等河ニ歸ス、瀬貳尺廣五寸広貳尺廣レ銀線ク水動リ味

淡シ、瀬ヲ村西子上町ニ発シ村南ヲ東流シ、一本松ニテ中國下山口ニ村界ヲ東流シ、

西本村字一本松ニ華麗木川ニ合ス、長八町、大道橋大分往還ニ属ス、村東大町

拾間五尺架シテ安岐川ノ中流宇大道ニアリ、水深貳尺広拾八町通路在三

尺被土橋、大通寺橋大分往還ニ属ス、村ノ東側拾町拾高橋姫シテ大通寺川ノ下

流宇大通寺ニアリ、水深五寸広拾三尺被土橋五寸五尺石橋

池沼

上野池東西を町南北三拾間同原町拾村南ニアリ、夫婦木池東西老町三町

南北五拾七間周回三町三拾七商村西ニアリ、世村ノ用木トナス

道路

大分往還ニ等道路ニ属ス、村北瀬戸田村界宇大連ヨリ南下山口村界宇大連ニ

至ル、長七町ニ広老町三尺、中國道ニ等道路ニ属ス、村ノ中央被木本リ村東中間

村界宇大連ニ至ル、長七町四間四尺被土橋示場村東入口ヨリ五間宇大連ニアリ

村会所

用務所村東字大連ニアリ

民産

芸苔貯藏美九拾束大坂等ニ輸ス、蘭麻實美子貯百八拾七日五百石

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

區域

東ハ海ニ沿ヒ西ハ岐路ヲ以テ西本村ニ界シ、南ハ耕地ヲ以テ奈

多村ニ隣リ北ハ荒木川ヲ境トシテ下原村ニ対ス

○塩屋村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

幅員 東西九町南北貳拾七町三拾間面積  
 沿革 挿間村二出ス  
 里程 大分県厅元標大分郡大分町原田郷中央ニアリヨリ北方拾三里拾七町五拾八間貳尺九寸標柱本村字横谷七拾四番地相右四部角ヨリ北方六間貳尺貯寸ノ地ニアリ、南方奈多村へ貳拾七町四拾九間、西方西本村へ貳拾貳町五拾六間貳尺六寸、北方下原村へ拾三町拾四町貳尺  
 地勢 土地平坦ニシテ海二沿ヒ運輸便ナレトモ耕炭乏シ  
 地味 其色赤黒ニシテ其實美ナラスト雖未敷甘薯ニ宣シ桑菜ニ適セス  
 水利便ナリ  
 視地 田五拾三町九反四畝貳拾四歩、畠貳拾四町七反七畝貳拾七歩、宅地八町八反貳拾五步内老反六步寺院地、林五町四畝八步。藪町八反八畝貳拾步、芝地八反九畝七歩、物干場三町八反四畝七歩、總計九町可老反九畝貳拾六步  
 無税地 荒地三畝貳拾六步、溜池各畝貳拾七歩、埋葬地八反老貳拾八步、總計八反七步五步  
 官有地 牡地三反老貳九步、林四反八畝步、芝地六畝貳歩、寺院地九畝貳拾貳歩、畠五畝貳拾步、溜池四反六畝貳歩、總計七町四反六畝貳拾四歩  
 貢租 地租金八百九拾九円五錢三厘、家禄税金貳円六拾三錢貳厘、船税金五円八拾錢、總計金九百七十四円四拾八錢五厘  
 戸數 本籍百三拾戸、土籍戸平民百三拾戸、社倉戸小社、寺戸戸每戸清宗老子吉吉宗老子、總計百三拾五戸  
 人數 男貳百八拾戸口、女三百貳拾四口、土族戸平氏三百貳拾三口、總計六百五口也出者留老人  
 牛馬 牡牛四頭牝牛八頭總計貳頭、牡馬六拾六頭  
 日本形船三拾四艘五拾石米酒船  
 川舟 荒木川三等河三属ス、深三尺浅一尺五寸六間狭六間狭五町流レ銀ク水清ク張帆

○西本村

池沼 東迫池東西貳拾四町南北拾九町西面七町拾六町東三アリ、西迫池東西貳拾八町南北拾八町貳拾七町ノ中央ニアリ、密村ノ用水トナス  
 道路 奈多道三等道路ニ属ス、村ノ中央字横谷ヨリ村南奈多村界字大ヶ谷ニ至ル、長迫池東北五町南界  
 三町五拾五間広老店、下原道三等道路ニ属ス、村ノ中央字横谷ヨリ村北下原村界字新田ニ至ル、長松町三拾四間広老店、西本道三等道路ニ属ス、村ノ中央字横谷ヨリ村西西本村界字カソカンノ石ニ至ル、長拾七町五拾五間広老店  
 社寺 暗礁 小島礁東西貳拾四町南北拾九町西面七町拾六町東三アリ、天神社社社、社地東西四拾八間余南北貳拾四町面積貳三秋拾七歩、村ノ中央字横谷二アリヨリ運軍事ヲ祭ル、明治五年奉社社主列ス祭日十月八日  
 心月寺御靈應所、東西拾四町南北拾六間面積九畝貳拾貳歩、山城國鳥居郡妙心寺末村西字ヨウニアリ、元久年間僧卓宗源基創建ス寫真中曾僧中曾僧再興ス、眞乗院  
 真言宗、東西六間南北貳拾五町面積老反六步古松村西宝嚴木村ノ中央字白石上ニアリ正徳五年僧高義開基創建  
 学校 公立小学校七ヶ所村西字ヨウニアリ、生徒男三拾八人女貳拾六人  
 物産 芽生麻糸糸千貳拾三束大坂ニ納ス、蘭麻六百四拾九貫  
 民業 男農夫業トスル者百貳拾九戸

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ  
東ハ岐路ヲ以テ塙屋村ニ界シ、東南ハ塔ノ尾山上ヲ以テ奈多村  
二界シ、西ハ三手谷川ノ流ヲ境トシテ下山口村ニ隣シ、南ハ鷹  
鳥山ノ背筋ヲ以テ横城村ニ界シ、北ハ荒木川ヲ限リ中國村ニ界

張城

ス  
東西拾四町拾六間余南北拾町三拾六間余面積  
沿革  
挿間村二出ス

大分県庁元標本大分町塙屋村中央ニアリヨリ北方拾貳里貳拾五町四  
拾貳間三寸標柱本村宇山ノ鼻百拾五番地荒木屋前中央南方拾三間四尺  
八寸ノ處ニアリ、東方塙屋村ヘ貳拾貳町拾六間貳尺六寸、西方下山  
口村ヘ拾五町四間四尺五寸、南方横城村ヘ貳拾三町貳拾間四尺  
五寸、奈多村ヘ老里五拾五間壹尺六寸、北方中國村ヘ四町三拾  
四間三尺

地勢  
南濱鳥山ニ對シ北荒木川ヲ帶ヒ運輸便ナレトモ薪炭ニ乏シ  
其色赤其質北部ハ川二沿ヒ美ナリ、南部ハ山ニ屬シテ惡シ禾穀  
甘薯三宜シ桑茶ニ適セス土壤水旱相半ス

稅地  
田四拾五十九反五畝但三步、畑六町六畝治七步、宅地四町五反六步、林地六

町貳反八畝拾四步、被貳反七步、芝地八反壹畝拾七步、總計七拾三町八反貳  
丈八畝拾七步

無稅地  
荒地九畝拾四步、埋葬地七反三畝拾四步、總計八反貳畝貳拾八步  
官有地  
社地六畝拾八步、溜池八反三畝步、總計八反九畝拾八步

貢租  
地租金七百五拾六円六拾錢七厘

戸數  
本籍八拾戸平民、社戸戸小莊、總計八拾三戸  
人數  
男百八拾戸口平民、女百九拾戸口平民、總計三百七拾四口  
牛馬  
牡牛七頭牝牛八頭總計拾五頭、牡馬四拾九頭牝馬貳頭、總計五

高尾山高五拾丈南北五町村ノ西南ニアリ源上ヨリ東西ニ三分南北面ヘ横城村ニ  
隣シ、北半面ハ本村ニ属ス、樹木郁茂大木多ナシ、整路一參村兩字内道ヨリ上ル高  
八町

川  
荒木川三等河二段ス、源在阿波六尺は五間敷三間敷大拾町流し暖々水清々味淡シ、  
水深二尺一ハ山口村字中井尾山、一ハ鶴村馬頭池ニ奥シ簡村字中井尾ニ至リ二木合  
流シ、下山口村ソツテ本村ノ西字鶴池ヨリ來リ村北中國村界ヲ東深シ、字一本松ニ  
テ大通寺川ノ余流ヲ容レテ大づチニ至リ、東南温殿村ニ入り同村子新屋ニテ安岐川  
二合ス、橋掛橋下山口道ニ属ス、村西北町榮シテ荒木川ノ上流字橋掛ニアリ、水  
深貳尺広四間橋長四間広池底土築、山鼻橋中瀬道ニ属ス、村ノ中央失樂シテ荒木  
川ノ中流宇山ノ鼻ニアリ、水深七尺広四間橋長四間広を閣板土築  
立熊池東西三拾九反四町四分地五町五拾四村ノ東南ニアリ、平原池東西拾九間  
南北拾貳間四町五拾四村ノ東南ニアリ、内泊池東西三間南北拾六町三拾五反四町五拾四村ノ  
南北拾貳間四町五拾四村ノ東南ニアリ、木野池東西拾六町南北三拾五反四町五拾四村ノ  
南北拾貳間四町五拾四村ノ東南ニアリ、皆村ノ用水トナス

道路  
塙屋道三等道第二段ス、村ノ中央字田中下ヨリ村南延村界字カカンカン石ニ至ル、  
長治町貳拾四町広老闇、奈多道三等道路二属ス、村ノ中央字田中下ヨリ村南延多  
村界字伊予野原ニ至ル、長拾六町三拾五間広老闇、横城道三等道路二属ス、村ノ  
中央字田中下ヨリ村南延村界字鳥場屋ニ至ル、長四町拾間道走間、下山口道  
三等道路ニ属ス、村ノ中央字田中下ヨリ村南延村界字鳥場屋ニ至ル、長八長五拾  
三間広老闇、中國道三等道路ニ属ス、村ニ中央字田中下ヨリ村北中國村界半山鼻ニ  
至ル、長貳拾八間広老闇

細社村社、社地東西拾四町南北北松岡余地相六畝拾八步村ノ中央字三反畠ノ上  
ニアリ兼敷草祭ル、祭日十二月一日、八幡社村社、社地東西拾間余南北北  
拾間面積貳反九畝四步、本村ノ村社ニテ横城村地内字大持東ニアリ仲良天皇心神天

無中功私所ヲ祭ル、祭日十二月一日明治五年村社ニ列ス

物産 荘主席賣萬千石百八拾武東大坂ニ倅、蘭麻六百八拾八貫

民業 農ヲ業トスル者八拾四戸

○下山口村

本村古ヨリ安岐郷三属ス、古時山口村ノ一村タリ元禄中分テ本

村ヲ置ク

東ハ荒木川ヲ境トシテ西本村ニ隣シ、東北ハ代通寺川ヲ以テ中

園村ニ界シ、西ハ小径ヲ界トシテ山口村ニ接ス西南下リ山。城

ノ越原野ヲ以テ大添村ニ界シ、南ハ堂山ヲ以テ横城村ニ界シ

北ハ大涌寺川ヲ以テ成久村ニ對ス

東西拾三町貳拾間南北拾七町四拾間面積

沿革 挿間村二出ス

里程 大分県庁元豊大分町筑田鶴中央ニアリヨリ北方拾貳里拾町三拾七

間壹尺八寸様本村向田貳百三十五石地木田末吉老宅毛利田中央ヨリ南方老宅三

尺五寸ノ矩ニアリ、東西西本村へ拾五町四間四尺五寸、横城村へ貳拾町貳拾七間五尺、中國村へ拾八町七間七尺、西方山口村へ拾

七町貳拾三間、南方大添村へ貳拾五町五拾貳間四尺貳寸、北方

成久村へ拾五町五拾三間四尺、南方二重尾山ヲ負ヒ中二荒木川ノ流アリ、運輸使ニシ

テ薪炭乏カラス

地勢 南二堂ノ山北ニ重尾山ヲ負ヒ中二荒木川ノ流アリ、運輸使ニシ

テ薪炭乏カラス

地味 西本村二同シ

税地 田四拾三町九反六畝九歩、畠六町七反八畝五歩、宅地三町三反七畝八歩、林

拾八町四反七畝拾五歩、原野五町三反五畝步、林場老町貳畝九歩、芝地老町

拾八町四反七畝拾五歩、総計八拾町貳反九畝九歩

無税地 荒地三反七畝拾七步、堀跡地七反三畝拾徐步、總計老町老反老畝老步

官有地 社地六反四畝拾步、林四町五反歩、寺院地老反老畝拾四步、溜池老町三軒

賃租 地租金五百武拾六円九拾七錢老屋、家祿稅金武四拾老錢五厘、總計金五百武

九步、總計六町貳反九畝三步

七拾六戸

戸数 本籍七拾三戸、土族老戸平民七拾貳戸、社貳戸小社、寺津土宗老戸、總計

人數 男百七拾九口、女族老戸平民七拾五口、女百五拾貳戸土族老戸平民百五拾

老戸、總計三百三拾老戸老出者留四人男三人女一人

牛馬 牡牛三拾三頭牝牛拾貳頭總計四拾五頭、牡馬貳拾四頭

山 妙見山高拾老戸山周圍を老村南ニアリ、廣ニヨリ東西ニ三分シ精平面ハ大添村ニ

屬シ北半面ハ本村ニ属ス、山林獨立ス樹木繁茂シ景點一秉村南字城ノ越ヨリ立ル高

五町駆ニシテ近シ

川 荒木川三等河ニ属ス、深六尺淺老尺広治間築五間長治町流レ渠々水清々味淡シ、

水源二ツハ山口村宇中津尾山ニ發シハ同村馬渡池ニ出山間村宇中津尾ニテ二木

合流シ、村西字三第九ニ來村ノ中央ヲ岸ニ流レ字延吉ニ至リ西本村二人リ同村字

一本松ニテ大通寺川ヲ合シ、塩屋村字新延ニ至り安岐川ニ合ス、大通寺川無

深底浅五寸広武間築五間長治町流レ渠々水清々味淡シ、源ヲ成久村宇上野ニ發シ

北方成久中園村界東流シ、字キノハタリニテ西本村ニ入り同村字一本松ニテ寛木

川ヲ合ス、大通寺橋大分作成久三橋ス、村東五町四拾老間築シテ大通寺川ノ下流

字大通寺ニアリ、水深五寸老村三尺橋老町三尺福西尺五寸石製、柳津橋大分

性堤ニ属ス、村ノ中央ニ架シテ荒木川ノ中流字御津ニアリ、水深貳尺五寸間築五

間橋武間被工築

池深迫池東西三拾九間南北貳拾六間周同老町五間村ノ西南ニアリ、走水池東西武拾四

間南北六間周同老町五間村ノ西南ニアリ、走水池東西武拾三間南北拾五間周同

志町八間村西ニアリ、堤奥池東西武拾七間南北三拾八間周回志町三拾間村東ニア

リ、皆村ノ用水トナス

学校

公立小学校考ケ所村ノ西兩字大間ニアリ生徒男八拾六人女五拾七人

古跡

庄田戰場土佐伝七十五年熊谷姓ノ巨塚谷佐野田兵ト此地ニ戰フ、今ハ南

トナリ蓋著生ス

物産

莊主席質美千貳百五拾七東大坂ニ輸ス

民業

男鳥ワ葉トスル者七拾七戸

○山口村

本村古ヨリ安岐郷ニ属ス、古時下山口村ト一村タリ元禄ノ頃分

テ二村トナラ

張域

東ハ小径ヲ以テ下山口村二界シ、西ハ道路ヲ境トシ山浦村ニ接

ス、南ハ鷹城山及高雲山ノ根ヲ限リ大内大添ノ二村ニ接ス、北

ハ茶畠山ノ峯ヲ以テ成久掛通ノ両村ニ界ス

幅員

東西宅里七町貳拾六間余南北拾七町五拾間面積

沿革

挿間村ニ出ス

里程

大分県庁元禄大分郡大分町碩田中央ニアリヨリ北方拾貳里五町拾八間

三尺堀柱本村宇ヲヘキ三百五十拾七番地高麗勝平店前面中央ヨリ南方拾八間ノ處

ニアリ、東方下山口村ヘ拾七町貳拾三間、西方山浦ヘ杏里三町拾

間貳尺、南方大添村ヘ貳拾町五拾五間毫尺、大内村ヘ杏里貳拾

九町五拾七間、北方掛通村ヘ三拾貳町五尺

地勢

南ハ鷹城山及高雲山ニ対シ北ハ茶畠ヲ負ヒ運輸便ニシテ薪炭鮮

トセス

地味

其色赤黒ニシテ其實美ナラス穂梁ニ宣ク葉茶ニ適セス早ニ苦ム

税地

田六拾七町七反四畝拾八歩、畠廿四町八反四畝拾七步、宅地五町九区三畝歩

内寺院地五畝拾六步、林四拾九町五畝武拾七步、原野六拾三町可七反三畝武拾七步

半、林場拾町可反拾步、藪五畝武拾六步、芝地三町七反三畝九歩、總計東

百拾六町武反毫足拾三步

無税地

溜池西敷武拾步、埋葬地大反六畝六步、總計七反八步

官有地

社地貢反七畝拾八步、林八町九反九畝拾四步、田三畝九歩、溜池三町八反七

貢租

地租金九百貳拾四円九拾毛錢七厘、家祿稅金壹円八拾五錢六厘、總計金九百

戸數

本籍百四十戸、土庶三戸、平民百四拾戸、社三戸、小社、寺老戸、真言宗者を除、

總計百四十戸

人數

男三百貳拾六戸、土庶六戸、平民三百貳拾口、女三百拾五戸、土庶八戸、平民三百

七口、歲計六百四十戸

總計三百五頭

黑岩猪高七百六丈屬回説ラカナラス、嶺上ヨリ三分シ東ハ本村ニ属シ、西南ハ岩

屋村ニ属シ、北ハ山浦村ニ属ス、山脈西ハ波多方面ニ通ル東西北樹木ナク唯茅草アリ

リ、北面ハ樹木豐盛タリ鷹城山高八拾五丈周回武里山腹ヨリ武分シ、南ハ大分村

ニ属シ東西北ハ本村ニ属ス、山脈西ハ黒岩猪高ニ通ル茲々雜樹アリ、登路一乗村西字

今ヶ倉ヨリ登ル高八町ニシテ隣通シ

荒木川三等河三属ス、深六尺浅七尺広拾間狭五間毫足拾八町流レ緩ク水宿ク快

淡シ、水深二尺一ハ本村中津尾山一ハ馬渡池ニ發シシ中津尾ニ至リ合流シ村ノ中央

ヲ支流シ字ニ属九ニ至リ下山口村ニ入り西本村ニ入り同村字一本松ニテ大通寺川ノ

全流ヲ入レ、庭園村字新藤三至リ安岐川ヲ合ス、乙ケ淵橋大通寺ニ属ス、村ノ

中央渠シテ荒木川ノ上流字乙ケ淵ニアリ、水深七尺ニ西間隔長西間隔毫足石右

馬渡池東西拾四間南北五拾八間周回五町貳拾九間村西ニアリ、下流荒木川トナル、

池沼

馬渡池東西拾四間南北五拾八間周回五町貳拾九間村西ニアリ、下流荒木川トナル、

淡柿池東西武拾五間余南北武拾町四拾三間村東ニアリ、下流川木入ル。

沿革  
挿間村二出ス

茶畠池東西三拾八間南北武拾八間村東ニアリ、舊村ノ用水トナス、葛巻池東西老町武拾八間南北武拾三間河内六町ノ東北ニアリ、成久村ノ用水トナス

里程  
大分県厅元禄大分郡大分町稻田橋中央ニアリヨリ北方拾老里貳拾三町拾五間貳尺、桑庄本村字御前西百三拾香港地荒廢業前中央ヨリ南方拾五間三尺二寸

道路  
下山口道三等道路ニ属ス、村ノ中央字ヲヘキヨリ下山口村界字大坪ニ至ル、長拾三町四拾九間、継を問、大派道三等道路ニ属ス、村ノ中央字ヲヘキヨリ大派道界字岩鼻ニ至ル、長拾四町拾三間、掛道三等道路ニ属ス、村ノ中央字ヲヘキヨリ掛道界字夫婦木ニ至ル、長拾四町貳拾四幅老間、山浦道三等道路ニ属ス、

里程  
三拾貳間三尺、南方大内村へ老七町七間老尺貳寸、北方下山口村へ貳拾五町五拾貳間四尺貳寸、山口村へ貳拾可五拾五間老尺

村ノ中央字ヲヘキヨリ山浦界字角目ニ至ル、長武拾四町拾五間老間、大内道三等道路ニ属ス、村ノ中央字ヲヘキヨリ村南大内村界字高麗ニ至ル、長武拾五町五間老尺

尺

山浦杜社社、東西武拾五間余南北武拾五間老間、山浦界反武拾步、村ノ中央半壁村ニアリ大山祇神・高麗神・草薙祭日十二月十六日、天満社杜社社主祭天拾六間老間、

地勢  
南大坂山二對シ北鷹城山及妙見山ヲ負ヒ運輸便ニシテ薪炭用ニ

三國面積八畝九歩村東字新涯ニアリ皆公ヲ祭日十二月十六日、以上二社明治五年村社二列ス

尺

教學院真言宗、東西合八間南北武拾五間老間、山城國宇治郡三室町末村ノ中央寺ニアリ正元年僧真圓基創建ス

地味  
山口村二同シ

大山祇神・高麗神・草薙祭日十二月十六日、天満社杜社社主祭天拾六間老間、

稅地  
田西拾五町五反六畝第七歩、烟九町三反九畝五歩、宅地三町貳拾步、林貳拾九町貳反六畝第五歩、原野九拾九町九反志氣貳拾八步、林場拾六町五反歩、藪宅反九畝七歩、芝地貳町五畝五歩、總計貳百五町八反六畝貳拾四歩

物産  
莊芝席質美千八百三拾九東大坂ニ輸ス、葛麻質美九百四拾六貫

無税地

荒地貳町五畝貳八步、溜池七畝第三歩、埋葬地八反老畝拾九歩、總計七

民業  
男農ワ染タル者百三拾五戸

町老区五畝步

寺  
官有地  
社地三反九畝三歩、林三拾町六反七畝貳拾八步、芝地三畝老步、溜池拾五町六反拾九歩、總計四拾三町七反武拾老步

稅地  
地租全品連六拾錢老底、家株稅金六円八錢五厘、總計全八百拾六町四拾四步

壇  
貢租  
人數  
牛馬  
山

第六届

○大森村  
本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古來分合ナシ

戶數  
本籍七拾七戸、土庶西戸平氏七拾三戸、社老戸小社、總計七拾八戸

壇  
域  
東ハ小径ヲ以テ下山口村ニ接シ、東南ハ大祓山ノ嶺ヲ以テ横城村ニ界シ、西南ハ尾迫原野ヲ以テ大内村ニ界ス、南ハ大祓山ノ嶺ヲ以テ守江村ニ界シ、北ハ鷹城山ノ嶺ヲ以テ山口村ニ接ス

人數  
男百七拾四戸、土庶九戸平氏六戸、女百七拾八戸、土庶六戸平氏

牛馬  
牡牛五拾六頭牝牛三頭、社馬貳拾三頭

山  
妙見山高八拾七丈、面積北ニアリ頂上ヨリ三分シ、北ハ下山口村三輿シ孤立

概員  
東西武拾九町拾三間余南北武拾町三拾三間余面積

鹿ヨリ二分シ、東西北ハ山口村ニ属シハ本村ニ属ス山脉西ハ黒岩横ニ連ル、春路

一条村西字合ノ谷ヨリ豊原高拾八臘ニシテ遠ジ

守江川三等河ニ属ス、溝三尺、流五寸、底闊一丈五尺、流レ緩タ水清タ味淡シ水深一尺

一ハ木村ノ賣度私池ニ八堀シ北流レ音深ニ至リ西流シ、一ハ村ノ西北小道循ニ出

テ南流シ宇長池ニ至リ二水合流村ノ中央ヲ西走シナ江村ニ至リ松川ノ池ニ入リ更ニ

渡出シ南流レ海ニ入ル、尾波池ヨリ合流マテ長六町合流ヨリ松川池ニ至ル、長西長、

長迫橋大分往還ニ属ス、村西七町梁シテ守江村ノ上流武兵迫ニアリ、水深貳尺広

老間感長老間三尺幅四尺石製

尾松池東西老町五拾間南北武町五拾武間周回拾三町三拾五間村東ニアリ横森森多

下山口守江ノ四村ニ及ヒ、木村ノ用水トナス、下流守江川ニ入ル、尾迫池東西五拾

老間南北老町八間周回三町五拾五間村西ニアリ木村ノ用水トナス、松川池東西五

拾南北四拾間周回五町村南ニアリ、守江村ノ用ホトス下流守江川ニ入ル

大分往還ニ等道路ニ属ス、東ハ下山口村界字城子越ヨリ西ハ守江村界字岩川ニ至

ル、老若黒毛町領老間三尺、横城道三等道路ニ属ス、村ノ中央御御ヨリ横城村界

半大放ニ至ル、長七町五拾間周回老間、山口道三等道路ニ属ス、村ノ中央御御ヨリ

リ山口村界字岩川ニ至ル、長六町四拾老間周回、守江道三等道路ニ属ス、村ノ

中央御御ヨリ守江村界字ダ島ニ至ル、長拾七町ハ八間周回老間

八幡社村社、社地東西三拾間南北承持西反四畝四步村ノ中央字宮ノ原

ニアリ、社天龜ヲ祭ル、明治五年村社ニ例ス、祭日十一月十五日

莊生席貲萬千五百八拾貳大放三株ス、蘭麻四百三十五貫

物産 男鳥サヌタル者ハ拾老間

○横城村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

蟹城 東ハ田畔ヲ界トシテ奈多村ニ接シ、西ハ大祇山ノ嶺ヲ限リ大源

里 程 大分県序元源大分郡大分町硬田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾貳町貳拾

東西貳拾七町五拾三間余南北拾四町三等道路面積

沿革 五尺ノ處ニアリ、東方奈多村へ拾六町四拾老間四尺五寸、西方大添

里 程 五間老尺六寸標住木村字松木本五百拾三番地手筋次郎門前申大ヨリ北方拾三間

地 勢 挿間村二出ス

税 地 村へ貳拾九町五拾四間三尺下山口村へ貳拾町貳拾七間五尺、北

方西本村へ貳拾三町貳拾間四尺五寸

地 勢 南見立野山二對シ西ニ大祇山ヲ負ヒ運輸便ニテ薪炭鮮トセス

税 地 其色白其質濃淡甘苦宜ク乘茶ニ適セス水利便ナラス

地 勢 田三町八反五畝拾步、烟五町六反九畝三歩、宅地武町老反三畝貳拾七步内

寺院地老反三畝拾步、林武拾六町老反三畝拾步、原野三拾六町六反三畝貳拾八步、

林場五町四反四畝拾五步、芝地四反老放拾九步、總計百七拾町

無税地 荒地老町七反六畝拾步、埋葬地老反八畝拾八步、總計武町四畝拾步

官有地 杜地四反七畝拾三步、林武町老反七畝六步、溜池五反三畝九步、總計三町

老反八畝九步

人 數 地租金三百三拾貳円六錢九厘

戶 數 本籍四拾五戸、土旗老戸平長四拾四戸、社貳戸小社、寺老戸天台宗老戸、總

計百九拾口、他出寄宿房戸人

牛 馬 牡牛三拾貳頭、牡馬七頭牝馬貳頭、總計九頭

人 數 男九拾七口、土旗四口、平長九拾三口、女九拾三口、土旗老戸平長九拾貳口、總

計百九拾口、他出寄宿房戸人

村ニ隣ス、西北ハ堂ノ山脈ヲ以テ下山口村ニ接シ、西南ハ平

河原原野ヲ以テ守江村ニ界シ、南へ用水溜池ヲ以テ奈多村ニ界

シ北へ西本村ト耕地ヲ接シ田畔ヲ境トス

東西貳拾七町五拾三間余南北拾四町三等道路面積

里 程 大分県序元源大分郡大分町硬田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾貳町貳拾

九間老尺六寸標住木村字松木本五百拾三番地手筋次郎門前申大ヨリ北方拾三間

地 勢 五尺ノ處ニアリ、東方奈多村へ拾六町四拾老間四尺五寸、西方大添

里 程 五間老尺六寸標住木村字松木本五百拾三番地手筋次郎門前申大ヨリ北方拾三間

地 勢 方西本村へ貳拾三町貳拾間四尺五寸

地 勢 九間老尺六寸標住木村字松木本五百拾三番地手筋次郎門前申大ヨリ北方拾三間

税 地 五尺ノ處ニアリ、東方奈多村へ拾六町四拾老間四尺五寸、西方大添

里 程 五間老尺六寸標住木村字松木本五百拾三番地手筋次郎門前申大ヨリ北方拾三間

地 勢 五尺ノ處ニアリ、東方奈多村へ拾六町四拾老間四尺五寸、西方大添

里 程 五尺ノ處ニアリ、東方奈多村へ拾六町四拾老間四尺五寸、西方大添

地 勢 五尺ノ處ニアリ、東方奈多村へ拾六町四拾老間四尺五寸、西方大添

里 程 五尺ノ處ニアリ、東方奈多村へ拾六町四拾老間四尺五寸、西方大添

地 勸 五尺ノ處ニアリ、東方奈多村へ拾六町四拾老間四尺五寸、西方大添

山

高尾山萬五拾兩四百五町ノ東北ニアリ地主ヨリ東西二二分ノ北反面ハ西本村ニ

川

裏ジ、南反面ハ本村ニ属ス孤立樹木繁榮

長谷川三等河ニ属ス、深武大浅五寸六間表老闘長七町幅シ急ニ水清ク味淡シ、

源ツ方西字尾松ニ第シ南ヲ東流シ字山ノ神ニ至リ南流シ、字長谷川ニチ奈多村

二入リ(演田ニチ海ニタク)

池

新田池東西貳拾老闘所南北九間周回老町拾五間村ノ東北ニアリ、溝瀬池東西三

拾間南北貳拾八間周回八町可三拾也同村ノ東北ニアリ、谷迫池東西貳拾四間南北三

拾五間周回八町可三拾也同村ノ東北ニアリ、谷迫池東西貳拾四間南北三

道

路

西本道三等道路二馬束ス、村ノ中央字松木ヨリ東本村界字屋敷二至ル、長治九

町船岡、奈多道三等道路二馬束ス、村ノ中央字松木ヨリ南多村界字屋敷二至ル、

長治町五拾七間御老闘、大添道三等道路三馬束ス、村ノ中央字松木ヨリ西大森村界

字大森二至ル、長治町五拾七間御老闘、下山口道三等道路三馬束ス、村ノ中央字松木ヨ

リ北下山口村界千疋ノ後二至ル、長九町貳拾老闘

寺東光寺天台宗、東西拾兩余南北貳拾老闘、南面反張武拾七步、近江國御智縣延暦

物産莊廿席貢五百三拾七束大束二輸ス、蘭麻貢大束百六貢五百日

民業男農ヲ采トスル者三拾八戸

○奈多村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古來分合ナシ

鹽城東ハ海ニ瀕シ東北ハ耕地ヲ以テ塙屋村ニ接ス、西ハ見立野山ノ

嶺ヲ以テ守江村ニ接ス、北ハ耕地原野ヲ以テ横城村ニ接ス、南

ハ道路ヲ境トシテ同村ニ接ス、北ハ塔ノ尾山背筋ヲ限リ西本村

二界ス

福員

東西拾貳町三拾八間余南北貳拾四町貳拾三間余面積

沿革

挨間村ニ出ス

里程

大分県厅元標大分郡大分町通居中央ニアリヨリ北方拾貳里三拾三町四

拾七間五尺五寸五寸半三間表老闘長七町幅シ急ニ水清ク味淡シ、

東方拾六間四尺五寸半三間表老闘、西方横城村ヘ拾六町四拾七間四尺五

寸守江村ヘ杏里九町五拾七間、北方西本村ヘ杏里五拾五間老尺

六寸壇屋村ヘ貳拾老町四拾九間

地勢西二見立山ヲ負ヒ東海ニ沿ヒ運輸便ナレトモ薪炭之シ

地味横城村二同シ

税地田八拾町老反貳枚四歩、畑三拾六町四反四拾步、宅地六町老反老蘇武拾六步内社

地老蘇武八步、林三拾七町老反老蘇武五步、原野老蘇武四町老反老蘇武、稼場三町九

反九畝九步、蔽老町貳反老蘇武五步、芝地九反九畝步、物干場六町六反老蘇武

步、總計百九拾六町五反四蘇武拾七步

無税地荒地七反七畝三歩、埋葬地八反五畝步、總計老町六反老蘇武三步

官有地社地老町六反四畝七步、林老町五反七畝六步、寺院地三反老蘇武六步、

溜池四町三反五步、總計老町八反老蘇武四步

貢租地租金九百五十束五六町大拾錢九厘、船稅金八円五拾六錢、總計金九百六拾四

円拾七錢九厘

戶數本籍三百三拾五戸、土建三戸、平氏百三拾貳戸、社老戸一戸、雜社老屋、寺老戸一戸

清家老宇、總計百三拾七戸

人數男三百三拾貳戸、土建七口平氏三百威禁上口、女三百拾七口土建七口平氏三

百翁口、總計六百四拾九口

牛馬牡牛五拾八頭牝牛拾四頭總計七拾八頭、牡馬三拾八頭牝馬貳頭、

總計四拾頭

日本形船三拾四艘五拾艘以上荷船苦難、五拾石木舟小船三拾艘

舟見立山萬石百六拾丈村西ニアリ橋上ヨリ二分シ、東ハ本村ニ属シ、西ハ守江村ニ

山

川

池沼

馬ス山林後野山ニ風シ、樹木窮盡草路一條村西字エケヨリ上ル高拾町隠岐  
長谷川三等河二溝ス、深谷八尺五寸広四間發元間長拾七町流レ銀ク水谷ク風渓ジ  
銀ラ横城村宇尾拂口ニ發シ村北字長谷ヨリ來リ、村ノ中央ラ風流シ字浜田ニテ拂ニ  
入ル、古川橋奈多村道ニ風スノ中央架シテ長谷川ノ下流字古川ニアリ、水原老  
兵玄同築兵五間築瓦間戸戸被土築

唐迫池東西拾七間南北拾九間周回老町三拾間村ノ西南ニアリ、柳原池武拾九間  
南北拾三間周回老町五拾武間村ノ西南ニアリ、櫻田池東西武拾武間南北拾九間  
周回老町拾七間西二アリ、新池東西五拾三間南北老町周回三町武拾五間村ノ西  
北ニアリ、西ヶ泊池東西四拾五間南北武拾三間周回武町三拾三間村北二アリ、  
三熊池東西三拾武間南北三拾九間周回四町武拾老町東ニアリ、長迫池東西武

捨老町南北四拾三間周回六町五拾六間村ノ東北三アリ、坂本村ノ用水トナス  
横路道三等道路ニ風ス、村ノ中央字寺ノ前ヨリ西北横城村界字平原ニ至ル、長治  
三町四拾三間幅を問、西本道三等道路ニ風ス、村ノ中央字寺ノ前ヨリ西北横城村  
界字寺ノ尾ニ至ル、長治町界を問、塙屋道三等道路ニ風ス、村ノ中央字寺ノ前  
ヨリ東北横城村界字大木ヶ谷ニ至ル、長治七町五拾四間幅を問、守江道三等道路ニ  
風ス、村ノ中央字寺ノ前ヨリ南北守江村界を問、及於寺界於兩輪幅を問、掲  
示場木村南口ヨリ拾老町武拾問ノ前ニアリ

道路

道

大島礁東西五間南北三間築石三尺千溝二ハ露出スルコト六尺村東南打ヨリ七町  
ニアリ、湍島礁東西五間南北三間築石三尺千溝二ハ露出スルコト四尺村東南打ヨ  
リ三町ニアリ、平瀬礁東西六町深瀬深武拾千溝三尺村東南打ノ際ニアリ  
大島礁ニ接段ス、寺田礁東西拾九間南北八間築石深瀬千溝ニハ露上少タ露出斯村  
東南打ノ際ニアリ、浜田礁東西二間南北字武拾深瀬千溝ニハ露上少タ露出斯村  
東南打ヨリ五町ニアリ以上皆安政港ヲ距ル三拾町  
港打ヨリ四町ニアリ以上皆安政港ヲ距ル三拾町

奈多八幡社祭社、社地東西四町ニ拾南北老町拾七町余西精老町六反各歌武拾

五歩村南字龜山ニアリ、心神大祭、仁德大祭、神功皇后、比完太神、豐都大神、皆

公合殿ス御式万葉天平元年收祭御庭以俗禮御祭奉祭前御宇佐ノ第二御園御園下モ御

大貞秀神社井八幡社等ニ同シ又碑久以来大友氏源ニ御祭シ神田老子ヲ御廟シ御廟

ヲ建立シ社祖國中ニ尊タリ、永延年、冬条大祭賀、奉納シ給ニ應源通長大江國房総

望ヲ尊セラル、永後天正ノ間御祭行、加リ其後大吉社允多氏誠シ神領へ譽美氏ニ

没後セラレ示後祭典幽樂節ス、慶長元年七月九日御靈ニヨリ御殿多クハ遺尼ス、細川

忠興ノ封内タルニ及チ神殿ヲ改意シ神領ヲ寄付シ祭典與ヲ再興シ神宮ヲ設置スレトセ

落成時ノ一タルニ過ス、其後小笠原氏承平氏等代々持別、崇教ニテ仲根等帝所取

宇ノ御禮祭典ノ資費等ヲ奉供スル細川氏ニ同シ、明治五年縣社ニ列ス、祭日四月一

日

報恩寺南隣濟所、東西三拾四間南北拾五間面積三反有武拾六步、山基國忍野郡  
妙心寺末村ノ中央字寺清ニアリ、初メ天台寺宗ニテ余多八幡社ニ附託シ祭祠南三瀬延  
執行ス、故社當司余多寺延ヒ也ヲ兼母シ元德元年詔令ヲ拜託シ僧侶室ヲ開基トシ神  
宗ニ改ム、永禄年間余多社當司余多大和守藤原基史ニ之ヲ中興ス、寛文九年僧侶要之  
ヲ再建ス

寺

學 校 公立小学校巻ヶ所村ノ中央字平ノ上ニアリ生徒男四人女三人女三拾三人  
物 產 芦苦麻夷美五千五百六拾五東大坂ニ納ス、蘭麻竹美五百三拾貫  
民 業 男爵ヲ業トスル者百三拾三戶

○守江村

本村古ヨリ安岐郷ニ風ス、古時守江野邊鍋倉灘手狩宿ノ五村タ  
リ明治八年三月四村併テ本村ニ合ス  
東ハ見立野山或ハ道路ヲ以テ奈多村ニ界シ、西ハ小溪ヲ以テ大  
内村ニ界シ、南ハ海ニ縣シ、北ハ大藏野山野ヲ以テ大添村ニ界  
シ、東北平川原野ヲ以テ横城村ニ界ス

社

福員 東西凡貳里南北壹里余面積

沿革 挟間村二出ス

里程 大分県厅元禄大分郡大分町畠田中央ニアリヨリ北方拾壹里貳拾三町五拾

間五尺九寸、舊社木村宇佐武拾貳拾三町八拾四丈九寸八分

ノ所ニアリ、西方大内村ヘ壹里拾五町貳拾五間三尺、東方奈多村ヘ

壹里九町五拾七間大添村ヘ壹里八町三拾貳間三尺、北方横城村

ヘ壹里壹町拾八間四尺

地勢 東南海二瀬シ北ハ見立大平ノ両山ヲ負ヒ運輸便ナラス薪炭之シ

地味 其色黒其質惡福柴二宣シ桑茶ニ適セ旱ニ苦ム

税地 田百五十拾町四反八畝廿七步、畑七百五十町九十九步、宅地拾五町八反五畝九步

内社地老反拾八步寺院地九畝九歩、山林五拾六町四反七畝六步、原野八町貳反

園歩、芝地西翁家町五反五畝合歩夢、林場治壹町九反九畝歩、物干場三町

七反八畝歩、畜洲貳町六反五畝廿四步、總計三百六拾五町反貳畝拾七步

無税地 荒地拾壹町八反五畝八步、埋葬地貳町三反七畝九步、溜池壹反壹畝廿四步、

總計拾四町三反而第六步

官有地 社地壹町六反拾六步、林五拾七町八反五畝歩、溜池七町五畝拾五步、總計六

拾六町五反貳畝零步

黃租 地租金千七百五拾五畝拾七畝、家保稅金壹拾四町拾七畝零步、酒類稅金

拾七町九拾三畝五厘、銅器稅金壹老口、船稅金貳拾四町七拾錢、牛馬死賣

稅金九円、總計金千八百八拾三町六拾四畝四分

人數 本籍三百八拾九戶、土庶拾貳戶、平民三百七拾七戶、社五戶小社、寺巷戶淨士系老字、總計三百九拾五戶

人數 男九百五拾貳口、土庶拾貳口、平民九百三拾口、女九百拾貳口、土庶拾壹口

平民八百八拾五口、總計千八百六拾四口他出寄宿男老人、外同居寄宿五人男

五人

牛 牡牛百八拾六頭牝牛三拾八頭總計貳百貳拾四頭、牡馬六拾五頭

牝馬八頭、總計七拾三頭

舟 日本形船七拾五艘五百石未滿者貳石以上上等、貳百石未滿者拾石以上三艘、

五拾石未滿者拾石未滿者貳艘、漁船四拾九艘

大熊山高本百貳拾捌町頭貳拾六町貳拾三町東三孤立シ、東上小松列植ス防子二

州ヨリ後來新スル者指點シテ方位ノ自表トス、登記貳余ハ村東字舟泊ノ西

南ヨリ登ル三町貳拾間隙ニシテ近シ、一ハ村東字守江ヨリ登ル四町易ニシテ遠シ

園田川三尋河二廣八、深宅八丈浅五丈広四間共南三尺流し縦タ活ク味淡シ、

源ヲ本村ノ北界大添村御川池ニ堀シ、村東ヨリ東ヲ繩断流溝ニ往ク長拾三町、江

頸川三尋河野溝八、橋十尺後六丈半共風流渠ダ水引タ株岸シ、源ヲ大内村字野

野川長谷池三堀シ、本村ノ北ヨリ来り中央ヲ剝キ南ニ赤リ水槽邊ニ並バ入ル其

拾町水門、字江原ニ至ルマナ築造通道、園田橋村東三町家シテ園田川ノ下流

字守江ニアリ本村ヨリ東都奈多村三通ス、水堀延尺五十五公尺四面共水門を守

尺貳寸石製、長久橋架シテ村東町江原川ノ波字江原川堤ニアリ本村ヨリ奈多村

ニ通ス退湖ノ時深一尺水底五間開長拾壹丈三尺幅一尺水底三木製

池沼 後野池東西拾五間南北三拾七丈四間深可町四拾四町村ノ東北ニアリ、荒平池東

南北拾八丈南北北拾八個扇面可町三拾四町村ノ東北ニアリ、大塙池東西拾九間

周回可町六間村東ニアリ、白土池東西四拾八町南北拾八個扇面八間開合可町周回八間

リ、奈多台池東西貳拾五町余南北四拾四町同可町拾八町村ノ東南ニアリ、長

迫池東西拾八間南北拾五町余南北四拾四町同可町拾八町村ノ東北ニアリ、高岡池東西貳拾

八間南北可町貳拾七間同可町拾八町村ノ西北ニアリ、下島池東西五拾六間南北

西拾四町同可町拾三町拾四町村ノ西北ニアリ、池ノ頭池東西三箇間南北拾七間同可町

可町拾六町村ノ西北ニアリ、猿原池東西貳拾五箇間南北拾七間同可町拾四町村

ノ西北ニアリ、谷池東西五拾八間南北三拾三箇間同可町拾三箇間村ノ西北ニアリ、

ノ原池東西老町九番南北三拾間戸三町三拾六間村西ニアリ、一本松池東西

五拾八間余南北拾五間戸同重町貳拾七間村西アリ、平川原池東西五拾四面南北

町五拾六間戸五町四拾間村東北ニアリ横城村經構ノ余香ラ吉ル善本村ノ用木

トナス、行安池東西老町三番三間南北老町四拾老町同四町六町貳拾八間村ノ東南二

アリ河下ノ池ニ西水蓄蓄スルノミ上人寄多社ノ御池ト務ス

大分往還ニ等道路ニ萬ス、西北大源行界字岩川ヨリ東ハ大内村界字南ヶ原ニ至ル

長四町治間隔老闇、横城道三等道路ニ萬ス、村ノ京北字野邊ヨリ北ハ横城村界字

平川原ニ至ル長武老町貳拾六間四尺貳寸板造間三尺或ハ五尺

リ西南大内村界字端ニ至ル長武老町貳拾六間四尺貳寸板造間三尺或ハ五尺

守江港三等港ニ萬ス、東西九拾町南北十丈於四町退潮ノ時深丈ヨリ九尺ニ至ル、

西南ニ向フ出澗アリ港南ヲ據ス、村ノ東南ニアリ北風ニ宣カラス、此港々名アレト

モ其港ニ非ス、風津ヲ避ケハ便風ヲ候シ性々投宿スルノミ

住古崎白砂一番青松櫻シ村ノ西南ニ斗山スル、凡八町住百姓築屋スルヲ以テ傍

地名トス、御野崎舊石燈籠村ノ東南ニ斗山スルト凡五町

山神社村社、社地東西七間三尺南北貳拾七間面積七尺九步、村東字神ニアリ大山

祇神・大藏神・御祖神・若歲神ヲ莫日六月廿八日、住吉社村社、社地東西三

拾間南北老町拾三間面積八反四敢貳拾步、村南字神場ニアリ住吉神ニ二神功業后

ヲ尊ル元禄元年正月創立祭日十月十三日、八幡社村社、東西四拾七間南北貳拾八

間面積貳反六畝八步、村ノ中央字天村ニアリ住天皇ヲ祭ル廢井中勤祭日六月十

五日、八幡社村社、社地東西拾五間南北貳拾七間面積全皮貳拾廿八步村ノ森南宇

王子ニアリ、応神天皇ヲ祭ル祭日六月十五日、以上兩社創立五年村社ニ列ス

学校 公立小学校貳ヶ所一村ノ東南字守江ニアリ生徒男幼少於六人女幼少一人、一ハ

村東字前ニアリ生徒男幼少三人女七人

古 跡 御野崎古戰場昭和三年五月安政主兵原親見其兵死千余人ヲヒヒ國大友氏ノ

居城内ヲ襲ヒ敗レテ謀ル、木村城主木村坂久兵ヲ御野崎ニ伏シ説求ヲ要擊之レツ

物 産 新ル其墓々猪存ス

煎餅質中三千百七拾五斤、煎海鹽質中五百斤、莊士市席質中三千八拾束大坂ニ

輸送ス

民 畜 男鹿ヲ食トスル者三百五拾九戸、匹ヲ業トスル者ゼ、魚類ヲ業トスル者四拾三戸

## ○大内村

本村古ヨリ安岐郷ニ尾ス、古時藤野川・大内山・草場・権原・

菅尾ノ五村タリ明治八年三月併セテ本村ノ称ニ帰ス

張 域 東ハ小堀ヲ以テ守江村ニ界シ、西ハ耕地山林ヲ以テ鴨川村及遠

見郡鴨川村ニ界シ、南ハ海及鷹山川ヲ境トシ郡杵築村二對シ

西南ニ向フ出澗アリ港南ヲ據ス、北ハ高農平ノ原野ヲ以

テ本郡山口村ニ尾迫ノ原野ヲ以テ大添村ニ界ス

沿 鉄 沿間村ニ出ス

里 程 大分県庁元源大分郡大分町瀬田橋中央ニアリヨリ北方拾里八町貳拾五間

貳尺九寸橋本村字立岩四百五拾五段赤松葉木不枝松葉木西側西側ノ面ノ始ニアリ、

東方守江村ヘ老里拾五町貳拾五間三尺、西方鴨川村ヘ三拾老町

四拾老町拾五間五尺貯司村ヘ貳拾老町五拾八間五尺老丈、南方杵築村

ヘ拾四町拾七間四尺北方山口村ヘ老里貳拾九町五拾七間大添村

ヘ老里拾七町七間老尺貳寸

東守江村ニ接シ西南鷹山川ニ沿ヒ海ニ瀕シ北原野ニ連リ運輸便

ナラヌ蔚波芝シ

守江村ニ同シ

地 墓 田原貳三町八反三級武拾步、畠五拾六町貳反五拾六步、宅地拾三町大分性

五反七畝貳貳步内社地老町反四敢貳拾九步、寺院地四敢貳拾四步、塙田貳拾町セ

反八畝八歩、製塩場八反三畠拾五歩、山林七拾町三反七畠拾四歩、原野

武貳町反反志成貳拾八步、林場三町九反六畠拾步、總計三百三拾石町貳反三畠拾

武可貳反六畠拾步、總計七町五反壹貳拾武步

無税地 荒地四町貳反七畠拾步、潮浦九反五畠拾八步、溜池貳拾武拾步、埋葬地

武可貳反六畠拾步、總計七町五反壹貳拾武步

官有地 社地貳反九畠四步、溜池三町五反八畠拾步、總計三町七反七畠拾步

新開地 塩浜有三層八、東貳八町拾五開南北三町四開村東ニアリ、高水六年作築帶々費

ヲ以テ新開シ從來四方ヲ闇ミ分別武拾八町五反六畠拾五步内武拾町老反八畠拾八步ヲ

塙田トシ、食塙路每年凡四千石余ヲ製シ之ヲ輸出ス、人民大ニ其利ヲナク

公租 地租金一千七百拾八円四百四十五厘、家課稅金貳拾壹円壹錢八厘、酒類稅壹拾

九円四拾錢三厘、統稅金三円、船稅金三円、牛馬虎賣稅金貳円、總計

金八百六円五拾九錢九厘

戸數 本籍三百四戸、土耕給大戸平民貳拾八戸、寺毫戸貳百零七戸、總計三百

人數 男七百貳拾三口、上級四拾口平民六百八拾三口、女七百三拾九口土耕三拾

六口平民七百三口、總計千四百六拾口、外同居者不列武人男武人

牛馬 牛百五十拾五頭、牝牛五拾五頭、總計貳百拾頭、牡馬八拾八頭、牝馬

拾三頭、總計百頭

舟日本形船拾三艘、貢貢石失漏五拾石以上志感五拾石未漏荷載空船

鷹山川三尋河ニ通ス、深五尺浅七尺、五寸半貳町拾九町拾七町長拾九町拾三尺深

レ様ク水清少味淡シ、村西字鷹山二至里マチ瀬沙造透ス、溝浦二八字高石二至里

マテ荷舟ヲ通ス可シ、源ヲ見計大平字村子衝浦ニ見シ南浦郡井村字乙王二至里

リ福原川ヲ春ニ溝井川トナリ東流、鶴川村字山道ニ至リ岳瀬山川トナリ本

村ノ西界ヨリ来リ村ノ南界ト宮司作第二村ノ間ヲ西面東流海二入ル、永代橋大分

往還二戸ス架シテ村南老町辰山川ノ下流字草場ニアリ深サ溝浦ニハ五尺退潮ハ七

尺五寸広五間倍長老町拾八間半尺八寸は同石壁  
堤 池沼 尾伏池東西壹町西拾四開南北北拾六開南拾四町五拾武開村ノ東北ニアリ、長谷

池東西老町南北三拾四開南北三町八開村ノ東北ニアリ、長迫池東西五町三拾四開南北北

南北三拾六開南北三町四拾武開村東北ニアリ、平原池東西五町三拾四開南北北

南北四拾武開村回北町三拾開村北ニアリ、古煙池東西拾五開南北九開南北四拾八

間全村ノ東北ニアリ、大人跡池東西拾七開南北拾八開村北町拾村ノ東北ニアリ、神田

アリ、琵琶田池東西老町貳拾南北三拾三開南北三町五拾武老村東ニアリ、黒ノ田池東西三拾五

池東西貳拾八開南北老町七開南北三町拾五開村東ニアリ、黒ノ田池東西三拾九開南北五拾

間南北四拾武老村回北町三拾開村北ニアリ、南黒ノ田池東西三拾九開南北五拾

五開南北三町七開村北ニアリ、黒岩尻池東西三拾五開南北拾七開村回北町拾村ノ西北

拾八開村ノ西北ニアリ、芝ノ中池東西拾五開南北拾七開村回北町拾村ノ西北ニアリ、

リアリ、黒岩谷池東西拾六開南北老町拾村回北町拾村ノ西北ニアリ、

リ、戸功石尻池東西拾五開南北老町貳拾三開南北三町三拾七開村ノ西北ニアリ、

リ、戸功石池東西老町拾村ノ西北ニアリ、

寺本村ノ用木水トス

道 堤 大分性遷二等道路駁ス、村ノ東北守江村界字海ヶ森ヨリ、南へ進見郡井村界字

北至ニ至ル老町拾三町老町遷三尺遷至老町

兩子遷三等道路二等ス、

村西見郡鷹川村界字五田ヨリ北ハ山口村界字馬渡ニ至ル長貳拾武町四拾九間隔也

間三尺馬踏老町三尺松板ノ並木アリ路離ク誠、提示場本村南口ヨリ老町立石右

アリ

塙浜堤村南永代橋ヨリ東北二尋リ無縣ヲ回通ス、長治九町三尋六馬道九尺狭五尺

堤防拾束木内付ケ所修繕費八合二尾ス

光明寺淨土寺、東西拾七開南北拾四開南北拾九尺九步通見郡南井村長品寺末村ノ

西南字張ニアリ古ヘ小堂アリ元禄九年十二月創伝心母興ス、天龍院真言宗、東西

## 学校

公立小学校鳳ヶ所一村南字草場ニアリ生徒男六拾七人女貳拾六人、一八村

北字御幸ニアリ生徒男二三人女一人

戸数 本籍貳拾三戸平氏、社老戸小社、總計貳拾四戸  
人數 男四拾六口平氏、女五拾貳口平氏、總計九拾八口

## 物産

食糧實中四千石、莊主席實中三千百束食糧ハ長門日向等ニ輸出ス、莊主席ハ

大阪二輪ス

## 民業

男耕ヲ業トスル者三百拾戸

## ○鴨川村

本村安岐郷ニ属ス、古時速見郡鴨川村ト一村タリ明治五年割予

本郡ニ属ス

## 彌域

東ハ耕地山林ヲ以テ大内村二界シ、西南ハ鴨川ヲ境トシ速見郡

鴨川村ニ接シ、北ハ高平山麓ヲ以テ岩屋村ニ界ス

## 幅員

東西三拾町南北拾貳町拾間面積

## 沿革

挿間村ニ出入ス

## 里程

大分県厅元禄大分郡大分町頭田屋中央ニアリヨリ北方拾壹里四町五拾五

間桜木本村宇原三番地小春治平尾毛前御兩方六間ノ角ニアリ、南方鴨川村

ヘ拾町拾五間北方岩屋村ヘ三拾町

## 地勢

東北ニ黒岩嶺ヲ負ヒ西南ニ鴨川ノ流ヲ帶ヒ運輸便ナラス薪炭之

## 地味

土地粘硬其色赤ク其質惡ク禾穀葉蔬適セ少ク莊主植ス

## 稅地

田翁町七反戸、烟老町九反三戸拾五步、宅地九反八畝九步、山林拾町三反

八畝武拾壹歩、載町反九畝武拾七歩、芝地四反五畝拾五步、總計貳拾六町九

反五畝武拾七歩

## 無税地

溜池九畝拾貳歩、埋葬地武反三畝武拾七歩、總計三反三畝九步

## 官有地

社地七畝、山林武反八畝八步、總計三反五畝八步

地租地八八八円六拾武拾七步

## 貢租

地租地八八八円六拾武拾七步

戸数 本籍貳拾三戸平氏、社老戸小社、總計貳拾四戸  
人數 男四拾六口平氏、女五拾貳口平氏、總計九拾八口

## 牛馬

牡牛九頭牝牛七頭總計拾六頭、牡馬三頭

## 川

鴨川三等兩ニ属ス、深貳尺浅戸尺広九間狭三商長拾五町浅レ緩ク水道ク渠底シ、

西界ヲ限リ南城シ、村南字魚月ニ至リ速見郡鴨川村ニ入り南流シテ溝井川ニ合シ慶

山川トナル、大鴨橋村百老町御シテ鴨川ノ上流字下原ニアリ長治間幅九尺、水深

老尺幅九尺迪瓦部鴨川村ニ通ス被上橋

町六間標武尚、鴨川道村ノ中央字原ヨリ西南速見郡鴨川村界字大佛ニ至ル、長セ

町三尺

## 道路

保水道三等通路ニ属ス、村東大内界字音尾ヨリ西岩屋村界字高平ニ至ル、長拾五

町六間標武尚、鴨川道村ノ中央字原ヨリ西南速見郡鴨川村界字大佛ニ至ル、長セ

## 社

八幡社村社、社老戸河合町御前寺有吉間面積七畝歩行南字魚月ニアリ庄荷大糸奉

祭ル、明治六年付社ニ列ス祭日十二月廿四日

## 物産

莊主席實中百四拾四斤大阪長門等ヘ輸ス

## 民業

男耕ヲ業トスル者貳拾三戸

## ○岩屋村

本村安岐郷ニ属ス、古時速見郡川平村ト一村タリ明治五年割予

岩屋村トシ本郡ニ属ス

## 彌域

東ハ高平山ヲ以テ山口村二界シ、西ハ岩屋川ヲ界トシ速見郡

平村ニ隣シ、南ハ高平山麓ヲ以テ鴨川村ニ界シ、北ハ岩屋山嶺

ヲ以テ山口矢川保水山ノ浦四村ニ接ス

## 沿革

挿間村ニ出入ス

## 里程

大分県厅元禄大分郡大分町頭田屋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾町御柱本村

宇治谷内百七拾八番地一宮ニ森持田西方を間ノ姓ニアリ、東方山浦村へ毫里

五町四拾九間三尺、西方川平村へ虎町、南方保水村へ老里貳町

拾四間貳尺矢川村へ貳拾七町貳拾四間

東南ハ高平山ヲ負ヒ、北ハ岩屋山二依リ、西ハ岩屋川ヲ帶ヒ山

溪深阻人家山腹ニ散布シ運輸便ニ便ナク薪炭頻多シ

地味其色白ク其質惡ク多ハ深涼冷水稻麥熟セス収利甚タ薄シ

田拾五町七畝拾貳歩、烟八町三反五畝少、宅地老町四反八畝貳拾老步、山林

拾四町五反四畝六步、櫛三町老九反貳拾四步、林場三拾葉町九反六畝少、芝

地老町五反三畝貳拾四步、總計七老七町老五反五畝少

無税地埋葬地東反拾貳歩、山林三町未反歩、總計老町八反

官有地社老九反貳拾六步、浦池老町四反三畝少、山林三町未反歩、總計老町八反

貢租地租金百八索四口四拾四錢

戸數本籍三拾五戸平氏、社老戸小廿、總計三拾六戸

人數男八拾九口平氏、女七拾五口平氏、總計百六拾六口他出寄曾男老口

牛馬牡牛三頭牝牛三拾頭總計三拾頭

岩谷山高七拾六丈周面詳カナラヌ道上ヨリ三分シ東へ山口村ニ鷲シ北へ山浦村

二馬ス、山脉四ヘ被多方面ニ連ル樹木生セス難草茅アリ北面樹木稍多登路花榮、村西字岩谷ヨリ登ル高拾町高岐此山一ニ風岩謂ト云

岩谷川三等河二馬斯、深貳尺後老尺広三間表底衝長三拾町流レ緩ク木苟ク味淡シ、

源ヲ遠見郡川平村千尾通溝ニ見シ、本村ノ西北ヨリ来リ村名川平村井ノ町ヲ細子村南ニヨリ遠見郡鴨川二入ル

池沼高平下池東西三拾五丈南北老町八間周回貳町村ノ東南ニアリ、鴨川村並ニ細見郡

鴨川ノ用水トナス、高平上池東西三拾間南北五間周回老町貳拾町村南ニアリ、鴨川ノ用水トナス

リ、岩屋池東西三拾間南北五拾間周回貳町村北ニアリ、鴨川ノ用水トナス

## 道路

兩子往還三等道路ニ属ス、特東山口村界ヨリ北ハ山浦村界止ニ至ル、長拾セ

町幅を御三尺長板ノ並木アリ、保水道ニ等道路ニ属ス、村東保水村界止ニ至ルヨリ北ハ保水村界字奉木ニ至リ、長拾八町広老町三六字城ニ越ヨリ北ニ折レ矢川筋一

ノ小路アリ

東山八幡社村社、北地東西或約武明南北貳船に開余並樹老反九敷貳拾七步、村

ノ中央字岩谷ニアリ普山別尊・天照大神・大山祇神ヲ祭ル明治五年村社ニ列ス祭日十二月廿三日

## 社

東山八幡社村社、北地東西或約武明南北貳船に開余並樹老反九敷貳拾七步、村

ノ中央字岩谷ニアリ普山別尊・天照大神・大山祇神ヲ祭ル明治五年村社ニ列ス祭日十二月廿三日

## 物産

莊主席賣百八束大坂ニ輸

## 民業

男農ワ業トスル者三拾五戸

### III 寺社関係資料

一 東国東都寺院明細牒（明治二三年） ○大分県公文書館蔵

安岐町の地域信仰に関する資料として、ここには明治期の行政資料である寺院明細牒と神社明細牒を翻刻収載した。なお、収載対象地は安岐町とともに「国東郡村誌」（本書）で古くは安岐郷域とされた地域もこれに含めた。

明治期の大分県における寺院・神社明細牒の編纂は、明治四年（神社のみ）、五年（寺院のみ）、一五年、二三年、四四年に実施されている。東国東都については、現在明治二三年以降のものが大分県公文書館に所蔵されており、今回は明治二三年編纂の明細牒を翻刻した。ここからは、神社における合祀の様子をはじめ、明治時代の寺社の状況や當時認識されていた寺社の由緒も知ることができる。

このうち、神社明細牒については注目すべき点が二つほどある。

一点目は、独立した神社として記載されているものの、明治一八年に他社に合祀した旨が記された社がみられる点である。これは明治一五年の明細牒編纂後に実施された「社寺検査」の結果に拠るもので、ここから明治二三年作成の明細牒が、基本的に一五年作成の明細牒を踏襲してまず製作されたことが窺える。

次に二点目としては、明細牒に掲載された神社の数が非常に多い点である。大字（近世村）単位の領守とともに、より小さな単位の領守まで記されており、これは從前の調査対象地となつた西国東郡域と異なる。なお、翻刻にあたっては、書式は原本の体裁を尊重したが、紙幅の都合から本尊あるいは祭神・建物の規模については一行にまとめ、寺社の所有地・大分県庁までの距離に関する項目は省略した。

天台宗

一本尊 薬師如来

大分県管下豊後國東國東郡糸永村字杉山  
兩子寺末 瑞光寺

一 由緒

此寺タルヤ養老一戊午年仁聞大士創建開基たり、中古堂宇頽傾、宝永五戊午年住職観度再興シ其講堂明治五年正月七日焼失ス

一 堂宇

堅九間三尺 橫三間三尺

一 境内

貳百三拾坪 民有地一種

一 権徒

六拾人

大分県管下豊後國東國東郡糸永村字袖ノ木

臨濟東福寺派

寶陀寺末

桂德寺

一本尊 観音大士

由緒 此寺タルヤ應永十六己丑年開山文溪創立シ、文化十四丁丑年住職実田再興ス

一 境内

四百五拾五坪 民有地一種

一 境内

二字字 檻五間

一本尊 観音

本尊 観音

由緒	不詳	本尊	弥陀仏
堂宇	堅貳間 橫貳間	地藏堂	地藏石仏
本尊	不詳	本尊	地藏石仏
由緒	不詳	堂宇	堅壱間三尺 橫壱間三尺
堂宇	堅壱間三尺 橫壱間三尺	本尊	不詳
戒持三人		堂宇	堅壱間三尺 橫壌間三尺
一 境 徒		戒持三人	
大分県管下豊後國東國東郡糸永村字小久保		一 境 内	
本願寺派		一 本 堂	
阿弥陀仏		一 境 徒	
開基蓮城ナルモノ本願寺八世蓮如上人之末弟ニシテ、寺 号ヲ光蓮寺ト号法名ヲ蓮城ト賜フ、且本山之山号ヲ龍谷 山ト称ス故ニ龍ノ一字ヲ賦テ以テ該等ノ山号ヲ龍光山ト ス、之ニ依テ蓮如上人ノ自筆六字ノ尊号今ニ存存ス		百拾貳坪	
一 堂 宇	堅七間 橫七間	民有地一種	
一 鐘 堂	堅壱間三尺 橫四間三尺	一 境 内	
一 車 裏	堅六間 橫四間三尺	一 本 堂	
一 境 内	三百七坪 民有地一種	一 境 徒	
一 境 徒	三百二十九人	百拾貳坪	
大分県管下豊後國東國東郡富清村字花テン		民有地一種	
本願寺派		一 境 内	
阿弥陀仏		一 本 堂	
開基濟宗ナルモノ本願寺九世蓮如上人之末弟ニシテ、寺 号ヲ濟宗ト号法名ヲ蓮如ト賜フ、且本山之山号ヲ西福 山ト称ス故ニ西福ノ一字ヲ賦テ以テ該等ノ山号ヲ西福山ト ス、之ニ依テ蓮如上人ノ自筆六字ノ尊号今ニ存存ス		一 境 徒	
一 堂 宇	堅九間 橫四間	百拾貳坪	
一 境 内	三百六拾七坪 民有地一種	民有地一種	
一 境 内	一 字	一 境 内	
地藏堂		一 本 堂	
本尊	地藏菩薩	一 境 徒	
由緒	中古当村友成利平祖先某回国シテ筑前ノ国ニ至 リ、路傍ニ石仏地藏安置アルヲ背負帰り境内ニ	百拾貳坪	
宝陀寺末		民有地一種	
西迎寺		一 境 内	
大分県管下豊後國東國東郡富清村字西迎寺		一 本 堂	
宝陀寺末		一 境 徒	
西迎寺		百拾貳坪	
麻清宗東福寺派		民有地一種	

堂宇ヲ建設安置シタリト古老ノ口碑ニ伝

堂宇 壓一間二尺七寸 橫一間二尺七寸

一壇徒百九拾貳人

大分県管下豐後國東國東郡高瀬村字西子山 本寺

天台宗

兩子寺

大分県管下豐後國東國東郡高瀬村字六井

明連寺末

人王四拾代元正天皇養老二年ノ秋開山仁聞和尚親ラ不動

明王ノ尊像ヲ彫刻シ以當寺三安置シ、鎮護國家万民安穩

ヲ拂リシヨリ今ニ至リ、長日禮懃供修行スル事怠慢ナシ

真宗派本願寺派

西念寺

本尊

不動明王

阿弥陀仏

堂宇

壓五間 橫十一間

由緒

境内

五千貳百七拾坪

本尊

境内

三千九百三十五坪

官有地一種

由緒

境内

三千九百三十五坪

民有地一種

由緒

境内

三千九百三十五坪

官有地一種

由緒

境内

三千九百三十五坪

民有地一種

本尊

境内

岩屋本堂

由緒

境内

西子大菩薩

由緒

境内

養老二年ノ春開山仁聞當寺草創ノ志願ヲ起シ先

由緒

境内

ツ山上ノ巖石ニ坐シ一夏九旬誦々精修志願成就

由緒

境内

ヲ拂リケルニ、或時威德熾盛ノ天童米現シテ山

由緒

境内

岳ヲ搖動シ天地ヲ御真シ種々恐怖ノ事ヲ為シ、彼

由緒

境内

又或時端正有相ノ天女來現シテ嬉戲快楽愛能種

由緒

境内

々仁聞精修ヲ授ス、然ルニ仁聞益精心ヲ勵シ頻

由緒

境内

ニ観音ヲ念シケルニ一時觀音示現告ケ曰ク、彼

由緒

境内

ノ天童天女ハ欲界ノ諸天汝ヲ試ルノミ汝チ精心

由緒

境内

勇猛ナルトキハ、今ヨリ汝ヲ守護シ利益ヲ為ス

由緒

境内

事究リ無ラント云々、其後彼天童天女屢來現シ

一壇徒

八百六拾九人

由緒

境内

堂宇 壓貳間 橫壹間五尺

移軸ス

由緒

境内

字カツルニ安置アルヲ明治九年七月七日境内ニ

弘法堂

境内

本尊 弘法大師

由緒

境内

又或時端正有相ノ天女來現シテ嬉戲快楽愛能種

由緒

境内

々仁聞精修ヲ授ス、然ルニ仁聞益精心ヲ勵シ頻

由緒

境内

ニ観音ヲ念シケルニ一時觀音示現告ケ曰ク、彼

由緒

境内

ノ天童天女ハ欲界ノ諸天汝ヲ試ルノミ汝チ精心

由緒

境内

勇猛ナルトキハ、今ヨリ汝ヲ守護シ利益ヲ為ス

由緒

境内

事究リ無ラント云々、其後彼天童天女屢來現シ

一壇徒

八百六拾九人

テ護祐ヲ加ヘケレハ、乃仁聞岩畔ニ一字ヲ創テ  
主坐ニ觀音ヲ安シ左右ニ彼ノ天童天女ヲ祭リ而  
子大菩薩ト崇メ、又此菩薩擁護ニ因リ寺門ノ榮  
昌ヲ欲シ寺ヲ両子ト名ケタリ、後世両子トハ彼

男女天女ヲ崇メタルナレハ、男女ノ二子ヲ授ケ  
子孫繁昌ヲ守リ玉ノ華ナリトシ、世人出生長

寿ヲ禱ルニ其応驗結尤著シト云フ

男天女天ヲ崇メタルナレハ、男女ノ二子ヲ授ケ

子孫繁昌ヲ守リ玉ノ華ナリトシ、世人出生長

寿ヲ禱ルニ其応驗結尤著シト云フ

堂宇  
長六間毫尺 橫五尺

講堂

由緒  
開山仁聞親ラ薬師仏ヲ影刻シ以テ本尊トシ一

月一日第八日三至リ、薬師仏ノ大像ヲ修行シ國  
家ノ幸福ヲ禱リテヨリ修正会ト名ケ、例テ永年  
式ト為シ今ニ至リテ怠ルコトナシ

堂宇  
長五間 橫五間

開山堂

本尊  
仁聞和尚

由緒  
後世恩報ノ為メ一字ヲ創テ之ヲ安置ス年月不詳

堂宇  
長一間 橫二間

弁天堂

本尊  
弁才天

由緒  
弁才天女ハ金光明經ノ説ニ依ル二福徳自在仏法  
守護ノ天神ナルヲ以此ニ安置シテ寺門ノ榮昌ヲ

持ルナリ、創立ノ年月不詳

堂宇  
長貳間 橫毫間三尺五寸

十六善神堂

本尊 文殊菩薩 十六善神  
由緒 文殊菩薩十六善神俱ニ大般若經隨喜衆ナルニ因  
リテ、此ヲ以本尊ト為シ大般若經ヲ納シ置キ時  
ニ此ヲ輒説シテ祈禱ヲ為スモノナリ

堂宇 長一間 橫二間

一 境内支坊 一字

大万坊

本尊

阿弥陀如來

由緒 不詳

堂宇 長四間 橫九間

門 長四尺 橫一間一尺

一 境内 徒 千五百五十七人

大分県管下豐後国東国東郡両子村字中屋敷

三宝院末

真言宗

本尊

不動明王

由緒 不詳

堂宇 長二間 橫二間

庫裡

百五十貳坪 民有地第一種

大分県管下豊後国東国東郡両子村字園田

三宝院末

真言宗

円寿院

一本尊 愛宕地藏

不詳

一由緒 長二間 橫二間

一堂宇 庫裡 長二間 橫二間

一境内 百三拾五坪 民有地第一種

一境内 百三拾八坪 民有地第二種

一大分県管下豐後國東郡朝來村字小屋元

三寶院末

寶壽院

真言宗 本尊 將軍地藏

由緒 不詳

一堂宇 長三間 橫二間半

一境内 貳百五拾八坪 民有地第一種

一信徒 五人

由緒 不詳

一堂宇 長貳間 橫貳間

一壇徒 千百八拾老人

一大分県管下豐後國東郡朝來村字鳥越

衆福寺末

護心寺

禪宗曹洞宗

觀世音菩薩

由緒 不詳

一堂宇 長六間三尺 橫五間

一壇徒 整三間 橫三間

一境内 四百六拾九坪 民有地四種

一信徒 四百九拾七人

一大分県管下豐後國東郡矢川村字高地

萬樹寺末

玉林寺

臨濟宗妙心寺派

本尊 地藏大菩薩

由緒 不詳

一堂宇 長六間三尺 橫三間三尺

一境内 百三拾六坪 民有地一種

一境内 七百四拾三坪 民有地第一種

一境内 七百四拾三坪 民有地第一種

一境内 七百四拾三坪 民有地第一種

一境内 七百四拾三坪 民有地第一種

一本尊 觀世音菩薩

由緒 不詳

一境内 七百四拾三坪 民有地第一種

一本尊 祈迦如來

一境内 七百四拾三坪 民有地第一種

一本尊 祈迦如來

一大分県管下豐後國東郡朝來村字台ノ内

妙心寺末

西白寺

禪宗臨濟宗妙心寺派

本尊 地藏大菩薩

由緒 不詳

一堂宇 長八間三尺 橫五間三尺

一境内 六百四拾三坪 民有地第一種

一境内 六百四拾三坪 民有地第一種

一境内 六百四拾三坪 民有地第一種

一本尊 觀音菩薩

由緒 不詳

一境内 七百四拾三坪 民有地第一種

一本尊 祈迦如來

一境内 七百四拾三坪 民有地第一種

一本尊 祈迦如來

仏堂宇 長老間三尺 橫老間三尺

百五人

一 墓 徒

大分県管下豊後國東國東郡掛穂村字北西

三宝院末

真言宗

不動院

本尊

薬師如來 不動明王

由緒

不詳

本尊

長三間 橫三間

由緒

八拾九坪 民有地一種

信徒

本尊

長六間 橫三間

由緒

八拾九坪 民有地一種

信徒

本尊

觀世音菩薩

由緒

不詳

本堂

長四間二尺 橫五間三尺

由緒

二百八拾五坪 宮有地一種

境内

百五十五人

曹洞宗

大分県管下豊後國東國東郡掛穂村字上油留木

真言宗

不動明王

本尊

永正元年申子正月三日開基 修驗宗派ナルヲ明治七年二月  
廿一日真言宗佛入トナル

堂宇

百拾二坪 民有地第一種

由緒

三人

信徒

本尊

大分県管下豊後國東國東郡吉松村字

由緒

不動明王

信徒

本尊

慶長十乙巳正月十日開基 修驗宗派ナルヲ明治七年二月  
廿一日真言宗佛入トナル

由緒

廿六間二尺 橫三間三尺

信徒

本尊

廿二間 橫三間三尺

由緒

貳百七坪 民有地第一種

信徒

本尊

大分県管下豊後國東國東郡吉松村字

由緒

三宝院末 常覺院

真言宗

愛宕地藏

本尊

天正三乙亥十月十日開基 修驗宗派ナルヲ明治七年二月  
廿一日真言宗佛入トナル

三宝院末

大分県管下豊後國東國東郡吉松村字一之類立中

一 堂宇	豎六間五尺 橫四間二尺	一 本尊	枳迦如來
一 讀廬堂	豎二間三尺 橫二間	一 由緒	弘仁年中三弘法大師草創シ、延慶二己酉年四月ニ至リ勅賜仏照禪師來臨シテ再建スト云、此時臨濟宗ナリ開基ノ義ハ大友七代宗太郎萬人前式部大輔源ノ泰公ナリ、大友兵亂ノ動仰被燒失シ寛永年中ニ至リ伝尊和尚再建ス
一 境内	三百四拾六坪 民有地第一種	一 境内	長八間三尺 橫四間三尺
一 信徒	三人	一 車裏	千八拾六坪 官有地四種
大分県管下豊後國東郡瀬戸田村字山香屋敷 知恩院末		一 境内	境内仏堂 洗宇
淨土宗		一 車裏	長七間 橫五間
一 本尊	阿弥陀如來 観世音菩薩 勢至菩薩	一 本堂	大日如來
一 由緒	当鄉官代職馬場村住片山越後守一千ノ開起ニテ天正十五年一宇建立シタリト云	一 本尊	大日如來
一 本堂	長九間 橫七間	一 境内	境内仏堂 洗宇
一 車裏	長十二間 橫六間	一 境内	境内仏堂 洗宇
一 境内	千百拾四坪 内三百九拾九坪 官有地四種	一 境内	境内仏堂 洗宇
一 境内	七百拾五坪 民有地一種	一 境内	境内仏堂 洗宇
一 墓守堂	本尊 大日如來	一 墓守堂	本尊 観音菩薩
一 本尊	由緒 不詳	一 墓守堂	本尊 観音菩薩
一 墓守堂	堂宇 長二間四尺 橫老間五尺	一 墓守堂	堂宇 長二間四尺 橫二間三尺
一 墓守堂	貳千貳百三拾五人	一 墓守堂	堂宇 長二間四尺 橫二間三尺
大分県管下豊後國東郡瀬戸田村字レイカソ 妙心寺末		一 墓守堂	堂宇 長二間四尺 橫二間三尺
臨濟宗妙心寺派		一 本堂	十一面觀音菩薩
一 本尊	由緒 不詳	一 本堂	大佛寺
一 本尊	十一面觀音菩薩	一 本堂	大佛寺
一 由緒	不詳	一 車裏	長九間 橫五間
一 車裏	長八間 橫五間三尺	一 車裏	長三間五尺 橫老間三尺
一 車裏	長老間二尺 橫老間二尺	一 車裏	長老間二尺 橫老間二尺
一 境内	六百六拾四坪 官有地四種	一 境内	六百六拾四坪 官有地四種
大分県管下豊後國東郡瀬戸田村字ワジナ 妙心寺末		大分県管下豊後國東郡馬場村字ワジナ 妙心寺末	
臨濟宗妙心寺派		大分県管下豊後國東郡馬場村字ワジナ 妙心寺末	
大佛寺		大佛寺	

一 墓 徒 六百三拾七人

大分県管下豊後國東國東郡馬場村字広松

本願寺末

最広寺

真宗西本願寺  
阿弥陀如來

一 墓 徒 六拾人

大分県管下豊後國東國東郡下原村字松尾

西京西本願寺末

光妙寺

真宗西本願寺  
阿弥陀如來

一 本 尊 阿弥陀如來  
一 由 緒 不詳  
一 本 堂 積六間 檻六間  
一 庫 裏 整四間 檻七間  
一 境 内 三百二十六坪 民有地第一種  
一 墓 徒 三百四十七人

大分県管下豊後國東國東郡下原村字門田

妙心寺末

普門寺

真言宗古義派

一 本 尊 不動愛染明王

一 由 緒 正徳五年創立以來無担ニテ住職ノ者代々之ヲ保護ス、明治八年七月三日間還俗ノ情願許可セラレタシトキ、元來所有地内ノ安置故元住職鈴士清順平民ニテ之ヲ保護ス

一 本 堂 長六間 檻五間  
一 庫 裏 長八間 檻五間  
一 境 内 五百八拾七坪 宮有地四種  
一 境 内 一字

地藏堂

本 尊 地藏

由 緒 不詳

堂 宇 長一間二尺 檻一間二尺

大分県管下豊後國東國東郡塙屋村字白石上

三宝院末

真乘院

一 本 尊 不動愛染明王  
一 由 緒 正徳五年創立以來無担ニテ住職ノ者代々之ヲ保護ス、明治八年七月三日間還俗ノ情願許可セラレタシトキ、元來所有地内ノ安置故元住職鈴士清順平民ニテ之ヲ保護ス

一 墓 内 三百六坪 民有地第一種

妙心寺末

心月寺

臨濟宗妙心寺派

一本尊 西方無量壽如來

由緒 創立年月日不詳

本堂 長拾間三尺 橫五間

境内 二百九拾貳坪 宮有地四種

境内佛堂 一字

觀音堂 本尊如意輪觀世音

堂 長二間 橫老間三尺

壇徒 百二十人

壇徒

大分県管下豊後國東國東郡下山口村字大間

知恩院末

淨泉寺

淨土宗鎮西派 本尊 阿彌陀如來

由緒 從來本郡瀬戸田村淨國寺末ノ處、明治十七年一月知恩院

本堂 長七間半 橫六間

庫裡 長八間 橫五間

門 長貳間 橫貳間

境内坪數 三百四拾四坪 官有地第四種

境内佛堂 一字

十五堂 本尊 地藏菩薩

由緒 不詳

堂 長一間三尺 橫一間三尺

壇徒 四百五拾人

大分県管下豊後國東國東郡横城村字堂ノ前  
三寶院末

真言宗

本尊 不動明王

由緒 不詳

本堂 長二間三尺 橫二間

境内 一百六拾六坪 民有地一種

信徒 二人

大分県管下豊後國東國東郡橫城村字堂ノ前

天台宗 延暦寺末

東光寺 本尊 不動明王

由緒 不動明王

義老二戌午年仁聞菩薩ノ創建六郷二十八ヶ山ト称スル一  
ナリ寛文年間中興了俊以後大阿闍梨製法印ニ任ス

本堂 長拾老間 橫五間

境内 四百坪 民有地第一種

境内佛堂 一字

藥師堂 本尊 藥師如來

由緒 弥勒菩薩

義老二戌午年仁聞菩薩ノ開基東光寺旧境内字堂

山號座明治九年移軒、字同所弥勒菩薩字畠ノ前

觀音堂字西阿彌陀堂字堂面毘沙門堂ヲ合併ス

堂字方二間

百七拾五人

一壇徒

大分県管下豊後國東國東郡奈多村字宗清

妙心寺末

報恩寺

臨濟宗妙心寺派

本尊 観世音

由緒 不詳

本堂 長七間 横六間

庫裏 長七間 横五間

鐘樓門 長五間三尺 橫五間

境内仏堂 九百四拾六坪 官有地第四種

一宇

本尊 祀迦如來

由緒 不詳

堂宇 方五間三尺

一壇徒

六百拾五人

大分県管下豊後國東國東郡守江村字浜町

長昌寺末

光明寺

本尊 阿彌陀如來

由緒 開山伝心和尚往生地、元禄九年丙子十二月十四日ノ創立  
堂宇 長七間 橫五間三尺

一境内 二百七拾九坪 民有地第一種  
一境内仏堂 壱字

觀音堂

本尊 觀音仁闡著薩ノ作  
由緒 村内信仰者ノ創立、年月日不詳

堂宇 長二間二尺 橫一間五尺

一壇徒 六百四人

大分県管下豊後國東國東郡大内村字タカラ

寿生院末

天龍院

真言宗 本尊 不動明王  
由緒 不詳

長三間 橫二間

境内 五間三尺 橫三間

庫裏 百四拾三坪 民有地第一種

一境内石仏 壱字

本尊 弘法大師  
由緒 不詳

一信徒 八人

二 東國東郡神社明細譜（明治二三年） ○大分県公文書館藏

由緒	不詳	八幡社	石祠	七寸四步 九寸二步
祭神	応神天皇	由緒	不詳	
村社		八坂社	石祠	一尺一寸五步 二尺七寸
大分県管下豊後國東國東郡糸永村字小久保		八坂社	石祠	一尺一寸五步 二尺七寸
神殿	速須佐之男命 大己貴命 少彦名命	祭神	速須佐之男神	
拝殿	天承二壬子年創立 同年六月十日勅請旧糸永村・旧恒清村ノ產土神タリ、天和二年以來松平國書口地祈願所三社ノ内ニ列シラレ松平貢一郎三至明治二年正月鹿セラル、宝曆十三年十月恒清村新社ヲ建設タリシニヨリ糸永村一村ノ產土神トナリ明治五年申年村社ニ列セラル、十一年二月一日神幸再興ノ官許アリ例祭七月廿八日執行セリ	由緒	字小久保本宮二鎮座ノ處ヲ明治九年七月境内二移転ス	
直会殿	豎四間 橫四間	祭神	八衛比古神 八衛比充神	
境内神社	豎四間半三尺 橫武間	由緒	郷分ノ神ト称シ字牛頭王ヶ久保二鎮座ノ處ヲ明治九年七月廿三境内ニ移転ス	
龍神社	石祠 一尺七寸 二尺二寸	祭神	石祠 一尺二寸九步 一尺五寸七步	
祭神	大純津見神	祭神	石祠 一尺七寸 二尺二寸	
九頭龍神	由緒 字花櫻躋地ノ傍ニ鎮座ノ處明治九年七月廿四此境内ニ移転ス	祭神	石祠 二尺七寸 一尺一寸五步	
小字武藏越ノ山野ニ鎮座ノ處ヲ明治九年七月境内		石祠		
二移転ス		戸数	百三拾四戸	
石祠	七寸七步 一尺四寸五步			
住吉社				
祭神	上簡男之神			
大分県管下豊後國東國東郡糸永村字山ノ神				

山神社

無格社

祭神

山神社

由緒

勅諭年月不詳、旧杉山村拾三戸產土神ノ处、明治八年此村ヲ糸永村二合併、同年十二月村社八坂大神神幸再興ノ官許ヲ得氏子築シテ坂三神幸所トナス

神殿

豎一間二尺 横一間一尺

境内

百四拾七坪 官有地第一種

信徒

拾三人

大分県管下豊後國東國東郡糸永村字座

無格社

御祖社

祭神

伊邪那岐尊

伊邪那美尊 大山祇神

由緒

抑古老ノ口碑タルヤ享保五年ノ春宇峯山ノ碑ニ毎夜火明リ

スルヲ西山亦七ナル者怪シミ、村内桂德寺住職南嶺ニ告テ

神名ヲ伺ヒシニ兩子大權現ト現レシニ由リ一ノ祠ヲ建立シ

峯権現ト齋キ奉リ、西山家ノ守神ト仰ギ寛政ノ度三至リ、一村奉テ信仰例祭執行ス、大山祇神ハ村字峯鎮坐ノ处明治十八年一月合併

豎一尺八寸 横一尺五寸

豎三間 横一間三尺

石祠

境内

拝殿 六拾四坪 民有地一種

信徒

百二十二人

〔明治十八年一月本村字峯鎮坐御祖社「合併」〕

山神社

祭神 大山祇神

古老ノ口碑ニ往昔清水三郎ト云ヘル者石祠ヲ設山神ヲ祭リシニ其苗裔死絶ヘ祭ル者無キヲ、慶長元年福田文七郎ナル者歐ヲ伐採擗殿ヲ造営シ福田家四戸ノ守護神ト仰キ其後權

田家七戸相加リ共ニ祭典執行セリ

石祠

豎二間三尺 横二間

拝殿

六坪 民有地一種

境内

拾壹人

信徒

大分県管下豊後國東國東郡糸永村字迫

無格社

山神社

祭神 大山祇神

由緒

此祠タル明和二年二月古庄和左工門ト云者字迫ノ山地ヲ壇穿チニノ古祠三壇当リ其地ニ其辰山神ト改、古庄家ノ守神ト信仰祭典執行ス

大山祇神

一尺四寸 一尺五寸

石祠

六坪 民有地一種

境内

七人

大分県管下豊後國東國東郡糸永村字座

村社

大分県管下豊後國東國東郡高清村字宮畠

宮烟社

祭神

大年大神

菅原大神

山神社  
祭神

大山祇神

由緒 鎮座年月不詳、石祠ハ享保二年十一月更設字米丸

二鎮座ノ処ヲ明治九年七月三日境内ニ移転ス

石祠 一尺四寸 二尺三十

産靈神社

祭神 天御中主神 高皇產靈神 神皇產靈神

由緒 弘化四年字大久保ノ峯ニ勅請鎮座ノ処ヲ明治九

年七月三日境内ニ移転ス

石祠 九寸 一尺三寸

黃舟社

祭神 旁都波熊亮神

由緒 往昔ヨリ字広園ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月三日境  
内ニ移転ス

石祠 七寸 八寸八步

夷社

祭神 八重音代主神

由緒 故字市場ニ鎮座在シテ明治九年七月三日境内ニ移  
転ス、口碑ニ伝ルハ往古毎年十二月祭典有リ、市  
ヲ成セシニ当郡古市村ニ譲リシトカヤ此市ニ來觀  
人渡川スル架橋所ヲ市場川ト云ヘリ

石祠 八寸 九寸  
ト子年月不詳

石祠 八寸 九寸

祭神 金刀比羅大神

由緒 文政年度大分郡賀来村善神王ヲ勅請スト云、然レ  
シト子年月不詳

石祠 八寸 九寸  
处、明治九年七月三日境内ニ移転ス

石祠 六寸 八寸六步

今日靈社  
石祠

祭神 今日靈

由緒 宇神ノ木ニ鎮座ノ処、明治九年七月三日境内ニ移

			転ス
		石祠 一尺二寸五步 二尺	
	祭神 今日靈社		
	由緒 性昔ヨリ宮烟社境内ニ鎮座、由緒不詳		
	石祠 祭神 今日靈社		
一 氏子 戸数 七拾八戸			
		大分県管下豊後國東郡富清村字新宮	
		村社	
		八坂社	
一 祭神 速須佐之男命 大己貴命 小彦名命			
	此社タルヤ宝曆十三年社地ヲ選定新社造営同年十月廿三日		
	八坂大神ヲ勅請鎮座之處、富清村字恒清分九拾戸ノ產土		
	神ト仰キ例祭祭十一月三十日ヲ以神奉祭典ノ執行、明治五 壬申年村社ニ列セラル		
一 神殿 拝殿 堅二間貳尺 横三間			
	堅二間一尺三寸 横三間三尺七寸		
	直会殿 堅六間 横三間壹尺		
	神宝庫 堅二間三尺 横三間三尺		
一 境内 八百四拾六坪 官有地第一種			
境内神社 八社 住吉社 祭神 上簡男之神 中簡男之神 下簡男之神			
	由緒 字住吉ニ鎮座ノ處ヲ明治九年七月境内ニ移転ス		
境内神社 住吉社 石祠 一尺二寸五步 二尺			
山緒 不詳			
		石祠 七寸五步 一尺	
		八幡社 祭神 忠神天皇	
		由緒 不詳	
		石祠 七寸、九寸	
		産靈社 祭神 天御中主神	
		由緒 性昔ヨリ字妙見山ニ鎮座ノ處ヲ明治九年七月境内ニ移転ス	
		石祠 一尺 一尺四寸	
		年神社 祭神 大年神 御年神 若年神 夏之充神 秋麗充神	
		由緒 冬年神	
		石祠 一尺六寸 一尺九寸	
		愛宕社 祭神 火員土神	
		由緒 字寺山ニ鎮座ノ處ヲ明治九年七月七日境内ニ移転ス	
		石祠 二尺一寸 一尺六寸	
		住吉社 祭神 上簡男之神 中簡男之神 下簡男之神	
		由緒 字住吉ニ鎮座ノ處ヲ明治九年七月境内ニ移転ス	
		石祠 一尺二寸五步 二尺	

祭神 弥都波熊死神

由緒 字賣舟ニ鎮座ノ處ヲ明治九年七月境内ニ移転ス

石祠 一尺五步 一尺五寸

八幡社

祭神 忠神天皇

由緒 字高野ニ鎮座ノ處ヲ明治九年七月境内ニ移転ス

石祠 一尺 一尺四寸

九拾壹戸

氏子

大分県管下豊後國東郡富清村字伊勢谷

無格社

伊勢兩大御神社

天照大御神 豊受大神

此社タルヤ伊勢參詣為シ得サル者有ルヲ以テ長保三年辛午

年社地ヲ撰ヒ神殿造営シ、同年六月十六日勅諸大神宮ト唐

奉リ明治二年官ノ許可ヲ得テ、伊勢兩大御神ト改メ宇恒清

分九拾壹戸ノ守神ト信仰ス

堅貯貯査尺 横武間

堅三間四尺 横老間四尺

百三拾貯坪

官有地第一種

信徒

大分県管下豊後國東國東郡富清村字山王

無格社

御祖社

祭神 伊邪那岐尊 伊邪那美尊

由緒 往古天台宗道妙寺ト云寺アリ、其ノ境内ニ山王權現鎮座シテ守護タリシトカ古老ノ口碑ニ伝ヘリ、其山王權現神仏混淆云々、御布告ニ因リ明治二年管厅ノ指揮アリ、祭神ニ

柱ノ神ト改タリ

神殿 整四尺 橫三尺

拝殿 整貯間 橫老間三尺

境内 四百七坪 官有地一種

信徒 貳拾老人

大分県管下豊後國東國東郡富清村字長野

無格社

御祖社

祭神 伊邪那岐尊 伊邪那美尊

由緒 古老ノ口碑ニ金當倉吉ナルモノノ祖先某紀伊國ヨリ移住タ

リシニ、養老元年六月大旱シ井出水モ涸シ困苦ノ際生國紀

州熊野權現ニ誓願スルニ忽チ大降雨アリシニ由リ之ヲ勅請

シ、今熊權現ト齋奉リ、明治二年御祖社ト改ム姓古ハ金當

一統ノ守護タリシニ現今信徒貳拾戸ニテ祭典執行ス

堅貯貯査半三尺 横老間半三尺

境内 貳百五拾三坪 官有地一種

信徒 貳拾人

大分県管下豊後國東國東郡富清村字永吉

無格社

伊勢兩大御神社

大分県管下豊後國東國東郡両子村字徳代

無格社

〔明治十八年一月木村宇太衛第朱源神社境内へ移転〕常磐社

祭神 天照大御神 豊受大神

由緒 往昔ヨリ財前家ノ鎮守神ニシテ間家所有地字永吉ニ鎮座ア  
リシヲ、文政七年ヨリ字日平土團貳拾六戸守神ト信仰シ

共同シテ神殿修繕祭典執行ス

由緒 神殿 長五尺 横老間  
拝殿 整二間半 横二間  
境内 百貳拾七坪 民有地一種  
信徒 貳拾六人

由緒 神殿 長三尺 横二尺五寸  
拝殿 長貳間 横老間三尺  
境内 六十三坪 官有地第一種  
信徒 貳拾人

由緒 石社 長三尺 横二尺五寸  
拝殿 長貳間 横老間三尺  
境内 六十三坪 官有地第一種  
信徒 貳拾人

祭神 神殿 長五尺 横老間  
拝殿 整二間半 横二間  
境内 百貳拾七坪 民有地一種  
信徒 貳拾六人

由緒 神殿 長三尺 横老間  
拝殿 長貳間 横老間三尺  
境内 六十三坪 官有地第一種  
信徒 貳拾人

大分県管下豊後國東國東郡両子村字天徳

無格社

菅原社

祭神 大年大神 伊邪那岐尊  
由緒 創立年月不詳、明治五年村社ニ列セラル  
神殿 長七間 横三間  
拝殿 長貳間三尺 横老間半  
境内 千百一坪 官有地第一種  
境内神社 一社 住吉社

祭神 石祠 一尺四寸 一尺四寸  
由緒 不詳  
神殿 長二間 横老間三尺  
拝殿 百三拾坪 官有地第一種  
境内 百十二人  
信徒

祭神 石祠 一尺四寸 一尺四寸  
由緒 不詳  
神殿 長二間 横老間三尺  
拝殿 百三拾坪 官有地第一種  
境内 百十二人  
信徒

大分県管下豊後國東國東郡両子村字神ノ森

無格社

山神社

祭神 底筒男命 中筒男命 上筒男命  
由緒 不詳  
社殿 長老間三尺 横老間三尺  
境内神社 一社 住吉社

祭神 大山祇神  
由緒 不詳  
社殿 長老間三尺 横老間三尺  
境内神社 一社 住吉社

氏子 百三拾戸

祭神 大山祇神  
由緒 不詳  
社殿 長老間三尺 横老間三尺  
境内神社 一社 住吉社

氏子

石祠 二尺四寸 二尺七寸

境内 四百五拾四坪 官有地第一種  
信徒 捨五人

大分県管下豊後國東國東郡兩子村字工キ

無格社

明治十八年一月本村子仲ノ森原山神社へ合併  
祭神 大山祇神

由緒 不詳

長毫尺五寸 橫毫尺毫寸

石祠 百六拾八坪 官有地第一種

境内 捨五人

信徒

大分県管下豊後國東國東郡明治村字徳林

村社

山神社

大山祇命 潟勝山見津命 奥山見津命 原山見津命

由緒 水象女尊

創立年月不詳 往古諸田飛驒守ナル者社地ヲ攝定シ、社殿ヲ設ケ大山祇命・瀧勝山見津命・奥山見津命ヲ祭り、山王社ト称シ奉リ村名ヲ諸田ト呼ヒ一村ノ產土神ト仰キ奉リシト古老ノ口碑ニ伝ヘリ、中昔宇宮ノ原ニ鎮座アリシ水象女尊ヲ相應ニ遷シ奉リシト云フ、明治五年壬申年村社ニ列シラレ山神社ト称シ奉ル

由緒 祭神

大山祇命 潟勝山見津命 奥山見津命 原山見津命

由緒 水象女尊

創立年月不詳 往古諸田飛驒守ナル者社地ヲ攝定シ、社殿ヲ設ケ大山祇命・瀧勝山見津命・奥山見津命ヲ祭り、山王社ト称シ奉リ村名ヲ諸田ト呼ヒ一村ノ產土神ト仰キ奉リシト古老ノ口碑ニ伝ヘリ、中昔宇宮ノ原ニ鎮座アリシ水象女尊ヲ相應ニ遷シ奉リシト云フ、明治五年壬申年村社ニ列シラレ山神社ト称シ奉ル

由緒 祭神

豊毛間 横毫間

神殿

拝殿 竪六間 橫貳間

境内 六百五拾九坪 官有地第一種  
境内神社 五社

八坂社

祭神 速素盞鳴尊

由緒 創立年月詳カナラス往古ヨリ字大権ニ鎮座アリ明治九年七月境内ニ移転

石祠 速素盞鳴尊

石祠 速素盞鳴尊

石祠 速素盞鳴尊

由緒 創立年月詳カナラス往古ヨリ字大権ニ鎮座アリ明治九年七月境内ニ移転

石祠 速素盞鳴尊

由緒 創立年月詳カナラス往古ヨリ字大権ニ鎮座アリ明治九年七月境内ニ移転

石祠 速素盞鳴尊

石祠 速素盞鳴尊

由緒 創立年月詳カナラス往古ヨリ字大権ニ鎮座アリ明治九年七月境内ニ移転

石祠 速素盞鳴尊

石祠 速素盞鳴尊

石祠 速素盞鳴尊

石祠 速素盞鳴尊

由緒 創立年月詳カナラス往古ヨリ字大権ニ鎮座アリ明治九年七月境内ニ移転

石祠 速素盞鳴尊

石祠 速素盞鳴尊

石祠 速素盞鳴尊

石祠 速素盞鳴尊

祭神 天一日神

祭神 天一日神

神殿

由緒	創立年月詳カナラス字水ヶ尾ニ鎮座アリ明治九年
七月境内ニ移転	
石祠 六寸 九寸	
五拾八戸	
一 氏子	
大分県管下豊後國東國東郡明治村字宮永谷	
村 社	
日 吉 社	
天御中主尊 伊邪那岐尊 伊邪那美尊 忍穗耳尊	
國挾撫尊 大山咋尊 大己貴尊	
由緒	
安元二年丙申年六月ノ創立ニシテ明治村ノ内旧中野村字中 烟拾老戸ノ產土神ナリ、明治五壬申年村社ニ列セラレ七拾 七戸ノ氏神ト仰キ奉ル	
神殿	
拝殿	
境内	
氏子	
三百八拾九坪 宮有地第一種	
七拾七戸	
大分県管下豊後國東國東郡明治村字中尾	
村 社	
日 吉 社	
大己貴尊	
由緒	
建久元年甲子四月ノ創立ニシテ明治村ノ内旧小侯村ノ產土 神ナリ、天和二年以来領主松平家ノ祈願所トナル、明治二 年正月廃セラレ同五壬申年社格村社ニ列セラル	
神殿	
拝殿	
三間三尺 橫貳間	
四尺 橫三尺五寸	
一 氏子	
大御神社	
天満社	
祭神 菅原道宣公	
由緒 不詳	
社	
一間五尺二寸 一間四尺	
大御神社	
祭神 天照大御神	
由緒	
創立年月詳カナラス明治村ノ内字吉行ニ鎮座アリ	
シヲ弘化四年十一月境内ニ移転ス	
石祠 一尺二寸五步 一尺七寸	
山神社	
祭神 大山祇命	
由緒 創立年月詳カナラス明治村ノ内字山ノ神ニ鎮座アリ	
利シヲ明治九年八月四日境内ニ移転ス	
石祠 一尺四寸 一尺七寸五步	
六拾六戸	
大分県管下豊後國東國東郡明治村字扇ケ平	
村 社	
大日靈尊	
由緒	
文政二年己卯四月社地ヲ撰定シ天照大神ヲ勅請シ新石祠ヲ	
神殿	
拝殿	
境内	
氏子	
三社	
天照大御神	
祭神 菅原道宣公	
由緒 不詳	
社	
一間五尺二寸 一間四尺	
天照大御神	
祭神 菅原道宣公	
由緒 不詳	
社	
一間五尺二寸 一間四尺	
天照大御神	
祭神 菅原道宣公	
由緒 不詳	
社	
一間五尺二寸 一間四尺	

股ヶ明治村ノ内旧中野村ノ守神ト仰キ奉ル

無格社

蛭子社

拝殿  
堅三間三尺 橫二間  
境内 六拾八坪 官有地第一種

境内神社 豊社

琴平社

祭神 金山彦神

由緒 文政二己卯年四月勧請

石祠 一尺一寸八步 一尺五寸四步

天満社

祭神 喬原道実公

由緒 文政二己卯年四月勧請

石祠 九寸四步 一尺一寸六步

信徒 七拾三人

大分県管下豊後國東國東郡明治村字岩詰

無格社

多賀社

祭神 伊邪那岐尊

由緒 不詳

社殿石祠 壱尺貳寸 橫壹尺

拝殿 堅三間 橫壹間三尺六寸

境内 三拾坪 民有地一種  
十三人

信徒

大分県管下豊後國東國東郡明治村字宮ノ原

事代主神

祭神

此社タルヤ古老ノ口碑ニ建久年度ノ創立ナリ、中古大探仙太郎ノ祖先和平ナルモノ土中ヨリ御鏡ヲ掘出しシ籍中ニ納ア

ルニ光輝殊ニ赫々タリ、夜中夢ニ蛭子宮ノ御心ナリト因テ之レヲ社内ニ納タリト云々、明治村ノ内故諸田村貳拾三戸ノ守神ト往古ヨリ仰キ奉ル

社殿石祠 碓貳尺四寸五步 橫壹尺八寸

境内 四百五坪 官有地第一種

境内神社 豊社

祭神 金山彦神

由緒 不詳

石祠 一尺五寸 一尺三寸

信徒 貳拾三人

大分県管下豊後國東國東郡明治村字宮ノ平

無格社

龍頭社

祭神 海津見神 豊玉比売神

由緒 此社タルヤ創立年月祥カナラス、古老ノ口碑ニ川野吉三郎ノ祖先仁右エ門ナル者拾六歳ニテ出陣ノ際利ヲ得テ帰陣ア

ラハ、座土神ト仰キ奉ラシト齋願スルニ程ナク凱旋アリ、夫ヨリ川野家ノ座土神ト仰キ奉リシト云フ

神殿石祠 縱五尺 橫五尺

境内

三百拾壠坪 官有地第一種

無格社

拝殿 縱貳間、横壹間三尺

境内

三拾九人

境内 四百三拾五坪 官有地第一種

明治十八年一月廿三日明細社取扱許可

明見社

境内 三社

社殿石祠 縱壹尺五寸 橫壹尺

祭神 天御中主神

境内 三社

社殿石祠 縱壹尺五寸 橫壹尺

祭神 大山祇命

境内 二社

社殿石祠 縱壹尺五寸 橫壹尺

祭神 大山祇命

境内 一社

社殿石祠 縱壹尺五寸 橫壹尺

祭神 大山祇命

大分県管下豊後國東國東郡明治村字貴船  
無格社

貴船社

〔昭和十八年一月本村宇中尾新屋日吉境内（移軒）〕

祭神 水象女尊

大山祇命

山神社

大分県管下豊後國東國東郡明治村字田ノ上  
無格社

山神社

祭神 由緒  
此社タルヤ延享三年丙午十月ノ創立ニシテ明治村ノ内旧中  
野村字桐畑貳拾貳戸ノ產土神也、明治五壬申年社格被定無  
格社トナル

拝殿 整式間三尺 横式間

境内 百六拾貳坪 官有地第一種

信徒 貳拾貳人

石祠 一尺五步 一尺六寸

大分県管下豊後國東國東郡明治村字塚

無格社

日吉社

大己貴尊

祭神 由緒 此社タルヤ享保二年丁酉二月ノ創立ニシテ、明治村ノ内旧

中野村字市ノ尾及ヒ紺屋台ノ両台產土神ト仰キ奉ル、社格

被定

神殿 壓四尺八寸 橫三尺六寸

拝殿 頂五間 橫式間

境内 三百貳十六坪 官有地第二種

境内神社 貳社

生目八幡社

祭神 興清公

由緒 創立年月不詳、古老ノ口碑ニ字佐野国太郎ノ祖先

灑右エ門ナルモノ眼病ヲ煩ヒ困苦ノ余日向國生目

八幡宮ニ醫願シ病愈ユルニ因リ字片堺ニ勅請スト

云フ、明治九年八月十日境内ニ移転ス

石祠 九寸 一尺一寸

塞社

祭神 八衛比古神 八衛比売神

由緒 創立年月不詳、往古ヨリ字下野添ニ鎮座ノ处明治

九年八月十日境内ニ移転ス

天満社

大己貴尊

大分県管下豊後國東國東郡朝來村字宮園

無格社

天満社

大己貴尊

祭神 由緒 菅原道夷公

中野村字市ノ尾及ヒ紺屋台ノ両台產土神ト仰キ奉ル、社格

被定

神殿 壓四尺五寸 橫三尺六寸

拝殿 頂五間 橫式間

境内 三百貳十六坪 官有地第二種

境内神社 貳社

八坂社

祭神 速須佐之男命 榛名田姫命 大己貴尊

性普宝藏火災三羅詣記錄焼失シ創立及沿革等不詳ト雖モ、

安政鶴二十餘名ノ惣廟ニシテ年々大祭御幸ノ節ハ數村ノ產

子群拝シ大ニ賜榮タリシニ中世以降絶止シタリト古老ノロ

碑二存、明治五年壬申年鄉社ニ列セラレテ明治十年ヨリ復

タ御幸ノ式執行

神殿 長毫間貳尺 橫毫間毫尺

			拝殿	長拾間	横武間
			直会殿	長六間、横三間	
			境内	三百拾畝坪	官有地第一種
			境内神社	五社	
			五靈神社		
			祭神	菅原大神	大年神
			由緒	不詳	吉備大神
			社殿	長貳間、横老間三尺	
			八幡神社		
			祭神	応神天皇	
			由緒	不詳	
			石祠	一尺一寸	二尺二寸
			郷分社		
			祭神	八衛彦神	八衛姫神
			由緒	字トフノ尾ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内ニ移	
			転ス		
			石祠	一尺一寸	一尺五寸
			大御神社		
			山神社		
			祭神	天照皇大御神	
			由緒	不詳	
			石祠	七寸	九寸
			大御神社		
			祭神	天照皇大御神	
			由緒	不詳	
			石祠	一尺四寸	一尺七寸
			大御神社		
			祭神	天照皇大御神	
			由緒	宇伊勢ノ前ニ鎮座シテ明治九年八月境内ニ移	
			転ス		
			石祠	一尺二寸	一尺七寸
			大分県管下最後國東國東郡朝來村字大石ヶ本		
			村社		
			歲神社		
			祭神	大年神	月読命
			菅原神		
			由緒		
			神殿		
			直会殿		
			長二間	横二間四尺二寸	
			境内	三百坪	官有地第一種
			境内神社	四社	
			大御神社		
			祭神	天照皇大御神	
			由緒	不詳	
			石祠	一尺四寸	一尺七寸
			大御神社		
			祭神	天照皇大御神	
			由緒	字釜ヶ迫鎮座タリシヲ明治九年八月境内ニ移	
			転ス		
			石祠	一尺二寸	一尺九寸
			氏子	八百八拾戸	

貴松社

祭神 水象女神

由緒 字貴松ノ谷ニ鎮座シテ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠 一尺五寸 一尺七寸

氏子 六拾四戸

大分県管下豊後國東郡朝来村字寺山

無格社

〔明治十八年一月木村宇大石・木曾義雄社境内合併〕 桧平社

祭神 金山彦神

由緒 不詳

石祠 長者尺八寸 橫者尺三寸

境内 拾三坪 民有地一種

信徒 六拾四人

神殿 拝殿

境内 長三尺四寸

境内 横三尺六寸

境内 横四寸

境内 横五尺六寸

境内 横六寸

境内 横七寸

境内 横八寸

境内 横九寸

境内 横一尺

大分県管下豊後國東郡朝来村字寺山

無格社

山神社

大山祇神

不詳

長二間七尺

横一間五尺六寸

百八拾八坪

官有地第一種

拾三人

無格社

吉田社

天兒屋根命

大山祇神

不詳

長一間二尺五寸

横一間一尺

百貳拾七坪

官有地第一種

拾三人

無格社

山神社

大山祇神

不詳

大分県管下豊後國東郡朝来村字下油原

貴松社

祭神 水象女神

由緒 字貴松ノ谷ニ鎮座シテ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠 一尺五寸 一尺七寸

氏子 六拾四戸

大分県管下豊後國東郡朝来村字寺山

無格社

〔明治十八年一月木村宇大石・木曾義雄社境内合併〕 桧平社

祭神 金山彦神

由緒 不詳

石祠 長者尺八寸 橫者尺三寸

境内 拾三坪 民有地一種

信徒 六拾四人

神殿 拝殿

境内 長三尺四寸

境内 横三尺六寸

境内 横四寸

境内 横五尺六寸

境内 横六寸

境内 横七寸

境内 横八寸

境内 横九寸

大分県管下豊後國東郡朝来村字上ノ迫

				境内	百拾八坪	民有地第一種
				信徒	拾七人	
				境内神社	武社	
				溝山八幡社		
				祭神	忠神天皇	
				由緒	字溝山二鎮座タリシヲ明治九年八月境内二移転ス	
				石祠		
				加藤社		
				祭神	清正大神	
				由緒	字川又ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内二移転ス	
				石祠		
				八拾貳戸		
				氏子		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字久保屋敷		
				無格社		
				山神社		
				祭神		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長四尺		
				横四尺		
				長五尺		
				横五尺		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字宮ノ山		
				無格社		
				山神社		
				信徒		
				境内		
				九拾坪		
				民有地第一種		
				四人		
				拜殿		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
				大山祇神		
				不詳		
				大分県管下豊後國東國東郡矢川村字芭蕉		
				村社		
				山神社		
				由緒		
				神殿		
				不詳		
				大山祇神		
				長貳間		
				横貳間		
			</td			

祭神

大山祇神

不詳

由緒

長四尺 橫四尺

神殿

長三尺 橫三尺

拝殿

四百九拾九坪

境内

官有地第一種

境内神社

貳社

今日靈社

祭神 今日靈

由緒 字池下ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠 壓七寸 橫一尺

稲荷社

祭神 受持神

由緒 字油ノ木ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内ニ移転ス

ス

石祠 壓二尺 橫一尺二寸

信徒 貳拾貳人

一 信徒

大分県管下豊後國東郡矢川村字宮谷

無格社

山神社

祭神 大山祇神

由緒 不詳

神殿 長五尺

拝殿 橫五尺

長四間 橫七間三尺

貳百五拾貳坪 宮有地第一種

一 境内神社 壱社

貴松社

祭神 水象女神

由緒 字松ヶ迫ニ鎮座在シヲ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠 壓一尺二寸 橫一尺五寸

信徒 三拾人

一 信徒

大分県管下豊後國東郡山浦村字井ノ上

村社

八幡社

祭神 菅田別尊 高麗神

由緒 不詳 明治六年村社ニ列セラル

神殿 壓四尺五寸 橫三尺五寸

拝殿 壓五間二尺 橫七間五尺

境内 百八拾五坪

官有地第一種

氏子 五拾五戸

一 境内

祭神 大山祇神

由緒 不詳

神殿 明治六癸酉年村社ニ列セラル

拝殿 積三間三尺

長四間 橫二間

貳百五拾九坪 宮有地第一種

一 境内神社 壴社

貴松社

祭神 水象女神

由緒 字松ヶ迫ニ鎮座在シヲ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠 壓一尺二寸 橫一尺五寸

信徒 三拾人

一 信徒

大分県管下豊後國東郡山浦村字橋上

村社

八幡社

祭神 菅田別尊 高麗神

由緒 不詳 明治六年村社ニ列セラル

神殿 壓四尺五寸 橫三尺五寸

拝殿 壓五間二尺 橫七間五尺

境内 百八拾五坪

官有地第一種

氏子 五拾五戸

一 境内

祭神 大山祇神

由緒 不詳

神殿 明治六癸酉年村社ニ列セラル

拝殿 積三間三尺

長四間 橫二間

貳百五拾九坪 宮有地第一種

一 氏子

貳拾壹戸

神殿

豎毫間四尺五寸 橫毫間貳尺五寸

押殿

堅六間 橫貳間

氏子

百四拾三坪 官有地第一種

村社 開大神社

祭神

天照皇大神 精織津姫神 氣吹戸主神 遠秋津姫神

歲神

大分県管下豊後國東國東郡掛穂村字宮ノ本  
大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

由緒

元禄年中当国海部郡嵯峨開ヨリ飛來鎮座ス、其渥暢ヲ尋ル  
二当村有寺号西岸寺、元禄十五年壬午八月廿九日夜然風暴  
雨ノ時塙屋村ノ方海上ヨリ九光飛来リ同寺ノ側ニテ消滅ス、  
村人怪ミ該寺ニ至ル二人面三枚胡珠一顆有テ當中勝灼タリ、  
依テ昨夜ノ九光果シテコレナルヲ知リ、尊信スルニ其心驗

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

如響隨声、且瑞城ノ開ノ社司某來云、夜上開權現ノ神体此  
地ニ飛來ス再ヒ上開ニ移シ奉ラント、村人諾セス官許ヲ得

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

西岸寺ノ境内ニ小社ヲ創建シ三社權現ト称ス、時二元禄十  
五年壬午年六月十五日再来當村ニ鷗惹ナシ  
七拾三戸

由緒

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

神殿

押殿 横二間

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

境内

六拾坪

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

神殿

横二間

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

境内

六拾坪

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

神殿

横二間

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

境内

六拾坪

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

神殿

横二間

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

境内

六拾坪

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

神殿

横二間

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

境内

六拾坪

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

大山祇神

不詳

明治六年癸酉年村社二列セラル

村社

山神社

不詳

大山祇神

百三坪

官有地第一種

大分県管下豊後國東國東郡掛穂村字下神田

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

百三坪

官有地第一種

神殿

不詳

明治六年癸酉年村社二列セラル

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

百三坪

官有地第一種

神殿

不詳

明治六年癸酉年村社二列セラル

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

百三坪

官有地第一種

神殿

不詳

明治六年癸酉年村社二列セラル

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

百三坪

官有地第一種

神殿

不詳

明治六年癸酉年村社二列セラル

歲神

大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神

百三坪

官有地第一種

一 氏子

貳拾六戸

由緒 吉松村常覚院境内地ノ西山林工鎮座ナルヲ明治十一年三月本社二移転ス

大分県管下豊後國東國東郡掛橋村字雲取

石祠 整一尺、横一尺

無格社

菅原社

一 氏子

三拾四戸

菅原神

大分県管下豊後國東國東郡吉松村字本谷

不詳

村社

祭神  
拝殿  
境内  
信徒

大山祇神 麓山祇神 離山祇神 原山祇神

祭神  
拝殿  
境内  
信徒

中山祇神 正勝山祇神 蘭山祇神 奥山祇神

五拾五坪 官有地第一種  
貳百五拾八人

勧請年月日不詳、明治四年辛未十二月村社三列セラル

祭神  
拝殿  
境内  
信徒

堅七間五尺 橫二間

大分県管下豊後國東郡吉松村字一之瀬

村社 八坂社

素戔鳴神 大己貴神

勸請延慶二己酉年月日不詳、明治四年辛未十二月村社三列

境內神社

六十坪

官有地第一種

村社

井上社

祭神 大日靈神

由緒 吉松村字ホキ山鎮座ナルヲ明治十年三月本社二移

拝殿  
堅六間五尺 橫二間

境内  
七拾三坪  
官有地第一種

一 氏子

九拾老戸

石祠 一尺 一尺二寸

三島社

祭神 大日本根子彦大瓊命 大日本根子彦 国率命

大山祇神

無格社

大分県管下豊後國東國東郡吉松村字七郎

山神社

大山祇神 中山祇神 蓼山祇神 正勝山祇神

越山祇神

奥山祇神

開山祇神

原山祇神

正勝山祇神

山神社

祭神 武内宿祢神

由緒 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス

祭神 天御中主神 高皇產靈神 神皇產靈神

由緒 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス

勅請年月日不詳

石祠 七寸 七寸

産靈社

祭神 天御中主神 高皇產靈神 神皇產靈神

由緒 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス

勅請年月日不詳

石祠 九寸 九寸

百五十人

大分県管下豊後國東郡吉松村字田口

無格社

貴船社

祭神 高麗神 雷神 圖象女神

由緒 延長六年辛未年十二月十日ノ勅請

神殿 硫四尺 橫三尺

拝殿 穩二間三尺 橫二間

境内 賀拾五坪 民有地第一種 持主後藤正照

境内神社 三社 岩平社

祭神 猿田彦神

由緒 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス

勅請年月日不詳

石祠 六寸 九寸

加來社

祭神 武内宿祢神

由緒 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス

祭神 天御中主神 高皇產靈神 神皇產靈神

由緒 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス

勅請年月日不詳

石祠 七寸 七寸

産靈社

祭神 天御中主神 高皇產靈神 神皇產靈神

由緒 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス

勅請年月日不詳

石祠 九寸 九寸

百五十人

大分県管下豊後國東郡瀬戸田村字宮ノ本

郷社

八幡社

祭神 菅田別尊 武内宿祢神

由緒 畜龜元乙卯年十一月菅田別尊ヲ豈前国宇佐宮ヨリ、武内宿

神殿 祇建後國高良玉彥社ヨリ勅請ス、依之宇佐神宮ヨリ細

境内 男神事流鏑神事ヲ分移シ六月廿九日十月十一日行幸アリテ、

当安岐ノ郷ノ惣社ナリ

拝殿 整二間 橫三間四尺

神殿 穩五間 橫二間二尺

境内 七百九拾貳坪 長台間 橫二間

石祠 二百三拾五戸 官有地第一種

氏子 加來社

大分県管下豊後國東國東郡瀬戸田村字伊勢ノ平

大分県管下豊後國東國東郡馬場村字子ギテ

村社

村社

八坂社

大神社

素戔鳴命

祭神  
寛永元年甲子月日不詳勅請

由緒  
堅五尺 橫四尺

神殿  
堅三尺 橫二尺

境内坪数  
百十七坪

官有地第一種

境内神社  
五社

惠美須神

祭神 事代主命

由緒 不詳  
石祠 七寸 一尺二寸

金刀比羅社

祭神 猿田比古大神

由緒 不詳

石祠 七寸 一尺二寸

稻荷社

祭神 字賀魂神

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺二寸

井峯社

祭神 葦魂社尊

由緒 不詳

石祠 七寸 九寸

五十鈴社

祭神 大日靈神

由緒 不詳

石祠 六寸 七寸

信徒 六百八十人

大分県管下豊後國東國東郡馬場村字平

無格社

秋葉社

祭神 火產靈神

由緒 不詳

石祠 一尺五寸 二尺六寸

拜殿 長四間 橫二間

境内 賦役坪 民有地第一種 村持山林ノ内

信徒 二百五拾人

大分県管下豊後國東國東郡下原村字宮ノ本

村社

賀茂社

祭神 賀茂武角見命 伊加古夜姫命 玉依姫命

加茂別雷命 琉々杵命 神日本磐余比古命

五十鈴姫命 人皇七拾四代鳥羽天皇御宇保安二年六月塩屋村下原村漁人

当浦ニ於テ漁ルニ網中青石五箇ヲ得ル、之ヲ海中ニ投棄シ

網代ヲ換ヘ漁ルニ復ク五青石ヲ得ル事三度ニ及ヒ漁人怪テ

由緒

祭神

拂へ帰ル、即夜水口次郎右エ門ナル者夢ニ老翁告テ曰、汝等得所ロノ五青石ハ洛陽加茂ノ神靈也ト、依之村民議官ニ請テ此地ニ勤詣ス、明治五壬申村社ニ列セラル

拂へ帰ル、即夜水口次郎右エ門ナル者夢ニ老翁告テ曰、汝

等得所ロノ五青石ハ洛陽加茂ノ神靈也ト、依之村民議官ニ

請テ此地ニ勤詣ス、明治五壬申村社ニ列セラル

神殿 長二間毫尺二寸、横三尺

境内 長拾三間三尺、横貳間 四百拾四坪 官有地第一種

境内神社 五社

惠美須神

祭神 八重事代主命 底筒男命 中筒男命 表筒男命

由緒 不詳

社殿 長一間五尺二寸 橫六尺

八坂社

祭神 素戔烏命

由緒 不詳

石社 七寸 一尺

金刀比羅社

祭神 猿田彥命

由緒 不詳

石社 七寸 一尺一寸

稻荷社

祭神 宇加魂神

由緒 不詳

石社 六寸 一尺四寸

生目社

祭神 平景清黨神

由緒 不詳

石社 五寸 七寸

戸數 三百拾八戸

大分県管下豊後國東郡東郷下原村字垣添

無格社

五十鈴社

大日靈貴神

祭神

由緒

拝殿

境内

境内神社

一社

貴船社

祭神 高麗神

由緒 不詳

石祠 積一尺二寸 横一尺五寸

五百拾人

一信徒

大分県管下豊後國東郡下原村字天守

無格社

天満社

菅原神

寛延二年己巳九月廿五日当村庄屋足柄久右衛門為村中守護  
旧城越天守台ニ勅請ス、當時松苗敷拾本ヲ植附即今現存シ  
テ大サ敷開アリ、旧古城村ノ氏神ナリ元來石祠ナリシカ、

一由緒

一祭神

大分県管下豊後國東郡下原村字天守

一氏子

百拾四戸

明治十四年辛巳八月神殿ヲ造営ス

神殿 積四尺五寸 橫一間

拝殿 積一間五尺 橫四間壹尺

三百三拾七坪 官有地第一種

百三拾七人

岸山清貞

大分県管下豊後國東郡中國村字モリ田

村社

大歳神社

祭神 大歳神

由緒

大歳神 御年神 奥津姫神 若年神 奥津彦神

人皇四十八代称徳天皇御宇神靈景靈元丁末年此社地樹林タ

リシニ、赫々タル光明ヲ發ス村民ミ神靈ヲ以占スルニ林

中神座ストアリ、故ニ林間ヲ搜索スルニ歳神社ノ三字ヲ影

刻スル石アリタリト云爾

長毫間

五尺四寸

横毫間

一尺四寸

三百六拾六坪

官有地第一種

境内神社

老社

大歳神社

祭神 大歳神

由緒 不詳

社殿 積毫間 橫毫間二尺

境内神社

金刀比羅

石祠 縱七寸五步 橫一尺

稻荷社

縱九寸 橫一尺

御浜社

縱七寸 橫九寸

權現

縱七寸 橫九寸

大分県管下豊後國東國東郡成久村字宮

村社

歲神社

祭神

大歲神

祭神

不詳、明治六癸酉年村社二列セラル

神殿

長三間

橫式間式尺

押殿

長八間

橫式間

境内

四百六拾七坪

官有地第一種

氏子

六拾三戸

大分県管下豊後國東國東郡塙屋村字横谷

村社

天神社

皇彌靈尊

創立年月日不詳、明治辛未年社格確定村社トナル

神殿

長二間

横蕊間五尺

境内

七百一坪

官有地第一種

境内神社

六社

住吉社、經子社合殿

祭神

上簡男之尊 中簡男之尊 底簡男之尊 少彦名神

由諸

創立年月日不詳、從來当村字浜二鎮座明治十年三月十五日本社境內二移転

月十五日本社境內二移転

社殿

長二間三尺 橫一間四尺

金毘羅伽社

祭神

大物主命 伊邪那岐命

由諸

創立年月日不詳、當村字浜二鎮座明治十年三月十五日本社境內三移転

石祠

縱一尺五寸 橫一尺五寸

磯神社

祭神

多岐津彦命 多岐津姫命

由諸

創立年月日不詳、當村字浜三鎮座明治十年三月十五日本社境內三移転

石祠

縱二尺 橫二尺

八坂社

祭神

素戔鳴命

由諸

創立年月日不詳、當村字浜三鎮座明治十年三月十五日本社境內三移転

石祠

縱三尺 橫三尺

產靈社

祭神

皇彌靈尊

由諸

創立年月日不詳、當村字白石三鎮座明治十年三月十五日本社境內三移転

石祠

縱一尺 橫一尺

八坂社

祭神 素戔嗚命

由緒 創立年月日不詳、古来本社境内二鎮座

石祠 橫一尺五寸 橫一尺五寸

一 信徒

六百二十六人

二合入

神殿 長毫間三尺二寸 橫毫間毫尺七寸

拝殿 長五間五尺 橫二間

境内 百九拾八坪 官有地第一種

境内神社 三社

金刀毘羅社

祭神 大物主神

由緒 創立不詳、明治十年三月字金毘羅山ヨリ移転ス

石社 四寸 六寸

木野明神社

祭神 素戔嗚尊

由緒 創立不詳、明治十年三月字大明神山ヨリ移転ス

石社 一尺 一尺六寸

大杉社

祭神 不詳

由緒 文久二壬戌年八月勅請

石社 一尺三寸 一尺七寸

八拾三戸

氏子

八拾三戸

大分県管下豊後國東國東郡下山口村字上鶴

村社

八坂社

素戔嗚尊

稻魂尊

養老四庚申ノ創立ニシテ享保十二丙午年本村字明神山二

移転シ天明八庚申年復旧ス、明治四辛未年十月村社二定メ

ラル、古來旧安岐郷七社ト称スル一一ニシテ今尚信仰厚シ、

福魂尊往古ヨリ字梅友山ニ鎮座ナリシヲ明治十年三月本社

一 祭神

由緒

素戔嗚尊

稻魂尊

武百三拾八坪

官有地第一種

八坂社

祭神 素戔嗚命

由緒 創立年月日不詳、古来本社境内二鎮座

石祠 橫一尺五寸 橫一尺五寸

一 信徒

六百二十六人

二合入

神殿 長毫間三尺二寸 橫毫間毫尺七寸

拝殿 長五間五尺 橫二間

境内 百九拾八坪 官有地第一種

境内神社 三社

金刀毘羅社

祭神 大物主神

由緒 創立不詳、明治十年三月字金毘羅山ヨリ移転ス

石社 四寸 六寸

木野明神社

祭神 素戔嗚尊

由緒 創立不詳、明治十年三月字大明神山ヨリ移転ス

石社 一尺 一尺六寸

大杉社

祭神 不詳

由緒 文久二壬戌年八月勅請

石社 一尺三寸 一尺七寸

氏子

八拾三戸

村社

八坂社

素戔嗚尊

伊邪那岐神

大己貴神

元禄十丁丑年五月創立、其他不詳

長貳間 橫九尺七寸

			一 拝殿 長七間 橫武間
			一 境內 千四百三拾坪 宮有地第一種
		境內神社	一 七社
		五十鈴社	
		祭神 大日靈貴神	
		由緒 不詳	
		社殿 長貳間、橫毫間三尺	
		貴船社	
		祭神 高龜	
		由緒 不詳	
		石社 一尺 一尺五寸	
		多賀社	
		祭神 伊邪那岐命	
		由緒 不詳	
		石社 一尺	
		善神社	
		祭神 武内宿禰神	
		由緒 不詳	
		石社	
		祭神 菅原神	
		由緒 不詳	
		天満社	
		祭神 若稻田比売命	
		由緒 不詳	
		石社 六寸 一尺	
		春日社	
		祭神 天兒屋根命	
		經津主神	
		比売神	
			大分県管下豊後國東國東郡下山口村字菩提寺
			村社 八幡社
			氏子 三拾戸
			一 拝殿 心神天皇 仲哀天皇 仁德天皇 神功皇后
			一 神殿 由緒 豊慶十九年甲寅九月創立、其他不詳
			一 横武間 長毫間四尺、橫八尺六寸
			一 境內 長六間三尺
			一 七社 百九拾九坪 宮有地第一種
		境內神社	
		天満社	
		祭神 菅原神	
		由緒 不詳	
		石社	
		秋葉社	
		祭神 若稻田比賣命	
		由緒 不詳	
		石社 六寸 一尺	

山神社

祭神 大山祇神

祭神 菅原神

祭神 享保九年甲辰正月創立、明治六年村社ト列セラル

祭神 長老間四尺五寸 橫老間壹尺五寸

祭神 長六間、横貳間

境内 振殿

境内 貳百四拾九坪

境内 宮有地第一種

境内

境内

境内

境内

境内

境内

金刀毘羅社

祭神 大物主命

由緒 不詳

石社 一尺 一尺八寸

由緒 不詳

石祠 一尺 一尺二寸

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 五寸 一尺

由緒 不詳

石祠 七寸 一尺

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺一寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

由緒 不詳

大分県管下豈後國東郡下山口村字新涯

天満社  
村社

天満社  
一氏子

大分県管下豊後國東郡山口村字櫛村	山神社	祭神 大山祇神	石祠 九寸 九寸	氏子	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
大分県管下豊後國東郡山口村字馬渡	無格社	祭神 平景清神靈	石祠 一尺一寸 一尺五寸	六拾三戸	六	由緒 不詳	祭神 平景清神靈
大分県管下豊後國東郡山口村字馬渡	山神社	祭神 生日社	石祠 九寸 一尺二寸	氏子	一	由緒 不詳	祭神 生日社
大分県管下豊後國東郡山口村字櫛村	村社	祭神 石祠 九寸	百三拾七戸	百三拾七戸	百	由緒 不詳	祭神 石祠 九寸
大山祇尊	大山祇尊	大山祇尊	大山祇尊	大山祇尊	大	由緒 不詳	祭神 大山祇神
宝永五年戊子四月創立、明治六年村社三列セラル							
境内神社 四社	境内神社 四社	境内神社 四社	境内神社 四社	境内神社 四社	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
大山祇尊	大山祇尊	大山祇尊	大山祇尊	大山祇尊	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
由緒	由緒	由緒	由緒	由緒	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
神殿	神殿	神殿	神殿	神殿	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
拝殿	拝殿	拝殿	拝殿	拝殿	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
長八間 横武間	長八間 横武間	長八間 横武間	長八間 横武間	長八間 横武間	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
三百六坪	三百六坪	三百六坪	三百六坪	三百六坪	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
官有地第一種	官有地第一種	官有地第一種	官有地第一種	官有地第一種	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
高臺	高臺	高臺	高臺	高臺	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
祭神	祭神	祭神	祭神	祭神	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
社殿 長老間、横武間	社殿 長老間、横武間	社殿 長老間、横武間	社殿 長老間、横武間	社殿 長老間、横武間	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
稻荷社	稻荷社	稻荷社	稻荷社	稻荷社	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
倉稻魂命	倉稻魂命	倉稻魂命	倉稻魂命	倉稻魂命	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
石祠 不詳	石祠 不詳	石祠 不詳	石祠 不詳	石祠 不詳	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
山神社 五寸	山神社 五寸	山神社 五寸	山神社 五寸	山神社 五寸	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
大山祇尊	大山祇尊	大山祇尊	大山祇尊	大山祇尊	大	由緒 不詳	祭神 大山祇神
平景清神靈	平景清神靈	平景清神靈	平景清神靈	平景清神靈	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
生日社	生日社	生日社	生日社	生日社	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
石祠 一尺一寸 一尺五寸	石祠 一尺一寸 一尺五寸	石祠 一尺一寸 一尺五寸	石祠 一尺一寸 一尺五寸	石祠 一尺一寸 一尺五寸	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
氏子	氏子	氏子	氏子	氏子	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
六拾三戸	六拾三戸	六拾三戸	六拾三戸	六拾三戸	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神
信徒二百九拾四人	信徒二百九拾四人	信徒二百九拾四人	信徒二百九拾四人	信徒二百九拾四人	一	由緒 不詳	祭神 大山祇神

一 氏子 石社 一尺四寸 一尺六寸  
二十八戸 信徒百三拾壹人

大分県管下豊後國東國東郡大添村字宮ノ原

村社 八幡社

八幡社

心神天皇

享保二十四年三月創立

長老間三尺 橫老間三尺

長七間 橫貳間

七百三十三坪

官有地第一種

境内神社

六社

境内神社

六社

善神王社 祭神 武内宿祢神

由緒 不詳

石祠 一尺三寸 一尺八寸

金毘羅社 祭神 大物主命

由緒 不詳

石祠 一尺 一尺二寸

稻荷社 祭神 稲荷神

由緒 不詳

石祠 一尺 一尺二寸

天満社

石祠 一尺 一尺二寸

祭神 菅原神

由緒 不詳

石祠 一尺一寸 一尺六寸

八幡社

祭神 心神天皇

由緒 不詳

石祠 一尺四寸 二尺

權現社

祭神 素盞嗚尊

由緒 不詳

石祠 一尺 一尺

八拾戸

氏子

大分県管下豊後國東國東郡大添村字妙見

無格社

産靈社

祭神 皇產靈尊

由緒 不詳

神殿 長貳尺七寸 橫貳尺五寸

稻荷社 拝殿 長貳間、横老間三尺

境內 四百四拾坪 官有地第一種

三百六拾八人

村社

大分県管下豊後國東國東郡樺城村字大將軍

八幡社

祭神 氣長足姫命 足伸彦命 菅田別命

由緒 養老六壬戌年ノ創立、明治四辛未年十月村社ニ定メラル、  
性古ヨリ旧安岐郷ノ七社ト称シ 郡中人民特ニ崇敬ノ一ナ

リ、且西本全村横城村ノ内荒巻ノ氏神ト称シ来リシニ、御  
維新哥來同社ノ氏子タルヲ得ス依テ今信徒トス

長毫間三尺二寸 橫毫間一尺七寸

神殿 拝殿

長四間五尺 橫二間二尺

境内 拝殿

八百七拾四坪 官有地第一種

信徒 信徒

四百三人

無格社

日吉社 紗見社

祭神 天御中主神 高皇產靈神 神皇產靈神 伊弉諾尊

伊弉冉尊 大山作命 天照大御神 大物主命

大山祇神

由緒

養老二戌午年創立尔來本村ノ氏神ト崇敬スト雖、六社大權  
現ト称シ天台宗東光寺奉仕シ仏像神体トナシ祭神不詳ヲ以  
テ村社ニモ列セラレ、自然埋壙ニ至ラン事ヲ憂ヒ顧ニ依  
リ明治七年三月廿一日官許ヲ得社号ヲ日吉社ト改称シ、祭

神ヲ産靈ノ三神諸冊ノ二神大山作命ニ改正シ村社ニ列セラ  
レンコトヲ願達中ナリ、明治十年四月字山ノ神鎮座大山祇  
命宇堂ノ後鎮座同神宇松木鎮座天照大御神大物主命宇堂山

座靈社等ノ本社ニ合祀ス

長毫間二尺 橫五尺五寸

境内 拝殿

五百毫坪 官有地第一種

百九拾六人

大分県管下豐後國東國東郡奈多村字龜山

八幡社 界社 宇佐神宮撰社

祭神 応神天皇 一ノ御殿 比売大神 二ノ御殿

神功皇后 三ノ御殿

抑当社ハ応神天皇筑紫巡狩ノ時比売大神ノ古例ニ効ヒ、伊

予国御机ヨリ航海シ給ヒ行宮ノ地ナルヲ以テ万民特ニ尊敬

シ、其宮殿ヲ再建シ神在カ如クスル事久シク遂ニ聖武天皇

ノ數聞ニ達シ、天皇深ク神徳ノ炳焉タルヲ歎感坐マシ宇佐

宿祢公基ニ勅シテ更ニ宮殿ヲ造營シ、天平元己ニ年鎮座成

リ、祭祈創ル天平神護元乙巳年閏十月八日ノ官旨ニ依テ四

年一度宇佐行幸アリ弘仁八丁酉年ヨリ六年一度トナル、

寛正二辛巳年ヨリ諸邦兵亂ニ依テ退転セリ元和ニ丙辰年

國守繩川越中守忠興修行ス其後亦絶タリ、是天皇在世ニ當

宮ヨリ宇佐ニ行幸巡狩シ給ヒテ還幸ノ式ナリト天平元年宇

佐公基始テ任大宮司叙從四位永延二戌子年公基孫國基任從

四位侍從尔來從四位ヲ以テ家例トス、城ヲ奈多ニ築キ居之  
因テ奈多ヲ以テ氏トス、天正十五年丁亥八月五日奈多大膳  
大夫鎮基卒シ家滅ブ、天平元年ヨリ八百五十九年ニシテ奈  
多氏断絶ス、又一條天皇八幡大神ノ御光ヲ仰クノ地ハ許多

アリト雖、奈多宮ハ八幡大神ノ在世ニ始り事皆実蹟ヲ以テ

一 境内神社

四千八百六拾五坪 官有地第一種

シテ、初中後此大廟ノ最上タルヲ御坐マシ、永延二戊子

十四社

年日本最上八幡初中後廟ノ十字ノ宸筆ヲ奉ラン、延久年中

一 境内神社

若宮社

祭神 若宮

由緒 不詳

若姫

宇礼姫

久礼姫

大友氏豐後國守護職トナリ特ニ当社ヲ崇敬シ神領若干ヲ寄附シ大三殿宇ヲ建立シ壯麗園中ニ冠タリ、天正年中大宮司

一 境内神社

磯神社

祭神

由緒

不詳

長二間三尺 橫二間七寸

奈多家滅亡以後神領ハ豊臣大閣ニ没収セラレ年中ノ祭典モ  
絶タリ、就中慶長元年七月九日海嘯ニヨリ殿宇尽ク、海潮

一 境内神社

察神

由緒

不詳

田心姫命

瑞津姫命

ニ流瀆セルヲ元和二年ニ至リ、參議宰相細川越中守忠興神  
領ヲ寄附シ中絶ノ祭典ヲ興シ、寛永四年社殿造営セラル其  
後領主小笠原氏松平氏特別ノ崇敬ニテ、神領ヲ寄附シ殿宇

一 境内神社

神殿

由緒

不詳

長二間三尺 橫二間七寸

ヲ修繕シ祭典ノ資費ヲ奉ラル、往昔年中ノ祭典七十四度ナ  
リシモ天正ノ兵亂ヨリ既成トナリシヲ、細川氏再興以後節

一 境内神社

祭神

由緒

創立本社ニ同シ明治十年本村字岡山ヨリ遷ス

約シテ年中大小札ノ祭典廿四度トナリシカ、明治二年己巳  
六月松平氏版図奉還ニ付神領返上尔來年中僅ニ四度トナ  
リシ明治五年申年十二月県社ニ定メラレシ、同十年内務省

一 境内神社

市杵社

祭神

由緒

市杵鳴命

ヨリ宇佐宮攝社ニ被列タリ  
南回廊長五間七寸 橫二間五寸

一 境内神社

産靈社

祭神

由緒

創立本社ニ同シ明治十年本村字橋田ヨリ遷ス

石社

一 境内神社

石社

祭神

由緒

創立本社ニ同シ明治十年本村字橋田ヨリ遷ス

山造社

一 境内神社

山造社

祭神

由緒

不詳、大山祇命素盞鳴尊ハ本社旧境内本宮ノ南一  
丁半距ノ山神社鎮座ナルヲ、明治十年當社合折ス

社殿

一 境内神社

社殿

祭神

由緒

創立不詳、本社ヨリ戊亥二方距ル七十余ノ林中  
宇山ノ中ニ有リシヲ明治十年移転ス、旧社地ハ天  
平元年本宮建立ノ始ノ地ナリ

方貳間五寸

神殿

一 境内神社

神殿

祭神

由緒

創立不詳、本社ヨリ戊亥二方距ル七十余ノ林中  
宇山ノ中ニ有リシヲ明治十年移転ス、旧社地ハ天  
平元年本宮建立ノ始ノ地ナリ

北回廊長三間五寸 橫二間五寸

渡殿

一 境内神社

渡殿

祭神

由緒

創立不詳、本社ヨリ戊亥二方距ル七十余ノ林中  
宇山ノ中ニ有リシヲ明治十年移転ス、旧社地ハ天  
平元年本宮建立ノ始ノ地ナリ

押殿

一 境内神社

押殿

祭神

由緒

創立不詳、本社ヨリ戊亥二方距ル七十余ノ林中  
宇山ノ中ニ有リシヲ明治十年移転ス、旧社地ハ天  
平元年本宮建立ノ始ノ地ナリ

樓門

一 境内神社

樓門

祭神

由緒

創立不詳、本社ヨリ戊亥二方距ル七十余ノ林中  
宇山ノ中ニ有リシヲ明治十年移転ス、旧社地ハ天  
平元年本宮建立ノ始ノ地ナリ

南回廊長三間七寸 橫二間五寸

神庫

一 境内神社

神庫

祭神

由緒

創立不詳、本社ヨリ戊亥二方距ル七十余ノ林中  
宇山ノ中ニ有リシヲ明治十年移転ス、旧社地ハ天  
平元年本宮建立ノ始ノ地ナリ

長四間三尺 橫三間七寸八寸

神櫻殿

一 境内神社

神櫻殿

祭神

由緒

創立不詳、本社ヨリ戊亥二方距ル七十余ノ林中  
宇山ノ中ニ有リシヲ明治十年移転ス、旧社地ハ天  
平元年本宮建立ノ始ノ地ナリ

長三間 橫二間七寸八寸

衛士屋

一 境内神社

衛士屋

祭神

由緒

創立不詳、本社ヨリ戊亥二方距ル七十余ノ林中  
宇山ノ中ニ有リシヲ明治十年移転ス、旧社地ハ天  
平元年本宮建立ノ始ノ地ナリ

平元年本宮建立ノ始ノ地ナリ

石社

一 境内神社

石社

祭神

由緒

創立不詳、本社ヨリ戊亥二方距ル七十余ノ林中  
宇山ノ中ニ有リシヲ明治十年移転ス、旧社地ハ天  
平元年本宮建立ノ始ノ地ナリ

平元年本宮建立ノ始ノ地ナリ

稲荷社	祭神 少彦名神
石社	由緒 明治十年字室屋ヨリ遷ス
八阪社	石社 祭神 素戔鳴尊
石社	由緒 明治十年字平ノ上ヨリ遷ス
諏訪社	石社 祭神 健御名方神
石社	由緒 明治十年字重珍ヨリ遷ス
大分県管下豊後國東郡狩宿村字向 村社 山神社	一 氏子 九百三拾戸
大山祇命 大年神 御年神 若神神	一 祭神 由緒 寛永九年癸未二年丹後國熊野郡祖庄松藏村住人橘朝臣西垣
伊弉諾尊 事解男尊 速玉男尊	勝夫正吉櫻那泰山御神社建立、右社頭大宮司藤原朝臣手島
祭神 由緒 明治十年字宮司ヨリ遷ス	助右衛門宗実此策記豐前国宇佐郡比辯鐵部大神信道妻、其
石社	後亨保十三年戊申五月再建棟札アルノミ、明治六年村社二
金刀毘羅社	列セラレ字神へ鎮座ノ処年數経過殿等破屋ニ及ヒ殿宇模
祭神 大物主神	様換再營セントスルモ社地崎嶇ニシテ建立スル能サルヲ以
由緒 明治十年字六本木ヨリ遷ス	テ明治十四年四月大分県庁へ上願、同年六月移転許可ヲ得
石社	テ此地へ殿宇新築同年十月四日遷座ス
蛭子社	

神殿

堅貳間三尺 橫貳間

拝殿

堅貳間三尺 橫貳間

境内

九拾坪 官有地第二種

信徒

五百三拾七人

境内神社

八坂社 五寸 八寸

天満社 七寸 八寸

大日 六寸 七寸

陵神社 六寸 九寸

從來當所鎮座  
宇三塚鎮座

宇神鎮座 祭神 豊受大神

祭神 八幡比古

八幡比売神

大分県管下農後國東國東都守江村宇王子

村社

住吉社

底筒男命 中筒男命 表筒男命 神功皇后

貞享五年辰八月、木付城主松平重頼朝臣江高奉勳ノ節播州  
明石灘ニテ禪風ニ遇シ船甚危険、於是城主親ラ住吉神二折  
願シ此難ヲシテ無事ナラシメル領内ニ一社設立永ク奉仕セ  
ント、為ニ罷止ミ無事兵庫ニ着ス、巧チ使フ駆セ左海住吉  
神宮二分靈ヲ請イ元禄二年正月遷宮、薦シ祭典等本社ノ旧  
式ニ改ヒ旧領主ヨリ之ヲ執行シ代々祈願ノ事アリタリ矣

神殿

長三間三尺 橫二間

拝殿

長六間 橫二間

神供殿

貳千五百四拾坪

但官有地第一種

信徒

二百七拾三人

應神天皇

高橋六郎左エ門織田家ニツカエシ時、織田ノ族ノ為メ名ハ不  
詳、四國ニ下リ当國灘手村ニ標着アリ、宇佐八幡ニ主君ノ加  
護ヲ祈禱六左エ門ムメケ崎ノ不謬ヲ恐レ、天正四年九月八  
日守江村郷子立テ王子ニ御靈ヲ移ス、即今正保二年松平市

正源英親公木付ニ入城アリ、同五年木付城壯寅ノ神ト定メ  
ラレ守江社地ノ助ニ矢継ノ幕ヲ下ラレ筆帳管轄セ祭ラレタ  
リ

神殿

拝殿 長二間 橫二間

境内

三百八拾八坪 但官有地第一種

境内神社  
金刀比  
一尺方

同 九寸 一尺一寸

大日 八寸 八寸

稻荷 一尺三寸 一尺八寸

大蒂 一尺八寸 二尺三寸

貴船

七寸 六寸

一  
祭神

心神天皇

謹手社

大分県管下豊後國東國東郡守江村字天村

無格社

石祠

善神王社

金刀比羅社

武内宿祢  
是マテ字二田尾ニ鎮座ノ处去ル明治八年月日不詳  
貴松社境内へ移転

大山祇神

山神社

大分県管下豊後國東國東郡守江村字小浦

境内神社六社

民有地第一種

民有藤ノ川分共有地

長八間五尺 橫貳間

高麗神 大山祇命

不詳、大山祇命字山ノ神ハ鎮坐ノ处、明治八年当社二合併

境内

拜殿

長貳間 橫毫間半三尺

無格社

大分県管下豊後國東國東郡大内村字貴松

境内神社六社

六百八拾八人

官有地第一種

貴松社

境内

拜殿

長二間三尺 橫二間

由緒

不詳

境内

拜殿

長三間 橫二間

祭神

不詳

境内

拜殿

長二間三尺 橫二間

彦山社

祭神

天津日根命

由緒

是マテ字二田尾ニ鎮座ノ處去ル明治八年月日不詳

貴船社境内へ移転

石祠

八坂社

祭神

素戔鳴命

是マテ字祇園ニ鎮座ノ處去ル明治八年月日不詳、

境内へ移転

石祠

天満社

祭神

皆原道実公

是マテ字祇園ニ鎮座ノ處去ル明治八年月日不詳、

境内へ移転

石祠

生目社

祭神

景清公

是マテ字朝霧ニ鎮座ノ處去ル明治八年月日不詳、

境内へ移転

石祠

四百三拾四人

大分県管下豊後國東郡大内村字浜

無格社

天満社

境内

四拾七坪 民有地第一種

祭神

由緒

從來ノ沿革不詳、大山祇命宇山ノ神へ皆原道實公字天神ハ  
鎮座ノ處、去ル明治八年字浜天神天満社へ合併鎮座同社神

拝殿共年數経過被損シ且社地不深殊ニ不便ノ地ニシテ再營  
難出来付、信徒協議ノ上明治十四年三月社地転換ノ儀大分

県庁へ上頃、同年四月許可ヲ得テ神殿及拝殿改營同年十一  
月廿五日本地へ遷座ス

堅甃間三尺 橫七間

堅甃間三尺 橫七間

渡殿

百八拾三坪

境内

境内金刀比羅社遷拝所

由緒 字丸尾山へ建立ノ所去ル明治八年字浜本社境内へ

移転アリシヲ、明治十四年十一月廿五日本社一間

移転ス

石祠

三百三拾三人

草場社

大分県管下豊後國東郡大内村字妙見

無格社

天ノ御中主神 大山祇命

宇山ノ神へ鎮座ノ處明治八年合併

長者間半 橫七間半

社殿

境内

四拾七坪 民有地第一種

一  
信徒

四百三拾四人

一  
信徒

三百三拾三人

草場社

大分県管下豊後國東郡大内村字妙見

無格社

一 信徒 三百四拾七人

大分県管下豐後國東國東郡大内村宇宮ノ脇  
無格社

山神社

祭神 大山祇命 高禡神 多伎理姫命 素盞鳴命

産巢日神

多伎都姫命

由緒 不詳、素盞鳴命ハ字向烟ヘ高禡神ハ字ヤシキヘ産巢日神ハ  
字タヽラ迫ヘ金刀比羅社ハ字ナラノ木ヘ鎮座ノ处明治八年

不詳当社へ合併

神殿 壓武間三尺 橫武間

境内 九拾四坪 民有地第一種

信徒 貳百四拾五人

大分県管下豊後國東國東郡大内村宇宮ヤシキ

無格社

山神社

祭神 大山祇命 不詳

由緒 長毫間半三尺 橫毫間半三尺

神殿 九拾六坪 民有地第一種

境内 百五拾三人

信徒

# IV 小社小堂資料

八 下原 √

ここに収載した資料は、安岐町に所在する小社小堂の現地調査の記録である。これらは本調査の調査員であつた堀内宜士氏による調査成果である。残念ながら、平成一三年度途中に堀内氏は奇縁に遭われ現在も病床にある。そこで、氏の調査成果を新たに調査員となつていただいた中野昭純氏に補足していただき、今回掲載することとした。

また、現地調査の記録とともに、末尾には大分県公文書館所蔵の「豊後国境外仏堂明細牒」の関係部分も収めた。この記録は、明治政府による在地の寺社堂祠の整理をうけて作成されたものである。もとは明治一五（一八八二）年に作成されたが、その後の実地検査によって改訂を行

- 1 大師堂（字黒河原）  
（堂宇）一間×一間  
①木造如来立像（四〇寸）、②石造弘法大師像（四五寸）三輦、③石造弘法大師像（三〇寸）

- 2 大師堂（字本丸）  
（堂宇）一間×二間  
①木造如來立像（四〇寸）、②石造弘法大師像（四五寸）三輦、③石造弘法大師像（三〇寸）

い、明治一九（一八八六）年に完成したのが本史料である。この明細牒に掲載された仏堂は、県当局によつて公認されたものである。在地にはさらに多くの仏堂が所在したが、その多くは廃堂・合祀された。しかし、書類上廃堂という形をとりつつ、実際には存続した仏堂も少なからずあり、県当局はその後も仏堂の整理徹底を宗教行政の一環として行つていった（明治時代の大分県社課旧蔵資料・大分県公文書館蔵）。

ここに収載するにあつては、書式は原本の体裁を尊重したが、紙幅の都合から本尊および建物の規模の項目については一行にまとめ、所有地・大分県庁までの距離に関する項目は省略した。

## 3 大日様（字千人塚）

（拝殿）五間×一間

向かって右から①石祠（七〇寸、石仏 高一六寸がある）、②石祠（八六寸、牛乗り大日像 高二四寸がある）、「文政六年 未二月吉日」、③石祠（七三寸、石造地藏菩薩像 高二一寸がある）、④石造役行者像（六〇寸）、⑤石造前鬼像（三〇寸）、⑥石造後鬼像（三一寸）、⑦石造十王像

(三七四) 一〇龜、③石造地蔵菩薩像(四一四)、⑨石造狛犬(四八四)、

⑩石灯籠(八四四)「天保三年季冬／浦下原講中」

(境内)

①石造地蔵菩薩像 高二六四、庚申塔 ①高九五四「享保十七丙午年」、

②高七八四 無銘、③高八九四 無銘、④高七〇四 無銘、⑤高九〇四 無銘、

⑥高六二四 無銘、⑦高七八四 無銘

※駿田組が祀る。石祠周囲に一石五輪塔九基、五輪塔残欠一〇基分、墓碑一基がある。

#### 8 大師石祠(宇安田)

①石造修業大師立像(一一五四)、②石造馬頭觀音像(四四四)、③石造不動明王像、④石造祠入弘法大師像(二三四、二七四)

※吉永組が祀る。

7 虚空藏様(宇宝藏寺)  
(掌字) 一三五四×一一八四 ブロック造  
①石造虚空藏菩薩像(二六四)、②石造地蔵菩薩像(四六四)、③石造弘法大師像(五三四)

※駿田組が祀る。十王石殿残欠がある。

#### 4 弘法堂(宇ミナト)

(掌字) 一間×一間

①木造弘法大師坐像(四五四)

※駿田組が祀る。

#### 9 弘法石祠(宇吉永)

①石造弘法大師坐像(三三五)

※吉永組が祀る。

#### 10 福地觀音堂(宇福地)

(掌字) 二間×二間

①木造阿弥陀如來像(九〇四)  
※個人が祀る。

※吉永組が祀る。

#### 6 山神社(宇ミナト)

(拜殿) 三間×二間

鳥居 「願主山本茂七／天保五年堂總右衛門 山本幸助 山本五右衛門」、

石灯籠 高一九九cm 「泰明／天保五年甲午天中冬／福力屋富助 福力量龍

之助 当邑氏子中」

※吉永組が祀る。

#### 八 塩屋▽

#### 11 弘法石祠(宇川原)

①石造弘法大師坐像（三三寸）

※塩屋新町が祀る。

12 龍神堂（字ハマ）

（堂宇）一間×一間

※龍神骨片を祀るという。

13 真乘院跡（字白石上）

①石造弘法大師坐像（五〇寸余・二七寸余）、②木造不動明王立像（七〇寸余）、③木造不動明王立像（三三寸余）

※現在は個人宅になつてゐる。

14 観音堂（心月寺境内）

（堂宇）二間×二間

①木造觀音菩薩像（四七寸）、②木造觀音菩薩像（四九寸）、③木造祖師坐像（三五寸）

15 弘法石祠（字横谷）

①石造弘法大師坐像（四〇寸）

※原組が祀る。

16 塔尾觀音堂（井築市）

（堂宇）一間×一間

①石造觀音坐像（三六寸）、②石造弘法大師坐像（三一寸）

※原組と井築市横城が祀る。

17 大師堂（字荒巻）

（堂宇）一間×一間

①石造弘法大師坐像（四〇寸）

※荒巻組が祀る。

八 馬 場 √

18 大師堂（下馬場公民館）

①木造薬師如來坐像（三三寸）、②石造阿弥陀如來坐像（四五寸）、③石造弘法大師坐像（三五寸）、④石造觀音坐像（五〇寸）、⑤石造地藏菩薩坐像（三六寸）、⑥石造阿彌陀三尊像（三〇寸・脇侍立像二五寸）

※周辺の仏像を集めたもの。中村組が祀る。

19 六觀音（字子ギテ）

①石造觀音菩薩像（四七寸）

※横穴式石窟内にある。中に一石五輪塔四基、五輪塔残欠二基分、外に五輪塔一基、石灯籠残欠一基分がある。

20 愛宕堂（字子ギテ）

（堂宇）一間×一間

①石塔（一六二寸）

石燈籠 ①高一〇二寸「奉納／明治三十七年／卯十一月吉日／願主下原村松村長太郎」、②高一四寸「奉納／明治三十七年／卯月吉日」

※境内に一石五輪塔一基、五輪塔残欠四基分がある。

21 大師堂（字マツタケ）

（堂宇）二間×二間

- ①石造觀音菩薩立像（七六四）、②石造威德明王像（六〇四）、③石造牛乘大日像（四四四）、④石造弘法大師坐像（五二四）、⑤石造弘法大師坐像（三九四）六軸、⑥石造地藏菩薩坐像（二八四）

※平組が祀る。

22 観音堂（字マンドコロ）

（堂宇）二間×一間半

- ①木造觀音菩薩坐像（二九四）、②石造地藏菩薩坐像（三六四）、③石造弘法大師坐像（三三四）、④石造牛乗り大日像（三五四）

※向須賀組が祀る。

23 積迦堂（大佛寺境内）

（堂宇）二間半×二間

- ①木造秋迦立像（九一四）、②木造十六羅漢坐像（四五四余）一六軸、③

木造毘盧葉立像（六五四）、④木造苦公神坐像（三〇四余）

- （境内）  
供養塔 高八〇四 「奉書写法華經一部金剛經一卷／享保十二丁未七月吉日／沙門瑞明」
- （境内）  
鳥居 「嘉福成展 紀元二千五百六十三年九月／弘証有余 願主小野誠治 孝之介 石工川野金太・石灯籠 高二・六四「常夜燈／奉納 明治廿六年十一月設立／世話人 当村是松 囲 佐藤 井上／石工 溝部 井上 高橋」

八 濱 戸 田 ヴ

24 大日堂（淨國寺境内）

（堂宇）二間半×二間半

25 不動堂（字六ソ枝）

（堂宇）一間半×一間半

- ①石造弘法大師坐像（二八四）、②石造弘法大師坐像（二七四）、③石造不動明王立像（九六四）、④木造十一面觀音立像（一一六四）、⑤石造觀音立像（二九四）
- （境内）  
供養塔 高八〇四 「奉書写法華經一部金剛經一卷／享保十二丁未七月吉日／沙門瑞明」
- （境内）  
鳥居 「嘉福成展 紀元二千五百六十三年九月／弘証有余 願主小野誠治 孝之介 石工川野金太・石灯籠 高二・六四「常夜燈／奉納 明治廿六年十一月設立／世話人 当村是松 囲 佐藤 井上／石工 溝部 井上 高橋」

26 宮地社（字レンガン）

（拝殿）二間×一間

鳥居 「嘉福成展 紀元二千五百六十三年九月／弘証有余 願主小野誠治 孝之介 石工川野金太・石灯籠 高二・六四「常夜燈／奉納 明治廿六年十一月設立／世話人 当村是松 囲 佐藤 井上／石工 溝部 井上 高橋」

27 観音堂（実際寺境内）

（堂宇）二間×二間

①千手觀音像、②石造准胝觀音坐像（二〇〇cm）、③弘法大師像

28 地藏堂（宇惠良）

〈堂宇〉一間×一間

①石造地藏菩薩坐像（六五寸）、②石造地藏菩薩坐像（四五寸）、③石造

弘法大師坐像（四五寸）

※恵良組が記る。

30 大師様（宇田中）

①祠入石造弘法大師像（三二二寸）

※田中組が記る。

31 覚安寺（宇内追）

〈堂宇〉三間×三間

①石造文殊菩薩像（三六寸）、②石造普賢菩薩像（三〇寸）、③石造弘法

大師坐像（三〇寸）、④木造仏坐像（一九寸）

※内追組が記る。

八西本▼

29 梅友庵（宇下西本）

①金剛界迦如米坐像（二七寸）、②石造弘法大師坐像（三八寸）

〈境内〉

石灯籠 高一四五寸「奉寄達／文政十三寅三月廿一日／下總国相馬郡吉

和田村宝心」、石造地藏菩薩立像 高一三九寸「台座銘「万靈等／寛政九

丁巳年正月吉祥日／頼主本多氏 弁指出信」、供養塔 ①高七五寸「奉納

西國三十三所為供養／寛延三庚午天／六月十一日」、②高九〇cm「奉書

写大乘妙典一字一石／宝永四丁亥天／西本玄右衛門／右者大親眷族須証

菩提」、③高八七寸「奉供養大乘妙典六十六部／天下泰平 享保四己亥

天／國土安全 正月吉祥日／西本村宝心持」、④高一〇五寸「南無阿弥

陀佛／文政十一戊子天六月二十二日／西方面行者憲口」、⑤高八四寸「奉納

大乘妙典日本廻國／宝永七庚寅天五月六日／当村門野屋敷利兵衛」、⑥

高八七寸「奉納大乘妙典日本廻國供養／安永二癸巳年正月廿二日／施主

西本村中 豊前願主教信」

32 鋸音堂（宇木野）

〈堂宇〉一間半×三間

①木造阿弥陀如來立像（六三寸）、②石造准胝觀音像（五〇寸）「明治式

拾五年六月吉日／世話人嘉策」、③石造弘法大師坐像（三九寸）

〈境内〉

供養塔 高一〇〇cm「大聖十一面觀世音大乘妙典供養塔／天保九戌亥年

六月日／西本村畜藤祐元幸」

※木野組が記る。

33 木野弁天（宇木野）

①石造弁天磨崖石洞（一一寸）、②石造弘法大師像（七七寸）

八 中 園

34 法華堂（字高原）

（堂宇）一間×二間

①石造觀音菩薩像（四二四）八八軀、②石造弘法大師坐像（三七四）弘化戊戌申三月

（境内）

石灯籠 二基 高一三六cm 無銘、庚申塔 高一一大cm 「奉請青面金剛

講中敬白／享保六年巳天／十二月吉日」、供養塔 ①高八九cm 「奉供

美大乘妙典六十六部／安永二癸巳八月吉祥日／施主中園邑儀閑造立之

願主佐土嘉義仙」、②高一二〇cm 「三界万靈塔／享保十三戊申年／七月十

日」

※高原組が祀る。境内には無縫塔一基・五輪塔三基・五輪塔残欠三基分・

石造十王像（欠損）一〇軀がある。

八 成 久

37 大師堂（字大道）

（堂宇）一間半×二間

①石造地藏菩薩坐像（五一四）、②石造地藏菩薩坐像（一一四）

※大道組が祀る。

38 地藏堂（字福園）

（堂宇）三間×二間

①石造地藏菩薩坐像（四六四）、②石造弘法大師坐像（二七四）

（境内）

供養塔 高九〇cm 「奉納大乘妙典彌陀供養塔／文政十一戊子十一月二十九日／行者靈宇知伝首座」

※ヒナタ組が祀る。

35 阿弥陀堂（字大道）

（堂宇）一間×一間

①木造阿彌陀如來立像（四一四）、②石造准胝觀音坐像（三二四）、③石造弘法大師坐像（二七四）

（境内）

39 阿弥陀堂（字番焼）

（堂宇）二間×二間

①木造阿彌陀如來立像（八〇四）、②石造弘法大師坐像（四五四）二軀、  
③石造弘法大師坐像（四三四）、④石造地藏菩薩坐像（四五四）

（境内）

供養塔 高九一cm 「奉書金剛經一字一石口口／元禄十五壬午仲春初九  
日／相原大藏安昌」

※陰平組と原組が祀る。

36 地藏堂（字大道）

（堂宇）一間半×二間

①石造地藏菩薩坐像（四三四）、②石造弘法大師坐像（一七四）

40 毘沙門堂（字西山）

(堂宇) 二間×二間

- ①木造毘沙門天立像（七五寸）、②木造准胝觀音像（五三寸）、③木造觀音坐像（三三寸）、④木造燒仏 七軀（六三寸・一軀・四七寸・五三寸・五九寸・七二寸・七六寸）  
※現在の堂宇は平成七年に新築。もとは山中にあり廃絶した成久寺の諸仏を安置するという。

## △ 吉松 △

41 開山堂（字立中）

（堂宇）一間×一間

- ①石造開山塔（一・一六寸・台石四〇寸）、②石造薬師如來立像（九〇寸）  
③木造阿彌陀如來立像（五〇寸）、④石造弘法大師像 二軀（四一寸・三寸四寸）、⑤石造十王像（三一寸）、⑥棟札「上棟開山御廟宇／天地長久

弘化二己巳歲 楊來山西方院開山憑居地也而御廟／再建立地而新石垣  
馬場透刻シ直ニ御相勸也現実際寺夷山東誌之／園主安全 一月十二日／

世話人 小侯為助 利行善兵衛 中嶋貞右衛門

（境内）

石灯籠 高一四八寸「獻燈」/安政六年秋八月吉辰/小侯 為助 敏助、庚申塔 高一二一寸「宝曆七丁酉天正月廿八日」、供養塔 高七五寸「三界万靈之塔」、石經 高八九寸 無銘

※一ノ瀬組が祀る。

(堂宇) 一間×一間

- ①木造觀音像坐像（三五寸）、②石造弘法大師坐像（四五寸）  
(境内)

石燈籠 ①高一九九寸「奉寄進石燈籠／宝永一乙酉天 後藤喜兵衛／九月吉日」、②高一八〇寸「獻燈／文化十一甲戌四月吉日／石工 岩屋村吉竹良右衛門」、西國巡礼供養塔 高一五寸「南無觀世音菩薩／奉供西國

巡礼同行十六人／正徳二辰天三月日」、庚申塔 ①高一三〇寸「李保元丙申歲／八月四日／後藤氏一家中敬白」、②高一二五寸 無銘  
※後藤一統で祀る。境内には五輪塔一六基と墓碑二基がある。

43 野々田觀音堂（字柿田）

（堂宇）一間×一間

- ①木造觀音菩薩立像（六二寸）、②石造地藏菩薩坐像（六六寸）、③木造觀音菩薩立像（五三寸）、④石造弘法大師像 二軀（三九寸・一一寸）、  
⑤石造觀音菩薩坐像（四八寸）

（境内）

大乘妙典塔 高九〇寸「奉誦大乘妙典一部／享保三戊戌天／十月二十四日」、三界万靈塔 高九九寸「三界万靈／南無阿彌陀仏／享保十三戊申天正月十二日 野々田佐助」

44 尾崎地蔵堂（字地蔵）

- ①木造觀音菩薩立像（四三寸）、②石造地藏菩薩坐像（四九寸）、③石造弘法大師坐像（四〇寸）、④石造弘法大師坐像（五一寸）、⑤木造觀音公坐像（一八寸）  
(境内)

西国巡礼供養塔 高一一一四「奉納西國三拾三所願札」/元文二丁巳歲/

十二月三日/吉松村次兵衛 政三郎 弥介 助七 西本村 助右衛門

弥右衛門/石塔 高一一七四「地藏菩薩靈廟/奉寄附為石細工冥加白

石久右衛門」/墓碑 高一一七四「南無阿弥陀佛 住光信士 心玉信士

常花信女/元祿七甲戌年七月八日 川野長兵衛建之」

※尾崎組が祀る。現在は公民館となっている。棟札五枚と祈禱札一枚がある。

## 八 挂 棚 √

地藏堂(字小野)

①石造觀音坐像(九二四)、②石造地藏菩薩坐像(五一四)、③石造牛乘

大日如來像(五二四)、④石造羅漢像(四二四)、⑤石造弘法大師坐像(四

九四)

(境内)

石灯籠 高一八三四「奉寄進 神德光勝新/万延元年庚申六月吉日/世

話人満部和七 溝部周助/供養塔 ①高一七四「奉建立總七社百日參

塔/享保八卯天/六月初十日 願主 円心」、②高一三六四「南無阿彌陀

仏法界/渡辺小右衛門」、③高八七四「南無遍照大師金剛尊/元祿七甲戌

天/六月廿一日/施主 小右衛門」、④高七七四「鄉七社百日詔供養塔/享

保十午天/八月廿六日」

※小野組が祀る。境内に五輪塔五基、宝塔一基、五輪塔残欠二基分、宝

鐘印塔残欠一基分がある。現在公民館となっている。

46 七郎觀音堂(字ユノ木)

(堂宇) 一間×二間

①木造觀音菩薩坐像(五〇四)、②木造毘沙門天立像(五三四)、③木造

將軍地藏菩薩坐像、④木造毘沙門天立像(二七四)、⑤石造弘法大師坐像

(三三四・二九四・一四四) 三瓶、⑥木造圓廣大王坐像(七〇四)

(境内)

島居 「山岳日茂生 小野藤原多治郎 石工掛橋小山田松造/神德光慶

新 氏子中 明治十七甲申二月吉日」/石燈籠 ①高一六八四「奉寄進/

享和元酉年/六月吉日 溝部後二 又助 四良左衛門」、②高一六八四「奉

寄進/享和元酉年/七月吉日 矢野順清 定右衛門 吉右衛門

※小野組が祀る。

※七郎組が祀る。

49 岩屋堂(字岩屋)

(堂宇) 一間半×一間

- ①石造大威德明王（五〇寸）、②石造馬頭觀音像（三七寸）、③石造馬頭  
觀音像（六〇寸）、④石造地藏菩薩坐像（五六寸）、⑤石造弘法大師坐像  
(三九寸)、⑥石造觀音菩薩立像（五七寸）、⑦石造觀音菩薩坐像（六九  
寸)、⑧庚申塔（一〇寸）「寛延元年一月吉日」

(境内)

- 石造修善大師像（一七〇寸）、石燈籠 高一七九寸「奉寄進／安永八亥十  
二月／掛通包施主八右衛門、供養塔 ①高一二一寸「念佛百万遍塔／合  
唱念佛者万法迴法 宝永二乙酉天正月十三日／依之益万返自他往生、②  
高一一二寸「奉疏誦法華部七部／宝永四丁亥天／二月廿三日」、③高一  
三寸「三界万盡塔／施主昌譽益庵信士／逆修營也／元禄三庚午」、④高  
五七寸「三界万盡塔」、⑤高七七寸「奉書寫大乘妙典一部供養塔／享保十  
己巳天／卒隻吉祥日／法名梅林溪葉／俗名布施是作」  
※寛下組が祀る。

51 城園寺跡(字城園)

- (堂宇) 一間半×一間半  
(境内)  
①木造不動明王立像（五二寸）、②木造十二神將像（三三寸）一二編  
50 虛空藏様(字向野)

- ①石造虛空藏菩薩（六二寸）

※石窟内にある。

## △油留木▽

52 地藏堂(字成澄)

(堂宇) 一間×一間

- ①石造地藏菩薩立像（一〇五寸）

※寛上組が祀る。境内に五輪塔七基、五輪塔残欠六基分がある。

53 觀音堂(字口ノ坪)

(堂宇) 三間×二間

- ①木造觀音菩薩立像、②石造觀音菩薩坐像（三八寸）、③木造地藏菩薩立  
像（六九寸）、④石造弘法大師坐像（三四寸）、棟札「奉寄進下油留城  
村觀音堂地藏堂弘法大師一字為敬白」為願主除災安樂／五穀豐穰  
※下油留木分で祀る。境内に宝篋印塔一基、三連板碑一基、五輪塔六基、  
五輪塔残欠四基分がある。

54 不動堂(字下ヶ追)

(堂宇) 三間×二間

- ①石造不動明王坐像（一五五寸）、棟札「不動山不動堂再建／文久三年／  
亥八月／大工西子手永久末村 田辺仙右衛門」  
③石造地藏菩薩立像（四二寸）、④石造觀音坐像（四四寸）、庚申塔 二

基①高一〇六寸「正徳四年十一月廿二日」、②高一〇五寸 無銘、石祠  
高一二〇寸「泰山之神／文政八年二月吉日」

※境内に宝塔四基、五輪塔八基、五輪塔残欠五基分、墓碑一基がある。  
城園組が祀る。

(境内)

薬師堂 一間×一間 ①石造薬師如來坐像(七八寸)、②石造阿彌陀如來坐像(六〇寸)、③石造弘法大師坐像(五一寸)、④石造觀音菩薩坐像(五寸)、⑤石造弘法大師坐像(四九寸)

石祠 高一三寸「當邑」施主喜輔 石祠前に石灯籠三基 ①高一〇寸

「奉獻灯」当村喜助、②高一〇五寸「奉獻灯」当村新兵衛

供養塔 高一五寸「奉書寫法華一部金剛經一卷」享保十五七月日沙門口口、石灯籠 ①高一七五寸「獻灯」明治廿六年旧十二月中旬ニル

キ渡辺吉平」

※上袖留木分が祀る。五輪塔一〇基、石殿一基がある。

57 地藏堂(泉正寺境内)

(堂宇) 一間×一間

①石造地藏菩薩坐像(一〇三寸)、②石造地藏菩薩坐像(五六寸)、③石造地藏菩薩立像(六八寸)、④石造地藏菩薩立像(七〇寸)、⑤石造地藏菩薩立像(七〇寸)、⑥石造地藏菩薩立像(七〇寸)、⑦石造地藏菩薩立像(七〇寸)

苦薩立像(七〇寸)

八下山口

58 大師堂(字石ノ田)

(堂宇) 一間×一間

①石造如來坐像(一四寸)、②木造千手觀音立像(三九寸)、③木造不動明王立像(三二寸)、④石造弘法大師坐像(三二寸)

※下組が祀る。

56 地藏堂(泉正寺境内)

(堂宇) 三間×二間半

①木造地藏菩薩立像(四九寸)、②石造觀音菩薩立像(一〇三寸)、③石造觀音菩薩像(四〇寸)、④石造觀音菩薩坐像(四〇寸)、⑤木造弘法大師坐像(四〇寸)、⑦石造弘法大師坐像(三八寸)、棟札「奉再建地藏

堂一字 氏子繁榮諸人快樂祈口/聖主天中天迎陵廟御声 明治廿參稔  
當山現住大勇代/哀愍衆生者我等今敬礼 貞治八月吉日/當邑大工渡辺

久右衛門 石工安倍元五郎/世話人茂倉柳太 大熊松五郎

久右衛門 石工安倍元五郎/世話人茂倉柳太 大熊松五郎

60 京田阿彌陀堂(字京田)

(堂宇) 二間×二間

①木造觀音菩薩坐像(像高一八寸)、②木造不動明王立像(七〇寸)、③石造弘法大師坐像(四二寸)「文化十一戊天/京田 古左衛門/願主今村友作」、④燭口(径一七寸)無銘

※個人が祀る。

①木造阿弥陀如来立像（九八寸）、②木造不明尊型立像（六〇寸）、③石造地藏菩薩立像（五八寸）、④石造弘法大師坐像（二八寸×二）二軀  
※京田組が祀る。

61 堂様（字善提司）

〈堂宇〉一間×一間

①石造觀音菩薩像（四二寸）、②石造地藏菩薩像（三九寸）、③石造地藏菩薩立像（四三寸）、④石造弘法大師坐像（三九寸）  
※個人が祀る。

62 地藏堂（字善提司）

〈堂宇〉一間×一間

①石造地藏菩薩立像（一三三寸）

63 十王堂（淨泉寺境内）

〈堂宇〉二間半×二間

①石造閻魔大王坐像（四八寸）、②石造十王像 右から上段（1）三三寸、

64 阿彌陀堂（字ツツ井）

〈堂宇〉一間半×一間半

①木造阿彌陀如來坐像（六八寸）、②石造弘法大師坐像（四六寸）、③石

衣裝像（三四寸）、④石造青鬼（三三寸）、⑤石造男像（三一寸）、⑥石造女人像（二九寸）、⑦石造赤鬼（三三寸）、⑧石造人頭（一一寸）、⑨石造弘法大師坐像（四六寸）

64 保正庵（字保正庵）

〈堂宇〉三間×三間

①木造阿彌陀如來立像（四八寸）、②石造弘法大師坐像（三四寸）、③木造地藏菩薩坐像（二四寸）、④石造觀音菩薩立像（二〇寸）  
（境内）  
石造仁王像 二軀（高九〇寸）無銘  
※三郎丸組が祀る。境内に五輪塔二基、五輪塔殘欠四基分がある。

65 走水觀音堂（字走水）

〈堂宇〉二間×一間半

①木造菩薩坐像（四三寸）、②石造十一面觀音立像（七一寸）、③石造地藏菩薩坐像（六五寸）、④石造弘法大師坐像（三一寸）、⑤鶴口（徑一寸）、「宝永五戊子二月吉日」下山口 新六」

※三郎丸組が祀る。

八 山 口 ヴ

67 阿彌陀堂（字ツツ井）

〈堂宇〉三間×三間

①木造阿彌陀如來坐像（三三寸）、②石造地藏菩薩立像（四三寸）、③石

棟札「奉再造阿弥陀堂」字吉久／壬時天保三壬辰三月八日／寒露寺十一

世大悟叟謹記之／安岐山口邑 施主阿部又助 高橋今右衛門／大工 棟

七 仙助（義）「御領主松平河内守親良公／御代官渡辺近藏／庄屋耕田

彦次郎 弁吉田庄右衛門」

※もとは裏山にあった堂が倒壊したため、明治時代に仏像等を個人宅へ移した。

### 68 弘法様（字ノダ）

①石造弘法大師像（四二四）、②石造觀音菩薩像（七八四）、③石造地藏

龕（七二四）

※皇宗組が祀る。

69 日陽觀音堂（字日陽）  
①石造文殊菩薩像（四八四）、②石造弘法大師坐像（四五四）、③石造弘  
法大師坐像（二八四）  
（境内）

庚申塔 ①高一五四 無銘、②高一三三四 無銘、③高八二四 「元文

五庚申天／八月廿二日」、④高七四四 「安政十二庚申歲十月吉日／施主木

田十兵衛」

現在公民館へ移転 庚申塔 高八〇四 「奉諸庚申二世／元禄十四辛巳天  
正月七日／涼／口太郎 口口」供養塔 ①高一〇三四 「奉供養西國三十

三ヶ所／元文二丁巳天／正月吉日」、②高一〇四 「大乗妙典一字二石日

本國供養塔／天下和順 宝曆六丙子天正月吉日／国土安全 行者布施

人口龍」

※現在は公共施設に改築された。日陽組が祀る。

### 70 馬渡觀音堂（字シヲキハ）

（堂宇）一間半×一間半

①石造觀音菩薩立像（一〇〇四）、②石造馬頭觀音像（六二四）、③石造

弘法大師坐像（五三四）、④石造觀音菩薩坐像（三三四）

※馬渡組が祀る。

### △ 大添 ▽

#### 71 弘法様（字妙見）

（堂宇）プロック造

①石造弘法大師坐像（三二四）、②石造弘法大師坐像（二八四）

（堂宇）一間半×一間半

72 中西觀音堂（字前ノ脇）

（堂宇）一間半×一間半

①石造觀音菩薩坐像（四八四）、②石造觀音菩薩坐像（三九四）、③石造

地藏菩薩坐像（二四四）、④石造地藏菩薩坐像（三五四）

※谷組が祀る。

### 73 大師堂（字神田）

（堂宇）一間×二間

①石造地藏菩薩坐像（六九四）、②石造地藏菩薩坐像（五五四）、③木造

如來立像（四〇四）、④石造弘法大師坐像（四一四）、⑤石造弘法大師坐

像（四五四）、⑥石造弘法大師坐像（二九四）二軒、⑦石造地藏菩薩立像

(三三) (四)

※中西組が祀る。

74 愛宕堂（宇志村）

（堂宇）八〇日×五〇日

①石造地蔵菩薩坐像（四三日）

75 地蔵堂（宇志村）

（堂宇）ブロック造

①石造地蔵菩薩立像（四〇日）、②石造地蔵菩薩坐像（二七日）、③石造

地蔵菩薩坐像（三六日）

※俗にいぼ地蔵とよばれる。

78 地蔵堂（桂徳寺境内）

（堂宇）二間×二間

①石造地蔵菩薩坐像（像高五〇日）、②石造十王坐像（一一・一・一・一五・

五日）一〇點、③石造弘法大師坐像（三七日）、④木造弘法大師坐像（四

〇日）

※古庄一統が祀る。

79 地蔵堂（宇粉満）

①木造地蔵菩薩立像（一五八日）、②木造十王像（三八日）一軒、③石造

威德明王（四六日）、④石造弘法大師像（四六日×一）一軒

※現在は瑞光寺境内に移築。

△ 糸永 ▽

76 十王堂（宇上杉山）

①石造虚空藏坐像（三〇日）、②石造弘法大師坐像（三五日）、③木造閻

魔大王坐像（四五日）

※個人宅地に祀られる。

△ 富清 ▽

80 西迎寺跡（宇孝田）

①石造祠入地蔵菩薩坐像（二五日）、②石造祠入地蔵菩薩立像（五五日）、

③石造地蔵菩薩坐像（八一四・白石四六四）、④石造弘法大師坐像（三〇

日）、⑤石造地蔵菩薩立像（五八日）

△ 舟永 ▽

77 観音堂（桂徳寺境内）

①木造觀音菩薩立像（二〇〇日）、②石造馬頭觀音坐像（五五日）、③石

造弘法大師坐像（三六日・四三日・三四日）三軒

△ 大師堂（宇加賀）

（堂宇）一間半×一間半

①石造弘法大師坐像（九〇日）

※陽平組が祀る。

82 地藏堂（字中山）

〈堂宇〉三間×二間半

- ①石造延命地藏菩薩像（五五寸）、②石造延命地藏菩薩像（六〇寸）、③  
石造大日如來像（三三寸）、④石造馬頭觀音像（三六寸）、⑤石造牛秉大  
日如來像（四六寸）、⑥石造弘法大師像（三二寸）一軀、⑦石造弘法大師  
像（二九寸）二軀

（境内）

庚申塔 高一三三寸 「天明元辛丑年／七月吉日／世話人伝六 助左衛門

久右衛門 半助 長介 与平 又四郎」

※陽平組が祀る。

83 地藏堂（西福寺境内）

〈堂宇〉一間半×一間

- ①石造地藏菩薩立像（八五寸）、②木造十王坐像（五一寸）、③石造地藏  
菩薩像（三九寸）、④石造弘法大師像（二七寸）

八両子▽

84 小畠觀音堂（字前）

〈堂宇〉三間×三間

①木造觀音菩薩立像（一七二寸）

※境内に五輪塔二基・石塔一基がある。小畠組が祀る。

85 工地藏堂（字園）

〈堂宇〉二間×三間

- ①木造地藏菩薩立像（六六寸）、②石造觀音坐像（四〇寸）

※工組が祀る。

86 不動堂（字二郎丸ノ上）

〈堂宇〉一間×一間

- ①石造不動明王像（五四寸）

※中分天満社境内にある。

87 阿弥陀堂（字二郎丸ノ上）

〈堂宇〉一間半×一間半

- ①木造阿弥陀如來立像（九九寸）

※堂内に一石五輪塔一基がある。中分組が祀る。

88 德代觀音堂（字中ノ迫）

〈堂宇〉一間×二間

- ①木造觀音菩薩立像（一一五寸）

※德代組が祀る。

89 毘沙門堂（字上ノ迫）

〈堂宇〉二間×二間

- ①石造祠入威德明王坐像（三五寸）、②石造祠入大日如來坐像（四〇寸）

（境内）

庚申塔 高一四五寸 「享保十巳／三月吉日／願主林伊太郎 六三郎 清

三郎 作太郎 新蔵 紀太郎 安蔵 曾太郎 佐太郎 久二郎

※横峯組が祀る。本尊である木造墨沙門天像（一七〇四）は両子寺が保管する。

### 90 地蔵堂（字松）

①木造地蔵菩薩立像（七三四）、②木造半跏坐地蔵菩薩像（四六四）  
※松組が祀る。

### 八 山 浦 √

#### 93 梁瀬十王堂（字今井ヶ平）

（堂宇）一間半×一間半

①石造地蔵菩薩立像（九七四）、②石造閻魔大王像（六一四）、③石造王像（一）五五四、（2）五六四、（3）五一四、（4）五一四、（5）五五四、（6）五一四、（7）五三四、（8）五四四、（9）五一四、④石造觀音菩薩立像（六四四）

※陰平組が祀る。

- 110 -

### 92 走水觀音堂（字走水）

（堂宇）三間×二間

①十一面觀音菩薩像（八〇四）、②如意輪觀音菩薩像（七一四）、③石造弘法大師像（四〇四）、④鎌口（径一五四）「宝永五戊子年二月吉日」下

山口村 新六、

### 12 円寿院跡（字園田）

（堂宇）三間×三間

※建物は壊れしており、仏像は所在しない。かつては下分が祀っていた。

#### 94 大師堂（字樺木田）

①石造如來立像（五九四）、②石造弘法大師坐像（四九四）

（境内）

①石造地蔵菩薩立像（七二四）、②石造弘法大師坐像（三七四）、③石造馬頭觀音像（六四四）⑤石造牛乗り大日像（七六四）

※四国五十四番とされる。小瀬原組が祀る。

#### 95 地蔵堂（字宮ノ本）

①石造地蔵菩薩立像（五〇四）、②石造地蔵菩薩立像（六五四）、③鎌口

（堂宇）二間×二間

①木造大日如来坐像（三九四）、②木造觀音菩薩立像（四一・五四）、③木造不動明王立像（三七四）、④木造大威德明王像（六三四）  
※中分が祀る。

(登一九四) 無銘

(境内)

石灯籠 高一八九四「奉寄進/享保十五庚戌年/七月吉日」、供養塔 ①

高七八cm 「泰納大乘妙典六十六部日本國圖/安永二癸巳年四月吉祥日/行者道微」、②高八〇cm 「南無觀世音菩薩/延享二乙丑天四月十一日」

※小瀬原組が祀る。

96 観音堂(宇井ノ上)

①木造觀音菩薩坐像(三七cm)、②木造觀音菩薩坐像(四二cm)、③石造地藏菩薩坐像(三九cm)

※現在、堂宇は壞され、仏像は小瀬原地藏堂に安置される。

97 十王堂(宇密乗院)

(堂宇) 一間半×一間半

①石造閻魔大王像(五四cm)、②石造秦広王像(五一cm)、③石造十王像

(1) 五〇cm・(2) 五三cm・(3) 五三cm・(4) 五四cm・(5) 四四cm・(6) 五一cm・(7) 四二cm・(8) 五二cm、④石造地藏菩薩坐像(六

六cm)

※密乗院組が祀る。

八 矢 川 ヴ

102 仏野觀音堂(字新進)

(堂宇) 二間×二間

①木造觀音菩薩立像(一〇三cm)、②石造弘法大師坐像(三五cm) 二軸、

③石造十王像(三二cm三九cm)、④木造觀音菩薩立像(一〇cm余)

(境内)

石造仁王像 二軸(一八cm) 無銘、庚申塔 高九八cm 無銘、供養塔 高一四四cm 「法華一字一石/謙六/□□」

※仏野組が祀る。境内に五輪塔一六基、五輪塔残欠九基分、墓碑三基が

(堂宇) 二間×二間

①木造地蔵菩薩坐像(五〇cm)

100 阿弥陀堂(字釘尾)

(堂宇) 二間×二間

①木造如來坐像(七〇cm)、②石造弘法大師像(三七cm)

※釘尾組が祀る。棊札六点がのっている。

ある。

103 長瀬觀音堂（字長瀬）

（堂宇）一間半×一間半

①石造馬頭觀音像（三七寸）、②石造大日如來坐像（四二寸）、③木造地藏菩薩像（四〇寸）

（境内）

庚申塔 高一五寸「文化甲子天／十二月吉日／組中志」

※長瀬組が祀る。

八 朝 来 ヴ

107 宝壽院（字小屋光）

（堂宇）一間半×一間半

①木造如來坐像（七四寸）、②木造不動明王立像（九〇寸）、③木造祖師坐像（五〇寸）

108 觀音堂（字宮原）

（堂宇）一間×一間

①木造觀音菩薩坐像（三二寸）、②石造弘法大師像（三一寸・一寸）二軸

※倉持集落で祀る。

105 中ノ川薬師堂（字星敷）

（堂宇）二間×二間

109 薬師様（字上油原）

①石造藥師如來像（三五寸）、②石造弘法大師像（四三寸）、③石造藥師如來像（四〇寸）

※油原組が祀る。以前は堂宇があった。

106 玉林寺跡（字中之迫）

（堂宇）三間×三間

①木造觀音菩薩立像（一七〇寸）

（境内）

石造弘法大師像（石祠入） 高三五寸 神龜「文政三辰 九月吉日」

※境内に五輪塔一基がある。

(堂宇) 一間×一間

①木造觀音菩薩立像 (一五〇cm)、②木造童子立像 (三五〇cm)

(境内)

庚申塔 高一五五cm 「奉敬持青面金剛誂一結衆二世安樂所」寛文十二壬子天／閏六月十七日／秋吉茂太夫」

### 111 観音堂(字牌ノ内)

(堂宇) 一間×一間

①木造觀音菩薩立像 (六三〇cm)、②石造地藏菩薩立像 (五七〇cm)

(境内)

庚申塔 高一〇五cm 「元禄六年／十一月日」

※個人が祀る。

### 115 迫地藏堂(字京徳)

(堂宇) ブロック造

①石造地藏菩薩坐像 (五〇cm)、②石造十王坐像 (四八〇cm×二) 二軸、③石造伽藍神 (四三〇cm)、④石造藥師如來立像 (六二〇cm)、⑤木造地藏菩薩

坐像 (三七〇cm)

※平原組が祀る。

### 115 中原觀音堂(字中原)

(堂宇) 一間×一間

①木造觀音菩薩坐像 (五八〇cm)、②石造弘法大師坐像 (二六〇cm)

(境内)

供養塔 高九七cm 「日本廻國供養塔／安永七戊戌天／十一月吉祥日／施主村長亦左衛門／願主新蔵亦助」

※中原組が祀る。

### 112 弘法堂(字一ツ敏)

(堂宇) 三間×二間

①石造弘法大師坐像 一七軸 (三五〇cm×七〇cm)

※中村組が祀る。

### 113 堂様(字寺野)

(七七〇cm)、②石造地藏菩薩坐像 (五九〇cm)

(境内)

庚申塔 高一四〇cm 「宝永元年／十一月廿四日／三助 清四郎 仁介

新六 与介」

※寺野組が祀る。

### 114 平原地藏堂(字平原)

(堂宇) ブロック造

①木造地藏菩薩坐像 (四二〇cm)

※平原組が祀る。

### 117 木馬寺跡(字鳥越)

①石造牛乘大日坐像 (五四〇cm)、②供養塔 高一五一cm 「草創仁開大土護

國寺古迹空庵／開山応伝 祖心和尚／二祖密伝 祖灯大和尚」

△ 明治 ▽

118 愛宕堂（宇中國）

（堂宇）一間半×一間半

- ①石造地藏菩薩坐像（五五寸）、②石造觀音菩薩像（三〇寸）、③石造地藏菩薩像（二九寸）  
（境内）

庚申塔 高一五五寸 無銘

※中國組が祀る。

119 阿弥陀堂（宇岩詰）

（堂宇）二間×二間

- ①木造如來坐像（六三寸）、②木造觀音菩薩立像（五四寸）、③木造如來立像（三七寸）、④石造地藏菩薩坐像（二六寸）  
※岩詰組が祀る。

120 柚ノ木觀音堂（宇柚ノ木）

（堂宇）二間×二間

- ①木造觀音菩薩像（五二寸）、②石造地藏菩薩像（九〇寸）、③木造十王像 五瓶（四〇寸）、④石造弘法大師像 二瓶（四九寸・三一寸）  
※柚ノ木組が祀る。現在は倒壊している。

121 寺園觀音堂（宇宮ノ平）

（堂宇）九〇寸×七〇寸

- ①木造如來坐像（六〇寸）、②木造如來坐像（六〇寸）

122 吉行觀音堂（宇吉行）

（堂宇）二間×二間

- ①石造馬頭觀音像（四〇寸）、②石造准胝觀音像（四五寸）、③石造弘法大師坐像（三一寸）、④石造不動明王立像（六六寸）、⑤石造弘法大師坐像（二八寸）、⑥石造如來立像（六三寸）、⑦石造不動明王立像（六五寸）、  
⑧石造地藏菩薩立像（六一寸）、⑨石造地藏菩薩立像（四一寸）  
⑩石造不動明王立像（三一寸）

※吉行組が祀る。

123 金剛院觀音堂（宇金剛院）

（堂宇）二間×二間

- ①木造觀音菩薩立像（一四二寸）

※境内に碑板一基がある。

124 旭堂（宇切畑）

（堂宇）一間半×一間

- ①木造阿彌陀如來坐像（四九寸）、②木造勢至菩薩像（一一寸）、③木造觀世音菩薩像（二七寸）、④木造地藏菩薩像（五六寸）  
※切畑組が祀る。

125 紺屋地藏堂（宇紺屋）

（堂宇）三間×一間半

- ①石造地藏菩薩像（五八寸）、②石造弘法大師像（三五寸）、③鰐口（怪

一七四)「奉寄進御宝前／安永八年戊三月吉日／中野村財前氏子中」

(境内)

石灯籠 ①高一五六寸「奉寄進 石燈籠一基／享保八癸卯年／正月吉祥日／諸田村」、②高一五六寸「奉神燈 石燈籠／天明六壬辰三月吉日／願主 当村勝平」、③高一五六寸「奉寄進 石燈籠／文化三年寅二月／供養塔 高六〇寸「南無阿弥陀仏 大乘妙典一字一石／元文三戊午天九月 吉日／享保十三庚戌天九月吉日／財前氏次郎兵衛安信 諸田村石工 次兵衛」

※紺屋組が祀る。

## 126 市ノ尾銀音堂（字市ノ尾）

(堂宇) 二間×一間半

①木造觀音菩薩立像(八〇寸)、②木造阿彌陀如來立像(七八寸)、③石造地藏菩薩坐像(三四寸)、④石造普賢菩薩像(三七寸)、⑤木造千手觀音菩薩立像(一五寸)

(境内)

庚申塔 高一四六寸「明和八年／卯月吉日／供養塔 高四六寸「大乘妙典日本回国供養塔／安政己酉天十月吉日／願主玄心」

※市ノ尾組が祀る。

## 127 弥勒堂（字中烟）

(堂宇)

①木造弥勒菩薩坐像(五三寸)、②木造阿彌陀如來坐像、③鑄口(径二五寸)「奉掛御仏前／願主当村重兵衛／安永二癸巳年三月」

(境内)

庚申塔 高一〇〇寸 無銘  
※中烟組が祀る。

## 128 愛宕堂（字大坪）

(堂宇) 一間半×一間半

①木造地藏菩薩像、②木造不動明王立像

(境内)

庚申塔 高一四〇cm 無銘、供養塔 高一一〇cm「奉唱念仏百万遍 神力院義伝供養塔／于時享保廿乙卯歲 現住大覺坊／寒露月下旬第七回忌菩提也」

※諸田下組が祀る。

## 129 報恩寺（字寺田）

(堂宇) 八m×八m

①木造千手觀音菩薩坐像(一七五寸)、②石造地藏菩薩坐像(四五寸)、③木造兜沙門天立像(八三寸)、④木造不動明王立像(六二寸)

(境内)

無縫塔 三基、石殿 總高二四五寸、寶鏡印塔 二基、石燈籠 ①高一四六寸「奉寄進燈籠兩器／享保八癸卯天四月吉祥日／願主当村住三浦仁右衛門啓白」、②高一四六寸「奉寄進燈籠兩基／享保八癸卯天四月吉祥日／願主当村住三浦仁右衛門義淨」、③高一四八寸「奉寄進燈籠兩器／享保八基／享保八癸卯天四月吉祥日／願主当村堀助兵衛啓白」、④高一五五寸「奉寄進燈籠一基／享保天仲夏吉祥日／願主当村住堀助兵衛」、⑤高一五五寸「奉寄進燈籠一基／享保天仲夏吉祥日／願主当村住堀助兵衛」

## 130 杉園美術堂（字尾國）

(堂宇) 一間半×一間半

①石造薬師如來像(三〇寸)、②石造如來像(三五寸)、③木造弘法大師坐像(三〇寸)、④木造威徳明王坐像(六〇寸)

(境内) 阿弥陀如來像(五〇寸)、石造菩薩像(五六寸)、石造菩薩坐像(四五寸)、石造弘法大師像(三〇寸)、

石祠(六四寸)、庚申塔(高一三五寸)「享保四己亥年十二月廿一日茂助又七久平  
藤七紋七次良平久助」

※上組が祀る。境内に宝鏡印塔一基・墓碑一基がある。

### 131 大吉堂(字尾園)

(堂宇) ブロック造

①石造仏像(五〇寸)、②木造如來立像(二〇寸)、③石造弘法大師像(二

九寸)

※境内に圓東塔がある。

大分県管下豊後國東國東郡山浦村字古屋敷  
愛宕地蔵尊  
愛染明王  
十王尊  
由緒  
不詳  
數地  
堂宇  
捨三坪  
堅一間四尺  
横一間二尺八寸  
堂宇  
三字  
堂宇  
拾三坪  
堅一間三尺  
横二間  
堂宇  
十王尊  
本尊  
由緒  
不詳、元当村字カゲ平安置ノ處明治八年此境内ニ  
移ス

十王堂  
堂宇  
十王尊  
本尊  
由緒  
不詳、元当村字カゲ平安置ノ處明治八年此境内ニ  
移ス

觀音堂  
本尊  
觀音尊  
弘法大師  
地藏尊  
愛染明王  
大日如來  
不詳、元当村字東ノ浦安置ノ處明治八年此境内ニ  
移ス

堂宇  
堅一間三尺  
横一間三尺  
阿弥陀堂  
本尊  
阿弥陀如來  
由緒  
不詳、元当村字釘尾安置ノ處明治八年此境内ニ  
移ス

堂宇 竪二間 橫一間三尺

信徒 三百五拾六人

一 敷地 四拾五坪 民有地第一種  
信徒 百廿五人

大分県管下豊後國東國東郡掛橋村字岩屋

觀音堂

本尊 観音尊 地藏尊 弘法大師 大日如來

一本尊  
愛染明王

本尊  
觀音菩薩

十王尊  
毘沙門

由緒 不詳

由緒  
開基不詳、當村内山並路傍ニ在來ノ諸仏体明治十年三月

堂宇 竪一間 橫一間

堂宇  
豎一間四尺 橫一間二尺

敷地 武拾七坪 民有地第一種

敷地  
廿四坪 民有地第一種

信徒 三百五拾六人

信徒  
廿七人

大分県管下豊後國東國東郡掛橋村字上油留木

不動堂

一本尊  
弘法大師

本尊  
愛宕地藏

由緒 不詳

由緒  
開基不詳、當村内山並路傍ニ在來ノ諸仏体明治十年三月

堂宇 竪二間 橫一間三尺

堂宇  
豎二間 橫二間三尺

敷地 武百廿三坪 民有地第一種

敷地  
廿九坪 民有地第一種

信徒 百五拾六人

信徒  
武拾人

大分県管下豊後國東國東郡掛橋村字下油留木

地藏堂

一本尊  
弘法大師

本尊  
觀音菩薩

由緒 不詳

由緒  
開基不詳、當村内山並路傍ニ在來ノ諸仏体明治十年三月

堂宇 竪二間 橫三間

堂宇  
豎二間 橫三間

大分県管下豊後國東國東郡吉松村字地藏

觀音堂

本尊  
觀音菩薩

十王尊  
毘沙門

一本尊  
愛染明王

由緒  
開基不詳、當村内山並路傍ニ在來ノ諸仏体明治十年三月

堂宇 竪一間 橫一間

堂宇  
豎一間四尺 橫一間二尺

敷地 武拾七坪 民有地第一種

敷地  
廿四坪 民有地第一種

信徒 三百五拾六人

信徒  
廿七人

大分県管下豊後國東國東郡中國村字法南

地藏堂

一本尊  
弘法大師

本尊  
觀音菩薩

由緒 不詳

由緒  
開基不詳、當村内山並路傍ニ在來ノ諸仏体明治十年三月

堂宇 竪二間 橫一間三尺

堂宇  
豎二間 橫二間三尺

敷地 武百廿三坪 民有地第一種

敷地  
廿九坪 民有地第一種

信徒 百五拾六人

信徒  
武拾人

大分県管下豊後國東國東郡中國村字法南

觀音堂

一本尊  
弘法大師

本尊  
觀音菩薩

由緒 不詳

由緒  
開基不詳、當村内山並路傍ニ在來ノ諸仏体明治十年三月

堂宇 竖二間 橫三間

堂宇  
豎二間 橫三間

一堂宇 整二間 橫一間五尺

一敷地 三拾五坪 民有地第一種

一信徒 四拾五人

大分県管下豊後國東國東郡成久村字原

阿弥陀堂

阿弥陀如來 弘法大師 昆沙門菩薩 錄音菩薩

地藏菩薩

一由緒 不詳、銀音菩薩ハ本村字久作分二、弘法大師ハ字砂原二、  
昆沙門菩薩ハ字西山ニ安置ノ處明治八年七月合併

一堂宇 捷一間二尺 橫一間

一敷地 拾坪 民有地第一種

一信徒 式拾四人

大分県管下豊後國東國東郡西本村字覺安寺

阿彌陀堂

阿彌陀仏

一由緒 創立年月不詳、奈多八幡初中後□記ニアリ、昔ハ奈多宮  
地ハ死体ヲ不葬西本村ニ葬地アリ、内迫山覺安寺ト云、  
因テ按スルニ堂社旧大宮寺奈多家ノ建立スル處ナラン

一堂宇 捷二間一尺五寸 橫二間一尺五寸

一敷地 式拾五坪 民有地第一種

一信徒 三百八拾武人

大分県管下豊後國東國東郡山口村字ドウ

觀音堂

一堂宇 整二間 橫一間五尺

一敷地 三百三拾四人

一信徒 不詳

一堂宇 捷二間 橫一間三尺

一敷地 拾武坪 民有地第一種

一信徒 三百三拾四人

一堂宇 捷二間 橫一間三尺

一敷地 拾武坪 民有地第一種

一信徒 不詳

一堂宇 捷二間三尺 橫一間三尺

一敷地 九坪 民有地第一種

一信徒 百八拾六人

地藏堂

一堂宇 捷二間三尺 橫一間三尺

一敷地 九坪 民有地第一種

一信徒 不詳

一堂宇 整二間 橫一間五尺

一敷地 三拾五坪 民有地第一種

一信徒 四拾五人

## V 石造文化財実測図

安岐町には様々な石造物が豊富に所在する。その中で、板碑について  
は一四世紀代の紀年銘のあるものが少くない。これは從前の調査対象  
地と異なる点であるが、その他については無銘のものが多く、今回の調  
査でも編年の基準をつくるため、主な石造物の実測調査を実施した。ま  
たここでは安岐郷と關係の深い奈多宮に所在する宝篋印塔も実測した。  
以下に掲げた図面はその成果であり、ここでは石造物の種類ごとに推定  
年代順に配列した。なお、掲載図面はすべて縮尺二〇分の一である。

- |                       |                  |                  |                      |                 |                   |                   |                     |                   |                    |                    |                        |                    |                    |         |
|-----------------------|------------------|------------------|----------------------|-----------------|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|--------------------|--------------------|------------------------|--------------------|--------------------|---------|
| 1 釜ヶ迫園東塔（建武二八一三三五▽年銘） | 2 西福寺園東塔（一四世紀後半） | 3 大吉堂園東塔（一四世紀後半） | 4 木野園東塔（一四世紀末～一五世紀初） | 5 恵良園東塔（一五世紀前半） | 6 桂德寺寶篋印塔（一五世紀後半） | 7 中ノ川寶篋印塔（一四世紀後半） | 8 兩子歲神社寶篋印塔（一五世紀前半） | 9 護聖寺寶篋印塔（一五世紀前半） | 10 泉正寺寶篋印塔（一五世紀前半） | 11 報恩寺寶篋印塔（一五世紀後半） | 12 報恩寺寶篋印塔（二号）（一五世紀後半） | 13 実際寺寶篋印塔（一六世紀前半） | 14 奈多宮寶篋印塔（一六世紀前半） |         |
| 大字朝来字宮原               | 大字富清字田ノ上         | 大字明治字尾園          | 大字西本字木野              | 大字瀬戸字恵良         | 大字糸永字袖ノ木          | 大字矢川字屋敷           | 大字西子字天徳             | 大字朝来字広舞           | 大字油畠木字寺田           | 大字朝来字広舞            | 大字朝来字若名田               | 大字明治字寺田            | 大字明治字寺田            | 大字明治字寺田 |
|                       |                  |                  |                      |                 |                   |                   |                     |                   |                    |                    |                        |                    |                    |         |
- 杵築市奈多

護聖寺板碑（一号）（正応四八一二九一▽年銘）大字朝来字広舞

柳井田板碑（元亨元八一三三一▽年銘）大字朝来字広舞

岩尾板碑（元亨四八一三三四▽年銘）大字朝来字若名田

護聖寺板碑（二号）（嘉慶四八一三三九▽年銘）大字朝来字広舞

弁分八坂社板碑（元弘三八一三三三▽年銘）大字朝来字広舞

金剛院板碑（一四世紀後半）大字朝来字金剛院

中ノ川板碑（一四世紀後半）大字朝来字金剛院

実際寺開山堂無縫塔（貞和五八一三四九▽年銘）大字吉松字立中

報恩寺無縫塔（一号）（一五世紀）大字明治字寺田

報恩寺無縫塔（二号）（一五世紀）大字明治字寺田

報恩寺無縫塔（三号）（一五世紀）大字明治字寺田

七郎一石五輪塔（一五世紀）大字吉松字今屋敷

七郎一石五輪塔（一五世紀）大字明治字寺田

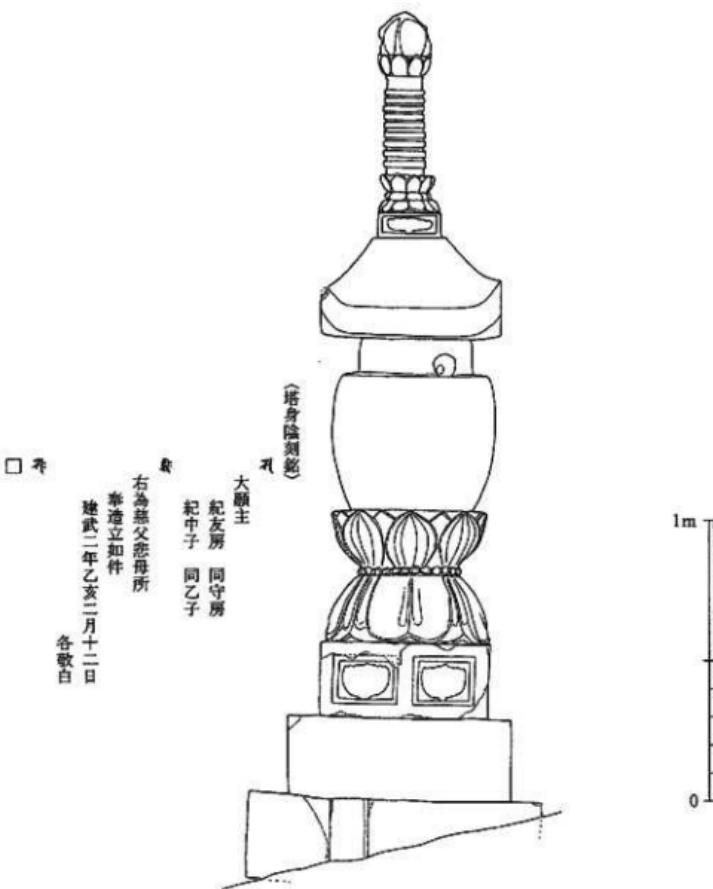


図1 善ヶ追園東塔

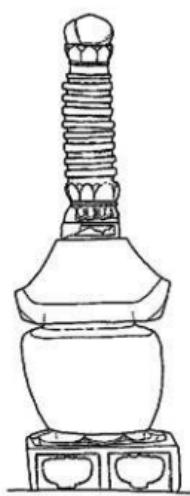


図3 大吉堂国東塔

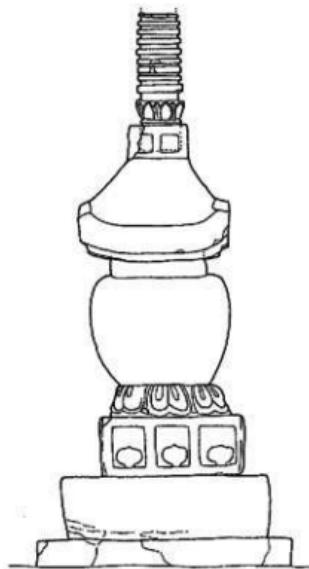


図2 西福寺国東塔



図5 惠良國東塔

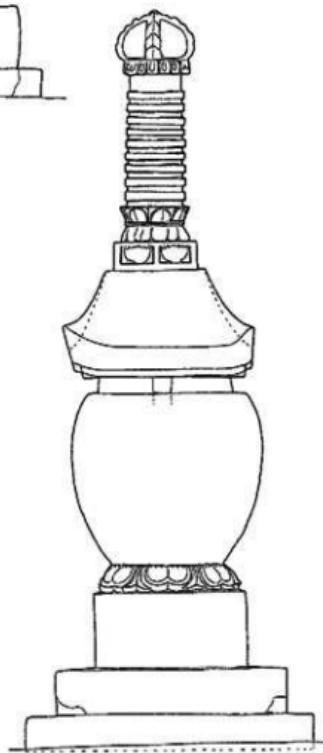


図4 木野國東塔



图7 中ノ川宝幢印塔

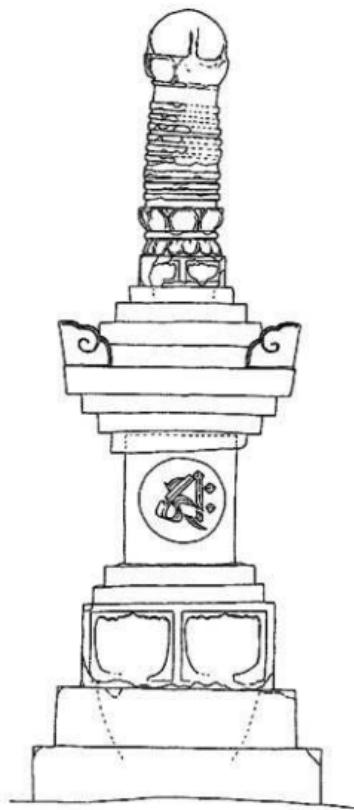


图6 桂德寺宝幢印塔



图9 护圣寺宝瓶塔

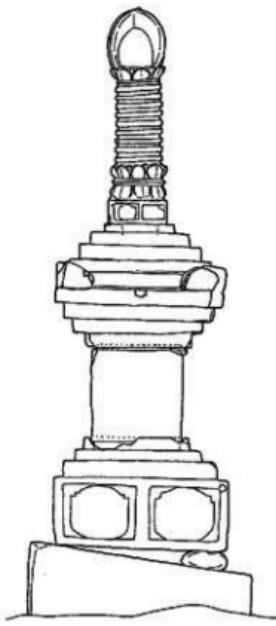


图8 両子歳神社宝瓶塔

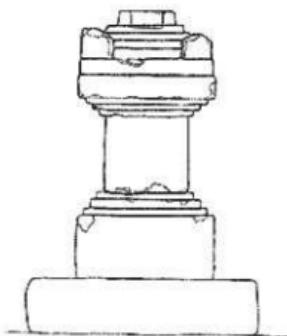


图12 报恩寺宝瓶塔（2号）

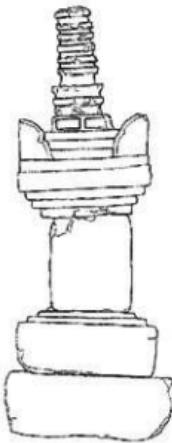


图11 报恩寺宝瓶塔（1号）

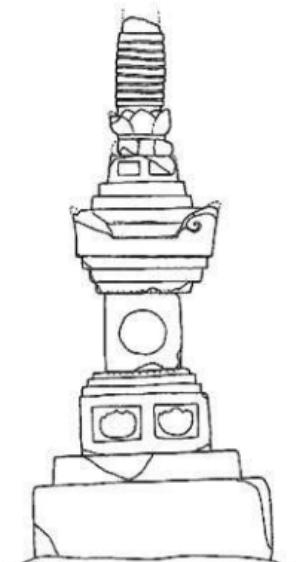


图10 泉正寺宝瓶塔

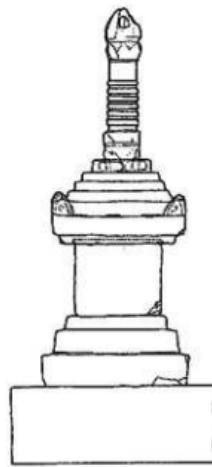


図14 奈多宮宝徳印塔

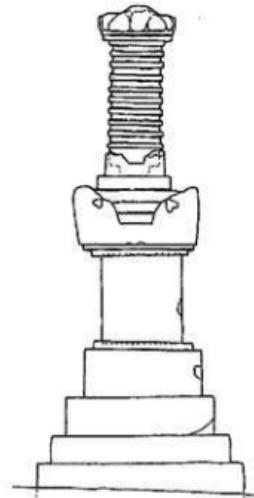


図13 実際寺宝徳印塔



図15 護聖寺板碑（1号）

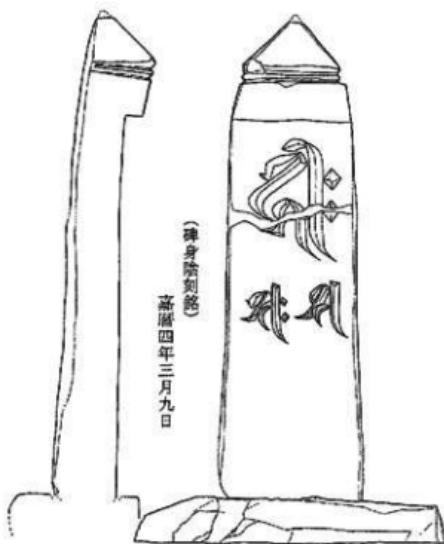


圖 18 護聖寺板碑（2號）

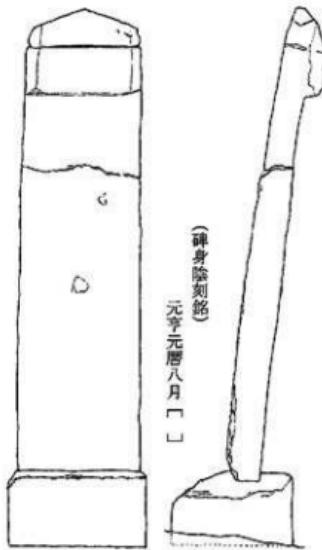


圖 16 柳井田板碑

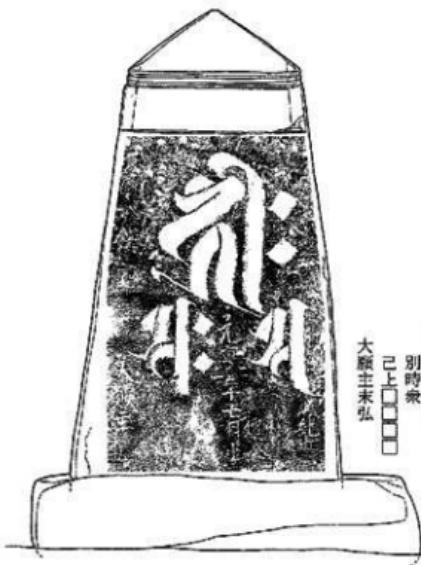


圖 17 岩尾板碑

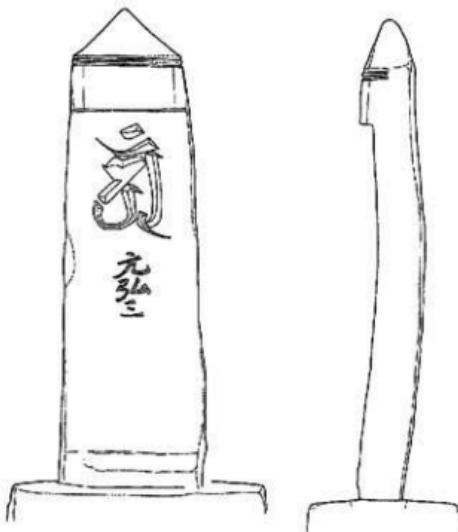


図19 井分八坂社板碑

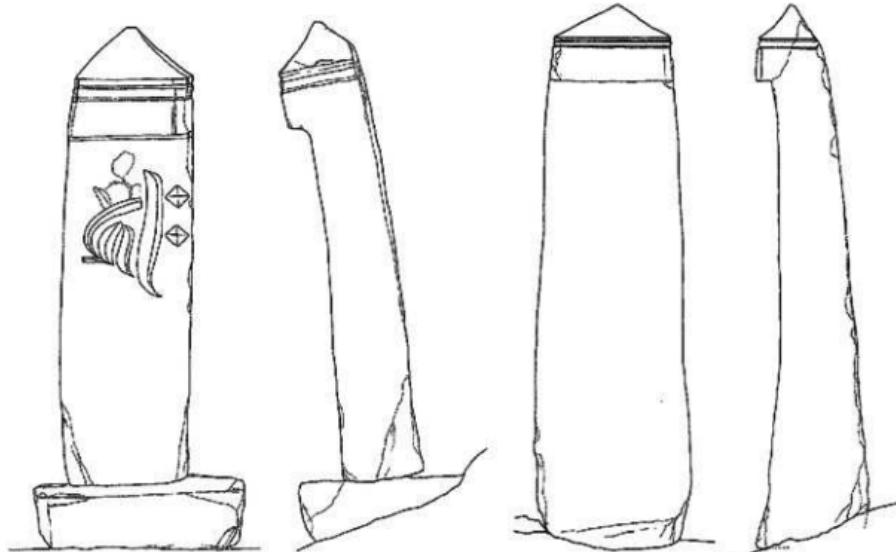


図21 中ノ川板碑

図20 金剛院板碑

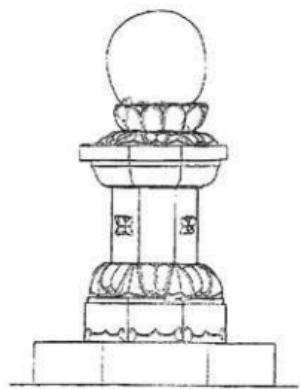


図 23 報恩寺無縫塔（1号）

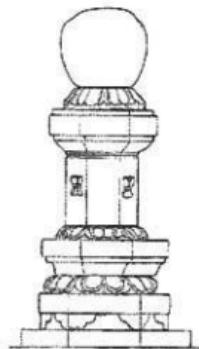


図 24 報恩寺無縫塔（2号）



図 22 實際寺開山堂無縫塔

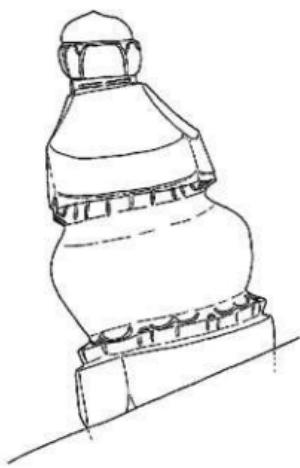


図 26 七郎一石五輪塔

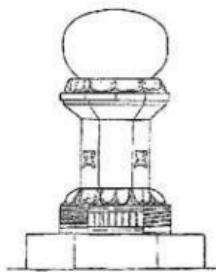


図 25 報恩寺無縫塔（3号）

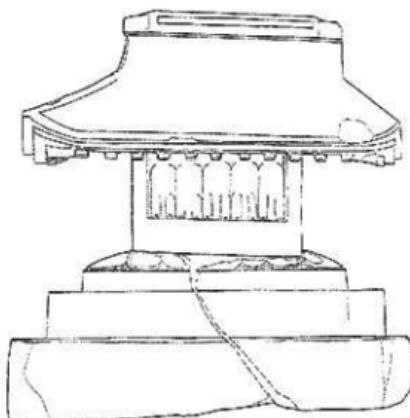


図 27 報恩寺石殿

(往草陰刻銘)  
千時應永廿五龍集戊辰三月二日



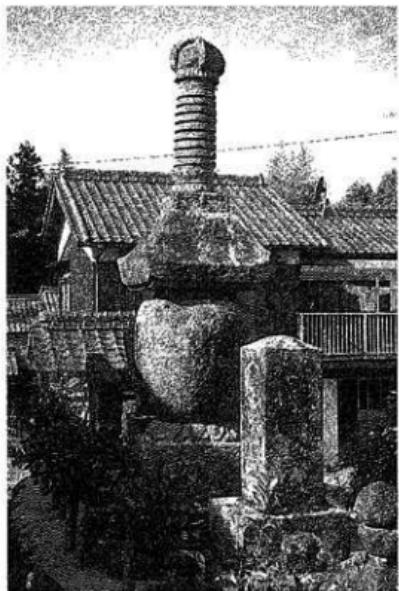
(左)



2 西福寺東塔



1 釜ヶ迫寺東塔



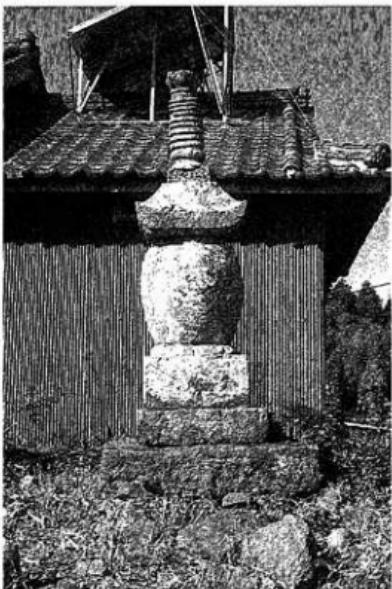
4 木野寺東塔



3 大吉堂寺東塔



6 桂德寺宝瓶印塔



5 惠良國東塔



8 兩子戲神社宝瓶印塔



7 中ノ川宝瓶印塔



10 泉正寺宝篋印塔



9 譲聖寺宝篋印塔



12 報恩寺宝篋印塔（2号）



11 報恩寺宝篋印塔（1号）



14 亲多宮宝篋印塔



13 実際寺宝篋印塔



16 柳井田板碑



15 護聖寺板碑（1号）



18 覆聖寺板碑（2号）



17 岩尾板碑



20 金刚院板碑



19 弁分八坂社板碑



22 実際寺開山堂無縫塔



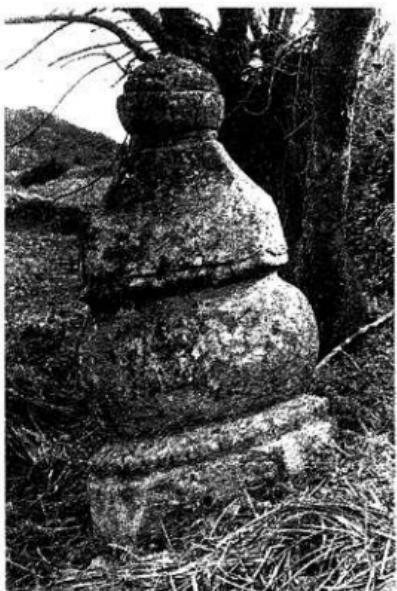
21 中ノ川板碑



24 報恩寺無縫塔（2号）



23 報恩寺無縫塔（1号）



26 七郎一石五輪塔



25 報恩寺無縫塔（3号）



27 報恩寺石燈

## VI 小字・シコナ一覧

この一覧表は、東国東郡安岐町全域の小字とシコナ（小字内地名）・屋号などを収録したものである。

今回の収録にあたっては、従前の田染庄・都甲莊・香々地莊の調査方法を踏襲し、小字ごとに地番を記すとともに、シコナについても地番表示を行った。このうち、シコナの収録については「〇〇〇分の一あるいは二〇〇〇分の一地形図の中間に書き取ったシコナを記入し、後に明治二二（一八八九）年～明治二五（一八九二）年編纂の字図によって地番を確認する方法をとった。ただし、地番表示のないものはシコナの位置を特定できなかつたところである。以後の調査で確認されたものについては、本編に補遺として掲載することとする。

さて、今回の一覧表に關わって留意される点を三點ほど指摘しておきたい。

一つは、安岐町大字塩屋および富清で顕著にみられる小字設定の在り方である。例えば大字塩屋では小字番号六一～一に端的に示されているが、一つの小字が一筆から四筆の耕地で構成されている。この他小字番号一二～五一まででも、一〇筆以上の耕地から成るものもあるが、一筆のものも見られ、基本的に小字の設定が細かくなっている。特に筆数の少ない小字が分布する範囲は荒木川右岸の水田部分であり、この一部での小字設定はシコナ単位に近い形で実施されたことが窺える。このよ

区があり、ここに從前の調査対象地とは異なる安岐町な特徴を見ることができる。

二点目としては、現在大字塩屋のうち、後掲の一覧で旧横城村分とされた地である。この一帯は俗に荒巻と呼ばれ、荒木川右岸に位置する。

本書所収の『國東郡村誌』の横城村の項を見ると、村域について「北へ西本村ト耕地ヲ接シ田畔ヲ境トス」とあり、『神社明細録』の横城村大將軍所在の八幡社の由緒にも「且西本全権横城村ノ内荒巻ノ氏神」と記さ

れている。ただ、現在の所どの時期から荒巻一帯が横城村であったことを知ることはできず、何故に山地を越えて横城村が荒木川右岸まで領域としたかは詳らかでない。昭和三十年の杵築市成立時、この一帯は安岐町に編入され、大字塩屋の一部となつた。一覽では現況の地番を示した。

三点目は、大字油留木の地番についてである。「一四一」から始まつているが、これは『國東郡村誌』に明記されているとおり、明治八（一八七五）年に油留木村が掛橋村に合併されたことに因つている。

最後に、シコナの所に付けた記号であるが、◎は二つ以上の小字にまたがるもの、※小字が特定できない地名を示している。なお、判読できなかつた文字については□で示し、地番の特定できないものはシコナのみ表示した。

△ 下原 ▽

- |              |             |               |               |              |                |               |                |                |                |                |                  |                   |                  |                 |               |                  |                  |                 |                   |                   |                  |                  |                  |                |                  |                  |                 |                |                   |                 |                   |                   |                 |                  |                   |                  |                  |                   |                   |                   |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |
|--------------|-------------|---------------|---------------|--------------|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|-------------------|------------------|-----------------|---------------|------------------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|------------------|------------------|-----------------|----------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 一 大海田 (一五二四) | 二 権田 (一五二八) | 三 フクミ (二九一四五) | 四 石渡り (四六一八一) | 五 長迫 (八三一〇四) | 六 キンゼ (一〇五一二七) | 七 西迫 (一二八一八六) | 八 東力ナ (一八七一五一) | 九 西力ナ (三五二一九〇) | 一〇 アシ (一九一三四七) | 一一 土林 (三四八三七三) | 一二 カナイツ (三七一四二三) | 一三 西小野田 (四二四一四四七) | 一四 小野田 (四四八一五〇七) | 一五 熊尾 (五〇八一五四〇) | 一六 神田 (五四一六一) | 一七 下神田 (六一二一六四一) | 一八 マグミ (六四三一六九三) | 一九 中尾 (六九四一七四九) | 二〇 カツラヲ (七五〇一七八五) | 二一 金ユリ川 (七八六一八二三) | 二二 黒川原 (八二四一八四七) | 二三 下野地 (八五〇一八九九) | 二四 中ノ原 (九〇〇一九八〇) | 二五 大人 (九八一九九二) | 二六 七ツ枝 (九九二一〇三八) | 二七 向野 (一〇三九一一四五) | 二八 野田 (一一四六一七九) | 二九 原 (一八〇一三三五) | 三〇 上ノ町 (一二三六一三六三) | 三一 尾合 (一二六三一九七) | 三二 南大人 (一二九八一三三五) | 三三 塔ノ本 (一三三六一三八〇) | 三四 薩蒲 (一三八一四一七) | 三四 野塚 (一四一八一四三一) | 三六 川ツラ (一四三三一四四九) | 三七 原口 (一四五〇一四九五) | 三八 長命 (一四九六一五一四) | 三九 イノシシ (五一五一五三一) | 四〇 堀ノ内 (一五三二一五六八) | 四一 西野塚 (一五六九一五九〇) | 四二 上野地 (一五九一六四五) | 四三 松迫 (一六四六一六六八) | 四四 市木 (一六六九一七〇五) | 四五 崩シ (一七〇六一七二一) | 四六 寺尾 (一七三三一七六〇) | 四七 塩入 (一七六一七七八八) | 四八 福地 (一七八九一八〇九) |
|--------------|-------------|---------------|---------------|--------------|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|-------------------|------------------|-----------------|---------------|------------------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|------------------|------------------|-----------------|----------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|

1オニシ（一七九五・一七九七）

四九 野村（一八一〇・一八九九）

五〇 貴船（一九〇〇・一九〇三）

五一 追（一九〇四・一九一三）

五二 吉永（一九一四・一九九五）

1オヒガシ（一九六三）・2スヤ（一九七六）

五三 辻（一九九六・一〇〇一）

五四 迫田（一〇〇一・一〇一一）

1テラニン（一〇〇六・一〇〇七）

五五 立畑（一〇一三・一〇三四）

五六 久保（一〇三五・一〇六一）

五七 カキソイ（一〇六三・一〇九九）

五八 西蕃寺（一一〇〇・一一〇七）

五九 宝藏寺（一一〇八・一一一八）

六〇 竹ノ内（一一一九・一一四一）

六一 利正寺（一一四三・一一六一）

六二 池ノ上（一一六三・一一七一）

六三 千人塚（一一七三・一一九八）

六四 直持庵（一一九九・一一一九）

六五 膜田（一一一〇・一一五四）

六六 1フダバ（一一一七）

ミナト（一一四五・一一五四）

1タビラ（一一三八・2海老老（一一四七〇）・3ニシ（一一四

八〇）・4ドウ（一四九〇・一五一四）

猫烟（一五二五・一五四一）

1ネコバタケ（一一五三六・一一五三八）

六八 正太郎（一五四一・一五九六）

六九 ツガニソノ（一五九七・一六一）

七〇 大太郎（一六一二・一六三〇）

七一 安田（一六三一・一六八六）

七二 渥ノ上（一六八七・一六九八）

七三 川原（一六九九・一七四三）

七四 御馬ノ松（一七四四・一七四七）

七五 裏門（一七四八・一七五六）

七六 水吐（一七五七・一〇六〇）

七七 熊谷寺（一七六一・一七七六）

七八 下池（一七七七・一八一）

七九 煙田（一八一二・一八五一）

八〇 中ノ切（一八五二・一八八三）

八一 井手口（一八八四・一九一）

八二 龟井（一九一三・一九三五）

八三 北堀（一九三六・一九五九）

八四 長若寺（一九六〇・一九七一）

八五 門口（一九七三・三〇〇一）

八六 西出口（一〇〇一・一〇一九）

1オニン（一〇一五）

八七 南堀（三〇一〇・三〇三四）

八八 町（三〇三五・三〇六八）

八九 内堀（三〇六九・三〇八一）

九〇 小丸（三〇八三・三〇〇）

九一 天守 (三一〇～三一〇)  
 九二 本丸 (三一ニ～三一三八)  
 一シオヤ (三一四六)  
 九三 ホキ (三一三九～三一七四)  
 一イチヤ (三一七〇)

## 八 塩屋 √

一 シンガイ (一～八三)  
 一シング (五〇・五一)  
 二 新田 (八四～一〇六)  
 三 川原 (一〇七～一〇八)  
 四 北ノ田 (一〇九～一八)  
 五 塩屋 (一一九～一三一)  
 六 松塙 (一三一)  
 七 水口後 (一三三～一三六)  
 八 水口 (一三七～一三八)  
 九 神ノ木 (一三九)  
 一〇 アゲ (一四〇)  
 一一 丸ムタ (一四一)  
 一二 用作 (一四一～一四九)  
 一三 門ノフケ (一五〇～一五一)  
 一四 西新田 (一五三～一五六)  
 一五 畑田 (一五七～一七一)  
 一六 イノキ田 (一七三～一七六)

一七 大地 (一七七～一八六)  
 一八 アノウ (一八七～一九一)  
 一九 横枕 (一九二)  
 二〇 宮烟 (一九三～一九六)  
 二一 田高田 (一九七～一九八)  
 二二 植ノ本 (一九九～二〇五)  
 二三 高田 (二〇六～二二一)  
 二四 長田 (二二三～二二四)  
 二五 ラミ島 (二二五～二二九)  
 二六 フケ (二二二)  
 二七 氏那 (二二三～二二九〇)  
 二八 カノ本 (二二三～二四五)  
 二九 満添 (二四六～二四七)  
 三〇 蔵ノ田 (二四八～二五七)  
 三一 脼子付 (二五八～二六六)  
 三二 小徳田 (二六七～二七一)  
 三三 錬ワサ (二七二)  
 三四 美盛 (二七三～二七七)  
 三五 塩田 (二七八～二八八)  
 三六 ハシノ本 (二八九)  
 三七 室 (二九〇～二九八)  
 三八 古屋敷 (二九九～三〇六)  
 三九 内ノ田 (三〇七～三〇九)  
 四〇 清内 (三一〇～三一一)  
 四一 松本 (三二二～三三九)

四二	長烟 (三四〇～三五三)	六六	西 (七一二～七一五)
四三	屋敷田 (三五四～三六九)	一◎白石 (七一四)	
四四	彦代 (三七〇～三八一)	六七	西追口 (七一六～七一七)
四五	白石下 (三八三～四〇四)	一◎白石 (七一七)	
四六	シホウ (四〇五～四〇九)	六八	白石上 (七一八～七一五)
四七	西池下 (四一〇～四一三)	一◎白石 (七一九・七一五)・2ナカニシ (七一五)	
四八	仁入 (四一四～四一九)	六九	白石 (七二六～七六〇)
四九	山田 (四二〇～四三〇)	一オオニシ (七一大)・2◎白石 (七二六・七三七・七三八・	
五十	冲 (四三一～四三八)	七五八	
五一	四十田 (四三九)	七〇	原口 (七六一～七八七)
五二	下ノ山 (四四〇～四四四)	一◎白石 (七六一・七六二・七六六・七六七)	
五三	イヨノ下 (四五五～四八〇)	七一	谷 (七八八～八〇三)
五四	1ミヤデン (四六一)	七二	後原口 (八〇四～八〇六)
五五	平田 (四八一～五〇一)	一◎白石 (八〇六)	
五六	御馬田 (五〇三～五一〇)	七三	アザミ (八〇七～八〇八)
五七	アシユウ (五一～五五〇)	一◎白石 (八〇七)	
五八	犬ホウシ (五五一～六一六)	七四	東追 (八〇九～八二三)
五九	幸神 (六一七～六一八)	七五	上ノ烟 (八二四～八二八)
六〇	外畠 (六一九～六三二)	七六	墨敷 (八二九～八三四)
六一	ウラ (六三三～六三五)	七七	ヘヤ (八三五～八四二)
六二	リョウ (六三六～六六五)	一ヘヤ (八三五)・2◎サンゲンマチ (八三七・八四〇)	
六三	塔ノ本 (六六六～六七三)	七八	横谷 (八四三～八九〇)
六四	尾バナ (六七四～六九九)	七九	黒土 (八九一～九五六)
六五	井ノ尻 (七〇〇)	八〇	追ノ上 (九五七～九六三)
六五	西追 (七〇一～七一一)		

八一 向（九六四～九八八）

八二 伊予野（九八九～一〇四八）

一コ一ヤ（九九〇・九九二・九九五～九九七）・2ヨノ（一〇  
一六・一〇一八・一〇二〇・一〇二八・一〇三〇）

八三 原（一〇四九～一四一）

八四 伊予ノ原（一一四三～一三〇一）

八五 小金田（一三〇三～一三一四）

八六 ホキ（一三三五～一五五〇）

八七 前（一五五一～一五六六）

1◎サンゲンマチ（一五五三～一五六一）

八八 水與（一五六七～一五九一）

八九 塚山（一五九三～一六〇〇）

九〇 池下（一六〇～一六〇四）

九一 ハマ（一六〇五～一八七四）

1コ一ヤ（一六五九）・2ショウヤモト（一五九八）

九二 大水谷（一八七五）

九三 殿山（一八七六～一八七八）

（旧横城村分）

大特軍（一八七九～一九〇八）

谷迫（一九〇九～一九六七）

1タニ（一九四〇・一九五一）  
緑リ（一九六八～一〇六三）

ミフ（一〇六四～一〇九一）

1マニ（一〇六四・一〇六五）

キサンダ（一〇九～一三一）

宮ノ下（一一三～一七〇）

溝瀬（一一七～一八一）

## 八 馬場 ▼

一 陣山（一）

二 アカ（一～一）

三 ラニ（一～三）

四 アシ（三～六八）

五 山神（六九～一三一）

六 大石（一三二～一五五）

七 原（一五六～一三〇）

八 ナカサコ（一三三～一三六）

九 西平（一三七～一四三）

一〇 池ノ下（一四四～一五三）

一一 タタラ（一五四）

一二 中ノ尾（一五五～二八〇）

一三 黒林（一八一～三六六）

一四 楩ノ木（三六七～三六八）

一五 ハルシタ（三六九～三八一）

一六 クズシ（三八二～三八七）

一七 タナ（三八八～三九四）

一八 フヤマダ（三九五～四〇一）

一九 ヒラエ（四〇二～四一〇）

- 二〇 カラキ (四一～四一〇)  
 二一 ハヤシ (四二一～四九八)  
 二二 ケリキ (四九九～五四五)  
 二三 子ギテ (五四六～六三五)  
 二四 カハツラ (六三六～六六一)  
 二五 トクゼ (六六二～六六四)  
 二六 マエ (六六五～七六三)

1コイチロウサマ (六八三北朝)・2ナカシヨウジ (七〇四)

七〇五)

- 二七 コダ (七六四～八二一)  
 二八 カハラ (八二二～九四〇)  
 二九 ランフケ (九四一～九五八)  
 三〇 スナカハラ (九五九～九六八)  
 三一 ミゾンイ (九六九～九七七)  
 三二 ナカノキレ (九七八～九八三)  
 三三 カイメン (九八四～九九二)  
 三四 ゴラダ (九九三～一〇〇三)  
 三五 クチブケ (一〇〇四～一〇〇五)  
 三六 エノキダ (一〇〇六～一〇〇九)  
 三七 ドテ (一〇一〇～一〇一一)  
 三八 ウワチ (一〇一三～一〇二九)  
 三九 コヤ (一〇三〇～一〇七一)  
 四〇 中川原 (一〇七三～一一五)  
 四一 下堀田 (一一六～一九四)  
 四二 マンドロ (一一九五～一二四一)

1フルデヤ (一九七)・2カジヤ (一一三七)

コジョウジ (一一四三～一一七九)

上大田 (一一八〇～一一三一六)

1モハチ (一一〇三)

下大田 (一三一七～一三六六)

ナリマツ (一三六七～一三八八)

マツタケ (一三八九～一五一七)

井尻 (一五一八～一五四九)

1イジリ (一四五五)・2アンノウエ (一五四〇)

ノブヨシ (一五五〇～一六四〇)

1ノブヨシ (一五七一)・2オシヤモト (一五九〇)・3ナカ

ダ (一六二八)

サコ (一六四一～一七一四)

1サコ (一六五〇～一六五一)

ヒラ (一七二五～一八四七)

タニ (一八四八～一九一九)

カラス山 (一九三〇～一九八〇)

ヒラマツ (一九八一～二〇〇一)

柳迫 (二〇〇三～二〇一五)

ヒラバル (二〇一六～二〇四三)

出口 (二〇四四～二〇七五)

アグノ田 (二〇七六～二一一一)

カキホコ (一一二三～一一四八)

ミノベ (一一四九～一二九八)

堤迫 (一二九九～一二四五)

△ 漢 戸 田▽

- 一 仁王 (一~八八)  
二 西ノ平 (八九~二三三)  
三 山首 (二二四~二八一)  
四 伊勢平 (三一五~三九五)  
五 杉園 (三九六~四四六)  
六 1イセヤ (四三五)・2ミヤゼト (四四一)  
七 山ケヤシキ (四四七~四六六)  
八 福正司 (四六七~五一〇)  
九 石代 (五一~五四七)  
一〇 下藤田 (五四八~五九六)  
一一 藤田 (五九七~六二六)  
一二 土屋 (六二七~六五三)  
一三 末永 (六五四~六九五)  
一四 関本 (六九六~七三八)  
一五 六ツ枝 (七三九~七八一)  
一六 菊瀬 (七八三~八〇一)  
一七 小川 (八〇三~八四〇)  
一八 1タンガ (八〇~七付近)  
一九 西ノ原 (八六五~八七五)  
二〇 安曾山 (八七六~八七九)  
二一 安曾 (八八〇~九一〇)  
二二 五田 (九一~九二七)  
二三 黒土 (九二八~九七〇)  
二四 1ヤネ (九四五付近)  
二五 鳥越 (一〇一四~一〇九〇)  
二六 カラミ (一〇九~一〇一三)  
二七 井手ノ原 (一五二~一〇八)  
二八 上下 (一〇九~一三三)  
二九 榛 (二二三四~二六三)  
三〇 油津リハ (一一六四~一一九一)  
三一 西椿 (二二九三~二三一)  
三二 上下谷 (一三一四~一三四六)  
三三 恵良 (一三四七~一五二九)  
三四 1コイチロウ (一四〇三鷹)・2イツキ (一五〇一~一五〇  
五・一五〇八~一五一~一五一四)・3ヘシノダン (一四〇七)  
三四 田平 (一五三〇~一五九一)
- △ 西 本 ▽
- 一 荒木 (一~六三)  
二 平田 (六四~一二九)

三 水アリ (一三〇～一八一)  
1 オイデン (一三九惠)

四 山ノ田 (一八二～一〇)

五 木野 (一一一～三五五)

1 ニシビテ (一一七)・2 ナタマ (三一〇)

六 大明神 (三五六～四〇三)

七 高辻 (四〇四～四四九)

八 作田 (四五〇～五四〇)

九 藤ヶ迫 (五四一～大一一)

一〇 二月田 (大一三～大四七)

一一 内迫 (六四八～七三〇)

一二 庚申 (七三一～七大三)

一三 三府 (七六四～八三六)

1 テラダ (七九六)・2 ミフ (八二二)

一四 田中 (八三七～八八一)

1 オオニシ (八四二)・2 カジヤ (八五八)・3 コーヤ (八七七)

一五 田中前 (八八二～九〇七)

1 ニガツデン (八九〇)

一六 平野 (九〇八～九九四)

一七 清水 (九九五～一〇四)

一八 園田 (一〇四五～一〇七八)

一九 黒川原 (一〇七九～一一二)

二〇 下西本 (一一二二～一一八七)

1 オイデン (一二八一)

## △ 中 國 ▽

一 大道 (一～八七)

二 光広 (八八～一三八)

1 クラヤシキ (四〇)・2 カジヤ (七〇)

1 タロマル (一一一～一四)

三 西山田 (一三九～一四九)

四 見分田 (一五〇～一九〇)

五 荒木 (一九一～二〇九)

六 下荒木 (二一〇～二二五)

七 流 (二二六～二八二)

1 ◎オヒマチデン (御日待田) (二八二)

八 川ベタ (二八三～三二二)

1 ◎ヤトウデン (夜灯田) (二九八)

九 蔵所 (三二三～三五六)

1 シタグチ (三三三～北西隅)・2 ◎ヤトウデン (夜灯田) (三

四二)

一〇 トガリ (三五六～三七六)

一一 白掛 (三七七～四一二)

一二 城畑 (四一二～四四〇)

一一 嶋廻 (一二八八～三四〇)  
1 フナコデ (一三四一～一四〇一)  
一一 平原 (一四〇三～一四六九)

- 一四 高原 (四七三～五九六)  
 1 ホウナン (四七四～四七七)・2 ニシゴウラ (四八〇～四  
 八一)・3 カワソウエ (五一五)・4 清友 (五二二)・5 オオニ  
 シ (五四〇)・6 コーヤ (五六六・五五七・五六二)・7 ヘー  
 ヤ (五六八)・8 マエヤシキ (五七六)・9 ヨコマクラ (五八  
 ○)・10 オクザコ (五八五・五八七)・11 オカタ (五八九・五  
 九三)
- 一五 四反田 (五九七～六三〇)  
 一六 黒田 (六三一～六五五)  
 一七 六反田 (六五六～六七二)  
 1◎ アマダ (六六六～大七二)
- 一八 中川原 (六七三～七二六)
- 一九 石田 (七二七～七六五)  
 1◎ アマダ (七三六～七四三・七四七・七四八)・2◎ 古神田  
 (七六四)
- 二〇 柳田 (七六六～七九一)  
 二一 才田 (七九三～八一)
- 二二 池田 (八一三～八四〇)  
 1◎ オヒマチデ (御日待田) (八〇六)
- 二三 森田 (八四一～八六四)  
 1◎ 古神田 (八四五)・2モリバタケ (八五六・八五七)

△ 成久 ▽

- 一 大道 (一～五四)  
 1 ヤマシロ (一五)・2 ニシヤマシロ (一〇)・3スナワラ  
 (一四)
- 二 西ノ園 (五五～七七)  
 三 ヒヨウノ田 (七八～一〇六)  
 1◎ ミヤデ (七八～八七・一〇四・一〇五)  
 四 吾貴 (一〇七～一一九)  
 五 大通寺 (一三〇～一六〇)  
 六 上野 (一大一～三一九)  
 七 宮ノ本 (二三〇～三四〇)

八 七反押 (三四四～三七八)

1◎ミヤドン (三四四～三六一)

九 クグチ田 (三七九～三九九)

1トウモト (三八五～三八七)

一〇 五反田 (四〇〇～四四一)

一一 小田 (四四二～四四九)

一二 小路畠 (四五〇～五一一)

1ヒガシヤシキ (四七四)

一三 中川原 (五一三～五六七)

一四 番畑 (五六八～六一二)

1片峯 (五九九)

一五 福園 (六一三～六六一)

1フルヤシキ (六一六～六一八)・2ミナクチ (六四二)

一六 宮ノ西 (六六二～六七〇)

一七 台 (大七～六九五)

一八 西山 (六九六～七八四)

一九 通山 (七八五～八三六)

二〇 内山 (八三七～九七七)

二一 内ヶ畠 (九七八～一五三)

1オオヒガシ (一〇四)・2ナカ (一一四五)・3オオニシ

(一一五)

二二 内ヶ畠前 (一一五四～一一七一)

1長葉山 (一一七三～一一〇四)

二四 内山ノ上 (一一〇五～一一四六)

二五 マイフチ (一一四七～一一九五)

## 八 吉 松 √

一 仁王 (一～三三一)

1コウジヤ (一七)

二 市場 (三三一～一〇)

三 鶴 (一一一～一四一)

1カジヤ (一三一～一四一)

四 前田 (一四二～一八六)

1ミヤノタ (一四二～一四三)・2カジヤ (一四四～一四六)

五 北園 (一八七～二二四)

1ヒラ (一一一)

六 平 (一一五～一七四)

1シンタク (一一四七)・2オオヒガシ (一一四九)・3ヤド (一一六)

七 大久保 (二七五～二八九)

八 鶴戸 (一九〇～三二一)

九 魚ツル (三二二～三五七)

1インキヨ (三四三)・2◎ミヤノシタ (三五七)

一〇 立中 (三五八～三八一)

1◎ミヤノシタ (三五八)

一一 鳥越 (三八二～四一〇)

一二 宮ノ下 (四一～四三六)

一三 塚ノ本 (四三七～四七七)

一オオニシ (四七一)

一四 広畑 (四七八～四九二)

一ヒロバタケ (四八四～四八六)

一五 寺ヶ谷 (四九三～五一六)

一六 六ツ枝 (五一七～五三九)

一七 油留木越 (五四〇～五五一)

一八 久保田 (五五二～六一八)

一九 胡麻尻 (六一九～六四三)

二〇 岩ノ西 (六四四～六六二)

二一 水志 (六六三～六九四)

二二 長迫 (六九五～七一六)

二三 フノハナ (七一七～七三三)

二四 上平原 (七三三～七五一)

二五 三ツ石 (七五三～七九八)

二六 長尾 (七九九～八一三)

一ボウツクリ (七七九～八〇一)

二七 役盛 (八一四～八二四)

二八 松堀 (八三五～八三八)

二九 横鶴 (八三九～八五七)

三〇 大坪 (八五八～八八五)

一ヒナタ (八七四～八七六)

三一 桑原 (八八六～九〇九)

一ヤマウチ (八九〇)

三二 森ノ元 (九一〇～九五六)

三三 東ノ前 (九五八～九九三)

一フタノキダ (九五七～九五八・九六三・九六四)・2アンメ

ン (九八一)

三四 ユノ木 (九九四～一〇二〇)

一シンタク (一〇〇五)

三五 今ヤシキ (一〇二一～一〇四七)

三六 立道 (一〇四八～一〇七一)

三七 楠坂 (一〇七二～一〇四)

三八 半ノ木 (一一〇五～一一七)

三九 宮ノ上 (一一二八～一六三)

四〇 宮ノ西 (一六四～一八七)

四一 ケイチン (一一八～一二二六)

四二 石原 (一二二七～一二四九)

四三 宮ノ前 (一二五〇～一二九四)

四四 トシャク (一二九五～一三一六)

四五 竹ノ上 (一二七～一三四八)

四六 ヤシキ (一三四九～一三九六)

一インキヨ (一三五六)

四七 藤ヶ尾 (一三九七～一四三一)

四八 田尾 (一四三二～一四九五)

四九 一ツオサ (一四九六～一五五二)

五〇 浅苦 (一五五二～一五九〇)

五一 チシャノキ (一五九一～一六一四)

五二 中ノ迫 (一六一五～一六二六)

五三 細工 (一六二七～一六七三)

- 五四 西ヶ坂 (二六七四～一七〇八)  
 五五 ササケ平 (一七一二～一七六二)  
 ホクソ (一七六三～一八四三)  
 一タバタ (一七九五)・2ヨニシ (一八〇三)・3オオニシ (一  
 八〇四)・4ホークーツ (一八一七)  
 五七 向 (一八四四～一八六一)  
 五八 岡 (一八六二～一九〇三)  
 五九 惣津 (一九〇四～一九二八)  
 六〇 馬ノ瀬ヨリ西 (一九二九～一九五)  
 六一 山ノ上 (一九五二～一〇〇三)  
 六二 園田 (一〇〇四～一〇三九)  
 六三 古神田 (一〇四〇～一〇五四)  
 六四 鼻崎 (一〇五五～一〇七一)  
 六五 下ヶ平 (一〇七一～一一三四)  
 1ナカ (一〇八三)・2ヒガシ (一〇八四)・3ムコンヤマ (一  
 一一〇)  
 六六 後 (一一三六～一一六八)  
 六七 出口 (一一六九～一一二八)  
 1デグチ (一一九五)  
 六八 地蔵 (一一二九～一一八二, 一一八四)  
 1タナカ (一一四三)  
 六九 平原 (一一八三～一一八五, 一一九一)  
 1サヨ (一一八二)・2ヒラベル (一一九九・一一一一)  
 七〇 中尾 (一一二四～一一三八九)  
 七一 大平 (一一三九〇～一四〇)
- 一二 赤井 (一一四一〇～一四四七)  
 七三 同免 (一四四八～一四八六)  
 七四 水付 (一四八七～一五一五)  
 七五 草場浦山 (一五一六～一五三四)  
 七六 上 (一五三五～一五四四)  
 七七 草場ノ上 (一五五五～一五七四)  
 七八 七ツ江 (一五七五～一六五〇)  
 一ヒガシ (一五八八)・2ナカ (一五九〇)・3ヘヤ (一六一  
 五)・4インキョ (一六一一)・5ウエ (一六一四)・6タバタ  
 (一六三一)  
 七九 柿木田 (一六五～一六九五)  
 八〇 井手ノ上 (一六九六～一七四八)  
 1ホウキヤマ (一七三六)  
 八一 溝ヶ平 (一七四九～一七七九)  
 八二 野々山田 (一七八〇～一八〇六)  
 八三 苦ヶ坂 (一八〇七～一八二四)  
 八四 シリナシ (一八二五～一八四四)  
 八五 土地吉 (一八四五～一八七二)  
 八六 ニタバ (一八七三～一九一)  
 八八 小追 (一九一～一九二九)  
 八九 東 (一九三〇～一九五五)  
 一ヒガツセ (一九三六)・2シタンヤシキ (一九五一)  
 九〇 上ノ谷 (一九五六～一九八三)  
 九一 ワサダ (一九八四～三〇二八)  
 九二 広永 (三〇二九～三〇八二)

- △ 挂 橋 △
- 一 藤ヶ谷 (一九三)
  - 二 下藤ヶ谷 (九四一～三六)
  - 三 向野 (二三七～二五七)
  - 一 アミダドウ (二一五)・2クリュウ (二四七・二四八・二五  
二・二五三)
  - 四 大平 (二五八～二八八)
  - 五 鳴川 (二八九～三七八)
  - 九三 貴船本 (三〇八三～三一〇八)
  - 九四 楠田 (三一〇九～三一四四)
  - 九五 行安 (三一四五～三一六七)
  - 九六 トフノフ (三一六八～三二〇四)
  - 九七 東トフノフ (三一〇五～三二一)
  - 九八 小ヤブ (三一一一～三二三〇)
  - 一 三レシ (三一一一～三二三〇)・2オカ (三一一一)
  - 九九 丸田 (三二三) 1～三二六六)
  - 一〇〇 ラヤブ (三二六七～三二九九)
  - 一〇一 仁王平 (三二〇〇～三三四四)
  - 一〇二 セベケ谷 (三三四五～三三五一)
  - 一〇三 ミノベケ平 (三三五三～三三七八、三四六三～三四六四)
  - 一〇四 引田 (三三七九～三四〇三、三四一四)
  - 一〇五 ミノベ (三四〇四～三四一三、三四一五～三四四八)
  - 一〇六 大入道 (三四四九～三四五七)
  - 一 二 築 (七六八～九一〇)
  - 一〇七 北西 (一一三七～一一〇〇)
  - 一 三 鬼下 (九三三～九七六)
  - 一 四 成澄 (九七七～一〇一七)
  - 一 五 城闕 (一〇一八～一〇六〇)
  - 一 六 田ノ口 (一〇六～一一三六)
  - 一 七 ヒガシ (一〇八〇・2ウエ (一一〇四)・3ニシ (一一〇七)
  - 一 ホケキヨウサマ (一一四九)・2セイキヨサマ (一一六四)・  
3ホクソ (一一六五)・4オトコノハタ (一八六南西部)・  
5セイキヨウダ (一九二)
  - 一 八 荒井 (一一〇一～一一五四)
  - 一 アライ (一一三一・一一三三)

一九 長野 (一一五五～一三六七)  
二〇 春祭 (一三六八～一四〇九)  
一 クルマヤ (一三八六)・2ウサデン (宇佐田) (一三八九)  
二二 後野 (一四一〇)

一二 長追越 (一五三五～一六九三)  
一三 北高地 (二六九四～二七五七)  
一四 大德越 (二七五八～二八一五)  
一五 台良 (二八一六～二九五九)

△油留木

▽油留木

- 一 中ノ迫 (一四一～一四八六)  
二 向田 (一四八七～一五二三)  
三 水キノ上 (一五一四～一六四九)  
1ソウズガモト (一五三四)・2トウダン (一五四六)・3ト  
ウゼト (一六一～)  
四 口ノ坪 (一六五〇～一七九〇)  
1カゲヒラ (一六六九～一七二〇～一四)・2ミヤノタ (一七  
〇五付近)  
五 チサノ木 (一七九～一八四八)  
六 佐野木田 (一八四九～一八六八)  
七 鞍取 (一八六九～一〇五四)  
1スケジュウ (一〇一九～一〇一〇～一〇三九)  
八 水ヶ迫 (二〇五五～二一二五)  
1コウヤ (二〇九三)  
九 中ノ追越 (一一一六～二二八四)  
一〇 寺ノ迫 (一一一八五～一四〇三)  
一一 奥ヶ追越 (一一四〇四～二五三四)  
1クボタ (二四五四)
- 一八 塔ノ尾 (三一一五～三三四五)  
1ヒガシバタ (三一一三)・4ヒリム四・三二三五・三二四一)  
一九 下ヶ迫 (三二四六～三三八三)  
1ビワザ (三三〇五～三三一一)  
二〇 久保田 (三三八四～三四六八)  
1ヒナタ (三四一九)  
二 尾追 (三四六九～三五六〇)  
1オサコ (三四八九～三五〇六)  
三 前田 (三五六～三六七九)  
1オヒマチデン (三五七七～七八)・2タブチ (三五九三)・  
ナカ (三五九四)・4オオニシ (三五九五)・5ナガバタケ (三  
六三七)・6ヒガシ (三六五七)・7@ワイラガサコ (三六六

八・七四・三六七八・七九)

二三 ワイラガ迫 (三六八〇・三七七八)

一〇 ワイラガサコ (三六八〇・八四・三六九〇・九一・三六九四・九七)

三四 山ノ神 (三七三九・三八二四)

一ヤマノカミ (三七四四・五四・三七六二・六七・三七七〇・八二・三七九〇・九二・三七九九・三八〇〇)

二五 鏡石 (三八二五・三九〇一)

## △ 下山口 ▽

一 石ノ田 (一・四一)

二 延吉 (四二・八二)

三 上鶴 (八二・九三)

四 重尾 (二九四・三三七)

五 深迫 (三三八・三八二)

六 小原 (三八二・四〇九)

七 向田 (四一〇・四二五)

一ムカイダ (四二・一)

八 下小原 (四二六・四八二)

九 行安 (四八三・五三六)

一〇 一ノ坪 (五三七・五五六)

一一 立道 (五五七・五七二)

一二 大坪 (五七三・六二二)

一〇 リューツ (柳津) (五七九・五八〇・五九六)

一三 保正庵 (六二三・六五一)

一ホウシャノヒガシ (六三四)・二ホウシャノマエ (六三七)・三ホウシャノニシ (六四九)

三四 郷丸 (六五二・七一六)

一オクンヤシキ (六五九)・二ナカソニシ (六六一)・三シンタク (六八九)・四オオスエ (七〇四)・五ナカノヒガシ (七〇五)・六シタニヤシキヒガシ (七〇八)・七シタニヤシキニシ (七一〇)・八シタ (七一一)

一五 木墓 (七一七・七七三)

一タニヤシキ (七一八)・二タニガシラ (七二五)・三ヘヤ (七四〇)・四ドウノシタ (七六六)

一六 藤工原 (七七四・八二六)

一七 今在家 (八二七・八四九)

一八 走水 (八五〇・八八九)

一九 西ヶ谷 (八九〇・九〇六)

二〇 小城ヶ谷 (九〇七・九二四)

二一 妙見 (九二五・九五四)

二二 三郎坊 (九五五・九七一)

二三 船光 (九七三・一〇二二)

二四 野原 (一〇二三・一〇五六)

二五 カイモチ (一〇五七・一一六)

二六 徳永 (一一七・一五一)

一シゲノ (一一四七)

二七 大間 (一一五二・一一七一)

- 一ダイマ (一六一)  
 二城ノ越 (一七一・一八三)  
 二九菩提司 (一八四・一三八)  
 三〇紺羅鼻 (一三九・一九七)  
 三一山ノ神 (二九八・三三一)  
 三二エコ烟 (三三二・三七三)  
 三三下山 (一三七四・一四三七)  
 三四堤 (一四三八・一四四四)  
 三五丸山 (一四五・一四五)  
 三六京田 (一四九六・一五九九)  
 三七上篠 (一六〇〇・一六三)  
 三八下ノ田 (一六三一・一六四六)  
 三九尾ノ鼻 (一六四七・一六九六)  
 四〇ユウノ木 (一六九七・一七三一)  
 四一南行安 (七三三・一七七五)  
 一ユキヤス (一七三六・二サルデン) (一七七四・一七七五付  
 近)
- 一山口▽  
 一大坪 (一五二七)
- 二サヲタ (一八・四七)  
 三平ヲサ (四八・七二)  
 四カイマイ (七三・五八)  
 五迫 (一五九・二二八)  
 六地藏 (二九・二五六)  
 七重尾 (一五七・二八〇)  
 八ツツ井 (一八一・三〇一)  
 九中島 (三〇三・三〇七)  
 一〇半田 (三〇八・三一三)  
 一一カ子石 (三三三・三三三)  
 一二寒次 (三三三・三四八)  
 一三清水 (三四九・四〇四)  
 一四元屋敷 (四〇五・四三五)  
 一五カウソフ (四三六・四四五)  
 一六西ノタ (四四六・五〇一)  
 一七ドウノシタ (四五一)  
 一七平西 (五〇三・五四九)  
 一八シンカイ (五〇五・六〇三)  
 一九煙ソイ (六〇四・六一五)  
 二〇ノダ (六一六・六六三)  
 二一ニシノダ (六三三)

二一	下深田（六六四～七〇一）	四三	波柿（一三二）七～一三八〇）
二二	下川原（七〇二～七二五）	四四	流田（一三八一～一四〇一）
二三	了仙成（七二六～七五〇）	四五	小岩鼻（一四〇二～一四二三）
三四	瓢追（七五一～七七二）	五六	松ノ木（一四二四～一四四六）
二五	立山（七七三～七八四）	四七	ムキシリ（一四四七～一四六一）
二六	ツヽミ（七八五～七八八）	四八	遠ヶ迫（一四六二～一四七九）
二七	サヽヲ（七八九～八二二）	四九	山田（一四八〇～一五三六）
二八	イモボリ（八二三～八三四）	五〇	水ヶ本（一五三七～一五五一）
二九	四郎迫（八三五～九〇八）	五一	乱橋（一五五二～一六二五）
三〇	烟ノ辻（九〇九～九二四）	五二	畠中（一六二六～一六五八）
三一	徳市（九三二五～九三二）	五三	七郎田（一六五九～一七一七）
三二	1◎トクイチ（九二七）	五四	六田（一七二八～一七七一）
三三	小原田（九三三～九八三）	五五	1シタノヤ（一七三二）
三四	1◎トクイチ（九七二～九七七）	五六	ハナヤシキ（一七七二～一七八三）
三五	ソヲス（九八四～九九〇）	五七	1ハナヤシキ（一七八一）
三六	中川原（九九一～九九七）	五六	小ヶ倉（一七八四～一八五六）
三七	ソノタ（九九八～一〇三七）	五七	丸田（一八五七～一八六三）
三八	東竹ノ下（一〇三八～一〇四六）	五八	楠（一八六四～一八八四）
三九	中山（一〇四七～一〇五九）	五九	上川原（一八八五～一九〇五）
四〇	ミツラサ（一〇六〇～一〇七八）	六〇	ヲヘキ（一九〇六～一九九三）
四一	南ケ追（一〇七九～一三六）	六一	西ノ久保（一九九四～一〇一一）
四二	フツワラ（一一三七～一一七七）	六二	コウシンノ上（一一〇三～一一〇三九）
	倉谷（一一七八～一一七〇）	六三	後野（一一〇四〇～一一〇四三）
	崎（一一一一～一一一大）	六四	日陽ノ上（一一〇四四～一一〇五二）

六六 シマタ ((一〇七三～一〇九四))

六七 西堺 ((一〇九五～一一三五))

六八 日平 ((一一三六～一一五七))

一ユリガサコ ((一一五二))

六九 カン子尾 ((一一五八～一一一〇))

七〇 梅久保 ((一一七～一一一七))

七一 日陽 ((一一一八～一一一八))

一ドウノサキ ((一一七四))

七二 大東 ((一三三九～一三五九))

一オヒガシ ((一一九～一三三四))

一オヒガシ ((一一九～一三三五))

一オヒガシ ((一一九～一三三七))

七三 神テン ((一三六〇～一三七九))

七四 上ノタ ((一一三八〇～一四〇五))

七五 一ノ坪 ((一四〇六～一四五七))

七六 セイシン田 ((一四五八～一四六一))

七七 一升取 ((一四六三～一四八八))

七八 西ヶ谷 ((一四八九～一五三三))

七九 北水ヶ本 ((一五四四～一五七一))

八〇 原 ((二五七三～二六〇〇))

八一 原ノ下 ((二六〇一～二六一三))

一トオリミチ ((二六〇六))

八二 フカタ ((二六一四～二六一一))

八三 間ノ神 ((一六二三～一六七一))

八四 喜太郎 ((一六七一～一七二三))

八五 隆平 ((一七二四～一八一一))

一ナカ ((七五四)・2ドウノヤンキ ((七五五)・3ニシヤ  
(二七八〇))

八六 寺ノ前 ((二八一三～二八四五))

八七 城山 ((二八四六～二八七七))

八八 上林 ((二八七八～二九一一))

八九 百合ヶ迫 ((二九一二～二九三八))

九〇 カリノ ((二九三九～二九六四))

九一 迫田 ((一九六五～一九九七))

九二 ヒカケ ((二九九八～三〇一九))

九三 小追下 ((三〇一〇～三〇五五))

九四 小追 ((三〇五六～三〇六八))

九五 ササヲ ((三〇六九～三〇九五))

九六 西竹ノ下 ((三〇九六～三一四八))

九七 西ミツヲサ ((三一四九～三一五四))

九八 推ノ木 ((三一五五～三一七五))

九九 六田ヶ迫 ((三一七六～三一九三))

一〇〇 立岩 ((三一九四～三一四四))

一〇一 原ノ上 ((三二四五～三二九三))

一〇二 高城 ((三二九四～三二九五))

一〇三 高雲 ((三二九六～三三〇七))

一〇四 大久保 ((三三〇八～三三一三))

一〇五 木落 ((三三一四～三三五七))

一〇六 中津尾 ((三三五八～三三七一))

一〇七 北ノ又 ((三三七一～三三九八))

一〇八	後田 (三三九九く三四三〇)	六	長迫 (一七六く二二七)
一〇九	中津尾台 (三四三一く三四三四)	七	金クソ (二二八く二六五)
一一〇	トヲセ (三四三五く三四七七)	八	成 (二六六く二九五)
一一一	池ノ口 (三三七八く三五一九)	九	向 (二九六く三〇一)
一一二	池尻 (三五一〇く三五六〇)	一〇	庚申 (三〇三く三四七)
一一三	エノコ石 (三五六一く三五九六)	一一	西ノ久保 (三四八く三九五)
一一四	打越 (三五九七く三六〇九)	一二	岩ノ下 (三九六く四三九)
一一五	前 (三六一〇く三六五四)	一三	尾追 (四四〇く四五一)
一一六	向 (三六五五く三六七四)	一四	三本松 (四五二く四六六)
一一七	シヲキハ (三六七五く三六八七)	一五	乳母懷 (四六七く四八七)
一一八	西ソノタ (三六八八く三七九九)	一六	一本木 (四八八く五〇〇)
一一九	ウシロ (三八〇〇く三八八四)	一七	堂山 (五〇一く五〇八)
一一〇	マツボリ (三八九四く三九〇八)	一八	内屋敷 (五〇九く五二三)
一一一	アラタ (三九〇九く三九五二)	一九	尾下 (五一四く五三一)
一一二	正月 (三九五三く三九九八)	二〇	前田 (五三一く五三四)
一一三	市木 (三九九九く四〇〇五)	二一	妙見田 (五三五く五六四)
一一四	東板木 (四〇〇六く四〇〇八)	二二	平ワサ (五六五く五九五)
		二三	楠田 (五九六く六二六)
		一	カルマダコ (六五四)
		二四	田平 (六二七く六六〇)
		二五	荷多田 (六六一く六七九)
		二六	割布毛 (六八〇く七〇〇)
		二七	フラン (七〇一く七一四)
		二八	御館 (七一五く七四〇)
五	六ツヲサ (九二く一七五)	一オカタ (七一九)	

△ 大添 ▽

- 一 恵村 (一〇五九)
- 二 堀田 (六〇七二)
- 三 市井子 (七三く七七)
- 四 松川 (七八く九一)
- 五 六ツヲサ (九二く一七五)

二九	谷ヶ迫 (七四一～七五)	四九	三府 (一二二八～一二四六)
三〇	クヌキ山 (七五四～七八八)	五〇	1マエバタケ (一二三四)
三一	西野々 (七八九～八〇六)	五一	下 (一二四七～一二五一)
三二	岩鼻 (八〇七～八八三)	五二	砂川 (一二五三～一一七九)
三三	正月 (八八四～八九二)	五三	1ウバシタ (一一五四)
三四	平 (八九三～九一四)	五四	天神 (一二八〇～一三一四)
四五	峠 (九一五～九二四)	五五	前ノ脇 (一三一五～一三三七)
三六	宮ノ谷 (九二五～九九七)	五六	谷 (一三三八～一三七七)
三七	水口 (九九八～一〇一〇)	五七	井ノ平 (一三三八～一四一三)
三八	宮ノ前 (一二〇一～一〇一一)	五六	尾坪 (一四一四～一四三七)
三九	神田 (一〇二三～一〇三四)	五八	野添 (一四三八～一四五四)
四〇	藤十殿 (一〇三五～一〇五八)	五九	裁田 (一四五五～一四八一)
四一	高地神 (一〇五九～一〇七三)	六〇	丸尾 (一四八二～一四八八)
四二	松尾 (一〇七四～一〇九六)	六一	尾払 (一四八九～一五一三)
四三	迫 (一〇九七～一一三)	六二	數子尾 (一五一四～一五四〇)
四四	1ナカヤシキ (一〇九九) · 2ショウワノテ (一一〇四)	六三	前畑 (一五四一～一五五四)
四五	泉追 (一一一四～一一五三)	六四	大山 (一五五五～一五六四)
四六	1サコダ (一一三三) · 2イズミサコ (一一四一) · 3カザロ	六五	松畑 (一五六五～一五九〇)
四七	奥ノ畑 (一一五四～一六一)	六六	柿ノ木田 (一五九一～一六三一)
四八	1オクバタケ (一一五八)	六七	出口 (一六三三～一六三八)
	七畠田 (一一六一～一九三)	六八	栗山 (一六三九～一六七七)
	1コザコシタ (一一六三)	六九	長尾迫 (一六七八～一七〇九)
	老町田 (一一九四～一一一〇)	七〇	1ウエンヘル (一六八九)
	仲畑 (一一一一～一一一七)		城 (一七一〇～一七五五)

- 一〇 炒見下 (一七八七)  
 一一 原 (一七九五) (一八四〇)  
 一二 1◎妙見下 (一七九六) (一八〇一)  
 一二 鍛冶屋迫 (一八四一) (一八九三)  
 一三 岩ノ本 (一八九四) (一九一九)  
 一四 下り山 (一九二〇) (一九二四)  
 一五 城ノ越 (一九三五) (一九六五)  
 一六 妙見 (一九六六) (二〇一〇)

八 糸永 ▼

- 一 諸管 (一九一九)  
 二 西ノ下 (二〇〇六〇)  
 三 新開 (六一) (七二)  
 四 狩満 (七三) (八四)  
 五 西ノ園 (八五) (九一)  
 六 蠕屋ノ谷 (九三) (一〇二)  
 七 馬乗石 (一〇三) (一七)  
 八 向川原 (一一八) (一五〇)  
 九 西ノ上 (一五一) (一七七)  
 一〇 新地 (一七八) (一九七)  
 一一 助太ヶ迫 (一九八) (二一八)  
 一二 竹ノ平 (二一九) (二三三)  
 一三 御堂ノ上 (二三四) (二四七)
- 一四 南 (四八一) (四八九)  
 一五 1オオエ (四八九)  
 一六 井向 (四九〇) (五一九)  
 一七 東追ノ口 (五三〇) (五三七)  
 一八 中ノ追 (五五一) (五七六)  
 一九 峯 (五七七) (六七二)  
 二〇 宇登山 (六七三) (六八六)  
 二一 峯上 (六八七) (六九五)  
 二二 群石 (六九六) (七一七)  
 二三 大平 (七一八) (七二八)  
 二四 寝田場 (七二九) (七五三)  
 二五 山下 (七五四) (七八八)  
 二六 富國 (七八九) (八〇七)

一 四 鬼籠園 (二四八) (二六二)  
 一五 ロンデ (二六三) (三一一)  
 一六 堂面 (三一) (二三一九)  
 一七 1オヘヤ (三一一)

一八 上ノ迫 (三三〇) (三大一)

一九 松原 (三六三) (三八一)

二〇 常祥 (三八三) (三九八)

二一 柿木迫 (三九九) (四〇四)

二二 追ノ口 (四〇五) (四四六)

二三 貴船 (四五七) (四六八)

二四 永正寺 (四六九) (四八〇)

二五 1オオエ (四八九)

二六 十王 (五三〇) (五三七)

二七 東追ノ口 (五三八) (五五二)

二八 中ノ追 (五五一) (五七六)

二九 峰 (五七七) (六七二)

三〇 宇登山 (六七三) (六八六)

三一 峯上 (六八七) (六九五)

三二 群石 (六九六) (七一七)

三三 大平 (七一八) (七二八)

三四 寝田場 (七二九) (七五三)

三五 山下 (七五四) (七八八)

三六 富國 (七八九) (八〇七)

三七	笠ノ谷 (八〇八～八四二)	五七	花棚 (一二六七～一二六九)
三八	柳追 (八四三～八七二)	一〇	ハナダナ (一二六七～一二六八)
三九	下り松 (八七三～八九八)	五八	中ノ切 (一二七〇～一二七八)
四〇	勝負ヶ本 (八九九～九〇一)	一〇	ハナダナ (一二七〇～一二七八)
四一	関山 (九〇三～一〇三一)	五九	上田 (一二七九～一八〇)
四二	野田ノ迫 (一〇三三～一〇八九)	六〇	山下 (一二八一～一二八七)
四三	牛王ヶ久保 (一〇九〇～一〇九五)	六一	常泉院 (一二八八～一二八九)
四四	鳴神 (一〇九六～一一一)	一〇	ハナダナ (一二八九～一二八九)
四五	猪ノ平 (一一三～一三九)	六二	追田 (一二九〇～一二九八)
四六	糸永境 (一一四〇～一四七)	六三	下前田 (一二九九～一三〇六)
四七	山中 (一一四八～一五一)	六四	前田 (一三〇七～一三一三)
四八	上杉山 (一二五一～一六九)	六五	下堂 (一三一四～一三一五)
四九	1シンタク (一一六二)	六六	中尾渡 (一三二六～一三二九)
五〇	岩ヶ鼻 (一一七〇)	六七	古池 (一三三〇～一三三一)
五一	山ノ神 (一一七一～一七三)	六八	先達 (一三三三～一三三五)
五二	横畠 (一一七四)	六九	堂ノ上 (一三三六～一三三八)
五三	奥屋敷 (一一七五～一八〇)	一	ドウノヒガシ (一三三七～一三三八付近)
五四	福田 (一一八一～一八五)	七〇	講堂山 (一三三九～一三四〇)
五五	光枝 (一一八六～一九〇)	七一	蓮池 (一三四一～一三四一)
五六	野田 (一一九一～一一〇)	七二	西ヶ迫 (一三四三～一三四九)
	1ノダ (一一九四)	七三	堂ノ東 (一三五〇～一三五五)
	神出 (一一一～一二六六)	七四	カンノヲ (一三五六～一三五七)
	1ゲニンボウ (一一七～一二一八付近)・2イケダ (一一三)	七五	岡ノ久保 (一三五八～一三六一)
	七・3メイセキ (一二六三)		

七六 中尾ノ上 (一三六三) - 一三六九)  
七七 中尾 (一三七〇) - 一三八八)  
七八 松尾 (一三八九) - 一四〇〇)  
七九 芹畑 (一四〇一) - 一四五五)  
一キネダ (一四〇一)  
八〇 高尾 (一四四六) - 一四五四)  
八一 編ヶ迫 (一四五五) - 一四六四)  
八二 寒山平 (一四六五) - 一四六七)  
八三 下芋畑 (一四六八) - 一四七〇)  
八四 保木ノ下 (一四七一) - 一四八一)  
八五 出口 (一四八二) - 一四九四)  
八六 園田 (一四九五) - 一五一二)  
一ミズトウシ (一五〇八) - 一五〇九) · 2ソデノタ (一五一〇)  
一五一一)

八七 梅添 (一五一三) - 一五四三)  
八八 下鶴 (一五四四) - 一五八五)  
八九 鷺ヶ巣 (一五八六) - 一五九九)  
九〇 倉谷 (一六〇〇)  
九一 荒井 (一六〇一) - 一六二三)  
九二 山田 (一六二四) - 一六五二)  
九三 板垣 (一六五二) - 一六七八)  
一 クルマヤ (一六五二)  
九四 保ノ木 (一六七九) - 一七〇三)  
九五 竹田 (一七〇四) - 一七一九)  
九六 楠ノ木 (一七二〇) - 一七三七)

九七 鞍畠 (一七三八) - 一七六八)  
九八 塚原 (一七六九) - 一七八二)  
九九 壬生 (一七八三) - 一八〇六)  
一〇〇 松ヶ原 (一八〇七) - 一八三四)  
一〇一 喜兵工田 (一八三五) - 一八五〇)  
一〇二 森多田 (一八五一) - 一九一七)  
一〇三 中川原 (一九一八) - 一九四〇)  
一〇四 尾出ノ下 (一九四一) - 一九四四)  
一〇五 塩ノ下 (一九四五) - 一九九五)  
一〇六 古屋敷 (一九九六) - 二〇一五)  
一〇七 大井 (二〇一六) - 二〇四八)  
一〇八 川原田 (二〇四九) - 二一二六)  
一〇九 前田 (二一二七) - 二二五六)  
一一〇 殿川 (二一五七) - 二二二九)  
一一一 宮ノ西 (二二三〇) - 二二三七)  
一二二 内ノ丸 (二二三八) - 二二五二)  
一二三 宮ノ下 (二二五一) - 二二七〇)  
一二四 神松葉 (二二七一) - 二二八二)  
一二五 中國 (二二八三) - 二三二八)  
一六 小久保 (二三二九) - 一四一五)

- 1ウラ (11111111) + 2ミスミヤ (11111111) + 3ナカ (1111  
 1111) + 4モトミヤ (11111111) + 5カキチ (11111111)  
 6シンタク (11111111) + 7シンヤシキ (11111111) + 8ナカ  
 テ (11111111) + 9トリボウズ (トウリアン) (11111111)  
 117 松尾 (11111111)
- 118 上中國 (11111111) + 2四八三 (11111111)
- 119 堀切 (11111111) + 2四九六 (11111111)
- 120 小山ヶ迫 (11111111) + 2五二五 (11111111)
- 121 宮ノ上 (11111111) + 2五三二 (11111111)
- 122 東林庵 (11111111) + 2五四六 (11111111)
- 123 宮ノ迫 (11111111) + 2五五五 (11111111)
- 124 追烟 (11111111) + 2五八五 (11111111)
- 125 山中 (11111111) + 2五六六 (11111111)
- 126 丸山 (11111111) + 2六一四 (11111111)
- 127 熊田 (11111111) + 2六一八 (11111111)
- 128 向田 (11111111) + 2六二九 (11111111)
- 129 曲烟 (11111111) + 2六四二 (11111111)
- 130 下り山 (11111111) + 2六九六 (11111111)
- 131 虎御前 (11111111) + 2七一三 (11111111)
- 132 保木 (11111111) + 2七三七 (11111111)
- 133 保木ノ上 (11111111) + 2七四四 (11111111)
- 1ホキノウエ (11111111)
- 134 市木 (11111111) + 2七五七 (11111111)
- 135 素禿 (11111111) + 2七八八 (11111111)
- 136 尾出ノ上 (11111111) + 2八三四 (11111111)
- 137 尾出 (11111111) + 2八三五 (11111111)
- 138 柚ノ木 (11111111) + 2八四一 (11111111)
- 139 成永 (11111111) + 2九一九 (11111111)
- 140 夏焼 (11111111) + 2九三九 (11111111)
- 141 中山 (11111111) + 2九三九 (11111111)
- 142 小浦ヶ迫 (11111111) + 2九四〇 (11111111)
- 143 迫 (11111111) + 2九四〇 (11111111)
- 144 山神迫 (11111111) + 2九四一 (11111111)
- 145 平原 (11111111) + 2九四九 (11111111)
- 146 中尾 (11111111) + 2九五七 (11111111)
- 147 武藏越 (11111111) + 2九五九 (11111111)
- 148 小園山 (11111111) + 2九六一 (11111111)
- 149 小園 (11111111) + 2九六二 (11111111)
- 150 1タバベヤ (11111111) + 2九六四 (11111111)
- 151 原 (11111111) + 2九六四 (11111111)
- 152 紗見 (11111111) + 2九六九 (11111111)
- 153 東小園山 (11111111) + 2九七五 (11111111)
- 154 納戸ヶ平 (11111111) + 2九七六 (11111111)

- 八 小田（一五五～一六三）  
 九 小田（一六四～一八六）  
 一〇 仮道（一八七～一九三）  
 一一 中根（一九四～一〇〇）  
 一二 道妙（一〇一～一三三）  
 一三 立平（一一三四～一四一）  
 一四 山王（一四一～一八二）  
 一五 芸地（一一八三～三〇六）  
 一六 金比羅平（三〇七）  
 一七 赤堀（三〇八～三四四）  
 一八 長野平原（三四五～三七〇）  
 一九 長野（三七一～三八八）  
 二〇 竹ノ下（三八九～三九四）  
 二一 蔗所（三九五～四〇二）  
 二二 市木（四〇三～四〇五）  
 二三 西（四〇六～四〇八）  
 二四 十王（四〇九～四一四）  
 二五 前畠（四一五～四一七）  
 一マエバタケ（四一五）  
 二六 貴船（四一八～四四四）  
 一キフネ（四一八）  
 二七 長野山（四四六～四七九）  
 二八 多々良（四八〇～五二八）
- 一五六 柳尾（三一大四～三三七三）  
 一五七 崩脱（三三七四～三三七六）  
 一五八 交合石（三三七七～三三八一）  
 一五九 石宇谷（三三八一～三三八五）  
 一六〇 上保ノ木（三三八六～三四一七）  
 一六一 古西寺（三四一八～三五四四）  
 一コサイジ（三五〇九）
- 一六二 小田ヶ迫（三五四五～三五六六）  
 一ナバヤマ（三五四六）  
 一六三 火燃場（三五六七～三五九六）  
 一六四 大笠（三五九七～三五九八）  
 一六五 荒井道ノ上（三五九九～三六〇一）  
 一六六 児子松（三六〇一）
- 八 小田（一五五～一六三）  
 九 小田（一六四～一八六）  
 一〇 仮道（一八七～一九三）  
 一一 中根（一九四～一〇〇）  
 一二 道妙（一〇一～一三三）  
 一三 立平（一一三四～一四一）  
 一四 山王（一四一～一八二）  
 一五 芸地（一一八三～三〇六）  
 一六 金比羅平（三〇七）  
 一七 赤堀（三〇八～三四四）  
 一八 長野平原（三四五～三七〇）  
 一九 長野（三七一～三八八）  
 二〇 竹ノ下（三八九～三九四）  
 二一 蔗所（三九五～四〇二）  
 二二 市木（四〇三～四〇五）  
 二三 西（四〇六～四〇八）  
 二四 十王（四〇九～四一四）  
 二五 前畠（四一五～四一七）  
 一マエバタケ（四一五）  
 二六 貴船（四一八～四四四）  
 一キフネ（四一八）  
 二七 長野山（四四六～四七九）  
 二八 多々良（四八〇～五二八）
- 八 小田（一五五～一六三）  
 九 小田（一六四～一八六）  
 一〇 仮道（一八七～一九三）  
 一一 中根（一九四～一〇〇）  
 一二 道妙（一〇一～一三三）  
 一三 立平（一一三四～一四一）  
 一四 山王（一四一～一八二）  
 一五 芸地（一一八三～三〇六）  
 一六 金比羅平（三〇七）  
 一七 赤堀（三〇八～三四四）  
 一八 長野平原（三四五～三七〇）  
 一九 長野（三七一～三八八）  
 二〇 竹ノ下（三八九～三九四）  
 二一 蔗所（三九五～四〇二）  
 二二 市木（四〇三～四〇五）  
 二三 西（四〇六～四〇八）  
 二四 十王（四〇九～四一四）  
 二五 前畠（四一五～四一七）  
 一マエバタケ（四一五）  
 二六 貴船（四一八～四四四）  
 一キフネ（四一八）  
 二七 長野山（四四六～四七九）  
 二八 多々良（四八〇～五二八）

二九 小不毛（五二九～五五七）

三〇 薩原（五五八～五九一）

三一 小屋ヶ鼻（五九二～五九五）

三二 抽ノ木（五九六～六四六）

三三 松ヶ園（六四七～六七五）

1ウエンダン（六六四）

三四 新園（六七六～六八五）

三五 小御堂（六八六～六九一）

三六 谷口（六九三～六九四）

1タニグチ（六九四）

三七 塔西（六九五～七〇三）

1アンノシタ（六九六）・2トウニシ（七〇一）

三八 西ノ谷（七〇四～七三〇）

1ナカシイエ（七一八）

三九 外園（七三一～七四四）

四〇 明覚（七四五～七五五）

四一 小迫（七五六～七五九）

四二 犀山（七六〇～七七二）

四三 炒兒（七七三～七八六）

四四 寺山（七八七～八〇一）

四五 風呂ノ本（八〇三～八一）

四六 南（八一九～八二八）

四七 西迎寺（八二九～八四二）

1コウノイケ（八三九）

四八 孝田（八四三～八六一）

1ミヨウケン（八五三）・2サイヨウジ（八五四）

四九 猫ヶ迫（八六三～八九三）

1ハゼヤマ（八六五）

五〇 高見（八九四～九五〇）

五一 迫（九五一～九八三）

五二 今在家（九八四～一〇〇七）

1ウエハシ（九八九）

五三 野入（一〇〇八～一〇九三）

五四 柳田（一〇九四～一一八）

五五 堂ノ下（一一九～一二一五）

1サネボウ（一一五一一～一五七・一一五九）

五六 繁神（一二一六～二三六一）

1ナガヌキ（一一六四～一一六七）・2ジュウオウ（一一一六）・

3ウメノキ（一二六八）・4ゴセギレ（一二九七）

五七 左山（一三六三～一五一）

五八 三札（一五一三～一五九〇）

1シタ（一五八四）

五九 由里（一五九一～一六三四）

六〇 向田（一六三五～一八〇〇）

六一 高野（一八〇一～一八三六）

六二 大平（一八三七）

六三 伊勢（一八三八～一八九〇）

六四 丸尾（一八九一～一九三七）

六五 狐石（一九三八～一九五四）

六六 保木（一九五六～一九七七）

六七	谷 (一九七八～一九八五)	九一	木白 (二四七〇～二四七六)
六八	長煙 (一九八六～二〇〇一)	九二	井ノ木 (二四七七～二四八九)
六九	井ノ木 (二〇〇三～二〇一九)	九三	平原 (二四九〇～二五〇一)
七〇	内河野 (二〇一〇～二〇四七)	九四	老町烟 (二五〇一～二五一〇)
七一	難野 (二〇四八～二〇五八)	九五	日場方 (二五一～二五二六)
七二	住吉 (二〇五九～二〇九七)	九六	墓山 (二五一七～二五二〇)
七三	西内河野 (二〇九八～二一一一)	九七	追田 (二五二一～二五三〇)
七四	高尾 (二二二二～二一五七)	九八	峯殿 (二五一四)
七五	加鶴 (二二五八～二二〇四)	九九	大良 (二五二五～二五三一)
七六	井ノ迫 (二二一〇五～二二二二)	一〇〇	中尾 (二五三五～二五三四)
七七	加羅木 (二二二三～二二五二)	一〇一	深迫 (二五三五～二五五〇)
七八	左山平原 (二二五三～二二五二)	一〇二	草場 (二五五一～二五六九)
七九	向田 (二三〇五～二二三一七)	一〇三	天神平 (二五七〇～二五八四)
八〇	鳥帽子 (二二二一八～二二三八)	一〇四	松ヶ本 (二五八五～二五八六)
八一	尾平 (二二二三九～二二三五)	一〇五	天神ノ前 (二五八七～二六〇一)
八二	尾追 (二二二五二～二二五七)	一〇六	市場 (二六〇三～二六二二)
八三	徳ヶ迫 (二二二五八～二二七三)	一〇七	雪松 (二六二二～二六三三)
八四	永迫 (二二二七四～二二九五)	一〇八	立平 (二六二四～二六二八)
八五	広園 (二二二九六～二三四一)	一〇九	宮烟 (二六二九～二六三三)
八六	恩ヶ迫 (二二三四二～二四四七)	一一〇	岡ノ山 (二六三四～二六四〇)
八七	出口 (二二四四八～二四五三)	一一一	鳥越 (二六四一～二六五五)
八八	丸山 (二四五四～二四五七)	一二二	大久保 (二六五六～二六五八)
八九	烟殿 (二四五八～二四六一)	一二三	大石ヶ平 (二六五九～二六七二)
九〇	鍛冶屋園 (二四六一～二四六九)		

一一四 横畠 (二六七三～二六八七)  
一一五 水口 (二六八八～二六九四)  
一一六 萩畠 (二六九五～二七一四)  
一一七 岡 (二七一五～二七三九)  
一一八 田ノ上 (二七三〇～二七三七)  
一一九 花田 (二七三八～二七四五)  
一二〇 柚ノ木 (二七四六～二七四九)  
一二一 笹ヶ尾 (二七五〇～二七七九)  
一二二 上園 (二七八〇～二七八九)  
一二三 宮ノ上 (二七九九～二八一三)  
一二四 富ノ本 (二八一四～二八二二)  
一二五 立葉園 (二八二三～二八二六)  
一二六 境園 (二八二七～二八二九)  
一二七 垣添 (二八三〇～二八四〇)  
一二八 1カキゾエ (二八三〇)・2カドバタケ (二八三七)  
一二九 中ノ迫 (二八四一～二八七六)  
一二九 西ノ迫 (二八七七～二九一九)  
一三〇 台良 (二九二〇～二九三三)  
一三一 大石ヶ本 (二九三一～二九四〇)  
一三二 光安 (二九四一～二九五三)  
一三三 三隅園 (二九五四～二九五七)  
一三四 米丸 (二九五八～二九六七)  
一三五 神ノ木 (二九六八～二九七二)

一三六 桑鶴 (二九七三～二九八五)  
一三七 倉園 (二九八六～二九八八)  
一三八 十二ヶ田 (二九八九～二九九二)  
一三九 宮ノ前 (二九九三～三〇〇一)  
一四〇 ジソウヤマ (三〇〇〇～三〇〇一)  
一四一 井ノ尻 (三〇一三～三〇一四)  
一四二 深田 (三〇一五～三〇一五)  
一四三 海添 (三〇一六～三〇四四)  
一四四 下田 (三〇四五～三〇五一)  
一四五 油長尾 (三〇五三)  
一五六 大神田 (三〇五五)  
一四七 両ヶ田 (三〇五五～三〇五九)  
一四八 小神田 (三〇六〇～三〇六三)  
一四九 鬼坪 (三〇六四～三〇七一)  
一五〇 保木ノ下 (三〇七一～三〇七三)  
一五一 油田 (三〇七四)  
一五二 行部作 (三〇七五～三〇七七)  
一五三 鶴田 (三〇七八～三〇八三)  
一五四 井田 (三〇八四～三〇九一)  
一五五 当堂田 (三〇九一)  
一五六 前川 (三〇九三～三〇九三)  
一五七 弓場ノ本 (三一〇四)  
一五八 風呂ノ本 (三一〇五)

一五九 石垣 (三一〇六三三一)

一六〇 別宮水 (三一一二三一一七)

一六一 四十田 (三一二八三三五)

一六二 御供田 (三一三六三四〇)

一六三 早田 (三一四一三一六六)

一六四 瓜川原 (三一六七三一七〇)

一六五 新堀 (三一七一三一八二)

一六六 土生田 (三一八三三二三五)

一六七 出口 (三一三六三一五)

一六八 峯田 (三一五二三一七六)

一六九 羽田 (三一七七三二九二)

一七〇 溝添 (三一九二三一九四)

一七一 用ノ坪 (三一九五三三一九)

一七二 志多田 (三三三一〇三三五〇)

一七三 十二ヶ添 (三三五一三三五九)

一七四 川原田 (三三六〇三三四一八)

一七五 岩瀬 (三四一九三三四二九)

一七六 1 インキヨ (三四一六)

一七七 米丸 (三四三〇三四三七)

一七八 野添 (三四三八三四六)

一七八 田平 (三四四七三四六九)

一七九 石垣 (三一〇六三三一)

一七九 伽羅 (三四七〇)

一八〇 宮原 (三四七一三四九六)

一八一 上山 (三四九七三五四)

一八二 山首 (三五二三三五四)

一八三 中山 (三五四一三六二九)

一八四 腰ヶ道 (三大三〇三六四〇)

一八五 箱畑 (三六四一三六五〇)

一八六 寺ノ谷 (三六五一三六五四)

一八七 久吉 (三六五五三六六四)

一八八 寺 (三六六五三六七一)

一八九 1 テラ (三六七〇)

一九〇 下山 (三六七二三六八六)

一九〇 塔ノ本 (三六八七三六九三)

一九一 櫻本 (三六九四三六九六)

一九二 中園 (三六九七三七〇九)

一九三 古久井 (三七一〇三七四五)

一九四 天道寺 (三七四六)

一九五 山添 (三七四七三七五七)

一九六 追ノ口 (三七五八三七八一)

一九七 1 ミズクチ (三七八〇三七八一付近)

1 ベンテンピラ (三四五九・三四六一・三四六二付近)

一九八 水ヶ本（三七八九～三八一五）  
一九九 勝負ヶ迫（三八一六～三八三四）  
二〇〇 平畠（三八三五～三八四一）  
二〇一 梶園（三八四二～三八四九）  
二〇二 永吉（三八五〇～三九〇四）  
二〇三 妙見平（三九〇五～三九一四）

△両子▽

- 一 園田（一五～一四）  
1ニシ（一一）  
二 園田ノ上（一五～大〇）  
三 伽羅（六一～七八）  
四 水ヶ迫（七九～一〇一）  
1マルヤマ  
五 川原（一〇三～一五）  
1インキヨ（一二五）・2クボヤシキ（一二六）・3ウエンハ  
シ（一三五）・4カワラ（一四五）  
六 峯ノ上（一五二～一八一）  
七 德光（一八三～二一一）  
八 天徳（一一一）  
九 師坊（一一〇～一〇五）  
一〇 財間（三〇六～三六四）  
1フクトク（三一四）  
一一 二郎丸ノ上（三六五～四五一）  
1◎ムコダイ（一四五）
- 一二 二郎丸（四五三～四七八）  
一三 中屋敷（四七九～五四一）  
1ナカヤシキ（四九九）  
一四 迫田（五四二～五六六）  
一五 東ノ上（五六七～六〇八）  
一六 徳代（六〇九～七二二）  
一七 中ノ迫（七二三～七六三）  
一八 河内ヶ迫（七六四～八〇八）  
一九 堂ヶ迫（八〇九～八三四）  
二〇 新屋敷（八三五～八六九）  
2エソノキ（八五五）  
二一 小園（八七〇～九二七）  
1ニシキヨゼ（九〇一）・2コゾノ（九一一）  
二二 小園ノ上（九二八～九五六）  
二三 平石（九五七～九六八）  
二四 馬場（九六九～九八三）  
二五 壱反田（九八四～一〇六六）  
1カワバタ（九八八～九九一・一〇〇一・一〇〇三・一〇〇四・一〇〇五・一〇一〇）・  
3ムゼオサ（一〇〇一）  
二六 上馬場（一〇六七～一〇九一）  
二七 笹ヶ尾（一〇九二～一〇五）  
二八 久保殿（一一〇六～一一三三）  
二九 山添（一一三四～一四八）  
一〇ムコダイ（一四五）

- 三〇 実相坊（一四九～一九三）
- 一〇 ムコダイ（一八五～一八六・一八八・一九一）
- 三一 大般若（一九四～二三九）
- 三二 一ノ井手（一二四〇～一二八）
- 三三 樅ノ木（一二四九～二七七）
- 三四 1シタゲノキ（一二四九）・2ヤンタケ（一七三）
- 三五 弥猿（一二七八～一三一四）
- 三六 枕立（一三一五～三五〇）
- 三七 八間石（一三五～一三七七）
- 一オ ヤウシンハナ（一三七〇）
- 三八 六地藏（一三七八～一四一〇）
- 一ケンノキ（一三七九～一三九一）・一三九二～一三九七・一  
 三九八・2シンヤシキ（一四〇一）
- 三九 平床（一四一三～一四一四）
- 四〇 中ヶ谷（一四一五～一四一九）
- 四一 下り松（一四二〇～一四二三）
- 四二 代（一四二四～一四二一）
- 四三 広畑（一四四三～一四七四）
- 四四 初着岩（一四七五～一四八一）
- 四五 内ヶ所（一四八三～一五〇三）
- 四六 西（一五〇四～一五四五）
- 四七 両子山（一五四六～一五五七）
- 四八 走水（一五五八～一五八九）
- 四九 上ノ原（一五五八～一六〇一）
- 五〇 多新烟（一六〇二～一六一八）
- 五一 山ノ神（一六一九～一六二六）
- 五二 燐切（一六二七～一六四五）
- 五三 上畑（一六四六～一六五一）
- 五四 神岩（一六五二～一六八四）
- 五五 一ノ払（一六八五～一七三七）
- 五六 山ノ下（一七三八～一七五九）
- 五七 竹ノ本（一七六〇～一七八〇）
- 五八 米山（一七八一～一八一一）
- 五九 払山（一八一二～一八三〇）
- 六〇 柳ノ本（一八三一～一八五）
- 六一 払（一八五七～一九三五）
- 一カミテダイ（一八五七～一八六五～一八六八～一八七〇・  
 一八七一～一八九五）・2ソラ（一八七五）・3シモテダイ（一  
 九〇九～一九一一～一九一八）・4サコダ（一九三三）
- 六二 神ノ森（一九三六）
- 六三 宮ノ上（一九三七～一九四九）
- 六四 上ノ追（一九五〇～一九八五）
- 五六 向田（一九八六～一〇〇八）
- 一ヒソロキ（一九九八～一〇〇三・一〇〇四）・2ミズトウシ  
 （一〇〇六～一〇〇七）
- 六六 橫峯（一〇〇九～一〇七九）
- 一セス（一〇一〇）・2ヤセダ（一〇〇九）・3オオサ（一〇  
 一〇）・4デーマン（一〇一三）・5ヨコオサ（一〇一四）・6

シモンタ (二〇一七)・カミチ (二〇五九)

- 六七 別荘出 (三〇八〇~二〇九六)  
六八 園ノ上 (二〇九七~二一三八)  
六九 中ノ尾 (二一三九~二一九四)  
七〇 巳尾 (二一九五)  
七一 天水 (二一九六~二一一四)  
七二 中尾ノ下 (二二三五~二二九四)  
七三 早田 (二二九五~二三三〇)  
七四 道面 (二三三四~二三七九)  
七五 山王田 (二三八〇~二三九九)  
七六 正月田 (二四〇〇~二四六八)  
七七 墓ノ丸 (二四六九~二五〇五)  
七八 神命 (二五〇六~二五七〇)  
七九 権現田 (二五七一~二六〇五)  
八〇 明徳田 (二六〇六~二六三一)  
八一 川原田 (二六三一~二七〇七)  
八二 大万坊 (二七〇八~二七二七)  
八三 新地 (二七二八~二七四六)  
八四 鬼田 (二七四七~二七五〇)  
八五 上川原田 (二七五~二七八七)  
八六 田中丸 (二七八八~二九二三)  
八七 上田中 (二九二四~二九八四)  
八八 平原 (二九八五~二九九九)  
八九 墓堂 (三〇〇〇~三〇三三)  
九〇 下田中 (三〇三四~三〇六七)

△山浦▽

- 一 福出 (一~六三)  
二 陽春田 (六四~一〇八)  
三 いマイ (一〇三)  
三 櫻木田 (二〇九~一四三)  
一 シンタク (一四〇)  
四 今井ヶ平 (一四五~一〇四)  
五 砂子 (二〇五~二九二)

- 九一 法眼 (三〇六八~三〇九五)  
九二 岡 (三〇九六~三一三)  
九三 工圃 (三一~四~五~五)  
九四 平石 (三二一六~三二四七)  
九五 大良 (三三四八~三三〇八)  
九六 明徳 (三三〇九~三三五一)  
九七 小畑 (三三五一~三三七一)  
一オク (三三一一〇)  
九八 小畑ノ上 (三三七一~三三九九)  
九九 前 (三四〇〇~三四一五)  
一〇〇 葵王丸ノ上 (三四一六~三四六二)  
一〇一 葵王丸 (三四六三~三五三四)  
一〇二 小迫 (三五三五~三五六一)

- 一ノデ (二四〇)・2タブチ (二六一)・3インキヨ (二六二)  
 4ナカマ (二六三)・5ニシ (二六九)
- 六 宮ノ本 (二九三・三四四)
- 一オク (三〇)・2ビウンヤハ (三一四)・3ナカズリ (三二七・三二九・三三一～三三六)・4ニナジリ (三三〇)
- 七 小瀬原平 (三四五・三六七)
- 八 向田 (三六八・四〇四)
- 九 西向田 (四〇五・四一七)
- 一〇 向田平 (四一八・四五三)
- 一一 鉤尾 (四五四・五二六)
- 一二 巻二田 (五二七・大三八)
- 一三 光山 (六三九・六九九)
- 一四 密栗院 (七〇〇・八六〇)
- 一五 1カミヤマ (六五一)・2ヤマテ (六九六)
- 一六 神手 (九〇六・九五五)
- 一七 大谷 (九五六・九九三)
- 一八 井ノ上 (九九四・一〇五)
- 一ムコウ (一〇〇七)・2ヘーヤ (一〇二八)
- 一九 水落 (一〇五三・一〇九九)
- 二〇 カゲ平 (一一〇〇・一一五)

### 八 矢 川 ヴ

- 一 馬場 (一・五五)
- 二 川又 (五六・一三三)
- 三 下矢川 (一三四・二一五)
- 1クボヤシキ (一八八・一九〇)

- 二一 鹿那瀬 (一一五三・二八一)
- 一オオニシ (一・五四)・2ワカヤ (一・五七)
- 二二 大山 (一二八・一三一六)
- 二三 正月屋敷 (一三一・一三六四)
- 1カドヤツ (一三五)・1ミヤツ (一三五四東部)

- 二四 大久保 (一三六五・一四二九)
- 二五 板木 (一四三〇・一四九〇)

- 二六 前田 (一四九・一五七五)
- 1ミヤンサキ (一五三一)

- 二七 追 (一五七六・一六四一)
- 二八 西 (一六四二・一七一八)

- 1ヒガシノウエ (一七一〇)
- 二九 橋ノ本 (一七一九・一八〇〇)

- 三〇 山ノ田 (一八〇一・一八四八)
- 三一 丸尾 (一八四九・一八一六)

### 一 五 川原田 (八六一・九〇五)

- 1テラノウエ (九〇四・九〇五)

四 大平 (二一六五・三一三〇)

1ハイシンドイ (一三三一・一三四・一五四・一五六) · 2△

サコ (三三〇)

五 鳥越 (三二四・三七九)

1ハチバタケ (三五二)

六 尾松 (三八〇・三九八)

1ソノヤシキ (四〇九)

七 久石 (三九九・四七七)

八 前田 (四七八・五四八)

1オカタダイ (五一二・五一六・五二三)

九 大内迫 (五四九・六一三)

1タカオ (五八七付近)

一〇 向田 (六一四・六九一)

1ムカイダ (六四三・六四四・六五〇)

一一 宮ノ上 (六九二・七五九)

一二 広坪 (七六〇・八〇九)

一三 新淵 (八一〇・九〇三)

1ヤマンクチ (八三八)

一四 長瀬 (九〇四・一〇一二)

1ジンデン (一〇三八・一〇四二・一〇四九・一〇五一) · 2

ジンデ (一〇六四)

一六 墓敷 (一〇九八・一八五)

1オドリバカ (一一三八・一三九) · 2アンノウエ (一四九) · 3アンノシタ (一五〇) · 4ウエンサコ (一五五)

四 流田 (三九四・四五〇)

一七 中之道 (一八六・二六四)

1ナカノサコ (一二一〇) · 2タケノスヒ (一二二一四) · 3ア

ンチ (一二二七)

一八 花付 (一二六五・三二六)

1マツガサコ (一二七七)

一九 大中野 (一三一七・一四〇一)

1ソウノキ (一三七〇)

二〇 其田 (一四〇一・一四六一)

1シンタク (一四四一)

二一 上大坪 (一四六三・一五〇四)

二二 大野 (一五〇五・一五四一)

二三 原 (一五四三・六一七)

二四 知幸坊 (一六一八・一六八四)

二五 城ヶ谷 (一六八五・一七六九)

1イツボ (一六八七)

二六 大坪 (一七七〇・一八五二)

二七 烟成 (一八五三・一九五八)

△ 朝 来 ▽

一 京德 (一五・一四五)

二 尾迫 (一四六・二六七)

三 黄船 (一六八・三九三)

1ヘゲ (二七八)

四 流田 (三九四・四五〇)

- 五 大石ヶ本 (四五二～五八二)  
六 鳥越 (五八二～七二九)  
一〇 1テラオ (五九二)・2オクノソノ (六一九)  
七 広舞 (七三〇～八〇一)  
八 八反田 (八〇二～八八四)  
九 中原 (八八五～九八二)  
一〇 猿喰 (九八三～一〇七〇)  
一一 内屋敷 (一〇七一～一二三七)  
一二 新涯 (一一三八～一二九三)  
一三 桟築 (一二九四～一三六四)  
一四 谷ノ上 (一三六五～一四一八)  
一五 中野 (一四一九～一四二五)  
一六 平原 (一四二六～一五六九)  
一七 平原ノ下 (一五七〇～一六一〇)  
一八 寺野 (一六二一～一七五八)  
一九 1シモテ (一七〇〇)・2ヘヤ (一七〇七)  
二〇 一鉢 (一八六一～一九七三)  
二一 栗ノ木田 (一八七四～二〇七四)  
二二 小屋光 (二〇七五～一九三)  
二三 若名田 (二一九四～二三二四)  
二四 宇津ヶ原 (二三二五～二三六三)  
二五 宮原 (二三六四～一四五五)  
二六 間方 (二四五六～一五二七)  
二七 宮園 (二五一八～一七一八)

### △ 明治 ▽

- 一 山捨 (一～一七三)  
1ハタケダ (三～五・七・九・一)・2スボタ (五八)・3  
サルガワ (一六三)  
二 大坪 (一七四～三三八)  
1オオツボ (一八七)・2ヒナタ (二〇六)・3イノサコ (一  
四六)・4ヒラノクチ (二五七)・5シヨヤモト (二二六)・6
- 二八 宮ノ前 (二七一九～二九二六・四二三七～四一五二)  
二九 松ヶ本 (二八二七～二九二六・四二二七～四二三六)  
一ヤドタ (二八二六～二八三九)  
三〇 大田 (二九二七～三〇一三)  
三一 田中 (三〇一四～三〇七五)  
三二 前田 (三〇七六～三一九八・四二五四～四二六二)  
三三 権現 (三一九九～三三一七)  
三四 吉行 (三三一八～三四七〇・四二二三～四二二六)  
三五 陣ノ内 (三四七一～三五八三)  
一ヤマオカ (三五五七)・2サカヤ (三五七五)・3ミネザ (三  
五八三)  
三六 天神山 (三五八四～三七五)  
三七 中ノ段 (三七五二～三八九九)  
三八 上油原 (三九〇〇～四〇二一)  
1ガクニワ (三九九三付近)  
三九 下油原 (四〇二二～四二二二)

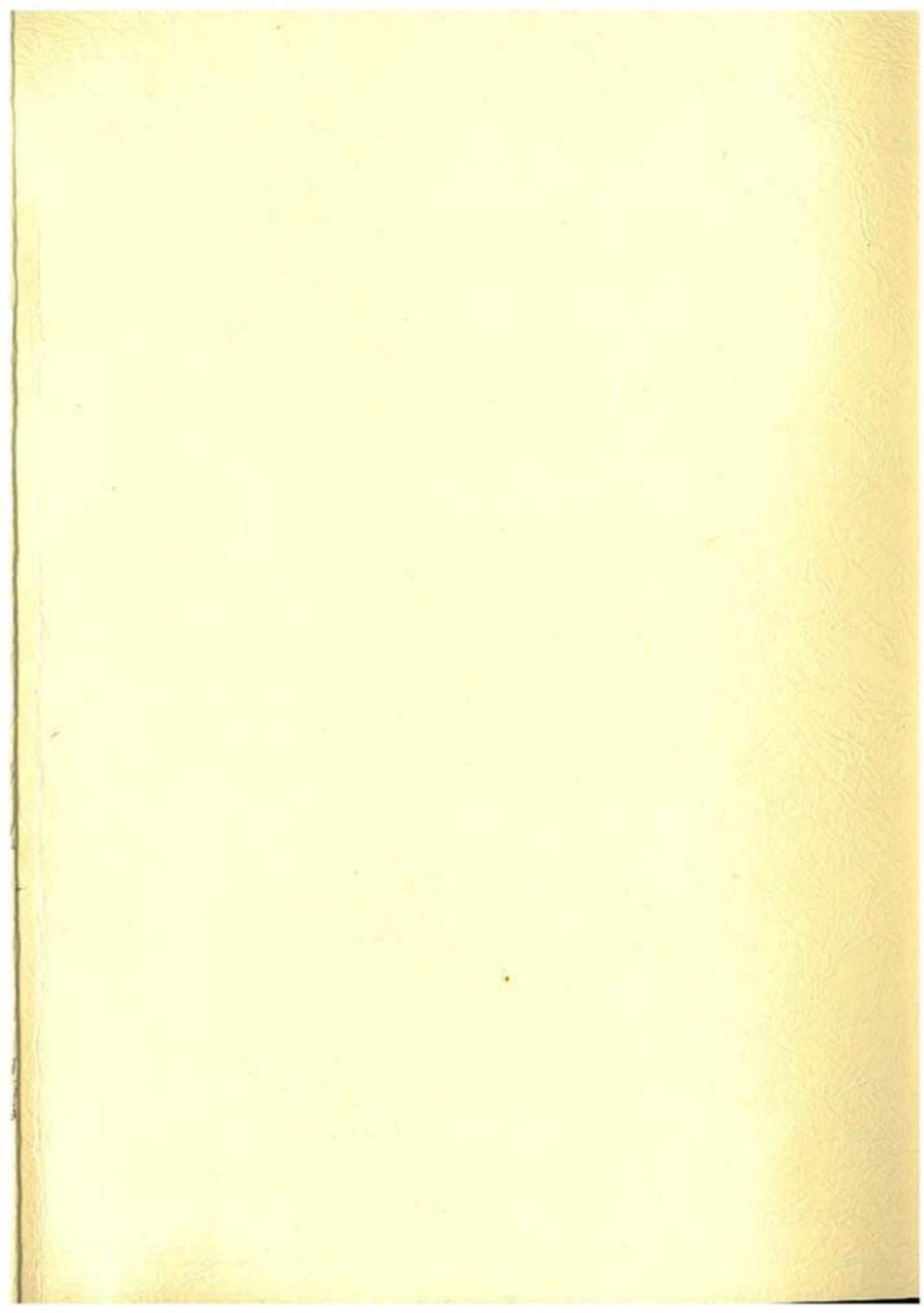
- ピワオサ(三三一)・7ヒロオサ(三三一)・8ミネノシタ(三  
 三六)  
 三 寺田(三三九～四九八)  
 四 尾園(四九九～七五二)  
 1 杉園(五四〇・五五四)・2ウエノハル(五八四～五八六)  
 3ウサジ(六一五～六二九付近)・4ホウキヨウ(七一～七  
 一四付近)  
 五 多々良元(七五三～九一三)  
 六 屋形(九一四～一〇五六)  
 1ヤカタ(九七四・九六一・一〇三四～一〇三六・一〇一五  
 一〇一八・一〇二八)  
 七 高地(一〇五七～一五一)  
 八 竹ノ下(一一五三～一四一七)  
 九 横道(一四二八～一五八四)  
 1テンジンタ(一四三六・一四三七)・2ホトケダ(一五〇六)  
 3クボタ(一五一六)  
 一〇 平田(一五八五～一六八一)  
 一一 尾崎(一大八二～一七二五)  
 一二 宮ノ平(一七二六～一七九一)  
 一三 捻ケ追(一七九二～一九〇一)  
 一四 川床(一九〇三～一〇一九)  
 一五 益ヶ原(一〇一～一〇七)  
 一六 萩ヶ迫(一〇一～一〇七)  
 一七 寺園(一一〇八～一一七)
- 一八 金剛院(一一七四～一四三九)  
 一九 後田(一四四〇～一五〇七)  
 二〇 半田(一四四〇～一五八四)  
 二一 大久保(一五八五～一七四八)  
 一ヤネタ(一六一五・二六一六・二六九八・一七〇一・一七  
 ○七)  
 二二 吉行(一七四九～二八九五)  
 1ミナミイシヤ(一八七二)  
 二三 柿ノ木(一八九六～三一一七)  
 二四 岩詰(三一一八～三一〇四)  
 二五 中國(三一〇五～三三三一)  
 1コザン(三一五〇・三一五一)  
 二六 中園田(三三三三一～三四一六)  
 二七 切畑(三四一七～三七一〇)  
 二八 蕃屋(三七一～三九五〇)  
 1ナカマ(三七一〇)・2オシヤモト(三七一八)・3ヒラゾ  
 ノ(三七九一)・4フクミツ(三七九五)・5オバナ(三八  
 一一)・6トクマツ(三八一三)  
 二九 市ノ尾(三九五～四二九一)  
 三〇 中畑(四一九一～四五五〇)  
 三一 大内(四五五一～四六一五)  
 三二 本手(四六一六～四六八七)  
 1タツノツボ(四六二四～四六二六)  
 三三 輻屋下(四六八八～四八四二)  
 1ヤネンシタ(四七〇三)・2シッタンガツボ(四八二一)

三四 桜代（四八四三・四九六三）  
三五 新開（四九六三・五〇〇五）  
三六 高盛（五〇〇六・五〇三八）

一テラダ（五〇二六・五〇三一・五〇三五・五〇三七）  
三七)

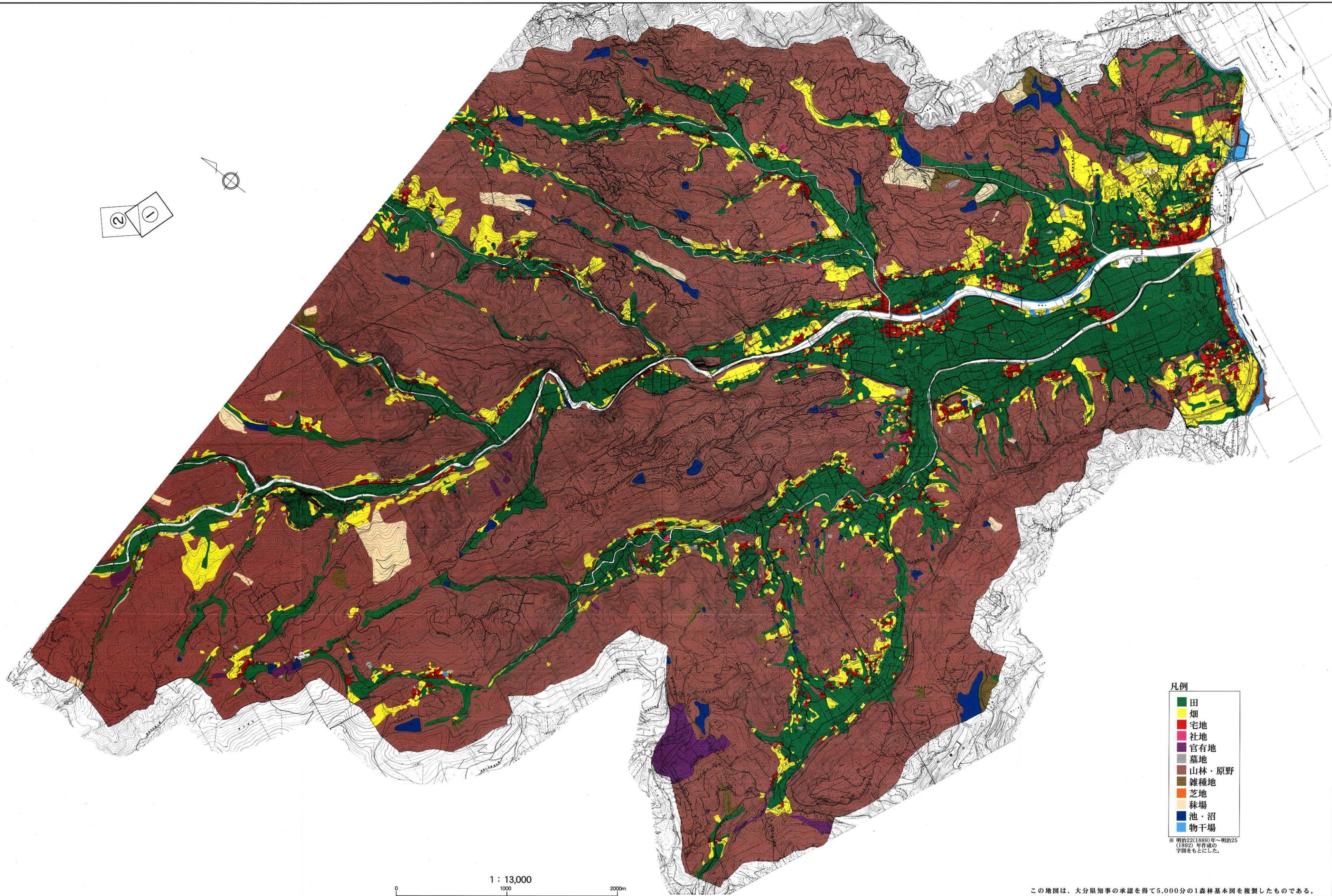
## 報告書抄録

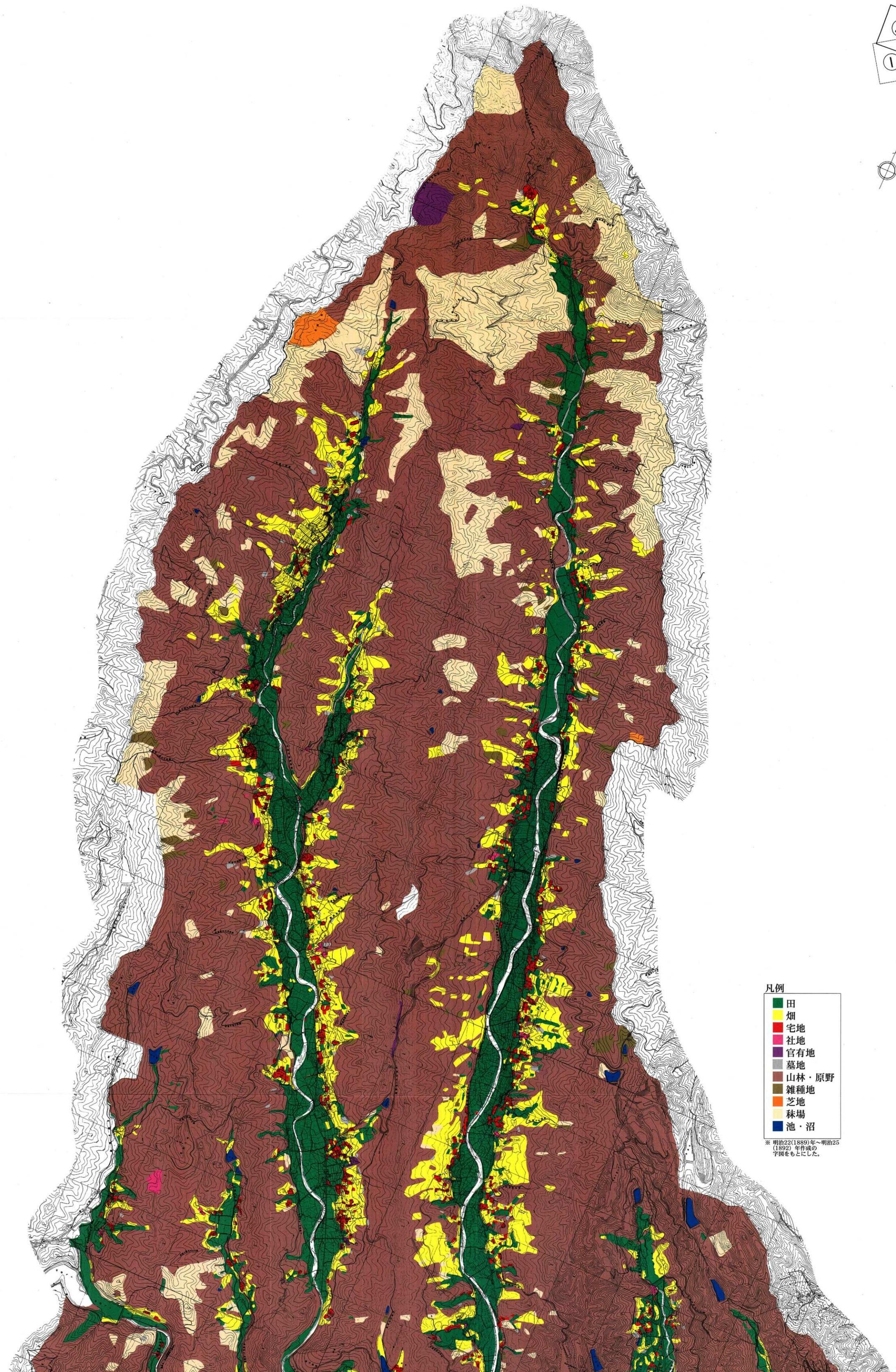
ふりがな	ぶんごのくにあきごうのちょうさ しりょうへん							
書名	豊後國安岐郷の調査 資料編							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第7集							
編著者名	櫻井成昭							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2003年3月31日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
安岐郷	大分県 東国東郡 安岐町	443255				990401 5 040331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺跡	主な遺物	特記事項			
安岐郷	莊園村落	中世～近代						



付図A-1

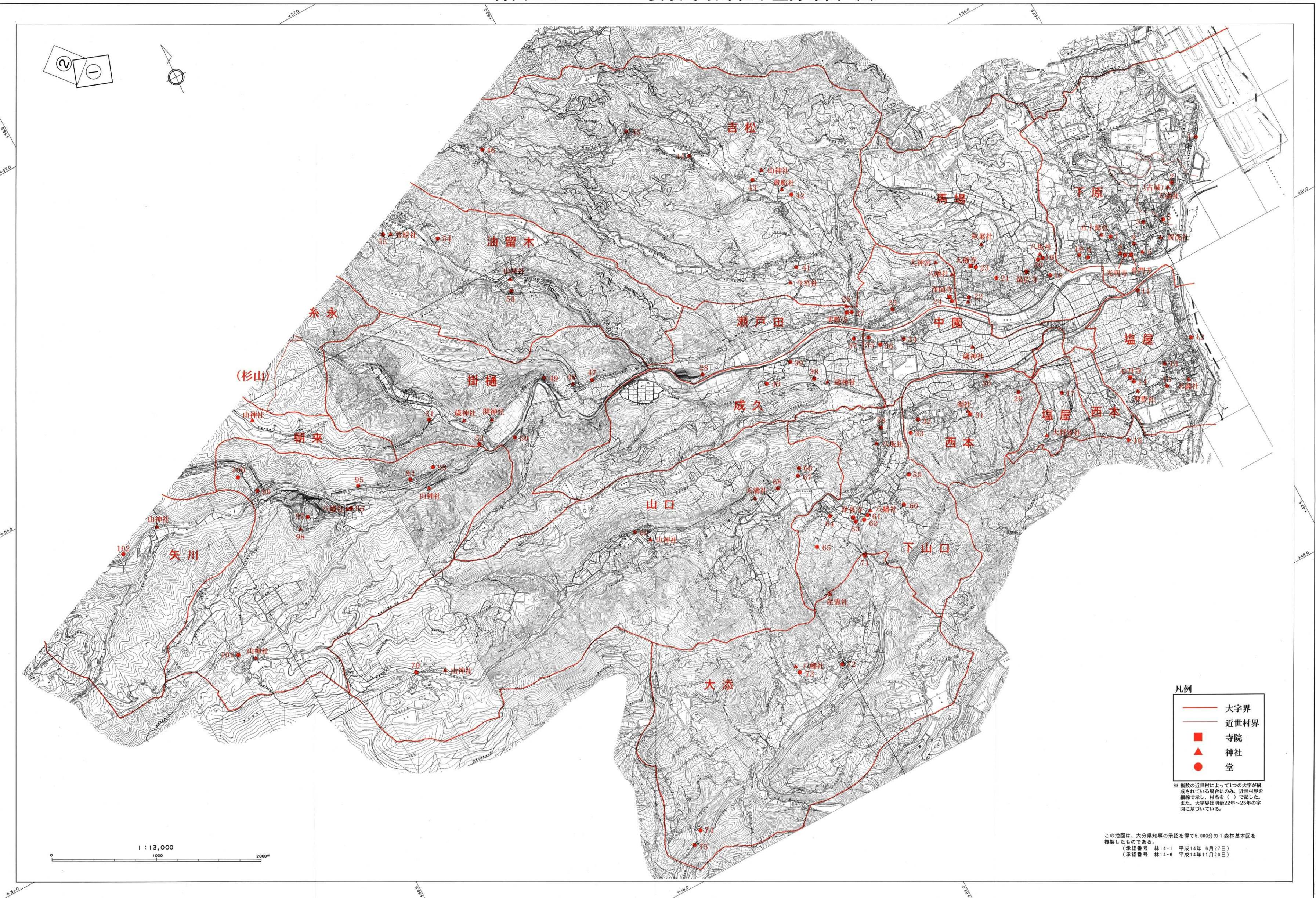
明治期安岐町域土地利用図（1）





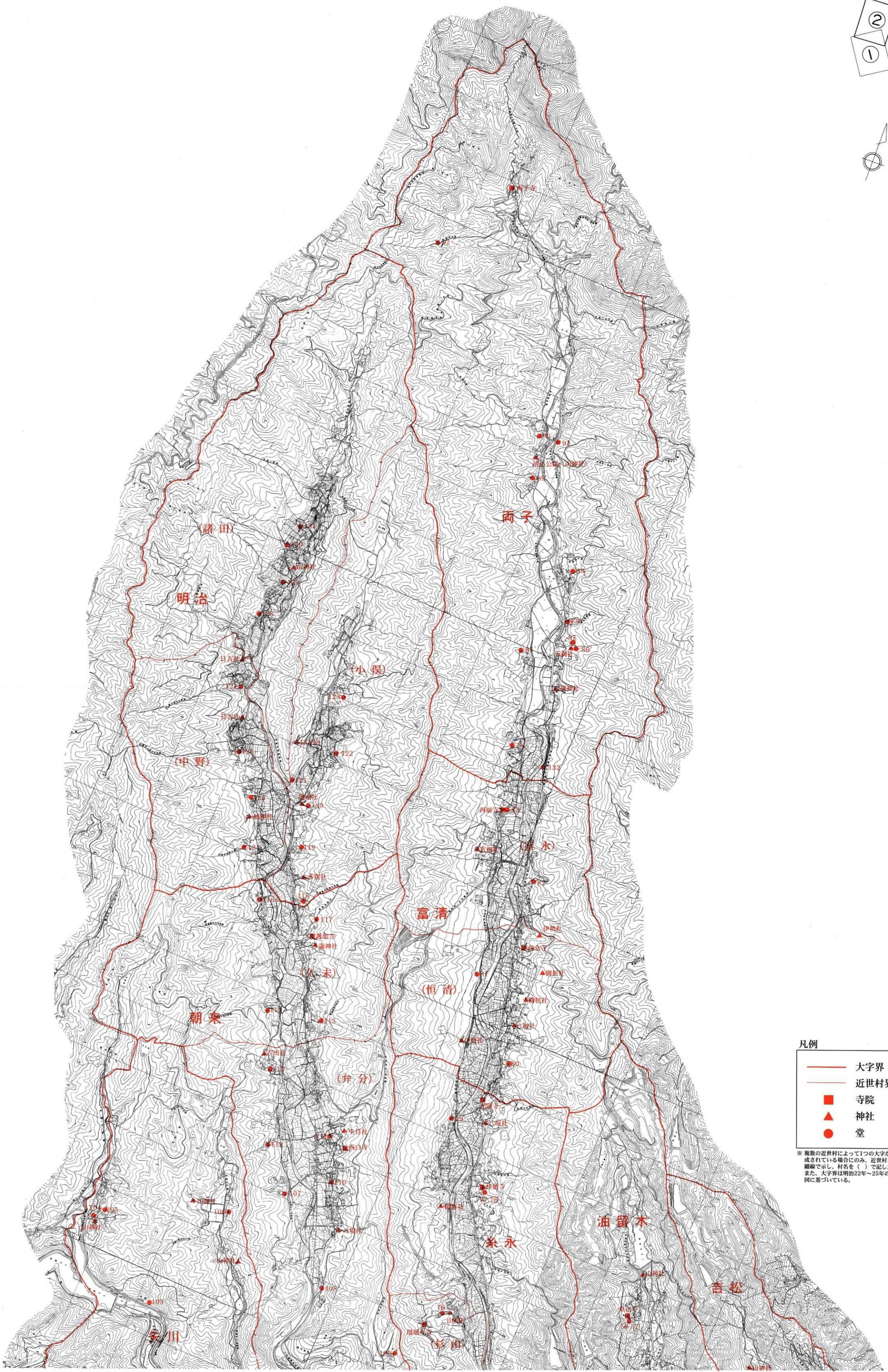
付図A-3

安岐町域寺社小堂分布図（1）



付図A-4

## 安岐町域寺社小堂分布図（2）



付図A-5

安岐町域灌漑概況図（1）

